

平成25年度調査
駅前放置自転車の現況と対策

 **東京都青少年・治安対策本部**

目 次

第1 放置自転車を取り巻く状況

1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況	
(1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移	3
(2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移	6
(3) 区市町村別駅周辺放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況	7
(4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況	8
(5) 放置台数が多い駅(上位10駅)	20
(6) 区市町村別乗入状況(乗入駅数、乗入台数)	22
(7) 乗入台数が多い駅(上位20駅)	23
(8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移	24
2 自転車等駐車場の整備状況	
(1) 自転車等駐車場数の推移	26
(2) 収容能力及び実収容台数の推移	26
(3) 設置者別収容能力の推移	27
(4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の推移	27
(5) 自転車等駐車場の整備状況(構造、敷地形態、面積、収容能力等)	28
(6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等	36
(7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況	44
3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況	
(1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移	46
(2) 撤去した自転車等の処分内訳(平成24年度)	46
(3) 区市町村の撤去・返還・処分状況(平成24年度)	47
(4) 処分の内訳(区市町村別)	48
(5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先	51
(6) 撤去自転車等の保管場所の状況	52

第2 区市町村の担当組織・取組

1 担当組織	55
2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等	57
3 放置自転車対策費	
(1) 対策費(歳出額・歳入額)の年度別推移	59
(2) 地域別自転車対策費(歳出額)の年度別推移	60

(3) 区市町村における対策費の概況	61
(4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳	62
(5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳	63
4 区市町村における条例制定等	
(1) 制定状況一覧	67
(2) 条例の主な制定内容	68
5 放置禁止区域等の指定状況	78
6 条例による自転車等の駐車場附置義務	80
7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)	84
8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況	88
9 放置自転車対策事例	89

第3 財政制度

1 自転車等に関する財政制度	95
2 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)	97
3 都市計画自転車駐車場整備事業(国庫補助金)	99
4 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)	104
5 社会資本整備総合交付金(国庫補助金)	105
6 特別区都市計画交付金(都支出金)	107
7 市町村土木費補助事業(都支出金)	110
8 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業	111
9 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業	113

第4 参考

1 自転車等の保有・登録・生産状況	125
2 自転車関係団体	132
3 関係法令	135

－ 凡 例 －

1 用語の定義

- (1) 自転車等
自転車及び原動機付自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車
道路交通法第2条に規定する排気量50cc以下の原動機付自転車(以下略記は、「原付」とする。)をいう。
- (3) 自転車等の放置
自転車等が自転車等駐車場以外の公共の場所に置かれ、当該自転車等の利用者が当該自転車等から離れて直ちに移動できない状態をいう。
- (4) 駅周辺
原則として鉄軌道駅から概ね半径500m以内の区域をいう。
- (5) 放置台数
駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車(以下略記は、「自二」とする。)の放置台数をいう。
- (6) 収容能力
自転車等駐車場の整備計画上の収容予定台数をいう。ただし、整備計画に台数の定めがない場合は、原則として、自転車は一台当たり幅40cm、原動機付自転車は一台当たり幅60cmで算出した。なお、実収容台数が収容予定台数を上回る場合は、実収容台数を収容能力として採用した。
- (7) 実収容台数
調査時において、自転車等駐車場に実際に駐車している台数をいう。
- (8) 乗入台数
調査時における放置台数と実収容台数を合わせた台数をいう。

2 調査方法

主として以下の項目について、区市町村へ調査を依頼し、結果を集計した。

- (1) 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況
平成25年10月の晴天の平日のうち任意の一日、概ね午前11時頃の駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数

(2) 駅周辺における自転車等駐車場の設置状況等

平成25年8月末現在の自転車等駐車場の設置及び利用状況

(3) 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

平成24年度中の撤去・返還・処分状況

なお、撤去台数と「返還台数と処分台数」の合計値は、以下により一致しない。

- ① 返還台数、処分台数には、平成23年度中に撤去した自転車等の返還台数、処分台数が含まれる場合がある。また、平成24年度中に撤去した自転車等の中には、平成25年度中に返還又は処分されるものが含まれる。
- ② 処分台数には、粗大ごみとして収集されたもの及び自転車駐車場内に長期間放置された撤去台数に含まれないものも計上している場合がある。

3 調査対象区域

島しょ地区を除く東京都内区市町村

4 集計方法

(1) 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数

東京駅のように、複数の区市町村が関係する駅については、それぞれの区市町村ごとに計上した。

また、小川町駅・淡路町駅のように、異なる路線の複数の駅が近接している場合、複数の駅を一つの駅とみなして調査していることもある(駅名を併記)。

(2) 撤去自転車等の処分台数

廃棄、資源活用、リサイクル用途活用の三つに区分し、それぞれ集計した。

※ 廃棄とは、処分費用を支払い(有償)又は無償で自転車等を処分するものをいう。

※ 資源活用とは、鉄くず等再資源化を前提とした売却及び譲渡をいう。

※ リサイクル用途活用とは、自転車等の機能をとどめたまま売却、譲渡、地方公共団体の自己利用等の形で再利用に供されたものを指す。

第1 放置自転車を取り巻く状況

1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

- (1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移
- (2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移
- (3) 区市町村別駅周辺放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況
- (4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況
- (5) 放置台数が多い駅（上位10駅）
- (6) 区市町村別乗入状況（乗入駅数、乗入台数）
- (7) 乗入台数が多い駅（上位20駅）
- (8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移

2 自転車等駐車場の整備状況

- (1) 自転車等駐車場数の推移
- (2) 収容能力及び実収容台数の推移
- (3) 設置者別収容能力の推移
- (4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の推移
- (5) 自転車等駐車場の整備状況（構造、敷地形態、面積、収容能力等）
- (6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等
- (7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況

3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

- (1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移
- (2) 撤去した自転車等の処分内訳（平成24年度）
- (3) 区市町村の撤去・返還・処分状況（平成24年度）
- (4) 処分の内訳（区市町村別）
- (5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先
- (6) 撤去自転車等の保管場所の状況

第1 放置自転車を取り巻く状況

1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

(1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移

- ・放置台数は、平成2年の約24.3万台をピークに年々減少傾向にある。
- ・従来の調査方法(自転車100台以上、原付と自二については合わせて50台以上のみを計上)による放置台数は、28,256台(前年度比 6,444台減少)となった。一方、自転車、原付及び自二各1台以上を調査した放置台数は46,752台(前年度比 6,044台減少)となった。
- ・駅前放置自転車等実態調査は、昭和52年から総理府(現内閣府)が隔年で全国調査を実施し、全国調査が行われない年は、都が単独で調査を実施している。

－ 調査方法の変更について －

放置台数

きめ細かく放置の実態を把握し、放置自転車を解消するための対策に活かすため、**平成24年度調査から**これまでの全国一律の調査方法(自転車は100台以上、原付・自二はあわせて50台以上の放置がある駅を調査対象とする。)に加え、自転車、原付及び自二各1台以上の放置がある駅を調査対象としている。

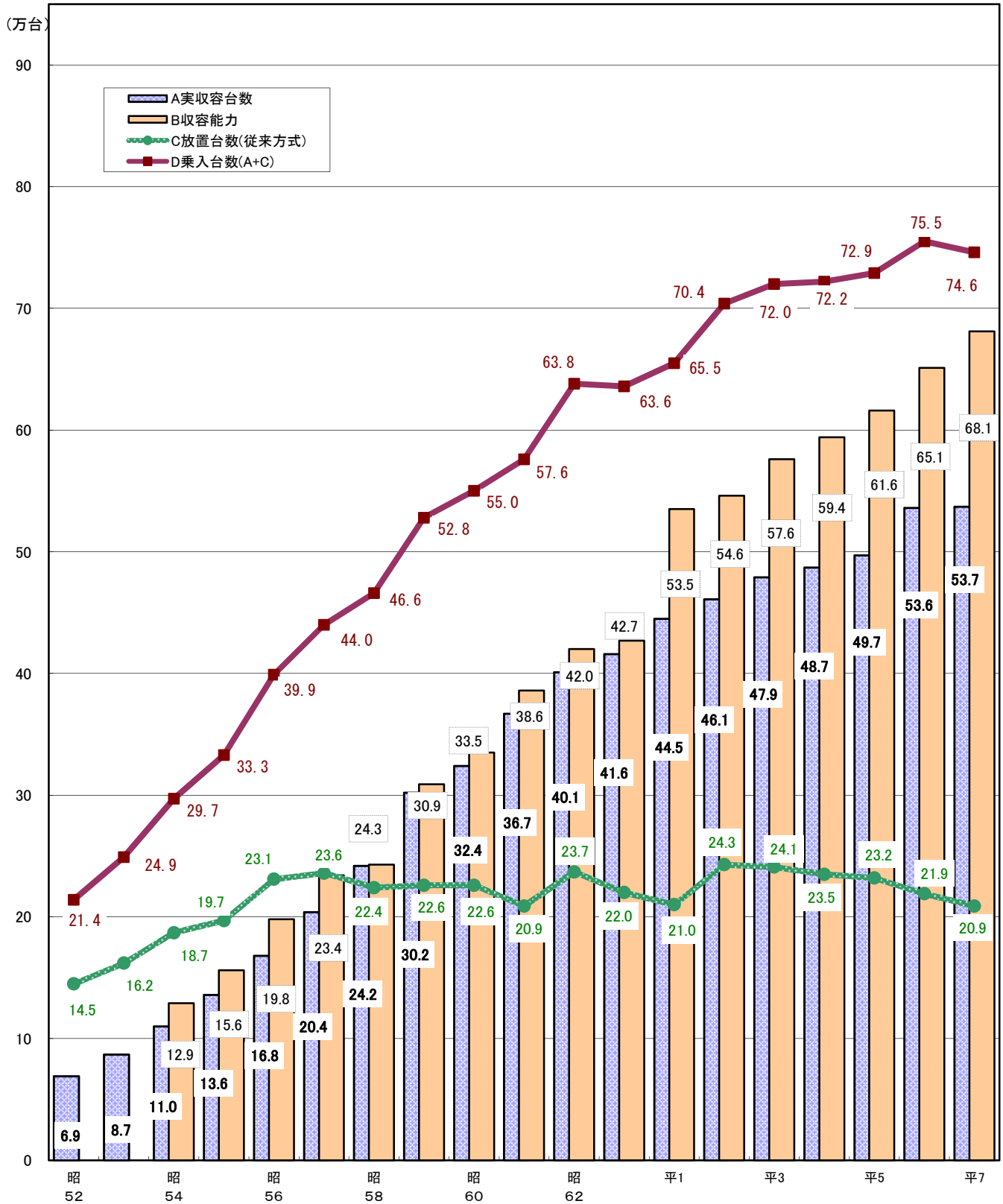
全国調査における原付及び自二の放置台数調査については、前回までの調査(平成23年度全国調査)において調査対象の駅及び放置台数の大幅な減少がみられたことから、内閣府は放置車両対策が十分に進んだと判断し、また、各自治体における作業負担軽減にも考慮し、今回の調査より実施しないこととしている。しかしながら、前述のようにきめ細かく放置の実態を調査する必要性や統計の連続性を考慮し、都では引き続き原付及び自二についても調査対象とした。

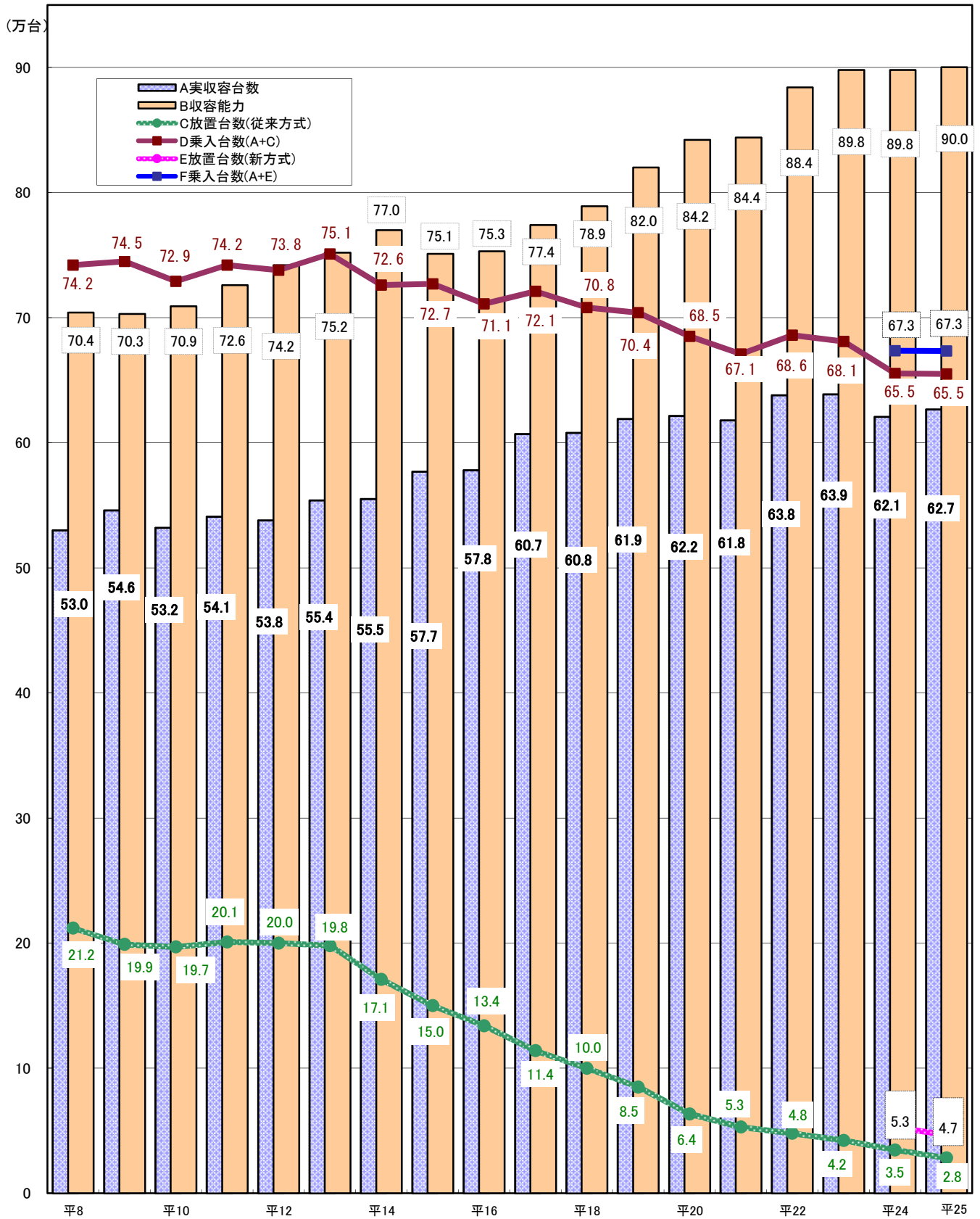
(調査対象となる駅)

	～平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	自転車	原付・自二	自転車	原付・自二	自転車	原付・自二
都調査	100台以上	あわせて50台以上	1台以上	各1台以上	1台以上	各1台以上
全国調査(内閣府)					100台以上	

<下図の凡例について>

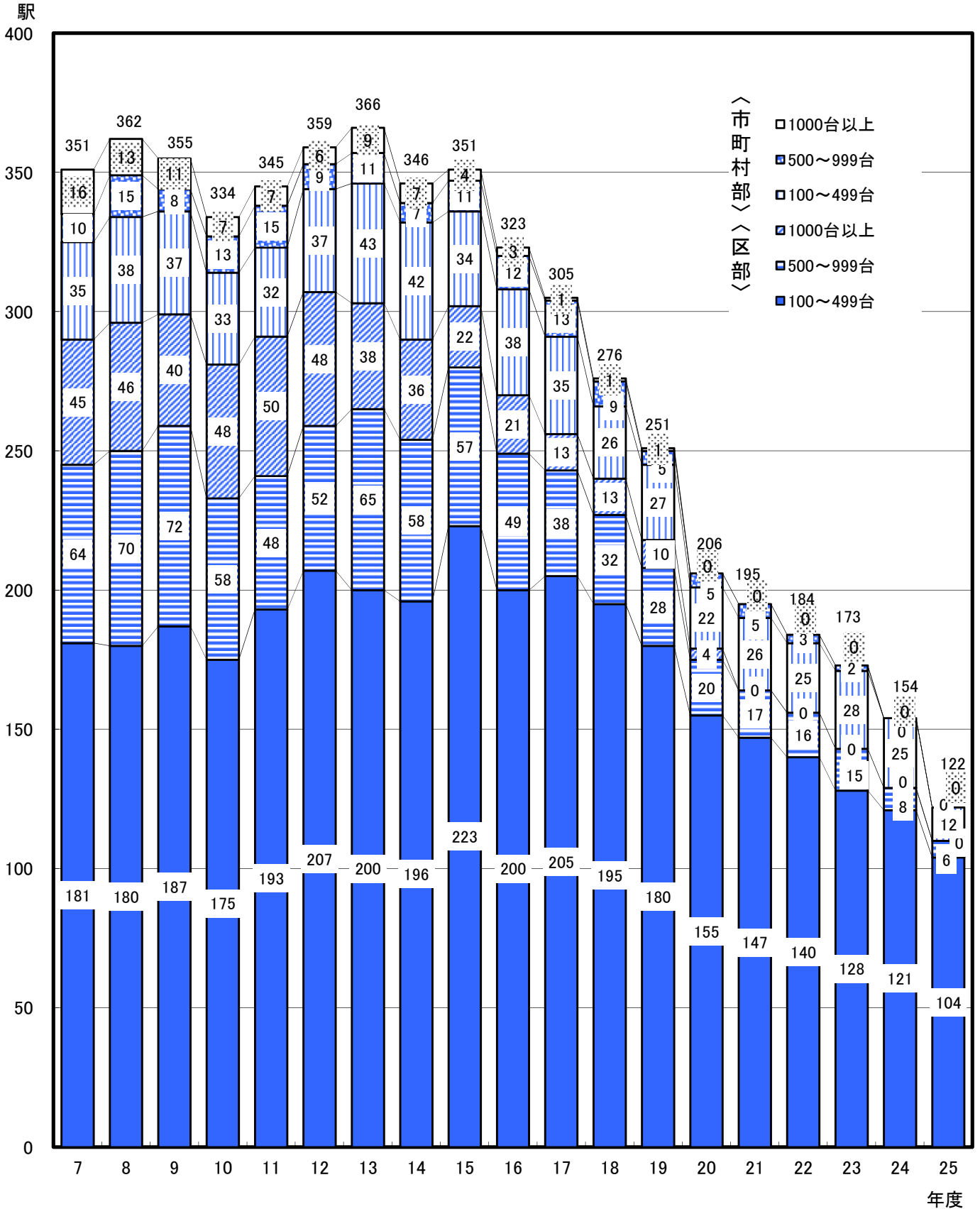
- C 放置台数（従来方式）：自転車100台以上、原付と自二については合わせて50台以上のみを計上
- E 放置台数（新方式）：自転車、原付及び自二各1台から計上





(2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移

- ・駅周辺の放置自転車が100台以上の駅は122駅であり、平成16年以降毎年減少している。
- ・駅周辺の放置自転車が1000台以上の駅は、平成20年以降存在しない。
- ・放置自転車が100台以上ある駅数はピーク時(平成13年)の3分の1であり、区部が90.2%を占めている。



(3) 区市町村別駅周辺放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況

	放置台数(台)				放置自転車のある駅数(箇所)				自転車の 放置率 (%)
	自転車	原付	自二	計	1~99 台	100~499 台	500~999 台	計	
合計	42,984	2,271	1,497	46,752	483	116	6	605	6.6
区部計	37,325	1,976	1,395	40,696	363	104	6	473	9.3
千代田区	2,577	64	86	2,727	7	7	1	15	67.2
中央区	3,591	45	72	3,708	7	14		21	31.6
港区	2,273	48	78	2,399	25	7		32	36.4
新宿区	3,228	48	69	3,345	22	7	2	31	40.3
文京区	1,721	50	3	1,774	11	8		19	42.2
台東区	3,332	175	114	3,621	3	10		13	38.6
墨田区	2,012	127	79	2,218	8	5	1	14	15.9
江東区	1,987	188	80	2,255	20	6		26	11.6
品川区	1,146	71	69	1,286	24	3		27	12.7
目黒区	653	84	56	793	11	1		12	10.7
大田区	1,548	109	105	1,762	32	3		35	5.2
世田谷区	2,475	152	185	2,812	33	7		40	6.0
渋谷区	659	45	54	758	17	2		19	10.1
中野区	894	86	86	1,066	12	2		14	6.3
杉並区	1,353	180	87	1,620	19	4		23	4.5
豊島区	978	61	37	1,076	16	2		18	8.0
北区	2,036	40	24	2,100	11	3	2	16	11.8
荒川区	523	12		535	9	2		11	6.8
板橋区	2,204	169	58	2,431	16	6		22	11.4
練馬区	627	41	39	707	21	1		22	1.8
足立区	195	37	14	246	21			21	0.5
葛飾区	1,028	118		1,146	8	4		12	3.7
江戸川区	285	26		311	10			10	0.8
市部計	5,657	294	101	6,052	119	12		131	2.3
八王子市	465	61	40	566	16	1		17	2.4
立川市	1,023	38	14	1,075	5	4		9	7.8
武蔵野市	184	6	12	202	3			3	0.8
三鷹市	151	11	4	166	4			4	1.9
青梅市	23			23	5			5	0.6
府中市	192	22		214	11			11	1.3
昭島市	36	1		37	5			5	0.5
調布市	651	12	8	671	7	1		8	4.1
町田市	185	21		206	8			8	1.1
小金井市	21	1		22	2			2	0.3
小平市	162	15		177	6			6	1.0
日野市	568	28	9	605	7	1		8	4.8
東村山市	372	16	2	390	6	1		7	3.8
国分寺市	94	10		104	4			4	0.9
国立市	113			113	2	1		3	1.6
福生市	384	10		394	2	1		3	16.6
狛江市	101	7		108	3			3	1.9
東大和市	549	1		550	3	2		5	6.6
清瀬市	38	2	1	41	1			1	0.6
東久留米市	16			16	1			1	0.4
武蔵村山市									-
多摩市	139	18	10	167	4			4	2.4
稲城市	43			43	4			4	1.0
羽村市	3			3	2			2	0.1
あきる野市	13			13	3			3	0.3
西東京市	131	14	1	146	5			5	0.8
町村部計	2	1	1	4	1			1	0.2
瑞穂町	2	1	1	4	1			1	0.2
日の出町									-
檜原村									-
奥多摩町									-

(注) 放置率とは、乗入台数に占める放置台数の割合をいう。

(4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況

駅名 (* 放置禁止区域に指定)	放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)	
	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計		
総数	42,984	2,271	1,497	46,752	606,840	19,854	626,694	864,370	35,852	900,222	673,446	
区部計	37,325	1,976	1,395	40,696	364,626	6,923	371,549	510,651	13,118	523,769	412,245	
千代田区	有楽町駅	330	5	14	349	156		156	174		174	505
	東京駅	290	6	10	306							306
	* 神田駅	176	2	8	186	133	13	146	195	20	215	332
	* 秋葉原駅	676	3	4	683	469	22	491	647	30	677	1,174
	* 御茶ノ水駅	44	1	15	60	64	10	74	80	10	90	134
	* 水道橋駅	86	6	2	94	87	10	97	177	10	187	191
	* 飯田橋駅	77	2	1	80	132	16	148	270	20	290	228
	* 市ヶ谷駅	48	2	1	51	59	5	64	85	10	95	115
	* 四ツ谷駅	59		1	60	88	12	100	160	20	180	160
	* 岩本町駅	158	1	1	160	18		18	35		35	178
	小川町・淡路町駅	184	6	13	203							203
	神保町駅	166	16	6	188							188
	* 九段下駅	96	9	7	112	54	12	66	95	15	110	178
末広町駅	145	5	3	153							153	
半蔵門駅	42			42							42	
計	2,577	64	86	2,727	1,260	100	1,360	1,918	135	2,053	4,087	
中央区	銀座駅	60			60							60
	東銀座駅	252		1	253							253
	銀座一丁目駅	76			76							76
	* 築地駅	169	1	3	173	332	1	333	332	20	352	506
	* 築地市場駅	58			58	1,004	1	1,005	1,004	30	1,034	1,063
	* 新富町駅	166			166	268	1	269	268	32	300	435
	京橋駅	86	4	4	94							94
	宝町駅	128	3	7	138							138
	* 八丁堀駅	172	2	1	175	444		444	444		444	619
	茅場町駅	342	4	8	354	172		172	172		172	526
	新日本橋駅	49	1	7	57							57
	小伝馬町駅	97	2	2	101							101
	三越前駅	198	3	10	211							211
	日本橋駅	164		2	166							166
	水天宮前駅	360	6	4	370	626		626	626		626	996
	* 人形町駅	154	2	1	157	286		286	286		286	443
	* 浜町駅	157	2	2	161	600	2	602	600	53	653	763
馬喰町駅・馬喰横山駅・東日本橋駅	435	2	6	443	142		142	142		142	585	
* 勝どき駅	113	9	3	125	1,390		1,390	1,390		1,390	1,515	
* 月島駅	72	2		74	2,496	1	2,497	2,496	26	2,522	2,571	
東京駅	283	2	11	296							296	
計	3,591	45	72	3,708	7,760	6	7,766	7,760	161	7,921	11,474	
港区	新橋駅	270	6		276	184	3	187	247	3	250	463
	* 浜松町駅	7		1	8	174	19	193	238	50	288	201
	* 田町駅・三田駅	66	5	3	74	697	35	732	1,512	58	1,570	806
	* 品川駅	28	3	2	33	1,659	50	1,709	2,280	132	2,412	1,742
	芝公園駅	81	3	5	89							89
	御成門駅	31	1	2	34							34
	内幸町駅	67	3	7	77							77
	大門駅	73			73							73
	泉岳寺駅	64	1	3	68							68
	高輪台駅	13			13							13
	神谷町駅	52	5	2	59							59
	* 六本木駅	107	1		108	107		107	553		553	215
広尾駅	256			256							256	
虎ノ門駅	52		1	53							53	
* 赤坂見附駅	13	1		14	44		44	50	52	102	58	

- (注) ・ *印がある駅周辺には自転車等駐車が整備され、放置禁止区域が指定されている。
 ・ 実収容台数の「自転車」には、一部、「原付」の数値が含まれる場合もある。
 ・ 収容能力の「原付」は、原則として、専用の駐車スペースが設けられている数値を記載している。
 ・ 駅の立地によっては、例えば「東京駅」のように複数の区市町村に計上されるものもある。

駅名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
港区	* 青山一丁目駅	17	5	3	25	76		76	100		100	101
	外苑前駅	252	1	2	255							255
	赤坂駅	125	1	1	127							127
	乃木坂駅	41			41	88		88	89		89	129
	* 表参道駅	77			77	128		128	312		312	205
	汐留駅	143	8	42	193							193
	* 芝浦ふ頭駅	1			1	28		28	104		104	29
	日の出駅	29			29							29
	竹芝駅	15			15							15
	お台場海浜公園駅	85			85	171	16	187	180	20	200	272
	台場駅	9			9							9
	溜池山王駅	38		1	39							39
	* 麻布十番駅	131			131	250		250	352	30	382	381
	六本木一丁目駅	55	1	2	58							58
* 白金高輪駅	12	2		14	156		156	357		357	170	
白金台駅	8		1	9	212		212	212		212	221	
赤羽橋駅	55	1		56							56	
計	2,273	48	78	2,399	3,974	123	4,097	6,586	345	6,931	6,496	
新宿区	* 新宿駅	717	9	13	739	838	96	934	1,273	142	1,415	1,673
	* 新宿西口駅	118			118	50	4	54	71	7	78	172
	* 西武新宿駅	106			106	90	2	92	96	11	107	198
	西新宿駅	582		1	583							583
	* 新大久保駅	101	3	1	105	269	21	290	600	65	665	395
	* 大久保駅	81	3	1	85	132	10	142	143	10	153	227
	* 四ツ谷駅	56	1	2	59	289	10	299	377	27	404	358
	* 信濃町駅	16		4	20	104	5	109	125	12	137	129
	* 四谷三丁目駅	121			121	190		190	286		286	311
	* 新宿御苑前駅	44		2	46	51	7	58	76	8	84	104
	* 新宿三丁目駅	32	2	7	41	119	18	137	178	20	198	178
	* 曙橋駅	71	2		73	136	29	165	280	66	346	238
	* 市ヶ谷駅	26			26	88	4	92	112	12	124	118
	* 飯田橋駅	77	4		81	143	14	157	188	21	209	238
	* 神楽坂駅	19	1		20	46		46	90		90	66
	* 早稲田駅	86	1	2	89	255	17	272	274	34	308	361
	* 高田馬場駅	188	8	16	212	752	25	777	859	90	949	989
	* 落合駅	26			26	91		91	99		99	117
	* 下落合駅	13	1	1	15	14	3	17	88	10	98	32
	* 中井駅	40	1		41	129	8	137	220	24	244	178
	* 都電早稲田駅	24	2	1	27	7		7	18		18	34
	都電面影橋駅	5			5							5
	* 都庁前駅	286	4	9	299	467		467	801	89	890	766
	* 西新宿五丁目駅	92			92	169	7	176	176	16	192	268
* 落合南長崎駅	28	2		30	65		65	81	9	90	95	
* 東新宿駅	99	3	4	106	202		202	297		297	308	
* 若松河田駅	29		1	30	21		21	59	7	66	51	
* 牛込柳町駅	15			15	27	4	31	106	14	120	46	
* 牛込神楽坂駅	11	1		12	42		42	45		45	54	
* 国立競技場駅					4		4	7		7	4	
西早稲田駅	111		1	112							112	
* 初台駅	8		3	11							11	
計	3,228	48	69	3,345	4,790	284	5,074	7,025	694	7,719	8,419	
文京区	* 新大塚駅	19	2		21	17		17	90		90	38
	* 茗荷谷駅	144	3		147	277		277	460		460	424
	* 後楽園駅	172	4		176	424		424	760		760	600
	* 本郷三丁目駅	166	12		178	184		184	260		260	362
	御茶ノ水駅	54			54							54
	湯島駅	25			25	29		29	42		42	54
	* 根津駅	137	5		142	42		42	55		55	184
	* 千駄木駅	75			75	56		56	77		77	131
	* 護国寺駅	53	1		54	44		44	150		150	98
	* 江戸川橋駅	96	5		101	311		311	507		507	412
飯田橋駅	16			16	91		91	110		110	107	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
文 京 区	* 東大前駅	51	8	3	62	82		82	150		150	144
	* 本駒込駅	42			42	85		85	104		104	127
	* 駒込駅	107	1		108							108
	* 巣鴨駅	12			12							12
	* 千石駅	145	2		147	262		262	451		451	409
	* 白山駅	195	2		197	152		152	210		210	349
	* 春日駅	171	3		174	182		182	262		262	356
	水道橋駅	41	2		43	124		124	198		198	167
	計	1,721	50	3	1,774	2,362		2,362	3,886		3,886	4,136
台 東 区	* 鶯谷駅	293	15	18	326	952		952	952		952	1,278
	* 御徒町駅・上野御徒町駅・ 上野広小路駅	380	17	17	414	612		612	1,028		1,028	1,026
	* 上野駅	406	18	7	431	903	8	911	976	23	999	1,342
	稲荷町駅	75		1	76							76
	* 入谷駅	277	14	7	298	229		229	578		578	527
	* 三ノ輪駅	65			65	323		323	402		402	388
	* 浅草駅	254	12	6	272	1,152		1,152	1,262		1,262	1,424
	* つくばエクスプレス浅草駅	451	29	29	509	295		295	760		760	804
	田原町駅	356	13		369							369
	* 浅草橋駅	202	33	9	244	291		291	534	75	609	535
	* 蔵前駅	311	13	16	340	260		260	357		357	600
	* 新御徒町駅	257	11	4	272	140		140	680		680	412
* 日暮里駅	5			5	144		144	250		250	149	
計	3,332	175	114	3,621	5,301	8	5,309	7,779	98	7,877	8,930	
墨 田 区	* 錦糸町駅	737	32	13	782	4,098		4,098	5,890		5,890	4,880
	* 曳舟駅	16	1	7	24	703		703	867	7	874	727
	* 両国駅	195	9	13	217	766		766	932		932	983
	* 押上駅	430	35	15	480	2,629		2,629	3,007	5	3,012	3,109
	* 京成曳舟駅	69	4	2	75	620		620	1,362		1,362	695
	* 本所吾妻橋駅	236	14	11	261	421		421	519		519	682
	* 菊川駅	130	13	11	154	207		207	274		274	361
	* とうきょうスカイツリー駅	13	5	6	24	173		173	2,124		2,124	197
	* 小村井駅	8	4		12	137		137	394		394	149
	* 鐘ヶ淵駅	28	2		30	119		119	292		292	149
	* 東あずま駅	10	3		13	77		77	112		112	90
	* 森下駅	23	2		25							25
	* 東向島駅	16			16	264		264	457		457	280
	* 八広駅	101	3	1	105	405	4	409	966	38	1,004	514
計	2,012	127	79	2,218	10,619	4	10,623	17,196	50	17,246	12,841	
江 東 区	* 東陽町駅	121	8	5	134	831	27	858	1,311	54	1,365	992
	* 亀戸駅	414	19	7	440	2,203	41	2,244	3,613	84	3,697	2,684
	* 亀戸水神駅	6			6	65		65	70		70	71
	* 南砂町駅	29		1	30	2,415	23	2,438	2,741	67	2,808	2,468
	* 新木場駅	65	3	3	71	279	27	306	353	44	397	377
	* 住吉駅	73	5	1	79	678	15	693	680	26	706	772
	* 西大島駅	66	8	4	78	583		583	644		644	661
	* 大島駅	85	14	2	101	702	12	714	702	18	720	815
	* 東大島駅	51	2	1	54	1,471	15	1,486	1,724	45	1,769	1,540
	* 木場駅	117	17		134	832		832	1,046		1,046	966
	* 門前仲町駅	220	20	13	253	585	4	589	1,613	29	1,642	842
	* 清澄白河駅	106	19	12	137	636	12	648	636	30	666	785
	* 森下駅	90	10	3	103	309	5	314	403	10	413	417
	* 潮見駅	18			18	257	15	272	415	20	435	290
	* 越中島駅	14	2		16	202		202	300		300	218
	* 辰巳駅	47		1	48	850		850	1,669		1,669	898
	* 豊洲駅	68	19	16	103	1,958	43	2,001	2,271	58	2,329	2,104
	* 東雲駅	52	12	2	66	196	4	200	238	10	248	266
	* 東京レポート駅 国際展示場駅	3 246			3 256	61		61	190	10	200	64 256
新豊洲駅	26	2	4	32							32	
市場前駅	5	2	2	9							9	
有明テニスの森駅	45	3		48							48	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
江東区	国際展示場正門駅	10	10	1	21							21
	青海駅	8	3		11							11
	テレコムセンター駅	2	1	1	4							4
	船の科学館駅											
	計	1,987	188	80	2,255	15,113	243	15,356	20,619	505	21,124	17,611
品川区	* 大崎駅	17	1	1	19	899	160	1,059	1,182	250	1,432	1,078
	* 大井町駅	108	4		112	1,556	160	1,716	2,362	300	2,662	1,828
	* 戸越公園駅	42	1	1	44	96		96	134		134	140
	* 戸越駅	10			10	121		121	208		208	131
	* 中延駅	15			15	372	14	386	496	29	525	401
	* 新馬場駅	30			30	157	70	227	247	95	342	257
	* 旗の台駅	32	2		34	165	19	184	273	52	325	218
	* 五反田駅	153	13	27	193	315	58	373	461	99	560	566
	* 大井競馬場前駅	6	1		7	106	5	111	411	19	430	118
	* 下神明駅	4		1	5	46		46	169		169	51
	* 戸越銀座駅	34	6		40	65	2	67	114	3	117	107
	* 天王洲アイル駅	13		3	16	173	62	235	314	133	447	251
	* 品川シーサイド駅	35	6	13	54	370	9	379	534	20	554	433
	* 大森駅	19	8	6	33	442	10	452	475	26	501	485
	* 西大井駅	29			29	365	4	369	527	11	538	398
	* 荏原町駅	43			43	162	1	163	253	4	257	206
	* 青物横丁駅	65	1		66	227	33	260	442	95	537	326
	* 立会川駅	16	1		17	181	42	223	277	84	361	240
	* 荏原中延駅	39	2		41	106	20	126	165	20	185	167
	* 西小山駅	80	1		81	491	10	501	934	23	957	582
* 武蔵小山駅	153	4	2	159	919	7	926	1,257	30	1,287	1,085	
* 目黒駅	82	15	12	109	260	78	338	324	78	402	447	
* 不動前駅	25	3	2	30	197		197	200		200	227	
北品川駅	36			36	30	37	67	44	38	82	103	
鮫洲駅	10			10	34	7	41	73	16	89	51	
大森海岸駅	20	2	1	23							23	
大崎広小路駅	30			30							30	
	計	1,146	71	69	1,286	7,855	808	8,663	11,876	1,425	13,301	9,949
目黒区	* 中目黒駅	52	8	14	74	1,093	21	1,114	1,912	40	1,952	1,188
	* 学芸大学駅	170	10	8	188	1,472	19	1,491	1,845	40	1,885	1,679
	* 都立大学駅	56	10	7	73	1,375	32	1,407	2,464	76	2,540	1,480
	* 自由が丘駅	68	3	1	72	124		124	447		447	196
	* 池尻大橋駅	79	10	3	92	307	24	331	621	30	651	423
	* 駒場東大前駅	21	4	7	32	67	3	70	146	5	151	102
	* 目黒駅	22	9	7	38	54	5	59	100	10	110	97
	* 祐天寺駅	59	18	3	80	440	8	448	770	11	781	528
	* 武蔵小山駅	24			24							24
	* 西小山駅	55	8	5	68	118	6	124	123	6	129	192
	* 洗足駅	14			14	250	12	262	391	20	411	276
* 大岡山駅												
* 緑が丘駅	33	4	1	38	176	2	178	281	7	288	216	
	計	653	84	56	793	5,476	132	5,608	9,100	245	9,345	6,401
大田区	* 大森駅	272	12	20	304	4,128	32	4,160	4,260	36	4,296	4,464
	* 大森海岸駅	9	5	4	18	28		28	138		138	46
	* 平和島駅	14	1		15	1,467	8	1,475	1,700	10	1,710	1,490
	* 大森町駅	14			14	137		137	137		137	151
	* 梅屋敷駅	6	2		8	154		154	154		154	162
	* 馬込駅	6	1	1	8	426	22	448	600	24	624	456
	* 西馬込駅	31	7	3	41	501		501	501		501	542
	* 池上駅	82	4		86	562	12	574	661	15	676	660
	* 昭和島駅	82	4	2	88	322		322	322		322	410
	* 北千束駅	1		1	2	34		34	55		55	36
	* 大岡山駅	19	3	1	23	603	3	606	603	3	606	629
	* 長原駅	36	3	3	42	423	8	431	527	10	537	473
	* 洗足池駅	27	5	6	38	378		378	391		391	416
* 石川台駅	33	6	7	46	483	4	487	561	10	571	533	
* 雪が谷大塚駅	59	4	3	66	228		228	334		334	294	
* 御嶽山駅	213	6	4	223	124		124	138		138	347	

駅名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
大田区	* 久が原駅	51	5		56	155		155	155		155	211
	* 千鳥町駅	31	7	1	39	198		198	248		248	237
	* 田園調布駅	21	2	5	28	410	28	438	434	28	462	466
	* 多摩川駅	4		2	6	611	11	622	766	27	793	628
	* 沼部駅	9	5	3	17	40		40	50		50	57
	* 鶉の木駅	31	1	1	33	90		90	123		123	123
	* 蒲田駅	357	23	38	418	9,286	101	9,387	12,506	200	12,706	9,805
	* 京急蒲田駅	11			11	2,184		2,184	2,324		2,324	2,195
	* 蓮沼駅	11			11	54	25	79	150	53	203	90
	* 矢口渡駅	20			20	670		670	704		704	690
	* 武蔵新田駅	8			8	645	7	652	1,163	43	1,206	660
	* 下丸子駅	5			5	543	3	546	561	10	571	551
	* 雑色駅	12	1		13	1,077	6	1,083	1,785	18	1,803	1,096
	* 六郷土手駅	1			1	633	4	637	688	41	729	638
	* 糎谷駅	19			19	646	8	654	1,100	8	1,108	673
	* 大鳥居駅	10			10	525	12	537	828	23	851	547
* 穴守稲荷駅	2			2	222		222	361		361	224	
* 天空橋駅	3			3	196		196	260	25	285	199	
流通センター駅	38	2		40	92	20	112	92	20	112	152	
計	1,548	109	105	1,762	28,275	314	28,589	35,380	604	35,984	30,351	
世田谷区	* 池尻大橋駅	44	4	14	62	333	8	341	470	30	500	403
	* 三軒茶屋駅	194	4	23	221	2,344	46	2,390	2,870	48	2,918	2,611
	* 駒沢大学駅	129	9	5	143	669	18	687	669	18	687	830
	* 桜新町駅	106	8	13	127	2,318	46	2,364	2,413	62	2,475	2,491
	* 用賀駅	102	7	9	118	2,912	53	2,965	3,330	97	3,427	3,083
	* 二子玉川駅	46	4	15	65	3,630	135	3,765	4,802	189	4,991	3,830
	* 自由が丘駅	15	2	4	21	371	28	399	418	28	446	420
	* 九品仏駅	10	4	2	16	129		129	159		159	145
	* 尾山台駅	63	19	7	89	642	35	677	642	67	709	766
	* 等々力駅	36	2	6	44	281	20	301	284	24	308	345
	* 上野毛駅	13	4		17	377		377	437		437	394
	* 奥沢駅	40	5	2	47	159		159	200		200	206
	西太子堂駅	21	3	3	27							27
	若林駅	53	4	6	63							63
	松陰神社前駅	38	2	3	43							43
	世田谷駅	43	6	1	50							50
* 上町駅	71	5	2	78	54		54	75		75	132	
宮の坂駅	17	1		18							18	
* 松原駅	28	1	5	34	54	6	60	150	26	176	94	
東北沢駅	29	1	2	32							32	
* 下北沢駅	243	4	11	258	472	3	475	550	32	582	733	
* 世田谷代田駅	29	1	2	32	51		51	95		95	83	
* 梅ヶ丘駅	62	4	3	69	399	38	437	480	64	544	506	
* 豪徳寺・山下駅	30	1	2	33	440	20	460	674	44	718	493	
* 経堂駅	141	19	3	163	3,369	63	3,432	5,208	157	5,365	3,595	
* 千歳船橋駅	78	3	5	86	2,391	63	2,454	3,242	100	3,342	2,540	
* 祖師ヶ谷大蔵駅	93	4	3	100	2,644	62	2,706	3,618	169	3,787	2,806	
* 成城学園前駅	73	4	8	85	3,633	144	3,777	5,062	286	5,348	3,862	
* 喜多見駅	66	5	1	72	2,011	29	2,040	2,077	54	2,131	2,112	
* 池ノ上駅	13		2	15	55		55	120		120	70	
* 新代田駅	18	3	1	22	34		34	62		62	56	
* 東松原駅	29	1	2	32	68		68	68		68	100	
* 代田橋駅	28	1	7	36	65	8	73	162	10	172	109	
* 明大前駅	29	1		30	728	55	783	983	71	1,054	813	
* 下高井戸駅	38	1		39	443	24	467	756	35	791	506	
* 桜上水駅	27	1	3	31	1,345	22	1,367	1,763	55	1,818	1,398	
* 上北沢駅	35		2	37							37	
* 八幡山駅	46	1	2	49	528	16	544	1,039	39	1,078	593	
* 芦花公園駅	17			17	163	3	166	240	18	258	183	
* 千歳鳥山駅	282	3	6	291	5,325	45	5,370	7,208	132	7,340	5,661	
計	2,475	152	185	2,812	38,437	990	39,427	50,326	1,855	52,181	42,239	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
渋谷区	* 渋谷駅	182	11	22	215	1,126	115	1,241	1,224	121	1,345	1,456
	神泉駅	33	1	2	36							36
	* 広尾駅	8	1		9	50		50	50		50	59
	* 恵比寿駅	134	12	14	160	910	124	1,034	942	130	1,072	1,194
	代官山駅	17	2	3	22							22
	* 原宿・明治神宮前駅	20		1	21	86	9	95	121	9	130	116
	* 参宮橋駅	4		1	5	56	27	83	68	28	96	88
	* 代々木駅	31	1		32	170	17	187	190	23	213	219
	* 代々木八幡駅	32	3		35	256	5	261	261	5	266	296
	* 代々木上原駅	32		2	34	322	22	344	353	33	386	378
	* 代々木公園駅	10			10	100		100	100		100	110
	* 千駄ヶ谷駅	2		2	4	184		184	186		186	188
	* 新宿駅	18	2	1	21	264	4	268	276	4	280	289
	南新宿駅	13	6	2	21							21
	* 初台駅	16	1		17	759	63	822	929	68	997	839
* 幡ヶ谷駅	27	3		30	407	141	548	422	161	583	578	
* 笹塚駅	74	2	4	80	1,169	116	1,285	1,256	181	1,437	1,365	
北参道駅	3			3	38	24	62	48	27	75	65	
国立競技場駅	3			3							3	
計	659	45	54	758	5,897	667	6,564	6,426	790	7,216	7,322	
中野区	* 中野駅	296	21	31	348	7,946	143	8,089	8,168	143	8,311	8,437
	* 東中野駅	81	13	13	107	1,058		1,058	1,634		1,634	1,165
	* 中野坂上駅	68	1	6	75	477		477	1,162		1,162	552
	* 新中野駅	124	1	1	126	169		169	490		490	295
	* 中野新橋駅	61	9	4	74	159		159	159		159	233
	* 中野富士見町駅	7	4	1	12	75		75	90		90	87
	* 落合駅	4	2	3	9	174		174	174		174	183
	* 新江古田駅	13	2	1	16	172	4	176	220	4	224	192
	* 鷲ノ宮駅	42	1	6	49	1,366	19	1,385	2,566	50	2,616	1,434
	* 都立家政駅	34	3		37	364		364	640		640	401
	* 野方駅	64	11	8	83	721		721	985		985	804
	* 沼袋駅	66	15	7	88	429	11	440	737	13	750	528
	* 新井薬師前駅	18	2	4	24	225		225	300		300	249
	* 富士見台駅	16	1	1	18	20		20	30		30	38
	計	894	86	86	1,066	13,355	177	13,532	17,355	210	17,565	14,598
杉並区	* 下井草駅	45	6	2	53	270	2	272	717	10	727	325
	* 井荻駅	55	6	6	67	757	2	759	1,177	2	1,179	826
	* 上井草駅	6	4	1	11	472	4	476	672	8	680	487
	* 高円寺駅	369	65	29	463	2,806	12	2,818	3,202	93	3,295	3,281
	* 阿佐ヶ谷駅	154	16	13	183	2,775	13	2,788	3,760	39	3,799	2,971
	* 荻窪駅	105	27	10	142	8,142		8,142	8,730		8,730	8,284
	* 西荻窪駅	29	5	1	35	3,297	11	3,308	3,614	46	3,660	3,343
	* 東高円寺駅	20			20	796	2	798	921	10	931	818
	* 新高円寺駅	43	5	3	51	968		968	1,500		1,500	1,019
	* 南阿佐ヶ谷駅	114	14	6	134	724		724	726		726	858
	* 中野富士見町駅	27	3	3	33	193		193	225		225	226
	* 方南町駅	82	5	1	88	514	8	522	578	10	588	610
	* 永福町駅	75	4	1	80	1,107	1	1,108	1,352	7	1,359	1,188
	* 西永福駅	13	1		14	482		482	647		647	496
	* 浜田山駅	78	8	2	88	722	5	727	1,077	10	1,087	815
	* 高井戸駅	64	1	1	66	1,077		1,077	1,218		1,218	1,143
	* 富士見ヶ丘駅	5			5	451		451	603		603	456
	* 久我山駅	16	1		17	1,636	15	1,651	1,940	27	1,967	1,668
	三鷹台駅											
	* 代田橋駅	5			5	124	2	126	124	30	154	131
明大前駅					479		479	500		500	479	
* 下高井戸駅	10	1	2	13							13	
* 桜上水駅	30	7	5	42	286		286	442		442	328	
上北沢駅					135		135	200		200	135	
* 八幡山駅	7	1	1	9	313	2	315	386	13	399	324	
芦花公園駅	1			1							1	
計	1,353	180	87	1,620	28,526	79	28,605	34,311	305	34,616	30,225	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
豊島区	* 高田馬場駅	9		1	10	64		64	64		64	74
	* 目白駅	17		1	18	861	10	871	1,360	20	1,380	889
	* 池袋駅	344	24	17	385	3,492	73	3,565	5,116	75	5,191	3,950
	* 大塚駅	48	3	5	56	939	21	960	1,338	50	1,388	1,016
	* 巣鴨駅	197	12	2	211	1,260	7	1,267	1,952	36	1,988	1,478
	* 駒込駅	44	2	1	47	450	6	456	904	11	915	503
	* 新大塚駅	34	1	1	36	117		117	148		148	153
	* 雑司が谷駅	6			6	33		33	68		68	39
	* 東池袋駅	7	1		8	359	15	374	584	15	599	382
	* 要町駅	75	2	1	78	670	5	675	927	10	937	753
	* 千川駅	73	4	7	84	1,545	15	1,560	1,700	30	1,730	1,644
	北池袋駅	23	3		26	137		137	137		137	163
	* 下板橋駅	5	2		7	188		188	240		240	195
	* 板橋駅	2		1	3							3
	* 椎名町駅	25	1		26	297		297	670		670	323
	* 東長崎駅	25	3		28	344		344	600		600	372
	* 落合南長崎駅	26	3		29	293	7	300	293	10	303	329
* 西巣鴨駅	18			18	139		139	300		300	157	
計	978	61	37	1,076	11,188	159	11,347	16,401	257	16,658	12,423	
北区	* 浮間舟渡駅	30	2	2	34	116	8	124	260	20	280	158
	* 北赤羽駅	148	3		151	549	11	560	1,110	29	1,139	711
	* 赤羽駅	624	12	10	646	4,828	169	4,997	7,021	214	7,235	5,643
	* 十条駅	194	4	2	200	1,349	32	1,381	2,175	32	2,207	1,581
	* 板橋駅	32			32	293		293	459		459	325
	* 東十条駅	108	6	1	115	505	24	529	1,623	100	1,723	644
	* 王子駅	537	6	4	547	3,011	41	3,052	3,451	86	3,537	3,599
	* 上中里駅	10			10	109		109	200		200	119
	* 田端駅	74	1		75	2,535	72	2,607	3,539	100	3,639	2,682
	* 駒込駅	87	3	1	91	412		412	515		515	503
	* 尾久駅	45	3	3	51	416		416	524		524	467
	* 赤羽岩淵駅	49		1	50	122		122	122		122	172
	* 志茂駅	19			19	59		59	100		100	78
	* 王子神谷駅	43			43	693	20	713	1,145	45	1,190	756
* 西ヶ原駅	4			4	54		54	75		75	58	
* 西巣鴨駅	32			32	101		101	371		371	133	
計	2,036	40	24	2,100	15,152	377	15,529	22,690	626	23,316	17,629	
荒川区	* 南千住駅	18			18	2,456	14	2,470	2,966	35	3,001	2,488
	* 町屋駅	103	1		104	1,959	12	1,971	2,413	30	2,443	2,075
	* 日暮里駅	107	1		108	517		517	1,270		1,270	625
	* 西日暮里駅	72	3		75	1,526		1,526	2,514		2,514	1,601
	* 三河島駅	23			23	277		277	400		400	300
	* 熊野前駅	2			2	214		214	300		300	216
	* 赤土小前駅	2	2		4	12		12	50		50	16
	新三河島駅	14			14							14
	三ノ輪橋駅	67			67	171		171	193		193	238
	小台駅	57	3		60							60
荒川車庫駅	58	2		60							60	
計	523	12		535	7,132	26	7,158	10,106	65	10,171	7,693	
板橋区	* 板橋駅	97	5	2	104	583	22	605	802	28	830	709
	* 浮間舟渡駅	72	6	2	80	986	43	1,029	1,841	56	1,897	1,109
	* 新板橋駅	56	5	1	62	165	84	249	447	84	531	311
	* 区役所前駅	147	3	7	157	371	59	430	979	168	1,147	587
	* 板橋本町駅	85	5		90	773	17	790	892	34	926	880
	* 本蓮沼駅	45	3		48	167	11	178	362	11	373	226
	* 志村坂上駅	15	3	1	19	167		167	240		240	186
	* 志村三丁目駅	43	2	1	46	1,064	63	1,127	1,277	118	1,395	1,173
	* 蓮根駅	84	7		91	819	20	839	917	37	954	930
	* 西台駅	99	6	3	108	474	42	516	842	102	944	624
	* 高島平駅	50	7		57	1,445	49	1,494	2,114	110	2,224	1,551
* 新高島平駅	24	4		28	102	7	109	318	16	334	137	
* 西高島平駅	69	9	1	79	728	50	778	1,195	100	1,295	857	
* 小竹向原駅	24	5		29	902	9	911	1,220	63	1,283	940	

駅名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
板橋区	* 下板橋駅	61	2	2	65	146	16	162	398	38	436	227
	* 大山駅	329	14	2	345	526	18	544	1,086	26	1,112	889
	* 中板橋駅	255	13	5	273	396		396	406	6	412	669
	* ときわ台駅	135	14	5	154	1,156	27	1,183	1,532	55	1,587	1,337
	* 上板橋駅	176	29	9	214	1,296	24	1,320	1,982	41	2,023	1,534
	* 東武練馬駅	46	3	1	50	863	54	917	1,705	87	1,792	967
	* 下赤塚駅・地下鉄赤塚駅	84	9	5	98	660	13	673	1,271	26	1,297	771
* 成増駅・地下鉄成増駅	208	15	11	234	3,305	158	3,463	3,983	279	4,262	3,697	
	計	2,204	169	58	2,431	17,094	786	17,880	25,809	1,485	27,294	20,311
練馬区	* 豊島園駅	3			3	510	5	515	742	14	756	518
	* 練馬駅	153	5	4	162	2,102	66	2,168	2,471	98	2,569	2,330
	* 江古田駅	83	9	9	101	376	20	396	1,394	65	1,459	497
	* 大泉学園駅	44	2	2	48	5,697	118	5,815	7,039	175	7,214	5,863
	* 中村橋駅	39	3		42	1,101	33	1,134	2,124	71	2,195	1,176
	* 桜台駅	73	7	5	85	293	1	294	817	52	869	379
	* 平和台駅	13	1		14	2,639	10	2,649	4,022	38	4,060	2,663
	* 石神井公園駅	40	3		43	4,709	69	4,778	6,132	238	6,370	4,821
	* 東武練馬駅	28	2	4	34	159	7	166	401	19	420	200
	* 武蔵関駅	22	1	1	24	1,545	4	1,549	2,516	14	2,530	1,573
	* 光が丘駅	15		2	17	4,167	55	4,222	4,781	76	4,857	4,239
	* 練馬高野台駅	17			17	1,344	18	1,362	1,464	41	1,505	1,379
	* 上石神井駅	26	4	3	33	1,807	21	1,828	2,852	45	2,897	1,861
	* 富士見台駅	8			8	1,085	16	1,101	1,295	44	1,339	1,109
	* 地下鉄赤塚駅	13		3	16	995	16	1,011	1,032	48	1,080	1,027
* 練馬春日町駅	14			14	903	6	909	1,044	10	1,054	923	
* 保谷駅	1			1	1,839	40	1,879	2,772	76	2,848	1,880	
* 小竹向原駅	8	3	1	12	754		754	849		849	766	
* 新江古田駅	9	1	3	13	253		253	265		265	266	
* 氷川台駅	5		1	6	1,744	17	1,761	2,340	47	2,387	1,767	
* 上井草駅	7			7							7	
* 新桜台駅	6		1	7	45		45	231		231	52	
	計	627	41	39	707	34,067	522	34,589	46,583	1,171	47,754	35,296
立川区	* 北千住駅	23	2		25	4,328	67	4,395	5,961	117	6,078	4,420
	* 小菅駅	3			3	372	15	387	372	15	387	390
	* 五反野駅	2			2	1,685	22	1,707	3,209	27	3,236	1,709
	* 梅島駅	4	1		5	947	11	958	1,769	35	1,804	963
	* 西新井駅	22			22	5,749	50	5,799	8,391	171	8,562	5,821
	* 竹ノ塚駅	17	4	1	22	8,239	88	8,327	12,171	203	12,374	8,349
	* 大師前駅	5	3	1	9	87		87	260		260	96
	* 牛田駅・京成関屋駅	10	4	1	15	103		103	218		218	118
	* 千住大橋駅	5			5	317		317	489	5	494	322
	* 綾瀬駅	29	8	3	40	6,968	82	7,050	9,348	146	9,494	7,090
	* 北綾瀬駅	15	2	1	18	1,045	4	1,049	2,072	43	2,115	1,067
	* 青井駅	6	2	2	10	591	5	596	1,911	20	1,931	606
	* 六町駅	13	1		14	2,799	70	2,869	5,166	105	5,271	2,883
	* 見沼代親水公園駅	1			1	905	23	928	1,197	35	1,232	929
	* 舎人駅	9	3		12	225		225	494		494	237
	* 舎人公園駅		1	1	2	393		393	548		548	395
	* 谷在家駅	5	4		9	595		595	900		900	604
	* 西新井大師西駅	11			11	471		471	745		745	482
* 江北駅	3	2	2	7	249	29	278	619	44	663	285	
* 高野駅	2			2	219	2	221	376	5	381	223	
* 扇大橋駅	5		2	7	324		324	740		740	331	
* 足立小台駅	5			5	32	1	33	123	15	138	38	
	計	195	37	14	246	36,643	469	37,112	57,079	986	58,065	37,358

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
葛飾区	* 金町駅	80	2		82	6,649	78	6,727	9,252	247	9,499	6,809
	* 亀有駅	74	2		76	4,034	41	4,075	6,014	145	6,159	4,151
	* 綾瀬駅	19	2		21	34		34	72		72	55
	* 新小岩駅	296	53		349	7,503	16	7,519	11,412	40	11,452	7,868
	* 柴又駅	16	2		18							18
	* 高砂駅	37	1		38	1,986	8	1,994	2,581	68	2,649	2,032
	* 青砥駅	61	8		69	1,963	11	1,974	2,545	24	2,569	2,043
	* お花茶屋駅	110	10		120	1,251	20	1,271	2,826	63	2,889	1,391
	* 堀切菟蒲園駅	126	14		140	757		757	886		886	897
	* 立石駅	156	22		178	1,130	5	1,135	1,824	11	1,835	1,313
	* 四ツ木駅	29	1		30	1,323		1,323	1,351		1,351	1,353
	* 新柴又駅	24	1		25	69		69	470		470	94
計	1,028	118		1,146	26,699	179	26,878	39,233	598	39,831	28,024	
江戸川区	* 平井駅	54	2		56	2,913	30	2,943	4,343	49	4,392	2,999
	* 小岩駅	57	6		63	5,598	76	5,674	8,585	95	8,680	5,737
	* 東大島駅					301	4	305	1,200	4	1,204	305
	* 瑞江駅	47	13		60	5,695	47	5,742	7,700	47	7,747	5,802
	* 西葛西駅	35	2		37	4,156	93	4,249	6,150	93	6,243	4,286
	* 篠崎駅	12	1		13	3,276	25	3,301	3,900	25	3,925	3,314
	* 一之江駅	4			4	3,256	46	3,302	4,636	46	4,682	3,306
	* 船堀駅	1			1	3,166	45	3,211	4,000	45	4,045	3,212
	* 葛西駅	44	1		45	6,409	89	6,498	9,800	89	9,889	6,543
	* 葛西臨海公園駅					1,890	11	1,901	3,170	11	3,181	1,901
	* 京成小岩駅	25	1		26	991	4	995	1,723	4	1,727	1,021
	京成江戸川駅	6			6							6
計	285	26		311	37,651	470	38,121	55,207	508	55,715	38,432	

【市部】

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
市部計		5,657	294	101	6,052	241,212	12,888	254,100	352,319	22,623	374,942	260,152
八王子市	* 八王子駅	177	28	16	221	4,383	597	4,980	7,577	1,322	8,899	5,201
	* 西八王子駅	25	6	5	36	3,938	305	4,243	5,616	581	6,197	4,279
	* 高尾駅	3			3	1,668	397	2,065	2,400	888	3,288	2,068
	* 片倉駅	4	2		6	269	55	324	785	98	883	330
	* 八王子みなみ野駅	1			1	1,175	89	1,264	1,546	134	1,680	1,265
	北八王子駅	98	6	10	114	460	30	490	523	30	553	604
	小宮駅	91	5	1	97	347	19	366	637	19	656	463
	* 京王八王子駅	8	7	4	19	1,773	240	2,013	2,555	400	2,955	2,032
	* 長沼駅	1	1		2	60	10	70	122	38	160	72
	* 北野駅	12	2	2	16	367	144	511	1,076	431	1,507	527
	京王片倉駅	8			8	232	22	254	232	22	254	262
	山田駅					181	54	235	181	92	273	235
	* めじろ台駅					329	80	409	638	275	913	409
	狭間駅					150	42	192	173	42	215	192
	高尾山口駅	2		1	3	84	18	102	100	18	118	105
	* 南大沢駅	2	2		4	1,407	177	1,584	2,163	405	2,568	1,588
	* 京王堀之内駅	9	2	1	12	1,258	133	1,391	1,910	257	2,167	1,403
松が谷駅	7			7	113	11	124	268	11	279	131	
大塚・帝京大学駅	3			3	399	13	412	540	13	553	415	
中央大学・明星大学駅	14			14	255	51	306	319	51	370	320	
計	465	61	40	566	18,848	2,487	21,335	29,361	5,127	34,488	21,901	

駅名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
立川市	* 立川駅、立川北駅、立川南駅	353	36	12	401	6,794	201	6,995	11,376	355	11,731	7,396
	* 西国立駅	2			2	446	4	450	1,205	42	1,247	452
	* 西立川駅					257		257	385		385	257
	* 玉川上水駅	23			23	1,773		1,773	3,067		3,067	1,796
	* 武蔵砂川駅	11			11	1,165	46	1,211	1,504	113	1,617	1,222
	* 西武立川駅	4	1	1	6	988	20	1,008	1,096	31	1,127	1,014
	砂川七番駅	373			373	96		96	96		96	469
	* 泉体育館駅	5			5	104		104	154		154	109
	立飛駅	117	1	1	119							119
	* 高松駅					292		292	380		380	292
柴崎体育館駅	135			135	183	8	191	300	30	330	326	
計	1,023	38	14	1,075	12,098	279	12,377	19,563	571	20,134	13,452	
武蔵野市	* 吉祥寺駅	69	3	7	79	9,195	190	9,385	12,921	518	13,439	9,464
	* 三鷹駅	57	2	4	63	6,064	70	6,134	7,550	83	7,633	6,197
	* 武蔵境駅	58	1	1	60	7,406	153	7,559	11,499	346	11,845	7,619
	計	184	6	12	202	22,665	413	23,078	31,970	947	32,917	23,280
三鷹市	* 三鷹駅	87	2	2	91	5,855	90	5,945	8,502	170	8,672	6,036
	* 三鷹台駅	36	6	2	44	1,320		1,320	1,612		1,612	1,364
	* 井の頭公園駅	19	2		21	193		193	420	15	435	214
	* つつじヶ丘駅	9	1		10	290	14	304	470	27	497	314
	計	151	11	4	166	7,658	104	7,762	11,004	212	11,216	7,928
青梅市	小作駅					1,433	75	1,508	2,014	101	2,115	1,508
	* 河辺駅	13			13	1,521	127	1,648	2,794	301	3,095	1,661
	* 東青梅駅	4			4	530	103	633	624	127	751	637
	* 青梅駅	2			2	266	91	357	996	174	1,170	359
	宮ノ平駅					22	4	26	55	5	60	26
	日向和田駅					140	7	147	160	13	173	147
	石神前駅											
	二俣尾駅	1			1	33	4	37	60	5	65	38
	軍畑駅	3			3							3
	沢井駅											
御嶽駅					10	9	19	45	9	54	19	
計	23			23	3,955	420	4,375	6,748	735	7,483	4,398	
府中市	* 武蔵野台駅	4			4	1,155	20	1,175	1,695	39	1,734	1,179
	* 多磨霊園駅	3			3	995	20	1,015	1,559	43	1,602	1,018
	* 東府中駅	61	11		72	908	15	923	1,874	20	1,894	995
	* 府中駅	20	2		22	3,089	202	3,291	4,818	268	5,086	3,313
	* 分倍河原駅	12	4		16	2,603	65	2,668	3,942	143	4,085	2,684
	* 中河原駅	14			14	1,632	57	1,689	2,692	152	2,844	1,703
	府中競馬場正門前駅											
	* 府中本町駅	3	4		7	1,096	76	1,172	1,195	76	1,271	1,179
	* 北府中駅					1,086	25	1,111	1,491	25	1,516	1,111
	* 多磨駅	5	1		6	401	16	417	515	45	560	423
	* 白糸台駅					643	17	660	678	17	695	660
	競艇場前駅	65			65	136		136	155		155	201
* 是政駅	4			4	265	1	266	265	1	266	270	
* 西府駅	1			1	701	26	727	827	29	856	728	
計	192	22		214	14,710	540	15,250	21,706	858	22,564	15,464	
昭島市	* 西立川駅	1			1	43	14	57	288	96	384	58
	* 東中神駅	3			3	718		718	995		995	721
	* 中神駅	8			8	1,785	27	1,812	2,155	100	2,255	1,820
	* 昭島駅	15	1		16	2,755		2,755	5,998		5,998	2,771
	* 拝島駅	9			9	1,707	49	1,756	2,610	72	2,682	1,765
	計	36	1		37	7,008	90	7,098	12,046	268	12,314	7,135

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	
調布市	* 飛田給駅	35	1		36	360	8	368	1,300	55	1,355	404
	* 西調布駅	6	1		7	900	12	912	2,106	110	2,216	919
	* 調布駅	411	2	2	415	5,801	255	6,056	7,833	329	8,162	6,471
	* 布田駅					358	16	374	358	16	374	374
	* 国領駅	31			31	698		698	2,476	50	2,526	729
	* 柴崎駅	16	2		18	671	9	680	1,770	34	1,804	698
	* つつじヶ丘駅	29	3	1	33	3,189	57	3,246	4,310	117	4,427	3,279
	* 仙川駅	99	2	3	104	2,949	44	2,993	4,563	201	4,764	3,097
	* 京王多摩川駅	24	1	2	27	323	11	334	680	49	729	361
	計	651	12	8	671	15,249	412	15,661	25,396	961	26,357	16,332
町田市	* 町田駅	88	14		102	7,482	1,717	9,199	8,471	1,956	10,427	9,301
	* 成瀬駅	58	5		63	1,080	119	1,199	1,087	194	1,281	1,262
	* 相原駅	4			4	1,078	154	1,232	1,963	314	2,277	1,236
	* 多摩境駅	3			3	827	71	898	1,037	71	1,108	901
	* 玉川学園前駅	10			10	636	331	967	1,145	367	1,512	977
	* 鶴川駅	18	1		19	3,528	510	4,038	3,567	576	4,143	4,057
	* 南町田駅	3	1		4	2,031	245	2,276	2,072	284	2,356	2,280
	* すずかけ台駅	1			1	223		223	223	80	303	224
	* つくし野駅					48	103	151	263	147	410	151
	計	185	21		206	16,933	3,250	20,183	19,828	3,989	23,817	20,389
小金井市	* 武蔵小金井駅	13	1		14	4,612	162	4,774	5,605	214	5,819	4,788
	* 東小金井駅	8			8	3,463	55	3,518	6,898	161	7,059	3,526
	* 新小金井駅					90	9	99	316	9	325	99
	計	21	1		22	8,165	226	8,391	12,819	384	13,203	8,413
小平市	* 東大和市駅					193	10	203	300	30	330	203
	* 小川駅	2			2	1,849	31	1,880	3,218	58	3,276	1,882
	* 鷹の台駅	44	5		49	1,215	7	1,222	2,095	14	2,109	1,271
	* 新小平駅	4			4	2,010	105	2,115	3,124	199	3,323	2,119
	* 青梅街道駅					96		96	180		180	96
	* 一橋学園駅	34	3		37	880	12	892	1,805	87	1,892	929
	* 小平駅	21	3		24	3,713	52	3,765	4,333	125	4,458	3,789
	* 花小金井駅	57	4		61	5,593	133	5,726	7,478	205	7,683	5,787
計	162	15		177	15,549	350	15,899	22,533	718	23,251	16,076	
日野市	* 高幡不動駅	272	10	1	283	2,520	257	2,777	3,221	339	3,560	3,060
	* 豊田駅	74	6	1	81	4,070	288	4,358	6,234	456	6,690	4,439
	* 日野駅	78	1	2	81	2,070	238	2,308	3,124	374	3,498	2,389
	* 百草園駅	15	1	1	17	177	27	204	654	27	681	221
	* 南平駅	3			3	792	41	833	1,109	41	1,150	836
	* 平山城址公園駅					303	55	358	578	88	666	358
	万願寺駅					533	13	546	811	13	824	546
	多摩動物公園駅	50	10	4	64							64
	甲州街道駅	68			68	652	9	661	730	9	739	729
	程久保駅	8			8	58	11	69	113	11	124	77
計	568	28	9	605	11,175	939	12,114	16,574	1,358	17,932	12,719	
東村山市	* 久米川駅	243	6	1	250	2,162	40	2,202	3,706	72	3,778	2,452
	* 東村山駅	33	2		35	3,125	48	3,173	4,416	173	4,589	3,208
	* 新秋津駅	32	1		33	1,703	100	1,803	2,518	123	2,641	1,836
	* 秋津駅	18	1		19	1,464	58	1,522	1,861	62	1,923	1,541
	* 萩山駅	4			4	275	3	278	384	10	394	282
	八坂駅	3	3	1	7	538		538	538		538	545
	西武遊園地駅					40		40	352		352	40
	西武園駅	39	3		42	115		115	132		132	157
	武蔵大和駅											
計	372	16	2	390	9,422	249	9,671	13,907	440	14,347	10,061	
国分寺市	* 国分寺駅	67	8		75	5,419	143	5,562	7,154	227	7,381	5,637
	* 西国分寺駅	20	2		22	2,768		2,768	4,126	65	4,191	2,790
	* 国立駅	3			3	1,890	87	1,977	2,875	124	2,999	1,980
	* 恋ヶ窪駅	4			4	458		458	834	3	837	462
	計	94	10		104	10,535	230	10,765	14,989	419	15,408	10,869
国立市	* 国立駅	102			102	5,455	56	5,511	6,892	60	6,952	5,613
	* 谷保駅	5			5	833	10	843	1,343	40	1,383	848
	* 矢川駅	6			6	768	15	783	1,152	40	1,192	789
	計	113			113	7,056	81	7,137	9,387	140	9,527	7,250

駅名 (*放置禁止区域に指定)	放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)	
	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計		
福生市	* 福生駅	25	1		26	1,571	69	1,640	3,817	252	4,069	1,666
	* 牛浜駅	1			1	235	56	291	1,123	118	1,241	292
	* 拝島駅					109	37	146	330	57	387	146
	* 熊川駅					10		10	69	7	76	10
	東福生駅	358	9		367							367
計	384	10		394	1,925	162	2,087	5,339	434	5,773	2,481	
狛江市	* 狛江駅	96	7		103	2,905	86	2,991	3,366	183	3,549	3,094
	* 和泉多摩川駅	3			3	1,133	69	1,202	1,297	87	1,384	1,205
	* 喜多見駅	2			2	1,208	20	1,228	1,426	30	1,456	1,230
	計	101	7		108	5,246	175	5,421	6,089	300	6,389	5,529
東大和市	* 東大和市駅	52			52	2,480		2,480	3,169		3,169	2,532
	* 玉川上水駅	56	1		57	2,290	45	2,335	2,300	45	2,345	2,392
	* 武蔵大和駅	7			7	1,370		1,370	1,450		1,450	1,377
	* 上北台駅	320			320	1,250		1,250	1,250		1,250	1,570
	* 桜街道駅	114			114	430		430	430		430	544
計	549	1		550	7,820	45	7,865	8,599	45	8,644	8,415	
清瀬市	* 清瀬駅	38	2	1	41	5,508	187	5,695	6,044	271	6,315	5,736
	* 秋津駅					496	25	521	975	76	1,051	521
	計	38	2	1	41	6,004	212	6,216	7,019	347	7,366	6,257
東久留米市	* 東久留米駅	16			16	4,075	227	4,302	5,678	382	6,060	4,318
	計	16			16	4,075	227	4,302	5,678	382	6,060	4,318
多摩市	* 永山駅	8	3	1	12	1,813	233	2,046	3,431	780	4,211	2,058
	* 多摩センター駅	67	11	8	86	1,235	366	1,601	3,508	835	4,343	1,687
	* 唐木田駅	8	2		10	241	82	323	342	223	565	333
	* 聖蹟桜ヶ丘駅	56	2	1	59	2,413	292	2,705	2,947	422	3,369	2,764
	計	139	18	10	167	5,702	973	6,675	10,228	2,260	12,488	6,842
稲城市	* 南多摩駅	6			6	642	118	760	642	118	760	766
	* 稲城長沼駅					1,194	56	1,250	1,209	56	1,265	1,250
	* 矢野口駅	24			24	995	66	1,061	1,313	81	1,394	1,085
	* 若葉台駅					324	70	394	357	71	428	394
	* 稲城駅	7			7	672	107	779	791	180	971	786
	* 京王よみうりランド駅	6			6	599	33	632	656	92	748	638
計	43			43	4,426	450	4,876	4,968	598	5,566	4,919	
羽村市	* 羽村駅	1			1	2,826	15	2,841	4,167	50	4,217	2,842
	* 小作駅	2			2	1,792	127	1,919	2,169	147	2,316	1,921
	計	3			3	4,618	142	4,760	6,336	197	6,533	4,763
あきる野市	東秋留駅	4			4	1,443	38	1,481	1,656	39	1,695	1,485
	秋川駅	6			6	1,219	41	1,260	1,736	65	1,801	1,266
	武蔵引田駅	3			3	843	27	870	989	55	1,044	873
	武蔵増戸駅					411	20	431	854	50	904	431
	武蔵五日市駅					492	40	532	744	83	827	532
計	13			13	4,408	166	4,574	5,979	292	6,271	4,587	
西東京市	* 保谷駅	24	2		26	3,876	106	3,982	6,982	227	7,209	4,008
	* ひばりヶ丘駅	12	5	1	18	3,265	93	3,358	4,234	145	4,379	3,376
	* 田無駅	62	3		65	6,570	48	6,618	8,643	172	8,815	6,683
	* 西武柳沢駅	12	3		15	1,266	13	1,279	2,805	76	2,881	1,294
	* 東伏見駅	21	1		22	985	6	991	1,589	21	1,610	1,013
計	131	14	1	146	15,962	266	16,228	24,253	641	24,894	16,374	

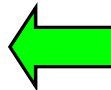
【町部】

駅名 (*放置禁止区域に指定)	放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)	
	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計		
町村部計	2	1	1	4	1,002	43	1,045	1,400	111	1,511	1,049	
瑞穂町	箱根ヶ崎駅	2	1	1	4	967	33	1,000	1,287	99	1,386	1,004
	計	2	1	1	4	967	33	1,000	1,287	99	1,386	1,004
奥多摩町	奥多摩駅					10	3	13	25	3	28	13
	白丸駅					5	2	7	21	2	23	7
	鳩ノ巣駅					7	1	8	27	3	30	8
	古里駅					13	4	17	40	4	44	17
	川井駅											
計					35	10	45	113	12	125	45	

(5) 放置台数が多い駅(上位10駅)

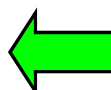
[単位：台]

順位	平成25年(1台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	錦糸町	JR 総武線 メトロ半蔵門線	墨田区	782 (45)
2	新宿	JR各線・小田急線・ 京王線・メトロ丸の内 線・都営新宿線	新宿区 渋谷区	760 (25)
3	秋葉原	JR 各線・ つくばエクスプレス・ メトロ日比谷線	千代田区	683 (7)
4	赤羽	JR 京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇都宮線	北区	646 (22)
5	東京	JR 各線・ メトロ丸の内線	千代田区 中央区	602 (29)
6	西新宿	メトロ丸の内線	新宿区	583 (1)
7	王子	JR 京浜東北線・ メトロ南北線・ 都電荒川線	北区	547 (10)
8	浅草 (T X)	つくば エクスプレス	台東区	509 (58)
9	押上	京成押上線、都営浅 草線、メトロ半蔵門 線、東武伊勢崎線	墨田区	480 (50)
10	高円寺	JR 中央線・ 総武線	杉並区	463 (94)



順位	平成24年(1台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	赤羽	JR 京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇都宮線	北区	813 (32)
2	東京	JR 各線・ メトロ丸の内線	千代田区 中央区	775 (29)
3	麻布十番	メトロ南北線・ 都営大江戸線	港区	766 (4)
4	新宿	JR各線・小田急線・ 京王線・メトロ丸の内 線・都営新宿線	新宿区 渋谷区	731 (31)
5	秋葉原	JR 各線・ つくばエクスプレス・ メトロ日比谷線	千代田区	684 (12)
6	王子	JR 京浜東北線・ メトロ南北線・ 都電荒川線	北区	664 (10)
7	西新宿	メトロ丸の内線	新宿区	589 (2)
8	大森	JR 京浜東北線	品川区 大田区	584 (49)
9	新小岩	JR 総武線	葛飾区	575 (77)
10	浅草 (T X)	つくば エクスプレス	台東区	534 (3)

順位	平成25年(100台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	錦糸町	JR 総武線 メトロ半蔵門線	墨田区	737 (0)
2	新宿	JR各線・小田急線・ 京王線・メトロ丸の内 線・都営新宿線	新宿区 渋谷区	717 (0)
3	秋葉原	JR 各線・ つくばエクスプレス・ メトロ日比谷線	千代田区	676 (0)
4	赤羽	JR 京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇都宮線	北区	624 (0)
5	西新宿	メトロ丸の内線	新宿区	582 (0)
6	東京	JR 各線・ メトロ丸の内線	千代田区 中央区	573 (0)
7	王子	JR 京浜東北線・ メトロ南北線・ 都電荒川線	北区	537 (0)
8	浅草 (T X)	つくば エクスプレス	台東区	509 (58)
9	押上	京成押上線、都営浅 草線、メトロ半蔵門 線、東武伊勢崎線	墨田区	480 (50)
10	高円寺	JR 中央線・ 総武線	杉並区	463 (94)



順位	平成24年(100台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	赤羽	JR 京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇都宮線	北区	781 (0)
2	麻布十番	メトロ南北線・ 都営大江戸線	港区	762 (0)
3	東京	JR 各線・ メトロ丸の内線	千代田区 中央区	746 (0)
4	新宿	JR各線・小田急線・ 京王線・メトロ丸の内 線・都営新宿線	新宿区 渋谷区	688 (0)
5	秋葉原	JR 各線・ つくばエクスプレス・ メトロ日比谷線	千代田区	672 (0)
6	王子	JR 京浜東北線・ メトロ南北線・ 都電荒川線	北区	654 (0)
7	西新宿	メトロ丸の内線	新宿区	587 (0)
8	新小岩	JR 総武線	葛飾区	575 (77)
9	大森	JR 京浜東北線	品川区 大田区	535 (0)
10	浅草 (T X)	つくば エクスプレス	台東区	531 (0)

(注)・台数下段の()内は原付・自二の放置台数を内数で示した。

・平成23年調査までは、駅ごとに、自転車100台以上、原付と自二については合わせて50台以上の場合のみ計上していた。

順位	平成23年				平成22年				平成21年			
	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数
1	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	838(0)	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	922(0)	立川	JR中央・南武線・青梅線・五日市線	立川市	983(65)
2	東京	JR各線・メトロ丸の内線	千代田区 中央区	830(0)	蒲田	JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線	大田区	885(107)	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	980(0)
3	新小岩	JR総武線	葛飾区	820(87)	東京	JR各線・メトロ丸の内線	千代田区 中央区	878(0)	新宿	JR各線・小田急線・京王線・メトロ丸の内線・都営新宿線	新宿区 渋谷区	958(59)
4	田町・三田	JR山手線・京浜東北線・都営三田線・都営浅草線	港区	793(0)	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	874(0)	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	950(0)
5	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	756(0)	府中	京王線	府中市	781(0)	蒲田	JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線	大田区	913(100)
6	蒲田	JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線	大田区	704(88)	新小岩	JR総武線	葛飾区	724(93)	大森	JR京浜東北線	品川区 大田区	837(66)
7	亀戸	JR総武線 東武亀戸線	江東区	684(63)	麻布十番	メトロ南北線・都営大江戸線	港区	698(0)	吉祥寺	JR中央線・総武線・京王井の頭線	武蔵野市	808(0)
8	麻布十番	メトロ南北線・都営大江戸線	港区	669(0)	浅草(TX)	つくばエクスプレス	台東区	696(59)	新小岩	JR総武線	葛飾区	803(86)
9	豊田	JR中央線	日野市	631(0)	立川	JR中央・南武線・青梅線・五日市線	立川市	693(67)	池袋	JR各線・西武線・東武線・メトロ各線	豊島区	780(107)
10	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	590(0)	大森	JR京浜東北線	品川区 大田区	692(65)	田町	JR山手線・京浜東北線・都営三田線・都営浅草線	港区	754(0)

順位	平成20年				平成19年				平成18年			
	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数
1	大塚	JR山手線 都電荒川線	豊島区	1,867(0)	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	2,145(0)	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	2,076(83)
2	池袋	JR各線・西武線・東武線・メトロ各線	豊島区	1,156(72)	大塚	JR山手線 都電荒川線	豊島区	1,623(0)	池袋	JR各線・西武線・東武線・メトロ各線	豊島区	1,807(183)
3	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	1,081(0)	池袋	JR各線・西武線・東武線・メトロ各線	豊島区	1,590(99)	大塚	JR山手線 都電荒川線	豊島区	1,756(0)
4	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	1,028(0)	光が丘	都営大江戸線	練馬区	1,520(0)	光が丘	都営大江戸線	練馬区	1,663(0)
5	田町	JR山手線・京浜東北線・都営三田線・都営浅草線	港区	990(0)	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	1,347(62)	吉祥寺	JR中央線・総武線・京王井の頭線	武蔵野市	1,401(53)
6	蒲田	JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線	大田区	967(71)	蒲田	JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線	大田区	1,268(161)	自由が丘	東急東横線 東急大井町線	目黒区 世田谷区	1,382(157)
7	立川	JR中央・南武線・青梅線・五日市線	立川市	931(83)	田町	JR山手線・京浜東北線・都営三田線・都営浅草線	港区	1,197(0)	蒲田	JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線	大田区	1,365(136)
8	錦糸町	JR総武線 メトロ半蔵門線	墨田区	889(143)	錦糸町	JR総武線 メトロ半蔵門線	墨田区	1,046(143)	田町	JR山手線・京浜東北線・都営三田線・都営浅草線	港区	1,300(50)
9	浅草(TX)	つくばエクスプレス	台東区	866(0)	三軒茶屋	東急田園都市線 世田谷線	世田谷区	1,035(123)	新小岩	JR総武線	葛飾区	1,255(170)
10	新小岩	JR総武線	葛飾区	845(138)	立川	JR中央・南武線・青梅線・五日市線	立川市	1,025(71)	亀戸	JR総武線 東武亀戸線	江東区	1,215(131)

(6) 区市町村別乗入状況(乗入駅数、乗入台数)

	乗入駅数 (駅)	乗入台数 (台)	乗入台数別の駅数の内訳(駅)							
			1~99	100~ 499	500~ 999	1,000~ 1,999	2,000~ 2,999	3,000~ 3,999	4,000~ 4,999	5,000~ 9,999
合計	641	673,446	112	230	113	90	34	22	13	27
区部計	479	412,245	96	189	87	53	20	13	7	14
千代田区	15	4,087	1	12	1	1				
中央区	21	11,474	4	8	6	2	1			
港区	32	6,496	16	14	1	1				
新宿区	32	8,419	10	18	3	1				
文京区	19	4,136	5	13	1					
台東区	13	8,930	1	4	4	4				
墨田区	14	12,841	2	5	5			1	1	
江東区	26	17,611	8	6	8	1	3			
品川区	27	9,949	4	18	2	3				
目黒区	12	6,401	2	6	1	3				
大田区	35	30,351	4	15	11	2	1		1	1
世田谷区	40	42,239	11	11	7	1	5	4		1
渋谷区	19	7,322	7	7	2	3				
中野区	14	14,598	2	6	3	2				1
杉並区	25	30,225	2	10	5	4	1	2		1
豊島区	18	12,423	3	8	3	3		1		
北区	16	17,629	2	6	4	1	1	1		1
荒川区	11	7,693	4	3	1	1	2			
板橋区	22	20,311		5	11	5		1		
練馬区	22	35,296	2	4	3	8	2		2	1
足立区	22	37,358	2	9	4	2	1		1	3
葛飾区	12	28,024	3		1	3	2		1	2
江戸川区	12	38,432	1	1		2	1	3	1	3
市部計	157	260,152	12	41	26	36	14	9	6	13
八王子市	20	21,901	1	10	2	3	2		1	1
立川市	11	13,452		7		3				1
武蔵野市	3	23,280								3
三鷹市	4	7,928		2		1				1
青梅市	9	4,398	4	2	1	2				
府中市	13	15,464		3	3	5	1	1		
昭島市	5	7,135	1		1	2	1			
調布市	9	16,332		3	3			2		1
町田市	9	20,389		2	2	2	1		1	1
小金井市	3	8,413	1					1	1	
小平市	8	16,076	1	1	1	2	1	1		1
日野市	10	12,719	2	2	3		1	1	1	
東村山市	8	10,061	1	2	1	2	1	1		
国分寺市	4	10,869		1		1	1			1
国立市	3	7,250			2					1
福生市	5	2,481	1	3		1				
狛江市	3	5,529				2		1		
東大和市	5	8,415			1	2	2			
清瀬市	2	6,257			1					1
東久留米市	1	4,318							1	
武蔵村山市										
多摩市	4	6,842		1		1	2			
稲城市	6	4,919		1	3	2				
羽村市	2	4,763				1	1			
あきる野市	5	4,587		1	2	2				
西東京市	5	16,374				2		1	1	1
町村部計	5	1,049	4			1				
瑞穂町	1	1,004				1				
日の出町										
檜原村										
奥多摩町	4	45	4							

(注) 乗入駅数は駅の立地により、例えば「東京駅」のように複数の区市町村に計上されるものもある。

(7) 乗入台数が多い駅(上位20駅)

[単位：台]

順位	駅名	路線名	関係区市	乗入台数	放置台数		
					自転車	原付自二	計
1	三鷹駅	J R中央線・総武線	武蔵野市市 三鷹市	12,233	144	10	154
2	蒲田駅	J R京浜東北線 東急池上線・東急多摩川線	大田区	9,805	357	61	418
3	吉祥寺駅	J R中央線・総武線 京王井の頭線	武蔵野市	9,464	69	10	79
4	町田駅	J R横浜線 小田急線	町田市	9,301	88	14	102
5	中野駅	J R中央線・総武線 東京地下鉄東西線	中野区	8,437	296	52	348
6	竹ノ塚駅	東武伊勢崎線	足立区	8,349	17	5	22
7	荻窪駅	J R中央線・総武線 東京地下鉄丸の内線	杉並区	8,284	105	37	142
8	新小岩駅	J R総武線	葛飾区	7,868	296	53	349
9	武蔵境駅	J R中央線 西武多摩川線	武蔵野市	7,619	58	2	60
10	国立駅	J R中央線	国分寺市市 国立市	7,593	105	0	105
11	立川駅、立川北駅、立川南駅	J R中央線・南武線・青梅線・五日市線、多摩モノレール	立川市	7,396	353	48	401
12	綾瀬駅	J R常磐線 東京地下鉄千代田線	足立区 葛飾区	7,145	48	13	61
13	金町駅	J R常磐線 京成金町線	葛飾区	6,809	80	2	82
14	田無駅	西武鉄道新宿線	西東京市	6,683	62	3	65
15	葛西駅	東京地下鉄東西線	江戸川区	6,543	44	1	45
16	調布駅	京王線、京王相模原線	調布市	6,471	411	4	415
17	保谷駅	西武鉄道池袋線	練馬区 西東京市	5,888	25	2	27
18	大泉学園駅	西武鉄道池袋線	練馬区	5,863	44	4	48
19	西新井駅	東武伊勢崎線	足立区	5,821	22	0	22
20	瑞江駅	都営地下鉄新宿線	江戸川区	5,802	47	13	60

(8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移

区 分		平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
全国	(ア)=(イ)+(ウ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	3,260,201	-	3,412,064	-	3,801,265 (296,670)	-	3,791,544 (315,612)	-	3,699,298 (310,918)	-
	(イ) 自転車等実収容台数	2,430,206	-	2,637,751	-	3,038,989 (237,734)	-	3,090,299 (258,611)	-	3,086,897 (261,157)	-
	(ウ) 放置台数	829,995	-	774,313	-	762,276 (58,936)	-	701,245 (57,001)	-	612,401 (49,761)	-
都	(ア)=(イ)+(ウ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	720,086 (38,023)	721,774 (38,068)	729,149 (38,108)	755,141 (37,261)	745,597 (38,674)	742,243 (37,269)	744,358 (36,860)	728,110 (36,839)	741,994 (37,888)	738,167 (38,306)
	(イ) 自転車等実収容台数	478,657 (19,150)	487,204 (20,070)	497,083 (19,818)	536,150 (20,637)	536,897 (21,815)	530,532 (21,117)	545,999 (20,699)	531,499 (21,202)	540,754 (22,161)	537,850 (22,471)
	(ウ) 放置台数	241,429 (18,873)	234,570 (17,998)	232,066 (18,290)	218,991 (16,624)	208,700 (16,859)	211,711 (16,152)	198,359 (16,161)	196,611 (15,637)	201,240 (15,727)	200,317 (15,835)
区部	(ア)=(イ)+(ウ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	413,319 (15,238)	417,114 (15,703)	422,388 (17,407)	430,319 (15,977)	424,270 (16,857)	418,365 (16,538)	432,012 (17,241)	421,898 (16,384)	438,436 (18,631)	448,466 (18,536)
	(イ) 自転車等実収容台数	235,132 (4,334)	242,577 (5,043)	245,380 (5,086)	265,964 (5,423)	265,351 (5,692)	250,995 (4,613)	267,865 (5,117)	258,620 (4,425)	267,349 (5,564)	274,582 (5,029)
	(ウ) 放置台数	178,187 (10,904)	174,557 (10,660)	177,008 (12,321)	164,355 (10,554)	158,919 (11,165)	167,370 (11,925)	164,147 (12,124)	163,278 (11,959)	171,087 (13,067)	173,884 (13,507)
市部	(ア)=(イ)+(ウ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	298,357 (22,510)	302,348 (22,140)	304,376 (20,471)	322,502 (21,084)	320,241 (21,737)	322,668 (20,641)	311,136 (19,529)	305,030 (20,366)	302,348 (19,167)	288,358 (19,682)
	(イ) 自転車等実収容台数	235,115 (14,541)	242,337	249,318 (14,502)	267,866 (15,014)	270,460 (16,043)	278,327 (16,414)	276,924 (15,492)	271,697 (16,688)	272,195 (16,507)	262,077 (17,354)
	(ウ) 放置台数	63,242 (7,969)	60,013 (7,338)	55,058 (5,969)	54,636 (6,070)	49,781 (5,694)	44,341 (4,227)	34,212 (4,037)	33,333 (3,678)	30,153 (2,660)	26,281 (2,328)
町村部	(ア)=(イ)+(ウ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	8,410 (275)	2,310 (225)	2,385 (230)	2,320 (200)	1,086 (80)	1,210 (90)	1,210 (90)	1,182 (89)	1,210 (90)	1,343 (88)
	(イ) 自転車等実収容台数	8,410 (275)	2,310 (225)	2,385 (230)	2,320 (200)	1,086 (80)	1,210 (90)	1,210 (90)	1,182 (89)	1,210 (90)	1,191 (88)
	(ウ) 放置台数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	152 (0)

(注)・本表の下段()内には、原付・自二を内数で記した。

- ・「全国」の数値は、内閣府調査が隔年実施のため、データがない年は「-」で記した。
- ・「全国」の放置台数は、平成5年まで自転車のみ(都道府県別台数の合計)、平成7年からは原付・自二を含む。
- ・平成7年調査から、「旧五日市町」分を「あきる野市」へ算入し、町村部から市部へ移行した。
- ・平成23年調査までは、駅ごとに、自転車100台以上、原付と自二については合わせて50台以上の場合のみ計上していた。

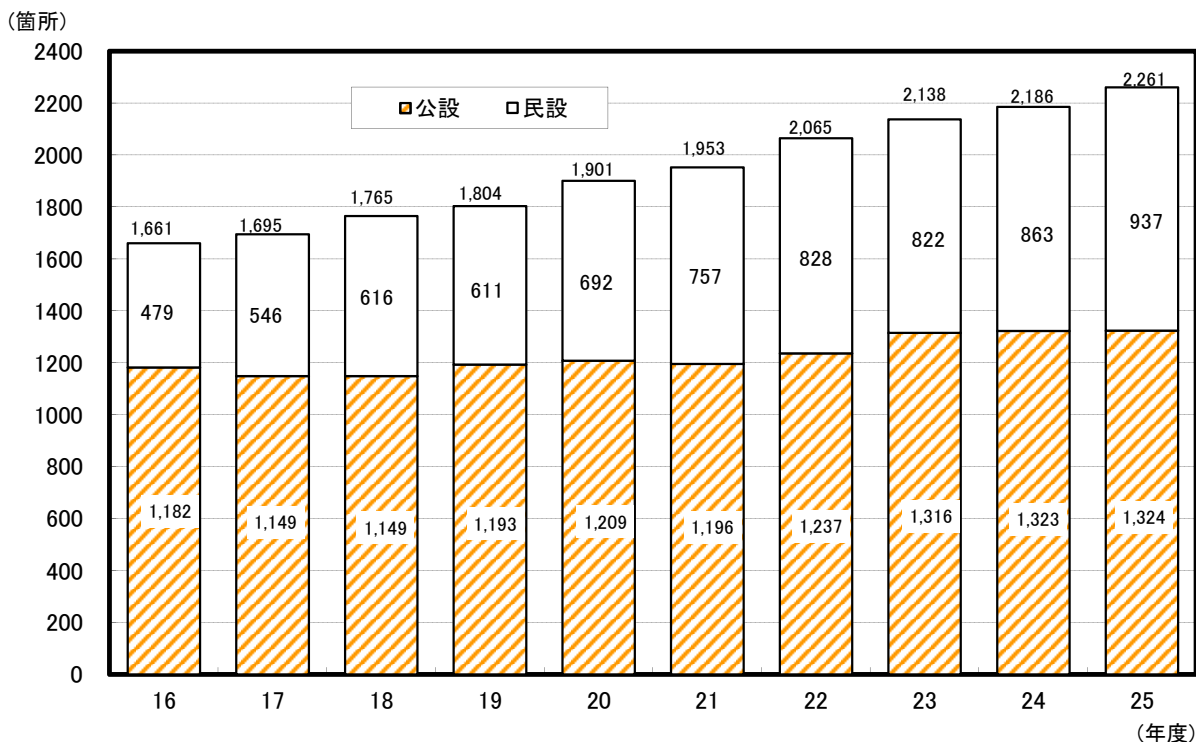
(単位：台)

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
3,495,192 (284,580)	-	3,495,163 (195,024)	-	3,490,719 (193,741)	-	3,591,058 (45,555)	-	3,410,368 (60,532)	-	2,963,118 (226,484)	-	未発表
2,911,712 (242,260)	-	3,023,743 (160,425)	-	3,074,724 (164,992)	-	3,249,156 (32,807)	-	3,165,708 (53,564)	-	2,783,277 (223,164)	-	未発表
583,480 (42,320)	-	471,420 (34,599)	-	415,995 (28,749)	-	341,902 (12,748)	-	244,660 (6,968)	-	179,841 (3,320)	-	未発表
751,498 (39,568)	725,606 (39,248)	727,387 (-)	711,109 (35,992)	720,588 (-)	707,695 (33,349)	703,873 (-)	685,011 (27,798)	670,795 (26,226)	686,508 (26,709)	680,979 (24,748)	673,403 (25,280)	673,446 (23,622)
553,541 (21,770)	554,908 (22,883)	577,267 (23,840)	577,576 (22,705)	606,815 (19,361)	607,732 (26,622)	618,791 (-)	621,505 (26,050)	617,888 (24,942)	638,418 (25,529)	638,668 (23,961)	620,691 (20,681)	626,694 (19,854)
197,957 (17,798)	170,698 (16,365)	150,120 (14,831)	133,533 (13,287)	113,773 (10,013)	99,963 (6,727)	85,082 (4,027)	63,506 (1,748)	52,907 (1,284)	48,090 (1,180)	42,311 (787)	52,712 (4,599)	46,752 (3,768)
460,927 (21,411)	434,057 (19,257)	424,769 (-)	418,348 (17,253)	431,540 (-)	418,117 (15,090)	423,659 (-)	408,623 (11,110)	392,865 (9,932)	406,421 (10,298)	400,945 (9,483)	405,949 (10,821)	412,245 (10,294)
295,646 (6,034)	290,179 (5,272)	297,343 (-)	305,814 (5,940)	337,045 (-)	331,834 (8,791)	349,734 (-)	353,891 (9,556)	349,161 (8,713)	366,127 (9,185)	365,339 (8,746)	360,717 (6,880)	371,549 (6,923)
165,281 (15,407)	143,878 (13,985)	127,426 (12,427)	112,534 (11,313)	94,495 (8,855)	86,283 (6,299)	73,925 (3,741)	54,732 (1,554)	43,704 (1,219)	40,294 (1,113)	35,606 (737)	45,232 (3,941)	40,696 (3,371)
289,344 (18,034)	290,357 (19,914)	301,771 (-)	292,058 (18,671)	287,889 (-)	288,402 (18,195)	279,294 (-)	275,421 (16,633)	276,953 (16,243)	279,072 (16,363)	279,061 (15,218)	266,199 (14,402)	260,152 (13,283)
256,668 (15,643)	263,537 (17,534)	279,077 (-)	271,059 (16,697)	268,611 (-)	274,722 (17,767)	268,137 (-)	266,647 (16,439)	267,750 (16,178)	271,276 (16,296)	272,356 (15,168)	258,720 (13,749)	254,100 (12,888)
32,676 (2,391)	26,820 (2,380)	22,694 (2,404)	20,999 (1,974)	19,278 (1,158)	13,680 (428)	11,157 (286)	8,774 (194)	9,203 (65)	7,796 (67)	6,705 (50)	7,479 (653)	6,052 (395)
1,227 (93)	1,192 (77)	847 (-)	703 (68)	1,159 (-)	1,176 (64)	920 (-)	967 (55)	977 (51)	1,015 (48)	973 (47)	1,255 (52)	1,049 (45)
1,227 (93)	1,192 (77)	847 (-)	703 (68)	1,159 (-)	1,176 (64)	920 (-)	967 (55)	977 (51)	1,015 (48)	973 (47)	1,254 (52)	1,045 (43)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 (0)	4 (2)

2 自転車等駐車場の整備状況

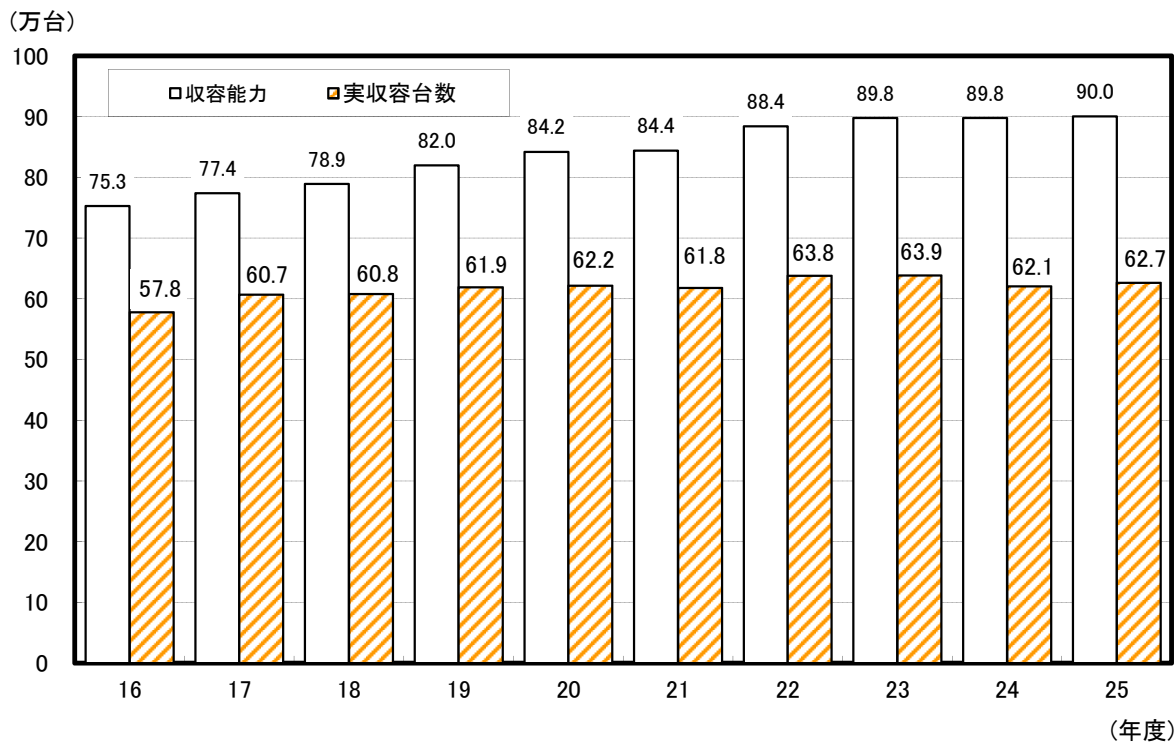
(1) 自転車等駐車場数の推移

- ・自転車等駐車場の設置数は10年連続で増加し、平成25年は2,261箇所(前年度比 75箇所増加)となった。
- ・公設自転車等駐車場は1,324箇所(前年度比 1箇所増加)であり、全体の58.6%を占めている。
- ・民設自転車等駐車場は937箇所(前年度比 74箇所増加)であり、全体の41.4%を占めている。



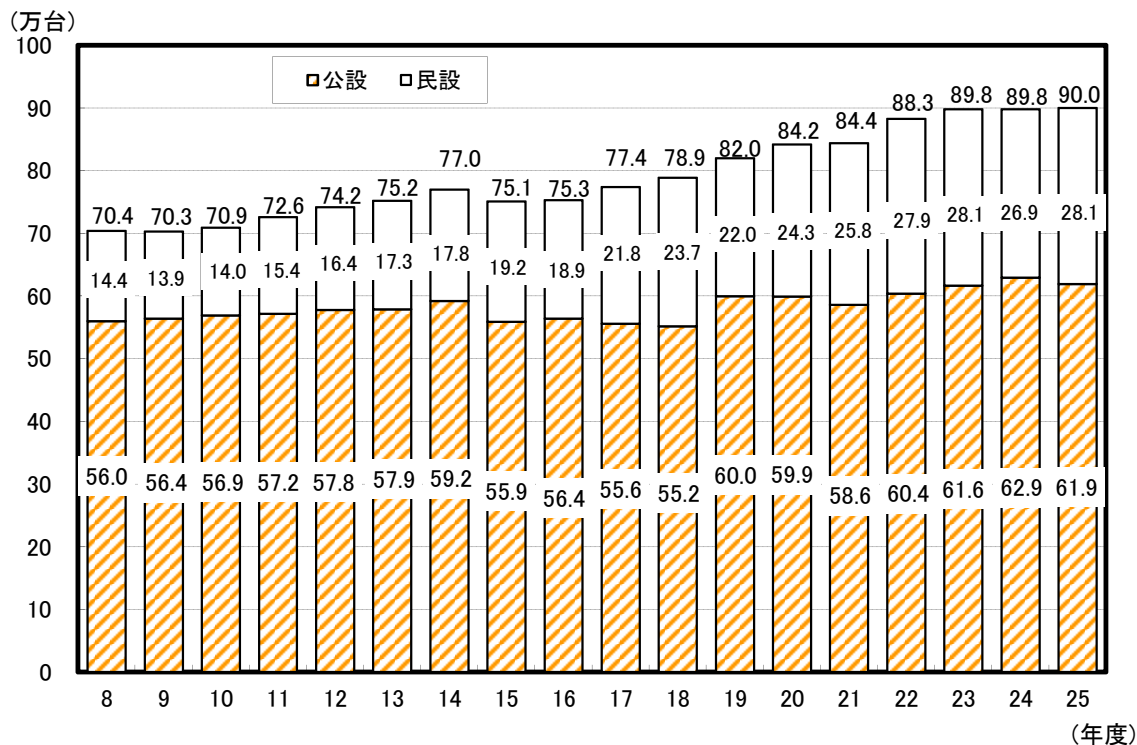
(2) 収容能力及び実収容台数の推移

- ・収容能力は900,222台(前年度比 2,209台増加)、実収容台数は626,694台(前年度比 6,003台増加)である。



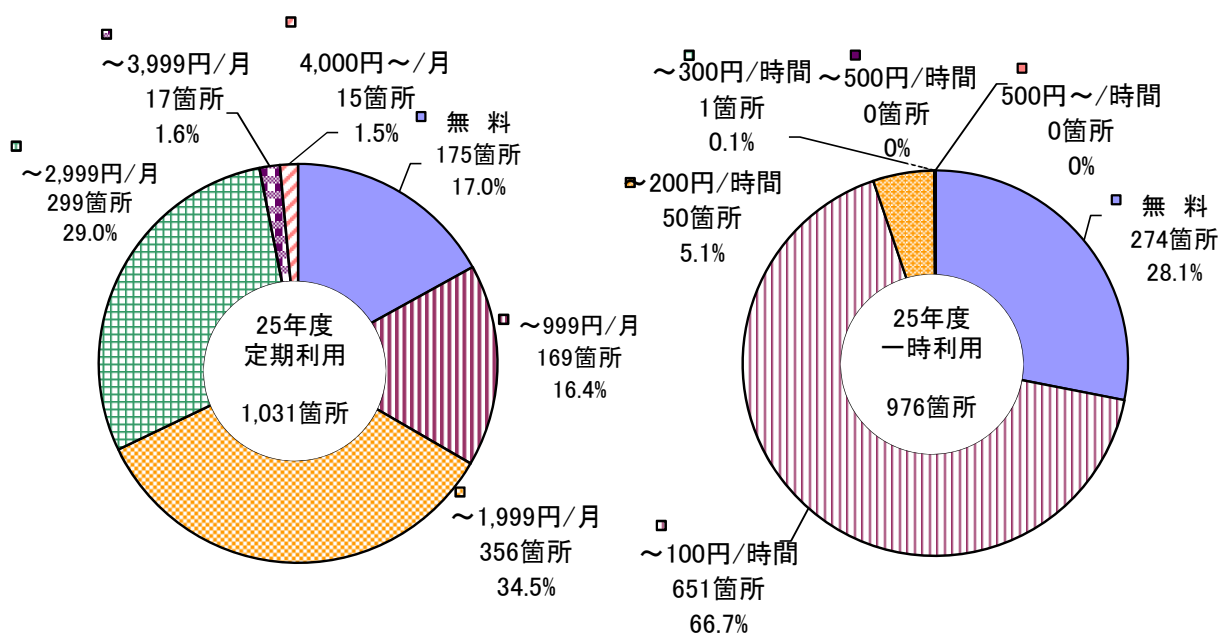
(3) 設置者別収容能力の推移

・収容能力について、平成8年度当時、公設自転車等駐車場の占める割合は79.5%であったが、平成25年度は68.8%に減少している。



(4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の推移

- ・多様な料金形態に対応するため、平成25年度は「定期利用」「一時利用」に分けて調査を実施した。
- ・定期利用の公設自転車等駐車場は1,031箇所、一時利用の公設自転車等駐車場は976箇所であった。
(定期利用と一時利用を併設している箇所もあるため、合計は一致しない。)
- ・定期利用において、無料の自転車等駐車場は175箇所(17.0%)であった。
- ・一時利用において、無料の自転車等駐車場は274箇所(28.1%)であった。



(注) 一時利用料金を「最初の〇〇時間まで無料」としている場合は、無料の時間が経過した後の料金形態を回答

(5) 自転車等駐車場の整備状況(構造、敷地形態、面積、収容能力等)

ア 区市町村別整備状況

	設置数			構造					敷地形態						
	計	公設	民設	平面式	立体式		地下式		その 不明・ 他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・ その他
					自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下 以外		
総数	2,261	1,324	937	1,808	302	29	99	22	1	349	659	201	180	852	20
区部計	1,444	895	549	1,143	183	22	80	15	1	276	402	156	110	483	17
千代田区	20	20		20						18	1	1			
中央区	24	24		14	1	1	7	1			23			1	
港区	26	16	10	19	1		4	2		12	10	1		3	
新宿区	44	44		43	1					26	11		7		
文京区	30	24	6	27		1	2			13	6		5	6	
台東区	31	29	2	24			7			8	21		1	1	
墨田区	47	32	15	39		1	3	4		13	8	4	4	18	
江東区	51	49	2	41	5		5				38	6		7	
品川区	48	26	22	41	4		3			8	10	8	14	8	
目黒区	37	27	10	31	1	1	3	1		1	19	4	5	8	
大田区	85	72	13	64	12		8		1	34	25	3	10	13	
世田谷区	123	51	72	62	46	9	3	3		10	30	23	21	39	
渋谷区	49	49		34	12	2				34	8	4	3		
中野区	40	29	11	31	5		3	1		5	24		1		10
杉並区	71	46	25	51	14		6			8	22	15	2	24	
豊島区	51	43	8	40	4	1	6			16	16		8	11	
北区	46	37	9	33	8	3	2			16	7	13	2	3	5
荒川区	32	15	17	29	1		2			8	4	5	5	10	
板橋区	92	64	28	83	9					12	22	8	11	39	
練馬区	129	66	63	111	15		3			2	35	18	5	67	2
足立区	190	50	140	170	18		2			8	33	16	2	131	
葛飾区	134	42	92	119	10		5			10	20	11	1	92	
江戸川区	44	40	4	17	16	3	6	2		14	9	16	3	2	
市部計	811	423	388	660	118	7	19	7		73	252	45	70	368	3
八王子市	91	19	72	71	17		2	1		8	27	6	17	33	
立川市	39	35	4	34	2	2	1			7	18		5	9	
武蔵野市	51	3	48	35	15		1			2	18	5		26	
三鷹市	32	26	6	27	1		3	1		1	7		3	20	1
青梅市	12	8	4	9	3						9		3		
府中市	41	22	19	29	11		1			2	22	7	1	9	
昭島市	17	17		16	1					4	7		3	3	
調布市	43	43		37	5		1			3	16	1	1	22	
町田市	63	12	51	44	15		4				23	1	5	34	
小金井市	22	21	1	18	3		1			1	10		1	10	
小平市	62	27	35	60	2					1	12		8	41	
日野市	72	45	27	66	5			1		17	26		3	24	2
東村山市	34	23	11	29	2	1		2			12		3	19	
国分寺市	17	16	1	2	13		2			5	3	2	3	4	
国立市	18	18		17	1						5	1	3	9	
福生市	13	7	6	11	1		1				5			8	
狛江市	13	2	11	13						3	1	7		2	
東大和市	21	19	2	21						12	3	3	2	1	
清瀬市	19	5	14	15	2		2			1	2		1	15	
東久留米市	16	8	8	15	1									16	
武蔵村山市															
多摩市	20	12	8	16	4					2	6	4	2	6	
稲城市	13	7	6	11	2						3	3		7	
羽村市	12	12		12						4	2			6	
あきる野市	12	12		12							5	1	4	2	
西東京市	58	4	54	40	12	4		2			10	4	2	42	
町村部計	6	6		5	1						5			1	
瑞穂町	2	2		1	1						2				
日の出町															
檜原村															
奥多摩町	4	4		4							3			1	

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	実収容 台数 (台)		自転車	原付	
	敷地	延床		自転車	原付			
総数	978,367	1,053,132	900,222	864,370	35,852	626,694	606,840	19,854
区部計	595,426	610,842	523,769	510,651	13,118	371,549	364,626	6,923
千代田区	2,411	2,411	2,053	1,918	135	1,360	1,260	100
中央区	28,575	28,575	7,921	7,760	161	7,766	7,760	6
港区	10,470	10,348	6,931	6,586	345	4,097	3,974	123
新宿区	8,060	8,314	7,719	7,025	694	5,074	4,790	284
文京区	5,465	5,465	3,886	3,886		2,362	2,362	
台東区	14,563	12,093	7,877	7,779	98	5,309	5,301	8
墨田区	15,201	16,169	17,246	17,196	50	10,623	10,619	4
江東区	25,728	9,240	21,124	20,619	505	15,356	15,113	243
品川区	20,385	21,075	13,301	11,876	1,425	8,663	7,855	808
目黒区	12,108	13,563	9,345	9,100	245	5,608	5,476	132
大田区	34,652	40,991	35,984	35,380	604	28,589	28,275	314
世田谷区	58,447	61,556	52,181	50,326	1,855	39,427	38,437	990
渋谷区	8,841	9,444	7,216	6,426	790	6,564	5,897	667
中野区	20,916	21,041	17,565	17,355	210	13,532	13,355	177
杉並区	34,374	37,365	34,616	34,311	305	28,605	28,526	79
豊島区	17,319	19,413	16,658	16,401	257	11,347	11,188	159
北区	21,901	9,527	23,316	22,690	626	15,529	15,152	377
荒川区	10,620	5,392	10,171	10,106	65	7,158	7,132	26
板橋区	33,421	36,380	27,294	25,809	1,485	17,880	17,094	786
練馬区	54,714	60,207	47,754	46,583	1,171	34,589	34,067	522
足立区	68,815	75,514	58,065	57,079	986	37,112	36,643	469
葛飾区	45,968	51,009	39,831	39,233	598	26,878	26,699	179
江戸川区	42,472	55,750	55,715	55,207	508	38,121	37,651	470
市部計	381,209	439,493	374,942	352,319	22,623	254,100	241,212	12,888
八王子市	36,906	49,862	34,488	29,361	5,127	21,335	18,848	2,487
立川市	24,889	25,226	20,134	19,563	571	12,377	12,098	279
武蔵野市	27,870	39,166	32,917	31,970	947	23,078	22,665	413
三鷹市	12,649	12,649	11,216	11,004	212	7,762	7,658	104
青梅市	6,873	9,703	7,483	6,748	735	4,375	3,955	420
府中市	21,735	26,024	22,564	21,706	858	15,250	14,710	540
昭島市	10,208	10,655	12,314	12,046	268	7,098	7,008	90
調布市	24,619	28,582	26,357	25,396	961	15,661	15,249	412
町田市	25,677	30,312	23,817	19,828	3,989	20,183	16,933	3,250
小金井市	15,791	16,165	13,203	12,819	384	8,391	8,165	226
小平市	24,724	25,295	23,251	22,533	718	15,899	15,549	350
日野市	19,519	21,508	17,932	16,574	1,358	12,114	11,175	939
東村山市	14,741	14,741	14,347	13,907	440	9,671	9,422	249
国分寺市	11,595	15,818	15,408	14,989	419	10,765	10,535	230
国立市	8,934	9,998	9,527	9,387	140	7,137	7,056	81
福生市	8,106	8,387	5,773	5,339	434	2,087	1,925	162
狛江市	9,819	9,968	6,389	6,089	300	5,421	5,246	175
東大和市	7,696	7,696	8,644	8,599	45	7,865	7,820	45
清瀬市	7,178	8,551	7,366	7,019	347	6,216	6,004	212
東久留米市	7,500	8,115	6,060	5,678	382	4,302	4,075	227
武蔵村山市								
多摩市	13,773	16,362	12,488	10,228	2,260	6,675	5,702	973
稲城市	7,186	7,983	5,566	4,968	598	4,876	4,426	450
羽村市	6,089	6,089	6,533	6,336	197	4,760	4,618	142
あきる野市	5,453	5,453	6,271	5,979	292	4,574	4,408	166
西東京市	21,679	25,185	24,894	24,253	641	16,228	15,962	266
町村部計	1,731	2,797	1,511	1,400	111	1,045	1,002	43
瑞穂町	1,582	2,648	1,386	1,287	99	1,000	967	33
日の出町								
檜原村								
奥多摩町	149	149	125	113	12	45	35	10

イ 設置者別整備状況

(7) 区市町村

	設置数	構 造					敷地形態						
		平面式	立体式		地下式		そ 不 の 明 他 ・	道 路	公 有 地	鉄道用地		民 有 地	不 明 ・ そ の 他
			自 走 式	機 械 式	自 走 式	機 械 式				高 架 下	高 架 下 以 外		
総 数	1,324	1,020	185	23	82	14		330	559	83	91	254	7
区 部 計	895	660	135	21	69	10		272	388	69	57	105	4
千 代 田 区	20	20						18	1	1			
中 央 区	24	14	1	1	7	1			23			1	
港 区	16	10			4	2		9	7				
新 宿 区	44	43	1					26	11		7		
文 京 区	24	22			2			13	6		5		
台 東 区	29	23			6			8	21				
墨 田 区	32	29		1	2			13	8	3	4	4	
江 東 区	49	39	5		5				36	6		7	
品 川 区	26	20	3		3			7	10	3	5	1	
目 黒 区	27	21	1	1	3	1		1	19	1	3	3	
大 田 区	72	54	12		6			34	25	1	5	7	
世 田 谷 区	51	11	29	9		2		10	28		6	7	
渋 谷 区	49	34	12	2		1		34	8	4	3		
中 野 区	29	21	4		3	1		5	24				
杉 並 区	46	31	10		5			8	21	4		13	
豊 島 区	43	34	3	1	5			16	16		5	6	
北 区	37	26	6	3	2			16	7	10	2		2
荒 川 区	15	12	1		2			8	4	2		1	
板 橋 区	64	56	8					12	22	7	4	19	
練 馬 区	66	52	11		3			2	35		3	24	2
足 立 区	50	42	7		1			8	29	7	1	5	
葛 飾 区	42	32	6		4			10	20	6	1	5	
江 戸 川 区	40	14	15	3	6	2		14	7	14	3	2	
市 部 計	423	355	49	2	13	4		58	166	14	34	148	3
八 王 子 市	19	18	1					2	7	1	4	5	
立 川 市	35	30	2	2	1			7	18		2	8	
武 蔵 野 市	3		3							1		2	
三 鷹 市	26	21	1		3	1		1	7		1	16	1
青 梅 市	8	7	1						5		3		
府 中 市	22	18	4						11	1	1	9	
昭 島 市	17	16	1					4	7		3	3	
調 布 市	43	37	5		1			3	16	1	1	22	
町 田 市	12	4	5		3				10			2	
小 金 井 市	21	17	3		1			1	10		1	9	
小 平 市	27	25	2					1	12		4	10	
日 野 市	45	44	1					15	19		1	8	2
東 村 山 市	23	20	1			2			12		2	9	
国 分 寺 市	16	2	12		2			5	3	2	3	3	
国 立 市	18	17	1						5	1	3	9	
福 生 市	7	5	1		1				5			2	
狛 江 市	2	2						1	1				
東 大 和 市	19	19						12	3	2	1	1	
清 瀬 市	5	4			1			1				4	
東 久 留 米 市	8	7	1									8	
武 蔵 村 山 市													
多 摩 市	12	9	3					1	6	2		3	
稲 城 市	7	7										7	
羽 村 市	12	12						4	2			6	
あ き る 野 市	12	12							5	1	4	2	
西 東 京 市	4	2	1			1			2	2			
町 村 部 計	6	5	1						5			1	
瑞 穂 町	2	1	1						2				
日 の 出 町													
檜 原 村													
奥 多 摩 町	4	4							3			1	

	面積 (㎡)		収容能力 (台)			実収容台数 (台)		
	敷地	延床		自転車	原付		自転車	原付
総数	686,087	722,766	619,213	600,598	18,615	435,950	425,392	10,558
区部計	450,441	469,190	397,815	388,550	9,265	286,766	281,560	5,206
千代田区	2,411	2,411	2,053	1,918	135	1,360	1,260	100
中央区	28,575	28,575	7,921	7,760	161	7,766	7,760	6
港区	7,925	7,803	5,254	4,949	305	3,444	3,340	104
新宿区	8,060	8,314	7,719	7,025	694	5,074	4,790	284
文京区	4,538	4,538	2,978	2,978		1,990	1,990	
台東区	11,163	10,545	6,905	6,882	23	4,655	4,647	8
墨田区	13,177	14,145	11,054	11,054		8,660	8,660	
江東区	25,611	9,240	20,997	20,492	505	15,234	14,991	243
品川区	13,867	14,557	8,496	7,526	970	5,440	4,922	518
目黒区	9,804	10,250	7,390	7,163	227	4,136	4,016	120
大田区	29,923	36,262	31,921	31,450	471	25,662	25,393	269
世田谷区	25,933	28,855	24,894	24,197	697	20,126	19,682	444
渋谷区	8,841	9,444	7,216	6,426	790	6,564	5,897	667
中野区	19,532	19,657	16,473	16,267	206	12,586	12,413	173
杉並区	28,380	31,143	28,423	28,348	75	23,605	23,569	36
豊島区	15,535	16,960	14,173	13,916	257	9,263	9,104	159
北区	17,631	9,130	19,669	19,057	612	13,040	12,670	370
荒川区	7,905	5,392	7,988	7,963	25	5,489	5,477	12
板橋区	28,309	31,098	22,757	21,326	1,431	15,397	14,649	748
練馬区	37,536	42,989	33,484	32,766	718	23,994	23,682	312
足立区	32,138	36,149	27,601	27,384	217	16,615	16,524	91
葛飾区	35,384	40,192	29,984	29,701	283	20,895	20,804	91
江戸川区	38,263	51,541	52,465	52,002	463	35,771	35,320	451
市部計	233,915	250,779	219,887	210,648	9,239	148,139	142,830	5,309
八王子市	5,012	5,136	3,271	2,973	298	2,481	2,221	260
立川市	23,949	24,286	18,616	18,076	540	11,283	11,024	259
武蔵野市	3,512	4,652	3,970	3,855	115	2,831	2,759	72
三鷹市	11,178	11,178	10,203	10,049	154	7,069	7,005	64
青梅市	3,199	3,469	2,912	2,706	206	2,106	1,950	156
府中市	11,532	12,915	11,982	11,787	195	7,541	7,384	157
昭島市	10,208	10,655	12,314	12,046	268	7,098	7,008	90
調布市	24,619	28,582	26,357	25,396	961	15,661	15,249	412
町田市	7,346	8,519	6,448	5,968	480	4,660	4,291	369
小金井市	15,424	15,798	12,774	12,390	384	8,090	7,864	226
小平市	19,792	20,363	18,118	17,420	698	12,519	12,174	345
日野市	13,425	13,783	11,858	11,098	760	8,646	7,921	725
東村山市	14,741	14,741	10,855	10,550	305	7,913	7,737	176
国分寺市	9,998	12,592	12,409	12,114	295	8,788	8,645	143
国立市	8,934	9,998	9,527	9,387	140	7,137	7,056	81
福生市	5,863	6,144	4,500	4,113	387	1,401	1,263	138
狛江市	1,675	1,675	700	640	60	608	559	49
東大和市	5,354	5,354	6,705	6,660	45	6,615	6,570	45
清瀬市	5,043	5,043	4,242	3,970	272	3,554	3,408	146
東久留米市	4,881	5,496	4,104	3,772	332	2,859	2,658	201
武蔵村山市								
多摩市	9,130	11,300	8,909	7,308	1,601	4,750	4,055	695
稲城市	2,989	2,989	2,025	1,851	174	2,010	1,836	174
羽村市	6,089	6,089	6,533	6,336	197	4,760	4,618	142
あきる野市	5,453	5,453	6,271	5,979	292	4,574	4,408	166
西東京市	4,569	4,569	4,284	4,204	80	3,185	3,167	18
町村部計	1,731	2,797	1,511	1,400	111	1,045	1,002	43
瑞穂町	1,582	2,648	1,386	1,287	99	1,000	967	33
日の出町								
檜原村								
奥多摩町	149	149	125	113	12	45	35	10

(イ) 鉄道会社及び関連会社

	設置数	構 造					敷地形態						
		平面式	立体式		地下式		その 明 他・	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・ その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下 以外		
総 数	161	135	25		1			1	75	56	29		
区 部 計	121	98	22		1				60	46	15		
台東区	1	1								1			
墨田区	6	6							1		5		
品川区	10	9	1						3	7			
目黒区	5	5							3	1	1		
大田区	7	7							2	5			
世田谷区	38	23	14		1				21	15	2		
中野区	1	1								1			
杉並区	6	3	3						4	2			
豊島区	5	4	1							3	2		
北区	3	1	2						3				
荒川区	5	5							1	4			
板橋区	9	9							1	6	2		
練馬区	14	14							10	1	3		
足立区	7	7							7				
葛飾区	4	3	1						4				
市 部 計	40	37	3					1	15	10	14		
八王子市	3	3							1		2		
立川市	3	3								3			
武蔵野市	3	2	1					1	2				
町田市	4	4								3	1		
小平市	2	2								2			
狛江市	7	7							7				
東大和市	1	1							1				
清瀬市	1	1								1			
東久留米市	5	5									5		
多摩市	1	1							1				
稲城市	1	1							1				
西東京市	9	7	2						2	1	6		

(ウ) 公益法人等

	設置数	構 造					敷地形態						
		平面式	立体式		地下式		その 明 他・	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・ その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下 以外		
総 数	169	102	58	4	4	1		10	84	24	17	34	
区 部 計	11	8	3					1		9	1		
港区	1		1							1			
品川区	1	1						1					
練馬区	9	7	2							8	1		
市 部 計	158	94	55	4	4	1		9	84	15	16	34	
八王子市	42	23	16		2	1		2	20	4	9	7	
武蔵野市	34	24	9		1			2	17	2		13	
青梅市	4	2	2						4				
府中市	19	11	7		1			2	11	6			
町田市	16	8	8						12	1	2	1	
日野市	12	10	2					2	7		2	1	
清瀬市	2		2						2				
多摩市	5	4	1					1		1	2	1	
稲城市	4	2	2						3	1			
西東京市	20	10	6	4					8		1	11	

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	自転車	原付	実収容台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総数	82,067	82,878	64,841	61,945	2,896	46,018	44,613	1,405
区部計	60,496	58,674	47,230	45,524	1,706	33,761	32,922	839
台東区	486	486	363	363		363	363	
墨田区	2,024	2,024	1,291	1,246	45	720	716	4
品川区	4,705	4,705	3,233	2,992	241	2,061	1,884	177
目黒区	1,865	2,874	1,639	1,639		1,287	1,287	
大田区	2,983	2,983	2,998	2,894	104	2,018	1,998	20
世田谷区	26,103	26,190	20,621	19,641	980	14,926	14,435	491
中野区	85	85	40	40		21	21	
杉並区	1,864	2,092	1,629	1,507	122	1,238	1,214	24
豊島区	1,391	2,060	2,235	2,235		1,862	1,862	
北区	2,993		1,958	1,958		1,666	1,666	
荒川区	792		807	797	10	735	733	2
板橋区	3,497	3,497	2,201	2,175	26	1,075	1,054	21
練馬区	5,253	5,253	2,663	2,569	94	2,086	2,041	45
足立区	4,302	4,272	3,980	3,910	70	2,380	2,334	46
葛飾区	2,153	2,153	1,572	1,558	14	1,323	1,314	9
市部計	21,571	24,204	17,611	16,421	1,190	12,257	11,691	566
八王子市	1,527	1,527	610	385	225	263	187	76
立川市	940	940	1,168	1,137	31	778	758	20
武蔵野市	1,732	4,216	3,346	3,278	68	2,288	2,267	21
町田市	1,635	1,635	1,202	868	334	1,050	855	195
小平市	560	560	580	580		316	316	
狛江市	7,421	7,570	5,158	4,923	235	4,399	4,275	124
東大和市	1,660	1,660	1,317	1,317		680	680	
清瀬市			187	187		125	125	
東久留米市	1,924	1,924	1,353	1,343	10	1,047	1,044	3
多摩市	842	842	303	70	233	125	28	97
稲城市	1,076	1,076	695	664	31	390	370	20
西東京市	2,254	2,254	1,692	1,669	23	796	786	10

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	自転車	原付	実収容台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総数	101,037	136,271	108,924	98,334	10,590	74,011	67,953	6,058
区部計	8,157	7,797	6,951	6,626	325	4,464	4,296	168
港区	469	469	492	460	32	213	197	16
品川区	239	239	82	44	38	67	30	37
練馬区	7,449	7,089	6,377	6,122	255	4,184	4,069	115
市部計	92,880	128,474	101,973	91,708	10,265	69,547	63,657	5,890
八王子市	27,202	40,034	28,201	23,858	4,343	17,360	15,276	2,084
武蔵野市	20,267	27,939	23,103	22,468	635	16,503	16,208	295
青梅市	3,674	6,234	4,571	4,042	529	2,269	2,005	264
府中市	10,203	13,109	10,582	9,919	663	7,709	7,326	383
町田市	10,339	13,030	9,651	7,134	2,517	8,626	6,506	2,120
日野市	3,692	4,687	3,564	3,153	411	1,726	1,576	150
清瀬市	924	2,297	1,781	1,734	47	1,776	1,734	42
多摩市	3,124	3,536	2,581	2,225	356	1,323	1,176	147
稲城市	1,921	2,718	2,098	1,797	301	1,844	1,621	223
西東京市	11,534	14,890	15,841	15,378	463	10,411	10,229	182

(工) 民間事業者(個人営業含む)

	設置数	構 造						敷地形態					
		平面式	立体式		地下式		その 不明・ 他・	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・ その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下 以外		
総 数	593	540	32	1	12	7	1	9	11	19	16	525	13
区 部 計	403	366	21		10	5	1	3	10	18	6	353	13
港 区	9	9						3	3			3	
文 京 区	4	4										4	
文 東 区	1				1							1	
墨 田 区	9	4			1	4						9	
江 東 区	2	2							2				
品 川 区	11	11								2	2	7	
目 黒 区	5	5									1	4	
大 田 区	6	3			2		1					6	
世 田 谷 区	33	27	3		2	1			1	2		30	
中 野 区	10	9	1										10
杉 並 区	18	16	1		1					7		11	
豊 島 区	3	2			1							3	
北 区	6	6										3	3
荒 川 区	12	12								2	1	9	
板 橋 区	19	18	1								1	18	
練 馬 区	40	38	2									40	
足 立 区	126	116	9		1				4	2	1	119	
葛 飾 区	87	83	3		1					1		86	
江 戸 川 区	2	1	1							2			
市 部 計	190	174	11	1	2	2		6	1	1	10	172	
八 王 子 市	27	27						4			4	19	
立 川 市	1	1										1	
武 蔵 野 市	11	9	2									11	
三 鷹 市	6	6									2	4	
町 田 市	31	28	2		1				1			30	
小 金 井 市	1	1										1	
小 平 市	33	33									2	31	
日 野 市	15	12	2			1						15	
東 村 山 市	11	9	1	1							1	10	
国 分 寺 市	1		1									1	
福 生 市	6	6										6	
狛 江 市	4	4						2				2	
東 大 和 市	1	1									1		
清 瀬 市	11	10			1							11	
東 久 留 米 市	3	3										3	
多 摩 市	2	2										2	
稲 城 市	1	1								1			
西 東 京 市	25	21	3			1						25	

(才) その他

	設置数	構 造						敷地形態					
		平面式	立体式		地下式		その 不明・ 他・	道路 敷	公有地	鉄道用地		民有地	不明・ その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下 以外		
総 数	14	11	2	1					4			10	
区 部 計	14	11	2	1					4			10	
文 京 区	2	1		1								2	
世 田 谷 区	1	1							1				
杉 並 区	1	1							1				
足 立 区	7	5	2									7	
葛 飾 区	1	1										1	
江 戸 川 区	2	2							2				

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	実収容		実収容 台数 (台)	実収容	
	敷地	延床		自転車	原付		自転車	原付
総数	103,071	105,112	102,062	98,528	3,534	66,819	65,105	1,714
区部計	70,228	69,076	66,591	64,986	1,605	42,662	42,071	591
港区	2,076	2,076	1,185	1,177	8	440	437	3
文京区	841	841	718	718		305	305	
台東区	2,914	1,062	609	534	75	291	291	
墨田区			4,901	4,896	5	1,243	1,243	
江東区	118		127	127		122	122	
品川区	1,574	1,574	1,490	1,314	176	1,095	1,019	76
目黒区	439	439	316	298	18	185	173	12
大田区	1,746	1,746	1,065	1,036	29	909	884	25
世田谷区	6,245	6,345	6,637	6,488	149	4,356	4,320	36
中野区	1,299	1,299	1,052	1,048	4	925	921	4
杉並区	4,027	4,027	4,410	4,332	78	3,636	3,619	17
豊島区	393	393	250	250		222	222	
北区	1,277	397	1,689	1,675	14	823	816	7
荒川区	1,923		1,376	1,346	30	934	922	12
板橋区	1,615	1,785	2,336	2,308	28	1,408	1,391	17
練馬区	4,476	4,876	5,230	5,126	104	4,325	4,275	50
足立区	28,097	30,815	23,105	22,534	571	15,205	14,958	247
葛飾区	8,311	8,544	8,145	7,844	301	4,542	4,463	79
江戸川区	2,857	2,857	1,950	1,935	15	1,696	1,690	6
市部計	32,844	36,036	35,471	33,542	1,929	24,157	23,034	1,123
八王子市	3,165	3,165	2,406	2,145	261	1,231	1,164	67
立川市			350	350		316	316	
武蔵野市	2,359	2,359	2,498	2,369	129	1,456	1,431	25
三鷹市	1,472	1,472	1,013	955	58	693	653	40
町田市	6,357	7,128	6,516	5,858	658	5,847	5,281	566
小金井市	367	367	429	429		301	301	
小平市	4,372	4,372	4,553	4,533	20	3,064	3,059	5
日野市	2,402	3,038	2,510	2,323	187	1,742	1,678	64
東村山市			3,492	3,357	135	1,758	1,685	73
国分寺市	1,597	3,226	2,999	2,875	124	1,977	1,890	87
福生市	2,243	2,243	1,273	1,226	47	686	662	24
狛江市	723	723	531	526	5	414	412	2
東大和市	682	682	622	622		570	570	
清瀬市	1,211	1,211	1,156	1,128	28	761	737	24
東久留米市	695	695	603	563	40	396	373	23
多摩市	677	684	695	625	70	477	443	34
稲城市	1,200	1,200	748	656	92	632	599	33
西東京市	3,322	3,472	3,077	3,002	75	1,836	1,780	56

	面積 (㎡)		収容能力 台数 (台)	実収容		実収容 台数 (台)	実収容	
	敷地	延床		自転車	原付		自転車	原付
総数	6,105	6,105	5,182	4,965	217	3,896	3,777	119
区部計	6,105	6,105	5,182	4,965	217	3,896	3,777	119
文京区	86	86	190	190		67	67	
世田谷区	166	166	29		29	19		19
杉並区	103	103	154	124	30	126	124	2
足立区	4,278	4,278	3,379	3,251	128	2,912	2,827	85
葛飾区	120	120	130	130		118	118	
江戸川区	1,352	1,352	1,300	1,270	30	654	641	13

(6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等
ア 区市町村別の現況(駅からの距離、料金形態等)

	設置数			駅からの距離			管理人		
	計	公設	民設	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・その他
総数	2,261	1,324	937	1,202	878	181	697	668	896
区部計	1,444	895	549	860	519	65	441	395	608
千代田区	20	20		19		1			20
中央区	24	24		23	1		6	2	16
港区	26	16	10	20	6		7		19
新宿区	44	44		41	1	2	6	38	
文京区	30	24	6	20	10		2	6	22
台東区	31	29	2	22	6	3	12	19	
墨田区	47	32	15	36	9	2	3		44
江東区	51	49	2	48	3		17	29	5
品川区	48	26	22	47	1		18	17	13
目黒区	37	27	10	23	13	1	11	17	9
大田区	85	72	13	51	30	4	29	6	50
世田谷区	123	51	72	74	45	4	38	23	62
渋谷区	49	49		26	16	7		49	
中野区	40	29	11	24	13	3	25	7	8
杉並区	71	46	25	26	43	2	38	9	24
豊島区	51	43	8	26	19	6	15	27	9
北区	46	37	9	21	22	3	18	13	15
荒川区	32	15	17	29	3		6		26
板橋区	92	64	28	48	37	7	43	20	29
練馬区	129	66	63	58	67	4	12	67	50
足立区	190	50	140	96	86	8	58	27	105
葛飾区	134	42	92	60	66	8	40	16	78
江戸川区	44	40	4	22	22		37	3	4
市部計	811	423	388	336	359	116	256	271	284
八王子市	91	19	72	52	34	5	27	17	47
立川市	39	35	4	24	10	5	12	17	10
武蔵野市	51	3	48	1	29	21	20	22	9
三鷹市	32	26	6	6	18	8	8	22	2
青梅市	12	8	4	9	1	2	5	4	3
府中市	41	22	19	16	16	9	16	25	
昭島市	17	17		9	8		13	4	
調布市	43	43		15	23	5	10	12	21
町田市	63	12	51	40	22	1	29	30	4
小金井市	22	21	1	3	15	4	12		10
小平市	62	27	35	23	31	8	20	13	29
日野市	72	45	27	26	24	22	16	14	42
東村山市	34	23	11	11	19	4	9	13	12
国分寺市	17	16	1	4	13		11	5	1
国立市	18	18		8	8	2	3	11	4
福生市	13	7	6	8	5		2	4	7
狛江市	13	2	11	7	3	3	4	4	5
東大和市	21	19	2	15	6		1	1	19
清瀬市	19	5	14	16	2	1	11		8
東久留米市	16	8	8	6	9	1	1	7	8
多摩市	20	12	8	4	11	5	8	9	3
稲城市	13	7	6	6	7		3	10	
羽村市	12	12			10	2		12	
あきる野市	12	12		10	2				12
西東京市	58	4	54	17	33	8	15	15	28
町村部計	6	6		6				2	4
瑞穂町	2	2		2				2	
奥多摩町	4	4		4					4

	料金形態												
	定期利用						一時利用					不 明	
	無 料	～999円 /月	～1,999 円/月	～2,999 円/月	～3,999 円/月	4,000円 ～/月	無 料	～100円 /時間	～200円 /時間	～300円 /時間	～500円 /時間		500円～ /時間
総 数	177	169	414	492	162	42	307	1,221	122	30	4		18
区 部 計	33	165	275	316	98	25	96	855	59	2	2		15
千代田区		15						5					
中央区	19					5	19	3					
港区	7		10				7	11	6				
新宿区		25	10					23					
文京区		19		1				10					
台東区		11	5	9				18					
墨田区		29	3					17					1
江東区		1	36	1	2			30	5				
品川区			3	25	2	2		16	27				
目黒区		9		15				20					
大田区		16	25	10			16	45	5				
世田谷区			29	27	1	4	32	73	3		1		
渋谷区			9					42					
中野区		1	17	4	1	7		29	4				
杉並区	2			48			2	65	2				
豊島区		6	3	26	1		1	35					
北区		18	13	2				19					
荒川区		12		4	4		3	14	1				
板橋区	5	2	6	41	5	4	6	71					3
練馬区			29	22			1	103					11
足立区			8	65	28		2	121	5	2	1		
葛飾区		1	29	16	54	3	7	41	1				
江戸川区			40					44					
市 部 計	144	4	139	174	64	17	207	364	63	28	2		3
八王子市			3	21	12	6	19	31	14	15	1		
立川市			13	7			17	17					
武蔵野市			14	13				33	3	2			2
三鷹市			1	10	1	2	8	16					
青梅市	7				5		7			5			
府中市			5	15			17	21					
昭島市			10	4				13					
調布市	21		11	9		2	21	11	6				
町田市			8	6	16	3	3	31	21	2			
小金井市	5		15	2			4	10					
小平市		3	18	14			4	40					
日野市	41		5	10	10	3	41	7	8	4	1		
東村山市	4	1	3	16	1			17	1				
国分寺市			2	5	6		1	7	5				
国立市			10				2	10					
福生市				8				12					
狛江市	2			6			2	8					
東大和市	19		1				19	2					
清瀬市			4	2	7			12	3				1
東久留米市			5					11					
多摩市	11		6	2	1		11	8					
稲城市	7		4	1		1	7	5	1				
羽村市	12						12						
あきる野市	12						12						
西東京市	3		1	23	5			42	1				
町 村 部 計				2			4	2					
瑞穂町				2				2					
奥多摩町							4						

イ 設置者別の現況(駅からの距離、料金形態等)

(ア) 区市町村

	設置数	駅からの距離			管理人		
	計	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・その他
総数	1,324	716	479	129	461	512	351
区部計	895	548	294	53	343	355	197
千代田区	20	19		1			20
中央区	24	23	1		6	2	16
港区	16	15	1		6		10
新宿区	44	41	1	2	6	38	
文京区	24	15	9		2	4	18
台東区	29	20	6	3	11	18	
墨田区	32	25	6	1	3		29
江東区	49	47	2		17	29	3
品川区	26	26			13	13	
目黒区	27	15	11	1	11	15	1
大田区	72	41	28	3	26	6	40
世田谷区	51	30	18	3	24	21	6
渋谷区	49	26	16	7		49	
中野区	29	18	9	2	22	7	
杉並区	46	16	29	1	35	9	2
豊島区	43	22	15	6	14	25	4
北区	37	17	17	3	14	11	12
荒川区	15	14	1		3		12
板橋区	64	31	28	5	35	18	11
練馬区	66	26	36	4	5	61	
足立区	50	26	21	3	31	15	4
葛飾区	42	15	19	8	24	11	7
江戸川区	40	20	20		35	3	2
市部計	423	162	185	76	118	155	150
八王子市	19	17	2				19
立川市	35	20	10	5	11	17	7
武蔵野市	3		3		3		
三鷹市	26	4	15	7	6	20	
青梅市	8	5	1	2	1	4	3
府中市	22	8	6	8	5	17	
昭島市	17	9	8		13	4	
調布市	43	15	23	5	10	12	21
町田市	12	9	2	1	10		2
小金井市	21	3	14	4	12		9
小平市	27	4	15	8	12	11	4
日野市	45	15	10	20	2	2	41
東村山市	23	7	13	3	8	11	4
国分寺市	16	4	12		10	5	1
国立市	18	8	8	2	3	11	4
福生市	7	4	3		2	4	1
狛江市	2			2			2
東大和市	19	13	6				19
清瀬市	5	2	2	1	5		
東久留米市	8	2	5	1	1	7	
多摩市	12		9	3	3	8	1
稲城市	7	3	4			7	
羽村市	12		10	2		12	
あきる野市	12	10	2				12
西東京市	4		2	2	1	3	
町村部計	6	6				2	4
瑞穂町	2	2				2	
奥多摩町	4	4					4

	料金形態												
	定期利用						一時利用						不 明
	無 料	～999円 /月	～1,999 円/月	～2,999 円/月	～3,999 円/月	4,000円 ～/月	無 料	～100円 /時間	～200円 /時間	～300円 /時間	～500円 /時間	500円～ /時間	
総 数	175	169	356	299	17	15	274	651	50	1			
区 部 計	33	165	260	225	5	13	66	511	34				
千代田区		15						5					
中央区	19					5	19	3					
港区	7		8				7	3	5				
新宿区		25	10					23					
文京区		19						5					
台東区		11	4	9				16					
墨田区		29	3					3					
江東区		1	36	1	2			28	5				
品川区			3	17	2				21				
目黒区		9		15				10					
大田区		16	24	8			16	35	2				
世田谷区			27	11			3	38					
渋谷区			9					42					
中野区		1	17	2		7		22	1				
杉並区	2			43			2	42					
豊島区		6	1	25	1		1	27					
北区		18	12					10					
荒川区		12		3			3	3					
板橋区	5	2	5	41		1	6	49					
練馬区			28	14			1	51					
足立区			4	34			1	35					
葛飾区		1	29	2			7	21					
江戸川区			40					40					
市 部 計	142	4	96	72	12	2	204	138	16	1			
八王子市							19						
立川市			12	6			17	14					
武蔵野市			1	2				3					
鷹 鷲 市			1	8	1		8	13					
青 梅 市	7				1		7		1				
府 中 市				5			17	5					
昭 島 市			10	4				13					
調 布 市	21		11	9		2	21	11	6				
町 田 市			4	4	2		2	5	4				
小 金 井 市	5		14	2			4	10					
小 平 市		3	18	1			4	18					
日 野 市	41		1	1	2		41	1	1				
東 村 山 市	4	1		16	1			8	1				
国 分 寺 市			2	5	5		1	7	4				
国 立 市			10				2	10					
福 生 市				7				6					
狛 江 市	2						2						
東 大 和 市	19						19						
清 瀬 市			4	1				5					
東 久 留 米 市			5					3					
多 摩 市	9		3				9	3					
稲 城 市	7						7						
羽 村 市	12						12						
あ ぎ る 野 市	12						12						
西 東 京 市	3			1				3					
町 村 部 計				2			4	2					
瑞 穂 町				2				2					
奥 多 摩 町							4						

(イ) 鉄道会社及び関連会社

	設置数	駅からの距離			管理人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	161	105	52	4	40	24	97
区部計	121	81	37	3	28	12	81
台東区	1	1				1	
墨田区	6	5	1				6
品川区	10	10			5	3	2
目黒区	5	4	1			2	3
大田区	7	6	1		3		4
世田谷区	38	21	16	1	9	1	28
中野区	1			1			1
杉並区	6	3	3		1		5
豊島区	5	3	2		1	2	2
北区	3	1	2		2	1	
荒川区	5	5					5
板橋区	9	6	2	1	2		7
練馬区	14	7	7				14
足立区	7	6	1		5		2
葛飾区	4	3	1			2	2
市部計	40	24	15	1	12	12	16
八王子市	3	3			1		2
立川市	3	3					3
武蔵野市	3	1	1	1	2	1	
町田市	4	3	1		2	2	
小平市	2	1	1		1		1
狛江市	7	4	3		4	3	
東大和市	1	1			1		
清瀬市	1	1					1
東久留米市	5	3	2				5
多摩市	1	1			1		
稲城市	1		1			1	
西東京市	9	3	6			5	4

(ウ) 公益法人等

	設置数	駅からの距離			管理人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	169	60	89	20	99	66	4
区部計	11	4	7		6	4	1
港区	1		1		1		
品川区	1		1				1
練馬区	9	4	5		5	4	
市部計	158	56	82	20	93	62	3
八王子市	42	21	21		24	17	1
武蔵野市	34		21	13	14	20	
青梅市	4	4			4		
府中市	19	8	10	1	11	8	
町田市	16	9	7		13	3	
日野市	12	4	6	2	6	6	
清瀬市	2	2			2		
多摩市	5	3	1	1	3	1	1
稲城市	4	2	2		3	1	
西東京市	20	3	14	3	13	6	1

	料金形態												
	定期利用						一時利用					不明	
	無料	～999円/月	～1,999円/月	～2,999円/月	～3,999円/月	4,000円～/月	無料	～100円/時間	～200円/時間	～300円/時間	～500円/時間		500円～/時間
総数			9	42	2	2	20	116	10	1			3
区部計			4	34	1	1	20	84	9				3
台東区								1					1
墨田区								5					
品川区				7				6	4				
目黒区								5					
大田区			1	2				4	3				
世田谷区			1	16		1	20	15	1				
中野区									1				
杉並区				2				6					
豊島区			2	1				5					
北区				2				3					
荒川区								5					2
板橋区						1		6					
練馬区								14					
足立区				4				5					
葛飾区								4					
市部計			5	8	1	1		32	1	1			
八王子市						1		1		1			
立川市			1					2					
武蔵野市			1					2					
町田市			1	1	1			3	1				
小平市				1				1					
狛江市					5			5					
東大和市			1					1					
清瀬市								1					
東久留米市								5					
多摩市				1				1					
稲城市			1					1					
西東京市								9					

	料金形態												
	定期利用						一時利用					不明	
	無料	～999円/月	～1,999円/月	～2,999円/月	～3,999円/月	4,000円～/月	無料	～100円/時間	～200円/時間	～300円/時間	～500円/時間		500円～/時間
総数			34	75	32	6		89	25	20	1		
区部計			2	7				10	1				
港区			1						1				
品川区								1					
練馬区			1	7				9					
市部計			32	68	32	6		79	24	20	1		
八王子市			3	19	11	5		11	10	12	1		
武蔵野市			12	11				23					
青梅市					4					4			
府中市			5	10				16					
町田市			3	1	11	1		3	9	2			
日野市			2	7	2			5	3	2			
清瀬市					2			2					
多摩市			3	1	1			4					
稲城市			3	1				3	1				
西東京市			1	18	1			12	1				

(工) 民間事業者(個人営業含む)

	設置数	駅からの距離			管理人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	593	313	253	27	93	64	436
区部計	403	219	176	8	60	22	321
港区	9	5	4				9
文京区	4	3	1				4
台東区	1	1			1		
墨田区	9	6	2	1			9
江東区	2	1	1				2
品川区	11	11				1	10
目黒区	5	4	1				5
大田区	6	4	1	1			6
世田谷区	33	22	11		5	1	27
中野区	10	6	4		3		7
杉並区	18	7	10	1	1		17
豊島区	3	1	2				3
北区	6	3	3		2	1	3
荒川区	12	10	2		3		9
板橋区	19	11	7	1	6	2	11
練馬区	40	21	19		2	2	36
足立区	126	60	62	4	21	12	93
葛飾区	87	42	45		16	3	68
江戸川区	2	1	1				2
市部計	190	94	77	19	33	42	115
八王子市	27	11	11	5	2		25
立川市	1	1			1		
武蔵野市	11		4	7	1	1	9
三鷹市	6	2	3	1	2	2	2
町田市	31	19	12		4	25	2
小金井市	1		1				1
小平市	33	18	15		7	2	24
日野市	15	7	8		8	6	1
東村山市	11	4	6	1	1	2	8
国分寺市	1		1		1		
福生市	6	4	2				6
狛江市	4	3		1		1	3
東大和市	1	1				1	
清瀬市	11	11			4		7
東久留米市	3	1	2				3
多摩市	2		1	1	1		1
稲城市	1	1				1	
西東京市	25	11	11	3	1	1	23

(オ) その他

	設置数	駅からの距離			管理人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	14	8	5	1	4	2	8
区部計	14	8	5	1	4	2	8
文京区	2	2				2	
世田谷区	1	1					1
杉並区	1		1		1		
足立区	7	4	2	1	1		6
葛飾区	1		1				1
江戸川区	2	1	1		2		

	料金形態												
	定期利用					一時利用					不明		
	無料	～999円/月	～1,999円/月	～2,999円/月	～3,999円/月	4,000円～/月	無料	～100円/時間	～200円/時間	～300円/時間		～500円/時間	500円～/時間
総数	2		15	75	108	18	13	353	37	8	3		14
区部計			9	49	89	10	10	238	15	2	2		12
港区			1					8					
文京区				1				3					
台東区			1					1					
墨田区								9					
江東区								2					
品川区				1		2		9	2				
目黒区								5					
大田区								6					
世田谷区			1		1	2	9	19	2		1		
中野区				2	1			7	2				
杉並区				2				16	2				
豊島区								3					
北区			1					6					
荒川区				1	4			6	1				
板橋区			1		4	3		16					1
練馬区				1				29					11
足立区			4	27	26		1	75	5	2	1		
葛飾区				14	53	3		16	1				
江戸川区								2					
市部計	2		6	26	19	8	3	115	22	6	1		2
八王子市				2	1			19	4	2			
立川市				1				1					
武蔵野市								5	3	2			1
三鷹市				2		2		3					
町田市					2	2	1	20	7				
小金井市			1										
小平市				12				21					
日野市			2	2	6	3		1	4	2	1		
東村山市			3					9					
国分寺市					1				1				
福生市				1				6					
狛江市				1				3					
東大和市								1					
清瀬市				1	5			4	3				1
東久留米市								3					
多摩市	2						2						
稲城市						1		1					
西東京市				4	4			18					

	料金形態												
	定期利用					一時利用					不明		
	無料	～999円/月	～1,999円/月	～2,999円/月	～3,999円/月	4,000円～/月	無料	～100円/時間	～200円/時間	～300円/時間		～500円/時間	500円～/時間
総数				1	3	1		12					
区部計				1	3	1		12					
文京区								2					
世田谷区						1		1					
杉並区				1				1					
足立区					2			6					
葛飾区					1								
江戸川区								2					

(7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況

平成25年8月末現在

区市町村	名 称	最寄駅	設置 主体	運営 主体	設置年月	稼働 能力 (台)	料 金	損害 賠償 責任 保険	交通 ルー ルの 説明
文 京 区	文京区レンタサイクル	春日駅	1	6	平成16年7月	70	500円/回	用意 なし	説明 なし
台 東 区	台東区レンタサイクル	浅草駅	1	1	平成9年11月	50	4時間まで200円 300円/日	自動 加入	説明 あり
	台東区レンタサイクル	つくばエクスプレス 浅草駅	1	1	平成18年5月	55	4時間まで200円 300円/日	自動 加入	説明 あり
	台東区レンタサイクル	新御徒町駅	1	1	平成12年12月	70	4時間まで200円 300円/日	自動 加入	説明 あり
	台東区レンタサイクル	仲御徒町駅	1	1	平成17年3月	69	4時間まで200円 300円/日	自動 加入	説明 あり
墨 田 区	シェアサイクルコギコギ	とうきょうスカイ ツリー駅・押上 駅・両国駅・錦糸 町駅	4	5	平成24年7月	100	登録料735円 525円/月 最初の30分無料 以降、1時間105円	自動 加入	説明 あり
	エスシテイ	両国駅・錦糸町 駅・押上駅	5	5	平成22年2月	10	登録料1,000円 1時間まで110円 5時間超1日まで530 円	任意 加入	説明 あり
江 東 区	江東区臨海部コミュニティサイ クル	豊洲駅・東雲駅・ 国際展示場駅・東 京テレポート駅な ど	1	5	平成24年11月	300	100円/回 500円/日 1,000円/月	自動 加入	説明 あり
世 田 谷 区	世田谷区・IHIコミュニティサイ クル 桜上水南レンタサイクルポート	桜上水駅	1	3	平成6年3月	353	200円/回 2,000円/月	自動 加入	説明 なし
	三軒茶屋北レンタサイクルポー ト	三軒茶屋駅	1	3	平成8年5月	130	200円/回 2,000円/月	自動 加入	説明 なし
	三軒茶屋中央レンタサイクル ポート	三軒茶屋駅	1	3	平成10年4月	238	200円/回 2,000円/月	自動 加入	説明 なし
	成城北第二レンタサイクルポー ト	成城学園前駅	1	3	平成14年1月	195	200円/回 2,000円/月	自動 加入	説明 なし
	世田谷区・IHIコミュニティサイ クル 経堂駅前レンタサイクルポー ト	経堂駅	1	3	平成19年3月	259	200円/回 2,000円/月	自動 加入	説明 なし
	世田谷区・IHIコミュニティサイ クル 桜新町レンタサイクルポー ト	桜新町駅	1	3	平成21年3月	370	200円/回 2,000円/月	自動 加入	説明 なし
	世田谷区・IHIコミュニティサイ クル 等々力レンタサイクルポー ト	等々力駅	1	3	平成23年4月	35	200円/回	自動 加入	説明 なし
	サイクルシェア	二子玉川駅	4	4	平成24年3月	40	300円/回 3,500円/月	自動 加入	説明 あり
渋 谷 区	サイカパーク恵比寿	恵比寿駅	5	5	平成17年8月	10	4,000円/月	自動 加入	説明 あり
	サイカパーク初台	初台駅	5	5	平成22年4月	10	4,000円/月	自動 加入	説明 あり
練 馬 区	練馬タウンサイクル	練馬駅	1	2	平成4年4月	400	200円/日 2,000円/月	自動 加入	説明 なし
	東武練馬タウンサイクル	東武練馬駅	1	2	平成4年4月	200	200円/日 2,000円/月	自動 加入	説明 なし
	石神井公園タウンサイクル	石神井公園駅	1	2	平成6年7月	400	200円/日 2,000円/月	自動 加入	説明 なし
	大泉学園駅北口タウンサイクル	大泉学園駅	1	2	平成4年8月	600	200円/日 2,000円/月	自動 加入	説明 なし
	上石神井タウンサイクル	上石神井駅	1	2	平成5年8月	400	200円/日 2,000円/月	自動 加入	説明 なし
	練馬春日町タウンサイクル	練馬春日町駅	1	2	平成8年8月	200	200円/日 2,000円/月	自動 加入	説明 なし
	大泉学園駅南口タウンサイクル	大泉学園駅	1	2	平成14年11月	500	200円/日 2,000円/月	自動 加入	説明 なし

区市町村	名称	最寄駅	設置主体	運営主体	設置年月	稼働能力(台)	料金	損害賠償責任保険	交通ルールの説明
足立区	レンタサイクル	北千住駅	1	1	平成25年4月	8	2500円/月	自動加入	説明あり
	レンタサイクル	竹の塚駅	1	1	平成25年4月	8	200円/日	自動加入	説明あり
江戸川区	江戸川区レンタサイクル	葛西駅	1	1	平成21年9月	200	200円/日 2,000円/月	用意なし	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	西葛西駅	1	1	平成21年9月	200	200円/日 2,000円/月	用意なし	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	葛西臨海公園駅	1	1	平成21年8月	150	200円/日 2,000円/月	用意なし	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	船堀駅	1	1	平成23年7月	80	200円/日 2,000円/月	用意なし	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	一之江駅	1	1	平成23年7月	60	200円/日 2,000円/月	用意なし	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	瑞江駅	1	1	平成25年4月	60	200円/日 2,000円/月	用意なし	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	篠崎駅	1	1	平成25年4月	50	200円/日 2,000円/月	用意なし	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	小岩駅	1	1	平成25年4月	80	200円/日 2,000円/月	用意なし	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	平井駅	1	1	平成25年4月	50	200円/日 2,000円/月	用意なし	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	東大島駅	1	1	平成25年4月	40	200円/日 2,000円/月	用意なし	説明なし
	江戸川区レンタサイクル	京成小岩駅	1	1	平成25年4月	30	200円/日 2,000円/月	用意なし	説明なし
立川市	立川市レンタサイクル	高松駅	1	1	平成22年9月	20	0円	用意なし	説明あり
武蔵野市	吉祥寺大通り東レンタサイクル	吉祥寺駅	3	3	平成12年4月	45	200円/日 2,500円/月	自動加入	説明あり
三鷹市	すずかけ駐輪場	三鷹駅	5	5	平成20年10月	52	300円/日 3,000円/月	任意加入	説明なし
調布市	調布市シルバー人材センター レンタサイクル	調布駅	3	3	平成16年6月	6	300円/日	自動加入	説明なし
	調布市シルバー人材センター レンタサイクル	飛田給駅	3	3	平成16年6月	6	300円/日	自動加入	説明なし
	調布市シルバー人材センター レンタサイクル	仙川駅	3	3	平成16年6月	3	300円/日	自動加入	説明なし
東村山市	秋津駅第1駐輪場サイクルシェアリング(社会実験)	秋津駅	3	3	平成23年4月	18	一般 2,000円/月 学生 1,500円/月	用意なし	説明なし
福生市	こぐまる(サイクルシェアリング事業・電動アシスト自転車利用)	拝島駅	1	1	平成24年2月	35	50円/15分、6時間まで500円、9時間まで1,000円、12時間まで2,000円、24時間まで3,500円(最初の30分は無料、その後15分毎に50円)	自動加入	説明なし
		牛浜駅	1	1	平成24年2月			自動加入	説明なし
		福生駅	1	1	平成24年2月			自動加入	説明なし
多摩市	-	永山駅	3	3	平成9年10月	20	200円/日	用意なし	説明なし
あきる野市	グリーンチャージ	武蔵五日市駅	5	5	平成22年5月	26	200~500円/時間 600~1,500円/半日(4時間) 1,000~2,500円/日(8時間)	自動加入	説明あり
西東京市	-	西武柳沢駅	3	3	平成22年3月	10	200円/日	自動加入	説明なし
瑞穂町	レンタサイクル事業	箱根ヶ崎駅	5	5	平成24年4月	8	200円/日	用意なし	説明なし
奥多摩町	トレックリング	奥多摩駅	5	5	平成23年4月	20	1,500円/回	任意加入	説明あり

(注) レンタサイクル:貸し出すことを目的として設置する自転車。(シェアリング目的、コミュニティサイクルを含む。)対象は、駅周辺におけるレンタサイクルとし、マンションの住民用など特定の者に利用が限定するものは除く。

・設置主体、運営主体は以下のとおり

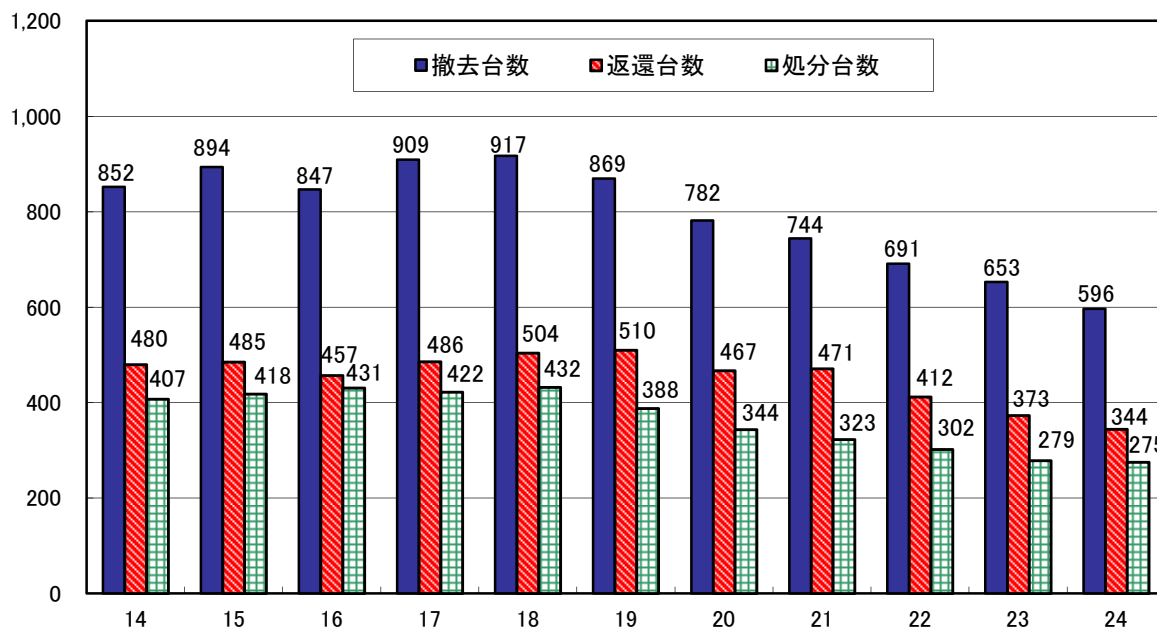
1:地方公共団体 2:区市町村出資の公社・第三セクター 3:その他の公益法人
4:鉄道事業者及び関連会社 5:その他の民間事業者 6:その他

3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

(1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移

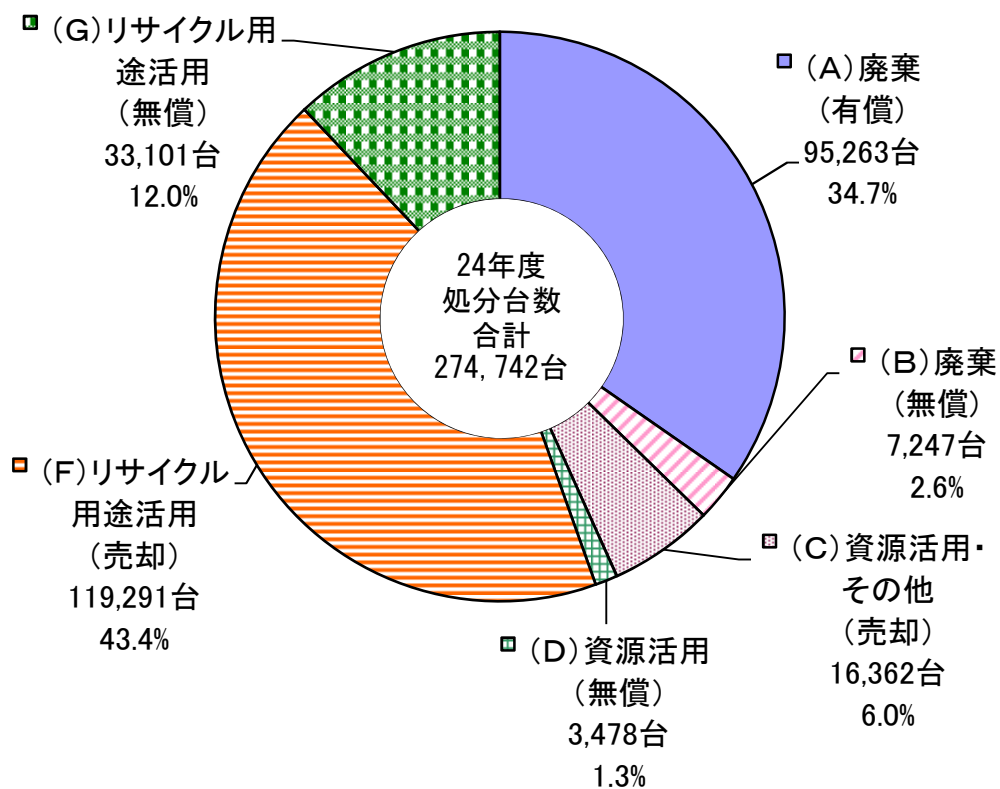
・撤去台数と処分台数は、平成18年度をピークに徐々に減少している。

(千台)



(年度)

(2) 撤去した自転車等の処分内訳(平成24年度)



(3) 区市町村の撤去・返還・処分状況(平成24年度)

	撤去台数			返還台数			処分台数			(参考) 返還率
	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	自転車	原付	
総数	596,121	590,381	5,740	344,056	339,582	4,474	274,742	273,325	1,417	57.7%
区部計	485,858	481,967	3,891	280,102	277,131	2,971	222,421	221,378	1,043	57.7%
千代田区	4,847	4,802	45	2,217	2,186	31	2,684	2,678	6	45.7%
中央区	3,425	3,425		354	354		3,766	3,766		10.3%
港区	9,137	9,053	84	3,673	3,644	29	5,464	5,409	55	40.2%
新宿区	22,813	22,543	270	9,887	9,732	155	13,456	13,365	91	43.3%
文京区	8,639	8,639		6,187	6,187		2,439	2,439		71.6%
台東区	16,335	16,317	18	5,645	5,645		11,346	11,323	23	34.6%
墨田区	12,313	12,313		5,580	5,580		6,723	6,723		45.3%
江東区	20,978	20,800	178	10,410	10,315	95	10,568	10,485	83	49.6%
品川区	18,203	17,972	231	11,132	11,000	132	7,244	7,095	149	61.2%
目黒区	17,406	17,073	333	12,438	12,144	294	5,020	4,968	52	71.5%
大田区	44,837	44,145	692	28,250	27,607	643	16,561	16,512	49	63.0%
世田谷区	50,423	49,533	890	33,678	32,959	719	18,686	18,574	112	66.8%
渋谷区	18,926	18,702	224	12,820	12,657	163	7,289	7,217	72	67.7%
中野区	17,383	17,382	1	8,215	8,215		9,065	9,065		47.3%
杉並区	38,452	38,401	51	25,578	25,577	1	12,872	12,822	50	66.5%
豊島区	40,842	40,786	56	24,591	24,557	34	16,251	16,229	22	60.2%
北区	20,872	20,872		11,995	11,995		11,221	11,221		57.5%
荒川区	10,277	10,211	66	4,074	4,030	44	6,257	6,212	45	39.6%
板橋区	20,231	19,865	366	10,986	10,643	343	14,779	14,622	157	54.3%
練馬区	22,037	21,673	364	11,543	11,255	288	11,107	11,039	68	52.4%
足立区	13,782	13,760	22	7,309	7,309		6,683	6,674	9	53.0%
葛飾区	22,491	22,491		14,419	14,419		10,082	10,082		64.1%
江戸川区	31,209	31,209		19,121	19,121		12,858	12,858		61.3%
市部計	110,015	108,170	1,845	63,911	62,408	1,503	52,212	51,838	374	58.1%
八王子市	8,665	8,009	656	4,263	3,710	553	5,698	5,619	79	49.2%
立川市	10,914	10,788	126	7,142	7,047	95	3,772	3,741	31	65.4%
武蔵野市	11,785	11,746	39	7,321	7,294	27	5,029	5,025	4	62.1%
三鷹市	3,497	3,473	24	1,931	1,912	19	1,650	1,639	11	55.2%
青梅市	685	680	5	231	229	2	433	430	3	33.7%
府中市	10,091	10,091		5,818	5,818		4,273	4,273		57.7%
昭島市	2,021	2,008	13	774	766	8	1,172	1,166	6	38.3%
調布市	12,752	12,623	129	8,679	8,579	100	4,186	4,154	32	68.1%
町田市	4,375	4,264	111	2,302	2,196	106	3,173	3,128	45	52.6%
小金井市	6,304	6,238	66	4,205	4,145	60	2,286	2,281	5	66.7%
小平市	5,535	5,485	50	2,883	2,878	5	3,661	3,646	15	52.1%
日野市	3,199	3,074	125	1,989	1,867	122	2,575	2,532	43	62.2%
東村山市	1,793	1,780	13	582	574	8	1,208	1,205	3	32.5%
国分寺市	4,725	4,711	14	2,549	2,547	2	2,012	2,012		53.9%
国立市	4,375	4,375		3,107	3,107		1,268	1,268		71.0%
福生市	777	762	15	426	416	10	464	464		54.8%
狛江市	1,577	1,548	29	999	973	26	929	916	13	63.3%
東大和市	551	550	1	386	386		209	208	1	70.1%
清瀬市	1,407	1,381	26	704	678	26	703	703		50.0%
東久留米市	1,740	1,733	7	1,172	1,166	6	655	655		67.4%
武蔵村山市	210	210		5	5		205	205		2.4%
多摩市	3,744	3,474	270	2,018	1,790	228	1,811	1,757	54	53.9%
稲城市	822	812	10	358	344	14	700	688	12	43.6%
羽村市	1,755	1,748	7	535	533	2	987	983	4	30.5%
あきる野市	615	605	10	221	217	4	394	388	6	35.9%
西東京市	6,101	6,002	99	3,311	3,231	80	2,759	2,752	7	54.3%
町村部計	248	244	4	43	43		109	109		17.3%
瑞穂町	248	244	4	43	43		109	109		17.3%
日の出町										-
檜原村										-
奥多摩町										-

※ 撤去台数の値と、返還台数と処分台数の合計値が一致しない理由は、「凡例 2調査方法 (3)撤去自転車等の撤去・返還・処分状況」に記載している。

(4) 処分の内訳(区市町村別)

	処分台数合計 〈A+B+C+D+E〉			〈A〉 廃棄 (有償)			〈B〉 廃棄 (無償)		
	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	自転車	原付
総数	274,742	273,325	1,417	95,263	94,670	593	7,247	7,159	88
区部計	222,421	221,378	1,043	77,861	77,488	373	4,013	3,964	49
千代田区	2,684	2,678	6	2,624	2,618	6			
中央区	3,766	3,766		3,327	3,327				
港区	5,464	5,409	55						
新宿区	13,456	13,365	91	8,910	8,910				
文京区	2,439	2,439		2,268	2,268				
台東区	11,346	11,323	23	4,628	4,605	23			
墨田区	6,723	6,723		6,440	6,440				
江東区	10,568	10,485	83	8,221	8,138	83			
品川区	7,244	7,095	149	47		47			
目黒区	5,020	4,968	52						
大田区	16,561	16,512	49				4,013	3,964	49
世田谷区	18,686	18,574	112						
渋谷区	7,289	7,217	72						
中野区	9,065	9,065		4,957	4,957				
杉並区	12,872	12,822	50	3,328	3,278	50			
豊島区	16,251	16,229	22	13,640	13,618	22			
北区	11,221	11,221		6,460	6,460				
荒川区	6,257	6,212	45	3,689	3,689				
板橋区	14,779	14,622	157	4,670	4,537	133			
練馬区	11,107	11,039	68						
足立区	6,683	6,674	9	4,652	4,643	9			
葛飾区	10,082	10,082							
江戸川区	12,858	12,858							
市部計	52,212	51,838	374	17,402	17,182	220	3,149	3,110	39
八王子市	5,698	5,619	79						
立川市	3,772	3,741	31	2,837	2,806	31			
武蔵野市	5,029	5,025	4	1,772	1,772				
三鷹市	1,650	1,639	11				358	347	11
青梅市	433	430	3	254	252	2			
府中市	4,273	4,273					216	216	
昭島市	1,172	1,166	6	21	15	6			
調布市	4,186	4,154	32				539	524	15
町田市	3,173	3,128	45	1,765	1,720	45			
小金井市	2,286	2,281	5						
小平市	3,661	3,646	15	2,883	2,868	15			
日野市	2,575	2,532	43	2,257	2,214	43			
東村山市	1,208	1,205	3						
国分寺市	2,012	2,012		1,023	1,023				
国立市	1,268	1,268							
福生市	464	464		430	430				
狛江市	929	916	13				791	778	13
東大和市	209	208	1	186	185	1			
清瀬市	703	703		342	342				
東久留米市	655	655							
武蔵村山市	205	205		205	205				
多摩市	1,811	1,757	54	54		54	1,245	1,245	
稲城市	700	688	12	556	544	12			
羽村市	987	983	4	766	762	4			
あきる野市	394	388	6						
西東京市	2,759	2,752	7	2,051	2,044	7			
町村部計	109	109					85	85	
瑞穂町	109	109					85	85	
日の出町									
檜原村									
奥多摩町									

	<C> 資源活用・その他（売却）			<D> 資源活用（無償）			<E> リサイクル用途活用 <E> = (F)+(G) = (H)+(I)			リサイクル用途活用の内訳①		
	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	自転車	原付	(F) 売却		
										計	自転車	原付
総数	16,362	16,359	3	3,478	3,402	76	152,392	151,735	657	119,291	118,689	602
区部計	12,403	12,403		2,657	2,587	70	125,487	124,936	551	101,273	100,777	496
千代田区							60	60				
中央区							439	439		400	400	
港区							5,464	5,409	55			
新宿区							4,546	4,455	91	91		91
文京区							171	171				
台東区							6,718	6,718		5,865	5,865	
墨田区							283	283				
江東区							2,347	2,347				
品川区							7,197	7,095	102	6,485	6,383	102
目黒区				370	368	2	4,650	4,600	50	4,650	4,600	50
大田区							12,548	12,548		12,015	12,015	
世田谷区							18,686	18,574	112	18,312	18,200	112
渋谷区				2,242	2,219	23	5,047	4,998	49	4,799	4,750	49
中野区							4,108	4,108		3,297	3,297	
杉並区							9,544	9,544		8,721	8,721	
豊島区							2,611	2,611		1,250	1,250	
北区							4,761	4,761		4,491	4,491	
荒川区				45		45	2,523	2,523		1,823	1,823	
板橋区							10,109	10,085	24	9,648	9,624	24
練馬区							11,107	11,039	68	10,927	10,859	68
足立区							2,031	2,031				
葛飾区	855	855					9,227	9,227		8,499	8,499	
江戸川区	11,548	11,548					1,310	1,310				
市部計	3,959	3,956	3	821	815	6	26,881	26,775	106	17,994	17,888	106
八王子市							5,698	5,619	79	5,698	5,619	79
立川市							935	935				
武蔵野市							3,257	3,253	4	2,981	2,977	4
三鷹市	1,266	1,266					26	26		26	26	
青梅市							179	178	1	45	44	1
府中市	1,699	1,699					2,358	2,358		470	470	
昭島市							1,151	1,151		1,151	1,151	
調布市							3,647	3,630	17	3,363	3,346	17
町田市							1,408	1,408		649	649	
小金井市							2,286	2,281	5	1,785	1,780	5
小平市							778	778		447	447	
日野市							318	318				
東村山市	994	991	3				214	214				
国分寺市							989	989		989	989	
国立市							1,268	1,268				
福生市							34	34		31	31	
狛江市							138	138		138	138	
東大和市							23	23				
清瀬市							361	361				
東久留米市				433	433		222	222				
武蔵村山市												
多摩市							512	512				
稲城市							144	144				
羽村市							221	221		221	221	
あきる野市				388	382	6	6	6				
西東京市							708	708				
町村部計							24	24		24	24	
瑞穂町							24	24		24	24	
日の出町												
檜原村												
奥多摩町												

	リサイクル用途活用の内訳①			リサイクル用途活用の内訳②							
	(G) 無償			(H) 自転車				(I) 原付			
	計	自転車	原付	計	国内向け	国外向け	不明	計	国内向け	国外向け	不明
総数	33,101	33,046	55	151,735	28,319	107,411	16,005	657	18	589	50
区部計	24,214	24,159	55	124,936	17,647	91,387	15,902	551		501	50
千代田区	60	60		60	60						
中央区	39	39		439	439						
港区	5,464	5,409	55	5,409	469	4,940		55		55	
新宿区	4,455	4,455		4,455		4,455		91		91	
文京区	171	171		171		171					
台東区	853	853		6,718	853	5,865					
墨田区	283	283		283	283						
江東区	2,347	2,347		2,347	1,406	941					
品川区	712	712		7,095	712	6,383		102		102	
目黒区				4,600			4,600	50			50
大田区	533	533		12,548	996	250	11,302				
世田谷区	374	374		18,574	14	18,560		112		112	
渋谷区	248	248		4,998	248	4,750		49		49	
中野区	811	811		4,108	4,108						
杉並区	823	823		9,544	823	8,721					
豊島区	1,361	1,361		2,611	1,836	775					
北区	270	270		4,761	270	4,491					
荒川区	700	700		2,523	600	1,923					
板橋区	461	461		10,085	461	9,624		24		24	
練馬区	180	180		11,039		11,039		68		68	
足立区	2,031	2,031		2,031	2,031						
葛飾区	728	728		9,227	728	8,499					
江戸川区	1,310	1,310		1,310	1,310						
市部計	8,887	8,887		26,775	10,648	16,024	103	106	18	88	
八王子市				5,619		5,619		79		79	
立川市	935	935		935	935						
武蔵野市	276	276		3,253	1	3,252		4		4	
三鷹市				26	26						
青梅市	134	134		178	44	134		1	1		
府中市	1,888	1,888		2,358	470	1,888					
昭島市				1,151	1,151						
調布市	284	284		3,630	3,530	100		17	17		
町田市	759	759		1,408	710	698					
小金井市	501	501		2,281	501	1,780		5		5	
小平市	331	331		778	778						
日野市	318	318		318	318						
東村山市	214	214		214	214						
国分寺市				989		989					
国立市	1,268	1,268		1,268	457	811					
福生市	3	3		34	34						
狛江市				138	38		100				
東大和市	23	23		23	23						
清瀬市	361	361		361	361						
東久留米市	222	222		222	222						
武蔵村山市											
多摩市	512	512		512	315	194	3				
稲城市	144	144		144		144					
羽村市				221	221						
あきる野市	6	6		6	6						
西東京市	708	708		708	293	415					
町村部計				24	24						
瑞穂町				24	24						
日の出町											
檜原村											
奥多摩町											

(5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先

	国内向けリサイクル用 自転車の譲渡、売却先 〈A+B+C+D+E〉	〈A〉 自転車商組合、 自転車販売業者	〈B〉 その他の 民間事業者	〈C〉 社会福祉法人、シ ルバー人材センター等	〈D〉 一般住民	〈E〉 その他
総 数	28,319	10,929	5,704	10,447	124	1,115
区部計	17,647	8,095	1,250	7,540	123	639
千代田区	60	60				
中央区	439	400				39
港区	469			469		
新宿区						
文京区						
台東区	853			853		
墨田区	283	283				
江東区	1,406			1,406		
品川区	712	294		418		
目黒区						
大田区	996	713		203		80
世田谷区	14				3	11
渋谷区	248				120	128
中野区	4,108	3,297		811		
杉並区	823			823		
豊島区	1,836	500	1,250			86
北区	270			270		
荒川区	600			600		
板橋区	461			461		
練馬区						
足立区	2,031	1,828				203
葛飾区	728	720				8
江戸川区	1,310			1,226		84
市部計	10,648	2,810	4,454	2,907	1	476
八王子市						
立川市	935			935		
武蔵野市	1					1
三鷹市	26	14				12
青梅市	44	44				
府中市	470	470				
昭島市	1,151	208	943			
調布市	3,530		3,346	184		
町田市	710	484	165	61		
小金井市	501			501		
小平市	778	447		331		
日野市	318			318		
東村山市	214			214		
国分寺市						
国立市	457					457
福生市	34	31		2	1	
狛江市	38	38				
東大和市	23	23				
清瀬市	361			361		
東久留米市	222	222				
武蔵村山市						
多摩市	315	315				
稲城市						
羽村市	221	221				
あきる野市	6					6
西東京市	293	293				
町村部計	24	24				
瑞穂町	24	24				
日の出町						
檜原村						
奥多摩町						

(6) 撤去自転車等の保管場所の状況

	設置数	収容予定台数(台)	敷地面積(m ²)
総数	153	156,602	217,749
区部計	112	106,968	156,663
千代田区	4	1,996	1,778
中央区	1	800	1,030
港区	4	1,810	2,777
新宿区	4	3,877	11,827
文京区	2	1,086	1,119
台東区	6	5,300	8,745
墨田区	4	3,535	4,963
江東区	2	5,380	7,700
品川区	2	6,000	5,778
目黒区	3	3,665	4,900
大田区	8	7,556	9,512
世田谷区	9	8,100	16,740
渋谷区	5	3,080	4,133
中野区	4	3,250	4,029
杉並区	6	6,356	9,543
豊島区	6	5,580	7,688
北区	6	4,720	6,149
荒川区	4	2,400	2,999
板橋区	9	4,850	8,151
練馬区	4	7,980	11,230
足立区	4	5,460	6,800
葛飾区	5	6,127	8,778
江戸川区	10	8,060	10,294
市部計	40	49,534	61,006
八王子市	3	4,225	5,483
立川市	1	6,840	10,082
武蔵野市	3	5,500	7,470
三鷹市	1	1,654	1,571
青梅市	1	600	826
府中市	4	3,260	3,260
昭島市	1	700	993
調布市	3	2,520	3,699
町田市	1	2,100	2,567
小金井市	2	3,000	2,962
小平市	1	1,300	1,190
日野市	1	1,380	1,500
東村山市	1	1,460	1,843
国分寺市	1	2,000	2,574
国立市	1	1,045	1,150
福生市	1	640	696
狛江市	1	750	1,365
東大和市	2	1,000	1,012
清瀬市	1	1,000	918
東久留米市	1	350	416
武蔵村山市	1	200	200
多摩市	2	1,330	2,057
稲城市	1	2,000	1,820
羽村市	2	580	1,400
あきる野市			
西東京市	3	4,100	3,952
町村部計	1	100	80
瑞穂町	1	100	80
日の出町			
檜原村			
奥多摩町			

第2 区市町村の担当組織・取組

1 担当組織

2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等

3 放置自転車対策費

- (1) 対策費（歳出額・歳入額）の年度別推移
- (2) 地域別自転車対策費（歳出額）の年度別推移
- (3) 区市町村における対策費の概況
- (4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳
- (5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳

4 区市町村における条例制定等

- (1) 制定状況一覧
- (2) 条例の主な制定内容

5 放置禁止区域等の指定状況

6 条例による自転車等の駐車場附置義務

7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)

8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況

9 放置自転車対策事例

- (1) 亀戸緑道公園（実施主体：江東区）
- (2) 池袋駅南自転車駐車場（実施主体：豊島区）
- (3) 赤羽スズラン通り商店街（実施主体：赤羽スズラン通り商店街振興組合）
- (4) 東村山市（実施主体：東村山市）

第2 区市町村の担当組織・取組

1 担当組織

区市町村	組 織 名	電 話 番 号
千代田区	環境安全部 安全生活課 路上障害物対策係	03-3264-2111(代) 内2765 03-5211-4345(直)
中央区	環境土木部 環境政策課 交通対策係	03-3543-0211(代) 内5667 03-3546-5443(直)
港区	街づくり支援部 土木施設管理課 交通安全担当	03-3578-2111(代) 内2262 03-3578-2262(直)
新宿区	みどり土木部 交通対策課 自転車対策係	03-3209-1111(代) 内4676 03-5273-3896(直)
文京区	土木部 管理課 交通安全係	03-3812-7111(代) 内3008～3010 03-5803-1244(直)
台東区	都市づくり部 交通対策課 自転車対策担当	03-5246-1111(代) 内3442 03-5246-1305(直)
墨田区	都市整備部 土木管理課 交通安全担当	03-5608-1111(代) 内5036 03-5608-6203(直)
江東区	土木部 交通対策課 自転車対策係	03-3637-9111(代) 内6496 03-3647-4789(直)
品川区	防災まちづくり事業部 土木管理課 自転車対策係	03-3777-1111(代) 内5430～5431 03-5742-6786(直)
目黒区	都市整備部 道路管理課 自転車撤去担当	03-3715-1111(代) 内3133 03-5722-9569(直)
大田区	都市基盤整備部 都市基盤管理課 地域交通対策担当 (上記ほか各まちなみ維持課に自転車対策担当有り)	03-5744-1111(代) 内3155 03-5744-1315(直)
世田谷区	交通政策担当部 交通安全自転車課 交通安全自転車担当	03-5432-1111(代) 内2573 03-5432-2573(直)
渋谷区	土木清掃部 管理課 管理交通係	03-3463-1211(代) 内2638 03-3463-2774(直)
中野区	都市基盤部 防災・都市安全分野 自転車対策担当	03-3389-1111(代) 内5721 03-3228-5528(直)
杉並区	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	03-3312-2111(代) 内3556 03-5307-0663(直)
豊島区	都市整備部 交通対策課 自転車対策グループ、自転車計画グループ、 駐車場整備グループ、放置自転車対策事務所	03-3981-1111(代) 内2971～2972 03-3981-4847(直)
北区	まちづくり部 交通担当課 駐輪対策担当	03-3908-1111(代) 内2988 03-3908-9218(直)
荒川区	防災都市づくり部 交通対策課 自転車対策係	03-3802-3111(代) 内2716～2717 03-3802-4420(直)
板橋区	土木部 交通安全課 自転車グループ	03-3964-1111(代) 03-3579-2513(直)
練馬区	土木部 交通安全課 自転車対策係・交通施設係	03-3993-1111(代) 内8319 03-5984-1993
足立区	都市建設部 交通対策課 自転車係	03-3880-5111(代) 内2284 03-3880-5914(直)
葛飾区	都市整備部 道路管理課 交通安全対策係	03-3695-1111(代) 内3507 03-5654-8386(直)
江戸川区	土木部 施設管理課 駐輪対策係	03-3652-1151(代)内2672 03-5662-1997(直)

区市町村	組 織 名	電 話 番 号
八王子市	道路交通部 交通事業課 自転車対策担当	042-626-3111(代) 内3478~3480 042-620-7257(直)
立川市	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	042-523-2111(代) 内2286 042-528-4360(直)
武蔵野市	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	0422-51-5131(代) 内2735 0422-60-1860(直)
三鷹市	都市整備部 道路交通課 都市交通係	0422-45-1151(代) 内2884 0422-29-9709(直)
青梅市	防災安全部 生活安全課 市民安全係	0428-22-1111(代) 内2311
府中市	生活環境部 地域安全対策課 施設管理係	042-364-4111(代) 内3616 042-335-4069(直)
昭島市	都市整備部 交通対策課 交通安全係	042-544-5111(代) 内2508
調布市	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	042-481-7111(代) 内7420 042-481-7420(直)
町田市	建設部 交通安全課	042-722-3111(代) 内3931~3932 042-724-1136(直)
小金井市	都市整備部 交通対策課 交通対策係	042-383-1111(代) 内3424 042-387-9850(直)
小平市	都市建設部 交通対策課 自転車対策係	042-341-1211(代) 内2622 042-346-9549(直)
日野市	まちづくり部 道路課 管理係	042-585-1111(代) 内3321
東村山市	都市環境部 交通課 公共交通係	042-393-5111(代) 内2764
国分寺市	都市建設部 道路管理課 交通安全係	042-325-0111(代) 内379
国立市	都市整備部 交通課 交通係	042-576-2111(代) 内355~356
福生市	総務部 安全安心まちづくり課 地域安全係	042-551-1511(代) 内2326~2327 042-551-1691(直)
狛江市	建設環境部 道路公園課 管理係	03-3430-1111(代) 内2511
東大和市	都市建設部 土木課 交通安全対策係	042-563-2111(代) 内1213
清瀬市	都市整備部 道路交通課 交通安全係	042-492-5111(代) 内375
東久留米市	都市建設部 施設管理課 管理調整担当	042-470-7777(代) 内2740 042-470-7764(直)
武蔵村山市	都市計画部 道路公園課 維持補修グループ	042-565-1111(代) 内263
多摩市	都市整備部 道路交通課 交通担当2	042-375-8111(代) 内2752 042-338-6826(直)
稲城市	都市建設部 管理課 交通対策係	042-378-2111(代) 内313
羽村市	市民生活部 防災安全課 交通・防犯係	042-555-1111(代) 内216
あきる野市	総務部 地域防災課 防災安全係	042-558-1111(代) 内2343
西東京市	都市整備部 道路管理課 駐輪駐車対策係	042-464-1311(代) 内2454~2455 042-438-4057(直)
瑞穂町	住民部 地域課 安全係	042-557-0501(代) 内5330 042-557-7610(直)
日の出町	生活安全安心課 地域安全安心係	042-597-0511(代) 内331
檜原村	総務課 総務係	042-598-1011(代) 内212
奥多摩町	総務課 交通防災係	0428-83-2111(代) 内17 0428-83-2349(直)

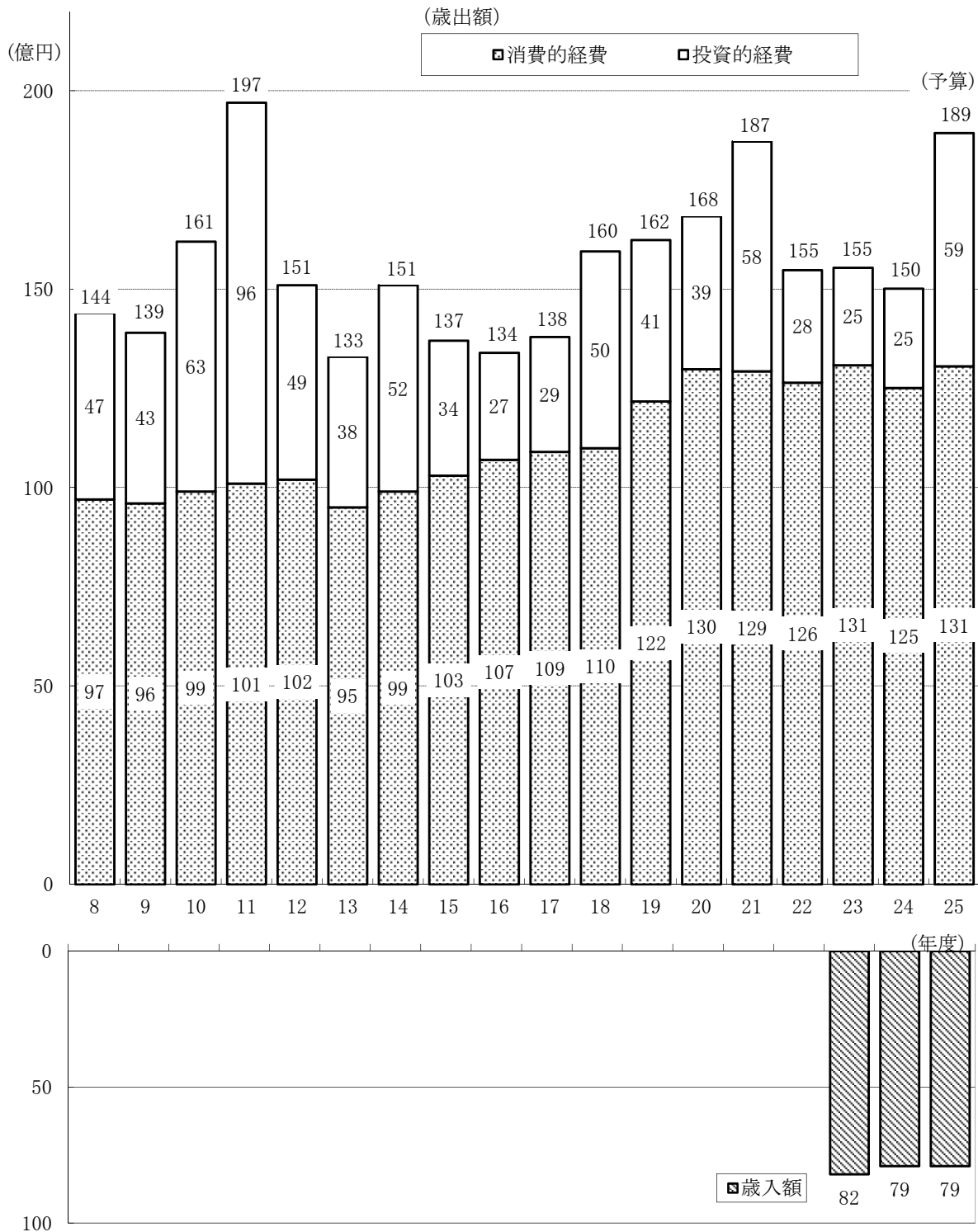
2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等

区市町村	名称	協議会等													総合計画等								
		発足 (策定) 年 月	24 年度 開催 回数	構成員						協議対象事項				根拠			総合 計画 の 策 定	根拠					
				区 市 町 村	国 ・ 都 道 管 理 者	警 察 署	鉄 道 事 業 者	商 店 会	自 転 車 等 利 用 者	其 他	放 置 禁 止 区 域 の 設 定	自 転 車 駐 車 場 の 整 備	放 置 自 転 車 等 の 撤 去 ・ 処 分	広 報 ・ 啓 発 活 動	其 他	自 転 車 法 に 基 づく 条 例		知 事 あ て 通 達 に よ る もの	其 他	自 転 車 法 に 基 づく もの	知 事 あ て 通 達 に よ る もの	任 意 に よ る もの	
新宿区	新宿区自転車等駐輪対策協議会	H18.10	3	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
台東区	台東区自転車総合施策検討会	H21.5	0	○	○	○	○	○		○	○	○	○							○			
墨田区	墨田区放置自転車対策協議会	S57.7	0		○	○	○					○		○	○								
	錦糸町駅周辺放置自転車対策協議会	H14.7	0	○	○	○	○							○	○					○			
	押上駅周辺放置自転車対策連絡会	H16.3	0	○	○	○	○							○	○					○			
	東あずま駅周辺放置自転車対策連絡会	H16.3	0	○	○	○	○							○	○					○			
江東区	江東区放置自転車対策連絡協議会	S55.1	0	○	○	○	○							○	○	○				○			
	亀戸駅周辺放置自転車対策連絡協議会	H13.3	0	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					○			
	豊洲駅周辺放置自転車対策連絡協議会	H15.8	0	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○					○			
目黒区	学芸大学駅自転車対策協議会	H3.8	1	○		○	○	○		○	○	○	○							○			
	自由が丘駅周辺自転車対策協議会	H6.5	1	○		○	○	○		○	○	○	○							○			
	都立大学駅周辺自転車等駐車場増設促進協議会	H15.6	0	○		○	○	○		○	○	○	○							○			
大田区	大田区自転車等駐車対策協議会	H21.7	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○		
世田谷区	世田谷区自転車等駐車対策協議会	S59.4	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○		
中野区	中野区自転車等駐車対策協議会	S56.8	0	○		○	○	○	○	○		○			○	○				○	○		
杉並区	自転車等駐車対策協議会	H7.6.1	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○		
豊島区	豊島区自転車等駐車対策協議会	H16.6	2		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	○		
板橋区	板橋区放置自転車対策情報連絡会	H22.3	0				○					○			○					○			
練馬区	練馬区自転車等駐車対策協議会	H10.2	0		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○				○	○		
	光が丘駅自転車対策協議会	H2.4	0	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○							

区市町村	名称	協議会等															総合計画等											
		発 足 (策定) 年 月	24 年度開催回数	構成員						協議対象事項					根拠			総合計画の策定	根拠									
				区市町村	国・都道管理者	警察署	鉄道事業者	商店会	自転車等利用者	その他	放置禁止区域の設定	自転車駐車場の整備	放置自転車等の撤去・処分	広報・啓発活動	その他	自転車法に基づく条例	知事あて通達によるもの		その他	自転車法に基づくもの	知事あて通達によるもの	任意によるもの						
葛 飾 区	金町駅周辺放置自転車及び路上駐車対策連絡協議会	S57.4	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
	堀切菖蒲園駅周辺自転車対策連絡協議会	S57.9	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
	新小岩駅周辺放置自転車及び路上駐車対策連絡協議会	S57.10	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
	青砥駅周辺自転車対策連絡協議会	S57.12	0	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
	お花茶屋駅周辺交通対策連絡協議会	S59.5	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
	クリーン亀有連絡協議会	S60.1	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
	高砂駅周辺自転車対策連絡協議会	H1.2	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
八王子市	八王子市自転車駐車問題対策協議会	S57.6	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
立 川 市	立川市自転車等駐車対策協議会	H24.10	2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
武蔵野市	武蔵野市自転車等駐車対策協議会	H7.6	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
三 鷹 市	三鷹市自転車等駐車対策協議会	H6.11	0	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
調 布 市	調布市自転車等駐車対策協議会	H12.8	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
小金井市	小金井市駅周辺放置自転車対策協議会	S58.10	1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
国分寺市	交通安全対策協議会	S41	0	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
東大和市	東大和市自転車等駐車対策協議会	H7.10	2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
東久留米市	東久留米市自転車等放置防止審議会	S63.4	0	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
西東京市	西東京市自転車等駐車対策協議会	H13.4	0		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											

3 放置自転車対策費

(1) 対策費(歳出額・歳入額)の年度別推移



(注) ・24年度までは決算額、25年度は予算額
 ・歳入額は、24年度から調査を実施

投資的経費は、自転車等駐車場の建設、増・改築に要する経費

消費的経費は、放置自転車等の整理・撤去・返還、自転車等駐車場の維持管理、普及啓発等に要する経費

(2) 地域別自転車対策費(歳出額)の年度別推移

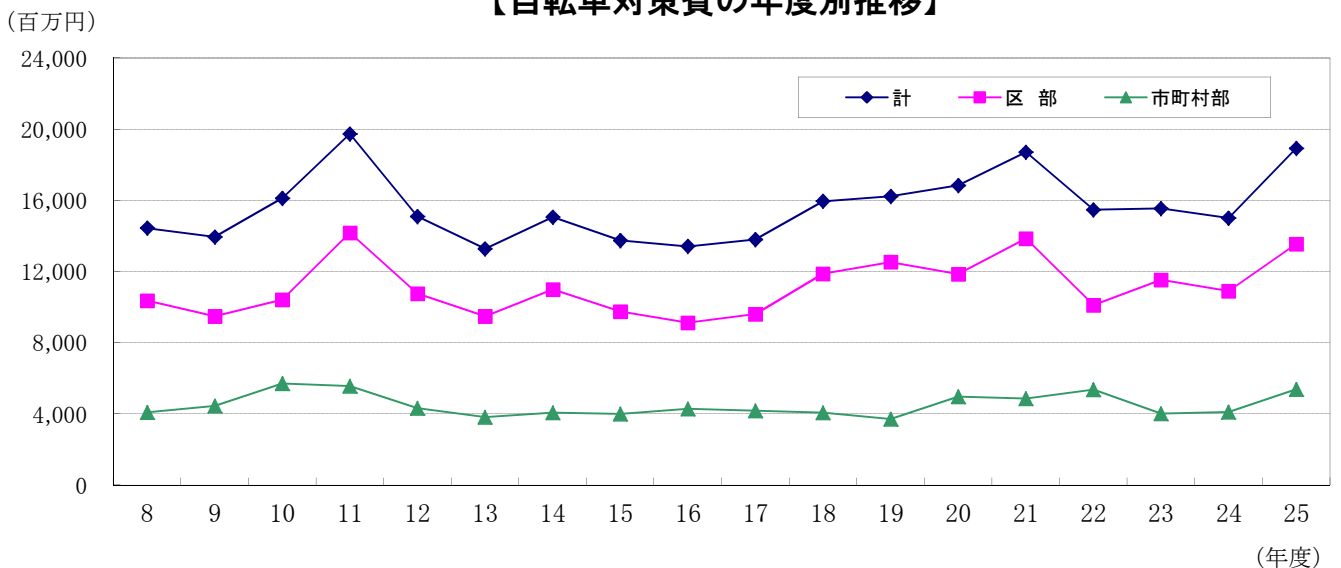
(単位：千円)

種 別	地域	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
自転車対策費 計	計	16,122,096	19,746,659	15,095,826	13,286,732	15,063,174	13,744,949	13,416,765	13,798,597
	区 部	10,413,386	14,183,745	10,768,785	9,478,313	10,997,418	9,747,670	9,130,508	9,616,969
	市 部	5,697,110	5,551,686	4,314,821	3,792,793	4,053,681	3,983,728	3,968,122	4,165,933
	町村部	11,600	11,228	12,220	15,626	12,075	13,551	318,135	15,695
(投資的経費) 自転車等駐車場 整備費	計	6,269,316	9,613,582	4,929,337	3,826,988	5,165,705	3,434,708	2,676,568	2,900,577
	区 部	4,217,158	8,013,213	4,214,365	3,261,162	4,416,618	2,772,044	1,747,777	2,181,304
	市 部	2,052,158	1,600,369	714,972	563,233	749,087	660,837	623,871	719,273
	町村部	0	0	0	2,593	0	1,827	304,920	0
(消費的経費) 自転車等駐車場 管理費・撤去費 ・広報費等	計	9,852,780	10,133,077	10,166,489	9,459,744	9,897,469	10,310,241	10,740,197	10,898,020
	区 部	6,196,228	6,170,532	6,554,420	6,217,151	6,580,800	6,975,626	7,382,731	7,435,665
	市 部	3,644,952	3,951,317	3,599,849	3,229,560	3,304,594	3,322,891	3,344,251	3,446,660
	町村部	11,600	11,228	12,220	13,033	12,075	11,724	13,215	15,695

種 別	地域	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
自転車対策費 計	計	15,953,940	16,236,407	16,838,333	18,722,564	15,478,806	15,543,267	15,014,053	18,936,219
	区 部	11,878,701	12,534,821	11,865,243	13,856,280	10,107,031	11,538,499	10,910,595	13,547,091
	市 部	4,058,518	3,684,772	4,956,094	4,849,506	5,353,804	3,983,580	4,087,762	5,373,154
	町村部	16,721	16,814	16,996	16,778	17,971	21,188	15,696	15,974
(投資的経費) 自転車等駐車場 整備費	計	4,959,717	4,065,454	3,851,350	5,791,997	2,836,397	2,456,946	2,501,242	5,879,084
	区 部	4,158,968	3,881,922	2,531,465	4,510,922	1,265,392	2,110,805	1,929,265	4,120,975
	市 部	800,749	183,532	1,319,885	1,281,075	1,571,005	344,141	571,977	1,758,109
	町村部	0	0	0	0	0	2,000	0	0
(消費的経費) 自転車等駐車場 管理費・撤去費 ・広報費等	計	10,994,223	12,170,953	12,986,983	12,930,567	12,642,409	13,086,321	12,512,811	13,057,135
	区 部	7,719,733	8,652,899	9,333,778	9,345,358	8,841,639	9,427,694	8,981,330	9,426,116
	市 部	3,257,769	3,501,240	3,636,209	3,568,431	3,782,799	3,639,439	3,515,785	3,615,045
	町村部	16,721	16,814	16,996	16,778	17,971	19,188	15,696	15,974

(注) 平成24年度までは決算額、25年度は予算額

【自転車対策費の年度別推移】



(3) 区市町村における対策費の概況

(単位:千円)

区市町村	平成 25 年度 予算				平成 24 年度 決算			
	計	歳出額		歳入額	計	歳出額		歳入額
		投資的経費	消費的経費			投資的経費	消費的経費	
総計	18,936,219	5,879,084	13,057,135	7,904,819	15,014,053	2,501,242	12,512,811	7,932,834
区部計	13,547,091	4,120,975	9,426,116	6,131,860	10,910,595	1,929,265	8,981,330	6,157,338
千代田区	76,401		76,401	29,250	51,606		51,606	29,853
中央区	127,936	14,778	113,158	250	123,928	14,948	108,980	209
港区	398,470	57,140	341,330	6,600	543,710	200,000	343,710	7,149
新宿区	868,502	456,693	411,809	156,768	413,923	69,727	344,196	122,620
文京区	132,882	5,176	127,706		101,248	1,102	100,146	43,318
台東区	327,588	7,823	319,765	166,043	397,010	90,569	306,441	157,445
墨田区	246,462	2,000	244,462	147,120	279,271		279,271	116,185
江東区	1,272,141	1,074,575	197,566	40,875	257,154	55,445	201,709	30,501
品川区	476,472	148,000	328,472	300,570	353,322	31,917	321,405	295,094
目黒区	131,361	9,301	122,060	54,335	120,012		120,012	55,335
大田区	1,039,831	62,161	977,670	681,904	948,807	15,651	933,156	703,449
世田谷区	241,724	9,400	232,324	319,947	229,397	8,021	221,376	315,054
渋谷区	65,724	1,500	64,224	73,833	92,966	1,056	91,910	101,451
中野区	404,023		404,023	317,125	397,949		397,949	309,529
杉並区	823,530	7,034	816,496	723,994	781,804	12,629	769,175	711,436
豊島区	1,109,882	491,680	618,202	406,288	928,526	328,408	600,118	402,103
北区	312,960	95,582	217,378	192,894	199,924	2,310	197,614	186,814
荒川区	139,886	18,279	121,607	46,712	123,893		123,893	50,230
板橋区	979,702	113,450	866,252	511,312	829,109	50,195	778,914	500,011
練馬区	2,033,591	1,309,037	724,554	226,254	1,500,123	783,781	716,342	258,293
足立区	703,604	107,831	595,773	481,948	689,900	146,103	543,797	524,184
葛飾区	287,781	28,500	259,281	133,598	277,372	42,306	235,066	169,113
江戸川区	1,346,638	101,035	1,245,603	1,114,240	1,269,641	75,097	1,194,544	1,067,962
市部計	5,373,154	1,758,109	3,615,045	1,772,911	4,087,762	571,977	3,515,785	1,775,449
八王子市	149,279	3,150	146,129	33,778	139,614	3,608	136,006	17,802
立川市	568,163	156,285	411,878	232,907	483,950	91,141	392,809	243,844
武蔵野市	523,413		523,413	103,334	506,430	5,066	501,364	121,484
三鷹市	305,624	107,657	197,967	12,109	241,689	53,815	187,874	6,631
青梅市	25,827		25,827	11,028	145,531	130,000	15,531	332
府中市	175,184		175,184	81,843	177,353	11,550	165,803	75,686
昭島市	1,264,249	1,114,029	150,220	151,401	315,943	170,687	145,256	143,126
調布市	229,132		229,132	189,055	227,561		227,561	219,976
町田市	59,607	28,588	31,019	12,455	123,344	94,605	28,739	11,558
小金井市	497,091	232,038	265,053	209,142	267,018	4,347	262,671	215,445
小平市	321,265	17,140	304,125	225,285	308,138	6,811	301,327	232,173
日野市	17,590		17,590	3,036	16,734		16,734	4,100
東村山市	163,228		163,228	244,341	162,478		162,478	242,033
国分寺市	335,176		335,176		333,292		333,292	
国立市	190,665	74,952	115,713	136,966	111,455		111,455	120,974
福生市	24,735		24,735	755	26,451	347	26,104	614
狛江市	25,655		25,655	3,883	25,746		25,746	3,319
東大和市	33,934		33,934	482	27,610		27,610	358
清瀬市	31,307		31,307	26,330	29,424		29,424	28,293
東久留米市	101,520		101,520	80,115	99,723		99,723	74,522
武蔵村山市	9,164		9,164		8,538		8,538	
多摩市	93,484	24,270	69,214	5,054	66,642		66,642	3,918
稲城市	2,389		2,389	933	2,051		2,051	652
羽村市	18,524		18,524	1,368	18,427		18,427	1,043
あきる野市	12,956		12,956	890	28,985		28,985	864
西東京市	193,993		193,993	6,421	193,635		193,635	6,702
町村部計	15,974		15,974	48	15,696		15,696	47
瑞穂町	13,031		13,031	48	13,005		13,005	47
日の出町	2,916		2,916		2,664		2,664	
檜原村								
奥多摩町	27		27		27		27	

(4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳

(単位:千円)

区市町村	平成25年度予算					平成24年度決算				
	計	撤去自転車等の返還手数料	売却による収入	公営の自転車等駐車場の利用料	その他の収入	計	撤去自転車等の返還手数料	売却による収入	公営の自転車等駐車場の利用料	その他の収入
総計	7,904,819	1,145,457	137,814	6,498,078	123,470	7,932,834	1,042,085	175,730	6,617,804	97,215
区部計	6,131,860	984,219	126,112	4,911,588	109,941	6,157,338	905,954	155,017	5,025,640	70,727
千代田区	29,250	4,040		25,210		29,853	4,336		25,517	
中央区	250		250			209		209		
港区	6,600	6,600				7,149	7,149			
新宿区	156,768	43,990	525	105,582	6,671	122,620	30,114	238	92,129	139
文京区						43,318	12,328		30,990	
台東区	166,043	32,217	9,194	124,632		157,445	26,995	9,091	121,359	
墨田区	147,120	12,000	500	134,580	40	116,185	10,562		105,581	42
江東区	40,875	40,875				30,501	30,501			
品川区	300,570	35,000	8,100	257,470		295,094	33,012	9,153	247,929	5,000
目黒区	54,335	34,392	9,213	10,728	2	55,335	37,300	7,233	10,800	2
大田区	681,904	87,825	8,700	585,379		703,449	83,121	16,902	603,426	
世田谷区	319,947	108,200	15,247	193,500	3,000	315,054	99,280	17,220	195,554	3,000
渋谷区	73,833	23,824	4,993		45,016	101,451	25,355	8,242	57,352	10,502
中野区	317,125	42,054	9,900	265,171		309,529	38,765	7,679	263,085	
杉並区	723,994	78,006	4,773	641,215		711,436	74,184	12,360	624,892	
豊島区	406,288	131,160	1,500	256,538	17,090	402,103	119,256	2,924	263,008	16,915
北区	192,894	65,550	6,000	121,344		186,814	57,925	6,126	122,763	
荒川区	46,712	15,485	2,795	28,432		50,230	18,765	2,583	27,929	953
板橋区	511,312	46,600	12,565	450,967	1,180	500,011	43,036	14,911	436,394	5,670
練馬区	226,254	47,030	10,710	168,514		258,293	44,356	18,874	195,063	
足立区	481,948	25,722	3,900	450,488	1,838	524,184	20,142	1,230	500,532	2,280
葛飾区	133,598	49,584	8,000	75,498	516	169,113	41,670	11,396	115,531	516
江戸川区	1,114,240	54,065	9,247	1,016,340	34,588	1,067,962	47,802	8,646	985,806	25,708
市部計	1,772,911	161,208	11,684	1,586,490	13,529	1,775,449	136,096	20,701	1,592,164	26,488
八王子市	33,778	29,000	3,444		1,334	17,802	12,816	3,605		1,381
立川市	232,907	13,560		219,347		243,844	13,680		230,164	
武蔵野市	103,334	21,720	2,964	68,280	10,370	121,484	22,008	4,885	70,864	23,727
鷹野市	12,109	10,884	1,225			6,631	4,436	2,195		
青梅市	11,028	178	50	10,422	378	332	223	23		86
府中市	81,843	11,970	872	69,001		75,686	11,884	1,114	62,688	
昭島市	151,401	2,000	390	149,000	11	143,126	1,564	308	141,242	12
調布市	189,055	21,055		168,000		219,976	21,055	4,919	194,002	
町田市	12,455	6,304	924	5,227		11,558	4,548	649	6,361	
小金井市	209,142	7,445	800	200,897		215,445	9,807	1,446	204,192	
小平市	225,285	5,060	225	220,000		232,173	5,160	240	226,773	
日野市	3,036	3,036				4,100	4,100			
東村山市	244,341	636	391	243,314		242,033	484	815	240,734	
国分寺市										
国立市	136,966	7,208		129,587	171	120,974	5,992		114,916	66
福生市	755	548	60		147	614	436	31		147
狛江市	3,883	3,725	158			3,319	2,953	366		
東大和市	482	482				358	358			
清瀬市	26,330	1,580		24,750		28,293	1,288		27,005	
東久留米市	80,115	1,200		78,665	250	74,522	1,085		73,223	214
武蔵村山市										
多摩市	5,054	5,054				3,918	3,918			
稲城市	933	933				652	652			
羽村市	1,368	1,209	159			1,043	947	96		
あきる野市	890		22		868	864		9		855
西東京市	6,421	6,421				6,702	6,702			
町村部計	48	30	18			47	35	12		
瑞穂町	48	30	18			47	35	12		
日の出町										
檜原村										
奥多摩町										

(5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳

ア 平成25年度予算

(単位:千円)

区市町村	投資的経費				
	計	①公営の自転車等駐車場(②の保管所を除く。)の建設、増・改築に要する経費	②撤去した放置自転車等の公営保管所の建設、増・改築に要する経費	③民間の自転車等駐車場の①に準じる経費に対する補助金	④その他
総計	5,879,084	5,512,317	274,305	78,514	13,948
区部計	4,120,975	3,799,216	266,035	44,926	10,798
千代田区					
中央区	14,778	14,778			
港区	57,140	57,140			
新宿区	456,693	220,701	235,194		798
文京区	5,176	5,176			
台東区	7,823	7,823			
墨田区	2,000		2,000		
江東区	1,074,575	1,074,575			
品川区	148,000	148,000			
目黒区	9,301	7,445	1,856		
大田区	62,161	50,171	10,715	1,275	
世田谷区	9,400	7,400		2,000	
渋谷区	1,500		1,500		
中野区					
杉並区	7,034	3,000	3,050	984	
豊島区	491,680	(※1) 491,680			
北区	95,582	90,582		5,000	
荒川区	18,279	18,279			
板橋区	113,450	103,450			10,000
練馬区	1,309,037	1,309,037			
足立区	107,831	97,164		10,667	
葛飾区	28,500	3,500		25,000	
江戸川区	101,035	89,315	11,720		
市部計	1,758,109	1,713,101	8,270	33,588	3,150
八王子市	3,150				3,150
立川市	156,285	156,285			
武蔵野市					
三鷹市	107,657	107,657			
青梅市					
府中市					
昭島市	1,114,029	1,114,029			
調布市					
町田市	28,588			28,588	
小金井市	232,038	232,038			
小平市	17,140	12,140		5,000	
日野市					
東村山市					
国分寺市					
国立市	74,952	74,952			
福生市					
狛江市					
東大和市					
清瀬市					
東久留米市					
武蔵村山市					
多摩市	24,270	16,000	8,270		
稲城市					
羽村市					
あきる野市					
西東京市					
町村部計					
瑞穂町					
日の出町					
檜原村					
奥多摩町					

(※1)繰り越し含む。

(単位:千円)

区市町村	消費的経費							
	計	①公営の自転車等駐車場(③の保管所を除く。)の維持管理経費	②放置自転車等の撤去、移送及び所有者への連絡に要する経費	③放置自転車等の保管所の維持管理経費	④放置自転車等の処分・リサイクルに要する経費	⑤放置防止のための広報・啓発に要する経費	⑥民間の自転車駐車場等の①に準じる経費に対する補助金	⑦その他
総計	13,057,135	8,599,551	2,272,093	1,299,520	60,175	632,817	21,502	171,477
区部計	9,426,116	6,132,421	1,669,587	1,014,410	45,452	526,272	6,530	31,444
千代田区	76,401	34,174	39,006	2,247	949			25
中央区	113,158	60,682	7,660	42,130	2,686			
港区	341,330	96,472	237,002	7,215	152	120		369
新宿区	411,809	165,920	61,865	59,839	1,248	122,937		
文京区	127,706	76,021	27,039	4,718	4,103	15,805		20
台東区	319,765	196,820	88,184	30,233	1,428	3,080		20
墨田区	244,462	135,954	74,709	27,706	2,138	2,107		1,848
江東区	197,566	45,609	85,422	50,694	2,155			13,686
品川区	328,472	242,489	(※1) 660	78,640	192	6,491		
目黒区	122,060	32,422	46,464	24,231	358	15,136		3,449
大田区	977,670	535,629	152,271	139,793	3,995	138,960		7,022
世田谷区	232,324	100,224	24,173	67,810	1,890	38,227		
渋谷区	64,224		(※2) 63,345	616	263			
中野区	404,023	261,119	93,784	47,021	1,815	284		
杉並区	816,496	647,726	143,197	11,176	272	12,530	984	611
豊島区	618,202	389,305	128,898	81,237	13,600	5,162		
北区	217,378	23,505	(※3) 51,046	(※4) 141,777	1,050			
荒川区	121,607	31,302	13,400	23,120	2,426	51,051		308
板橋区	866,252	585,466	95,462	65,152	1,914	114,172		4,086
練馬区	724,554	589,734	76,334	57,308	1,178			
足立区	595,773	(※5) 589,282			945		5,546	
葛飾区	259,281	70,824	135,805	51,747	695	210		
江戸川区	1,245,603	(※6) 1,221,742	23,861					
市部計	3,615,045	2,451,239	602,454	285,110	14,692	106,545	14,972	140,033
八王子市	146,129	66,135	52,258	14,731		1,213		11,792
立川市	411,878	308,984	5,923	24,906	1,182	70,603		280
武蔵野市	523,413	280,085	(※7) 201,664	(※8) 22,180	3,702	2,833		12,949
三鷹市	197,967	103,206	1,408	72,228			13,000	8,125
青梅市	25,827	15,534	3,965	972	84			5,272
府中市	175,184	72,871	71,336	23,849	4,150	408		2,570
昭島市	150,220	138,053	7,058	4,477	105	507		20
調布市	229,132	(※9) 229,132						
町田市	31,019	10,435	6,930	10,999	1,674	981		
小金井市	265,053	196,928	17,226	30,006		7,243		13,650
小平市	304,125	263,716	30,789	7,291	278	79	1,972	
日野市	17,590	7,900	4,354	4,356	12	225		743
東村山市	163,228	157,906	1,615	2,916		791		
国分寺市	335,176	319,927	5,270	4,688		5,270		21
国立市	115,713	85,294	(※10) 29,800	619				
福生市	24,735	12,275	8,804	3,617	2	37		
狛江市	25,655	1,636	3,190	4,926		15,243		660
東大和市	33,934	21,708	1,255	852	227			9,892
清瀬市	31,307	14,010	866	16,231	200			
東久留米市	101,520	73,137	16,912	6,708		635		4,128
武蔵村山市	9,164	7,978			66			1,120
多摩市	69,214	23,828	32,086	12,122	899	279		
稲城市	2,389		467	1,013	630	198		81
羽村市	18,524	(※11) 18,467			57			
あきる野市	12,956	12,453	79		424			
西東京市	193,993	9,641	99,199	15,423	1,000			68,730
町村部計	15,974	15,891	52		31			
瑞穂町	13,031	13,000	31					
日の出町	2,916	2,864	21		31			
檜原村								
奥多摩町	27	27						

(※1)撤去移送経費は③に分類。(※2)③(光熱水費除く)⑤⑦を含む。(※3)自転車整理委託(路上整理)を含む。(※4)②を含む。
(※5)②③を含む。(※6)③⑤を含む。(※7)③⑤の放置防止経費を含む。(※8)①の光熱費を含む。(※9)②③④⑤を含む。
(※10)③⑤を含む。(※11)②③を含む。

イ 平成24年度決算

(単位:千円)

区市町村	投資的経費				
	計	①公営の自転車等駐車場(②の保管所を除く。)の建設、増・改築に要する経費	②撤去した放置自転車等の公営保管所の建設、増・改築に要する経費	③民間の自転車等駐車場の①に準じる経費に対する補助金	④その他
総計	2,501,242	2,410,019	22,469	54,398	14,356
区部計	1,929,265	1,865,179	20,453	29,793	13,840
千代田区					
中央区	14,948	14,948			
港区	200,000	200,000			
新宿区	69,727	51,731	17,208		788
文京区	1,102	1,102			
台東区	90,569	90,569			
墨田区					
江東区	55,445	55,445			
品川区	31,917	31,917			
目黒区					
大田区	15,651	15,651			
世田谷区	8,021	8,021			
渋谷区	1,056	1,056			
中野区					
杉並区	12,629	9,609	1,952	1,068	
豊島区	328,408	(※1) 328,408			
北区	2,310	2,310			
荒川区					
板橋区	50,195	46,730			3,465
練馬区	783,781	783,781			
足立区	146,103	124,926	1,293	10,297	9,587
葛飾区	42,306	23,878		18,428	
江戸川区	75,097	75,097			
市部計	571,977	544,840	2,016	24,605	516
八王子市	3,608	1,265	1,827		516
立川市	91,141	91,141			
武蔵野市	5,066	5,066			
鷹野市	53,815	53,626	189		
青梅市	130,000	130,000			
府中市	11,550	11,550			
昭島市	170,687	170,687			
調布市					
町田市	94,605	70,000		24,605	
小金井市	4,347	4,347			
小平市	6,811	6,811			
日野市					
東村山市					
国分寺市					
国立市					
福生市	347	347			
狛江市					
東大和市					
清瀬市					
東久留米市					
武蔵村山市					
多摩市					
稲城市					
羽村市					
あきる野市					
西東京市					
町村部計					
瑞穂町					
日の出町					
檜原村					
奥多摩町					

(※1)繰り越し含む。

(単位:千円)

区市町村	消費的経費							
	計	①公営の自転車等駐車場(③の保管所を除く。)の維持管理経費	②放置自転車等の撤去、移送及び所有者への連絡に要する経費	③放置自転車等の保管所の維持管理経費	④放置自転車等の処分・リサイクルに要する経費	⑤放置防止のための広報・啓発に要する経費	⑥民間の自転車駐車場等の①に準じる経費に対する補助金	⑦その他
総計	12,512,811	8,180,569	2,237,246	1,243,927	49,556	637,696	7,343	156,474
区部計	8,981,330	5,786,078	1,637,704	970,935	37,618	503,817	4,671	40,507
千代田区	51,606	27,690	18,631	4,898	367			20
中央区	108,980	51,351	4,307	42,528	2,184	8,610		
港区	343,710	72,545	257,133	12,601	152	1,191		88
新宿区	344,196	138,427	51,084	48,298	1,627	104,760		
文京区	100,146	58,744	18,405	5,145	2,519	15,313		20
台東区	306,441	186,343	84,614	32,124	644	2,715		1
墨田区	279,271	164,392	88,884	16,456	2,682	982		5,875
江東区	201,709	44,937	95,111	48,745	1,034			11,882
品川区	321,405	239,977	(※1) 376	75,530	74	5,448		
目黒区	120,012	29,493	43,593	28,870		14,870		3,186
大田区	933,156	502,800	147,055	122,848	2,556	143,271		14,626
世田谷区	221,376	93,569	25,073	65,298	1,890	35,546		
渋谷区	91,910	(※2) 30,708	(※3) 60,845		357			
中野区	397,949	255,185	93,571	47,020	1,614	284		275
杉並区	769,175	596,315	142,660	18,832	225	9,465	1,068	610
豊島区	600,118	391,717	114,860	77,460	10,944	5,137		
北区	197,614	20,452	(※4) 48,376	(※5) 127,769	1,017			
荒川区	123,893	35,164	11,725	22,938	2,166	51,865		35
板橋区	778,914	511,010	89,643	68,885	1,277	104,210		3,889
練馬区	716,342	585,119	77,508	52,537	1,178			
足立区	543,797	(※6) 537,672			2,522		3,603	
葛飾区	235,066	48,214	133,960	52,153	589	150		
江戸川区	1,194,544	(※7) 1,164,254	30,290					
市部計	3,515,785	2,378,837	599,527	272,992	11,911	133,879	2,672	115,967
八王子市	136,006	54,194	54,644	13,742		1,238		12,188
立川市	392,809	265,752	5,253	23,507	538	97,609		150
武蔵野市	501,364	254,145	(※8) 207,681	(※9) 20,931	3,624	2,213		12,770
三鷹市	187,874	111,451	447	70,808			735	4,433
青梅市	15,531	8,715	2,121	970	55	158		3,512
府中市	165,803	70,909	68,976	19,360	4,012	199		2,347
昭島市	145,256	133,271	6,889	4,341	13	540		202
調布市	227,561	(※10) 227,561						
町田市	28,739	11,371	5,491	10,594	683	600		
小金井市	262,671	207,056	16,221	30,323		8,241		830
小平市	301,327	260,451	30,352	8,311	161	79	1,937	36
日野市	16,734	7,898	4,353	4,012	6	224		241
東村山市	162,478	157,354	1,518	2,886		720		
国分寺市	333,292	316,229	5,640	4,780	500	6,121		22
国立市	111,455	82,903	(※11) 28,021	531				
福生市	26,104	13,773	8,640	3,690	1			
狛江市	25,746	1,965	3,188	4,980		15,180		433
東大和市	27,610	21,302	688	830	170			4,620
清瀬市	29,424	14,008	805	14,499	112			
東久留米市	99,723	71,439	17,511	6,247		136		4,390
武蔵村山市	8,538	7,530						1,008
多摩市	66,642	22,817	31,884	10,837	492	612		
稲城市	2,051		352	1,026	644	9		20
羽村市	18,427	(※12) 18,367			60			
あきる野市	28,985	28,753	62		170			
西東京市	193,635	9,623	98,790	15,787	670			68,765
町村部計	15,696	15,654	15		27			
瑞穂町	13,005	13,000	5					
日の出町	2,664	2,627	10		27			
檜原村								
奥多摩町	27	27						

(※1)撤去移送経費は③に分類。(※2)③のうち光熱水費を含む。(※3)③(光熱水費除く)⑤⑦を含む。(※4)自転車整理委託(路上整理)を含む。(※5)②を含む。(※6)①②③を含む。(※7)③⑤を含む。(※8)③⑤の放置防止経費を含む。(※9)①の光熱費を含む。(※10)②③④⑤を含む。(※11)③⑤を含む。(※12)②③を含む。

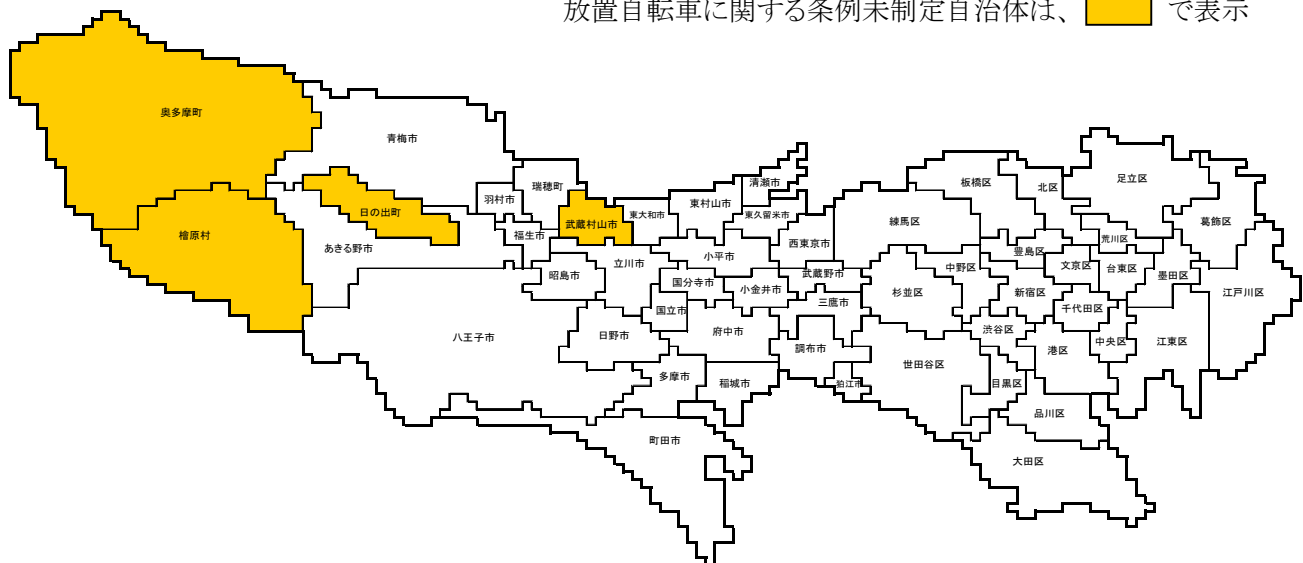
4 区市町村における条例制定等

(1) 制定状況一覧

公布年	区 部	市 部	町村部	
昭和56年		国立市		
57年	葛飾区	武蔵野市		
58年	北区 足立区	板橋区 府中市 小金井市	町田市 小平市	
59年	台東区 世田谷区	墨田区 杉並区	立川市 多摩市	瑞穂町
60年	江東区 練馬区	荒川区	国分寺市 稲城市	
61年	中野区			
62年	豊島区	江戸川区	三鷹市	
63年	中央区	大田区	東久留米市	
平成元年	目黒区			
2年	渋谷区	東村山市 八王子市	清瀬市 羽村市	
3年		青梅市 日野市	昭島市	
4年		福生市		
6年		東大和市		
7年	新宿区 文京区			
9年		調布市 あきる野市	狛江市	
11年	千代田区 港区			
13年	品川区	西東京市		
計	23	25	1	

※ 放置自転車に関する条例を制定していない自治体は、区域内に駅がない武蔵村山市、日の出町、檜原村と、放置自転車が極めて少ない奥多摩町の4市町村である。

放置自転車に関する条例未制定自治体は、 で表示



(2) 条例の主な制定内容

平成25年6月末現在

区名	名称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																														
						自転車	原付	自二																																			
千代田区	東京都千代田区自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	11・3・26	11・4・1			○	○	—	放置禁止区域	—	<ul style="list-style-type: none"> ■登録料(有料) <table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> <tr> <td>区民</td> <td>年間</td> <td>3,000円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>年間</td> <td>6,000円</td> <td>7,000円</td> </tr> </table> <p>※ 区外・自転車は学割あり</p>			自転車	原付	区民	年間	3,000円	3,500円	その他	年間	6,000円	7,000円	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 警告→撤去→告示→保管→処分 ■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原付車 6,000円 																			
		自転車	原付																																								
区民	年間	3,000円	3,500円																																								
その他	年間	6,000円	7,000円																																								
中央区	東京都中央区自転車等の放置防止に関する条例	63・12・1	元・4・1	22・12	23・3	○	—	—	放置禁止区域	努力義務	<ul style="list-style-type: none"> ■登録制(無料) 駅からの直線距離が300m以上の者 	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 撤去→保管(30日間)→告示→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 1,000円 																															
港区	東京都港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	11・9・27	12・4・1			○	○	—	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令	<ul style="list-style-type: none"> ■承認制(有料) 定期利用使用料 <table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>1か月</td> <td>1,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1か月</td> <td>1,300円</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>150円</td> <td>200円</td> </tr> </table> 			自転車	原付	一般	1か月	1,800円	2,700円	学生	1か月	1,300円	2,200円	1日利用		150円	200円	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 警告→撤去→告示→保管→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円 															
		自転車	原付																																								
一般	1か月	1,800円	2,700円																																								
学生	1か月	1,300円	2,200円																																								
1日利用		150円	200円																																								
新宿区	新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例	7・6・19	7・12・1	25・6・19	25・11・1	○	○	○	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令	<ul style="list-style-type: none"> ■承認制(有料) (条例上の上限金額) 駐輪場定期利用 <table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>1か月</td> <td>2,500円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>7,000円</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学生</td> <td>1か月</td> <td>2,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>5,500円</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>150円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1時間利用</td> <td></td> <td>200円</td> </tr> </table> <p>※ 原付の1時間利用には、自二を含む</p> <p>整理区画(1年間の整理手数料)</p> <table border="1"> <tr> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> </table> 			自転車	原付	一般	1か月	2,500円	5,000円	3か月	7,000円	14,000円	学生	1か月	2,000円	4,000円	3か月	5,500円	11,000円	1日利用		150円	400円	1時間利用			200円	自転車	原付	5,000円	8,000円	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 警告→撤去→保管(45日)→処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円 ○自動二輪車 8,000円 	
		自転車	原付																																								
一般	1か月	2,500円	5,000円																																								
	3か月	7,000円	14,000円																																								
学生	1か月	2,000円	4,000円																																								
	3か月	5,500円	11,000円																																								
1日利用		150円	400円																																								
1時間利用			200円																																								
自転車	原付																																										
5,000円	8,000円																																										
文京区	文京区自転車等の放置防止に関する条例	7・3・22	7・7・1			○	○	—	放置禁止区域	努力義務	<ul style="list-style-type: none"> ■有料制(2時間まで無料) (2時間後以降10時間ごとに自転車100円) ■登録制 <table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> </tr> <tr> <td>区民</td> <td>年間</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>年間</td> <td>3,000円</td> </tr> </table> 			自転車	区民	年間	2,000円	その他	年間	3,000円	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 撤去→公示→保管(40日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円 																						
		自転車																																									
区民	年間	2,000円																																									
その他	年間	3,000円																																									
文京区	文京区自転車駐車場条例	7・7・11	7・10・1			○	○	—	—	—	—	—																															
台東区	東京都台東区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	59・12・15	60・2・1			○	—	—	指導整理区域	努力義務	<ul style="list-style-type: none"> ■有料制 <table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">自転車</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">墨田公園 鶯谷第5 御徒町駅 TX浅草駅</td> <td rowspan="3">1か月</td> <td>区内一般</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>区内高校生以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>区外一般</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">自転車</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">上記以外</td> <td rowspan="3">1か月</td> <td>区内一般</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>区内高校生以下</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>区外一般</td> <td>3,000円</td> </tr> </table> 			自転車		墨田公園 鶯谷第5 御徒町駅 TX浅草駅	1か月	区内一般	1,500円	区内高校生以下	1,000円	区外一般	2,500円			自転車		上記以外	1か月	区内一般	2,500円	区内高校生以下	1,500円	区外一般	3,000円	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 移送→告示→1ヶ月→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■移送料 ○自転車 5,000円 							
		自転車																																									
墨田公園 鶯谷第5 御徒町駅 TX浅草駅	1か月	区内一般	1,500円																																								
		区内高校生以下	1,000円																																								
		区外一般	2,500円																																								
		自転車																																									
上記以外	1か月	区内一般	2,500円																																								
		区内高校生以下	1,500円																																								
		区外一般	3,000円																																								

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																				
					自転車	原付	自二																									
墨田区 墨田区自転車 の利用秩序及 び自転車駐車 場の整備に関 する条例	59 ・ 11 ・ 30	60 ・ 4 ・ 1			○	-	-	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 金 〔10万円〕 〔3万円〕	■登録制(有料) 年間 2,000円 駅からの直線距離が700m以上の者	■手続 撤去→告示又は通知 →30日→処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円																					
江東区 江東区自転車 の放置防止及 び自転車駐車 場の整備に関 する条例	60 ・ 10 ・ 11	60 ・ 11 ・ 1			○	○	-	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 金 〔10万円〕 〔3万円〕	■有料制(条例上の上限) <table border="1"><thead><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr></thead><tbody><tr><td>1か月</td><td>2,000円</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>1日</td><td>150円</td><td>300円</td></tr></tbody></table> ※自転車の時間利用は、24時間以内300円		自転車	原付	1か月	2,000円	4,000円	1日	150円	300円	■手続 移送→告示又は通知 →保管(30日) ただし、機能喪失車は 直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原付車 5,000円												
	自転車	原付																														
1か月	2,000円	4,000円																														
1日	150円	300円																														
品川区 品川区自転車 等の放置防止 および自転車 等駐車場の整 備に関する条 例	13 ・ 4 ・ 1	13 ・ 10 ・ 1	25 ・ 7 ・ 12	25 ・ 9 ・ 1	○	○	○	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令	■有料制(条例上の上限) <table border="1"><thead><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr></thead><tbody><tr><td>1か月</td><td>2,500円</td><td>3,500円</td></tr><tr><td>1日</td><td>150円</td><td>150円</td></tr></tbody></table>		自転車	原付	1か月	2,500円	3,500円	1日	150円	150円	■手続 警告→撤去→告示→ 保管(30日) ただし、機能喪失車は 直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円												
	自転車	原付																														
1か月	2,500円	3,500円																														
1日	150円	150円																														
目黒区 目黒区自転車 等放置防止条 例	元 ・ 12 ・ 1	2 ・ 4 ・ 1			○	○	-	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 公 表	■登録制(減免措置あり) <table border="1"><thead><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr></thead><tbody><tr><td>年間</td><td>3,000円</td><td>3,000円</td></tr></tbody></table>		自転車	原付	年間	3,000円	3,000円	■手続 撤去→通知又は告示 →相当期間経過後処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付車 4,500円															
	自転車	原付																														
年間	3,000円	3,000円																														
目黒区 目黒区立自転 車等駐車場条 例	10 ・ 3 ・ 31	10 ・ 4 ・ 1			○	○	○			■有料制 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th><th>自動二輪</th></tr></thead><tbody><tr><td>1か月</td><td>2,000~ 2,600円</td><td>3,000~ 3,900円</td><td>6,000円</td></tr><tr><td>1日</td><td>100円</td><td>150円</td><td>300円</td></tr></tbody></table> 学割制あり：半額、その他減免あり		自転車	原付	自動二輪	1か月	2,000~ 2,600円	3,000~ 3,900円	6,000円	1日	100円	150円	300円		○								
	自転車	原付	自動二輪																													
1か月	2,000~ 2,600円	3,000~ 3,900円	6,000円																													
1日	100円	150円	300円																													
大田区 大田区自転車 等の放置防止 及び自転車等 駐車場整備に 関する条例	63 ・ 3 ・ 18	63 ・ 10 ・ 1	25 ・ 3 ・ 15	※	○	○	○	放置 禁止 区域	義務付 (新築分) 立入検査 措置命令 公 表	■有料制 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th><th>自動二輪</th></tr></thead><tbody><tr><td>1か月</td><td>500~ 2,000円</td><td>3,000円</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>1日</td><td>100~ 200円</td><td>200円</td><td>300円</td></tr></tbody></table> ■登録制 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th><th>自動二輪</th></tr></thead><tbody><tr><td>年間</td><td>3,000円</td><td>4,000円</td><td>8,000円</td></tr></tbody></table>		自転車	原付	自動二輪	1か月	500~ 2,000円	3,000円	4,000円	1日	100~ 200円	200円	300円		自転車	原付	自動二輪	年間	3,000円	4,000円	8,000円	■手続 撤去→保管(30日)→ 処分 ■撤去手数料 ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円 ○自動二輪 10,000円 (ただし、自転車等駐 車場の不適正使用の 場合に適用) ※25・4・1 うち、一部ただし書き 25・10・1	○
	自転車	原付	自動二輪																													
1か月	500~ 2,000円	3,000円	4,000円																													
1日	100~ 200円	200円	300円																													
	自転車	原付	自動二輪																													
年間	3,000円	4,000円	8,000円																													
世田谷区 世田谷区自転 車条例	59 ・ 3 ・ 13	59 ・ 4 ・ 1	25 ・ 6 ・ 17	25 ・ 10 ・ 1	○	○	-	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 公 表	■有料制 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr></thead><tbody><tr><td>1か月</td><td>1,300~ 2,000円</td><td>2,500~ 3,000円</td></tr></tbody></table> ※それぞれ学割あり		自転車	原付	1か月	1,300~ 2,000円	2,500~ 3,000円	■手続 撤去→保管→法令に 基づき処理 ■撤去手数料 ○自転車 3,000円 ○原付車 4,000円	○														
	自転車	原付																														
1か月	1,300~ 2,000円	2,500~ 3,000円																														
世田谷区 世田谷区立レ ンタルサイクル ポート条例	5 ・ 11 ・ 12	6 ・ 1 ・ 10	23 ・ 3 ・ 8	23 ・ 4 ・ 1	○	-	-			<table border="1"><thead><tr><th colspan="2"></th><th>自転車</th></tr></thead><tbody><tr><td>一般</td><td>1か月</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>学生</td><td>1か月</td><td>2,700円</td></tr><tr><td colspan="2">1日利用</td><td>200円</td></tr></tbody></table> ※1日利用は1回当たりの料金			自転車	一般	1か月	3,000円	学生	1か月	2,700円	1日利用		200円		○								
		自転車																														
一般	1か月	3,000円																														
学生	1か月	2,700円																														
1日利用		200円																														

名称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																										
					自転車	原付	自二																															
渋谷区 渋谷区自転車 等の放置防止 等に関する条 例	2 ・ 9 ・ 25	3 ・ 4 ・ 1	25 ・ 4 ・ 1	25 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置 禁止 区域	努力義務		■手続 撤去(公示)→保管 (1ヶ月)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円																											
中野区 中野区自転車 駐車場条例	61 ・ 3 ・ 31	61 ・ 4 ・ 1			○	○	—	放置 規制 区域	義務付 立入検査 措置命令 公表金 〔10万円〕 〔3万円〕	■有料制 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr></thead><tbody><tr><td>1日</td><td>100円</td><td>200～ 300円</td></tr><tr><td>1か月</td><td>1,100～ 2,200円</td><td>4,000円</td></tr><tr><td>3か月</td><td>3,000～ 6,000円</td><td>10,600円</td></tr></tbody></table> ※ 杉山公園地下自転車駐車場における 自転車の1日利用料金は150円 ■登録制 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>自転車</th></tr></thead><tbody><tr><td>年間</td><td>7,200円</td></tr></tbody></table> ■整理区画 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>自転車</th></tr></thead><tbody><tr><td>年間</td><td>7,200円、9,600円</td></tr></tbody></table>		自転車	原付	1日	100円	200～ 300円	1か月	1,100～ 2,200円	4,000円	3か月	3,000～ 6,000円	10,600円		自転車	年間	7,200円		自転車	年間	7,200円、9,600円	■手続 撤去→公示→保管 (1ヶ月)→売却→処分 ■撤去料 ○自転車 5,000円	○						
	自転車	原付																																				
1日	100円	200～ 300円																																				
1か月	1,100～ 2,200円	4,000円																																				
3か月	3,000～ 6,000円	10,600円																																				
	自転車																																					
年間	7,200円																																					
	自転車																																					
年間	7,200円、9,600円																																					
中野区 中野区自転車 等放置防止条 例	63 ・ 3 ・ 3	63 ・ 10 ・ 1																																				
杉並区 杉並区自転車 の放置防止及 び駐車場整備 に関する条例	59 ・ 9 ・ 29	60 ・ 4 ・ 1	13 ・ 12 ・ 3	14 ・ 4 ・ 1	○	—	—	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 公表金 〔10万円〕 〔3万円〕	■登録制(有料) 年間4,000円 ■有料制 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">一般</td><td>1か月</td><td>900～ 2,300円</td><td>3,800円</td></tr><tr><td>3か月</td><td>2,600～ 6,600円</td><td>10,800円</td></tr><tr><td>6か月</td><td>4,300～ 11,000円</td><td>18,200円</td></tr><tr><td rowspan="3">学生 等</td><td>1か月</td><td>700～ 2,100円</td><td>3,400円</td></tr><tr><td>3か月</td><td>2,000～ 6,000円</td><td>9,600円</td></tr><tr><td>6か月</td><td>3,100～ 9,800円</td><td>15,800円</td></tr><tr><td>1日利用</td><td>100円</td><td>200円</td></tr></tbody></table> ※1回使用(機会ゲート、個別電磁ロック式ラック) は、24時間まで100円、入庫から最初の1時間は無料		自転車	原付	一般	1か月	900～ 2,300円	3,800円	3か月	2,600～ 6,600円	10,800円	6か月	4,300～ 11,000円	18,200円	学生 等	1か月	700～ 2,100円	3,400円	3か月	2,000～ 6,000円	9,600円	6か月	3,100～ 9,800円	15,800円	1日利用	100円	200円	■手続 撤去→保管(30日)→ 告示→処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円	○
	自転車	原付																																				
一般	1か月	900～ 2,300円	3,800円																																			
	3か月	2,600～ 6,600円	10,800円																																			
	6か月	4,300～ 11,000円	18,200円																																			
学生 等	1か月	700～ 2,100円	3,400円																																			
	3か月	2,000～ 6,000円	9,600円																																			
	6か月	3,100～ 9,800円	15,800円																																			
1日利用	100円	200円																																				
杉並区 杉並区自転車 駐車場条例	5 ・ 9 ・ 30	6 ・ 4 ・ 1	21 ・ 3 ・ 13	21 ・ 4 ・ 1	○	—	—	—	—																													
豊島区 東京都豊島区 自転車等の放 置防止に関す る条例	62 ・ 10 ・ 14	63 ・ 4 ・ 1	19 ・ 3 ・ 19	19 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 公表	■有料制 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr></thead><tbody><tr><td>1日</td><td>100～ 150円</td><td>200円</td></tr><tr><td>1か月</td><td>650～ 3,000円</td><td>1,200～ 4,500円</td></tr></tbody></table> ※自転車は、コイン式時間制で 6時間毎に100円		自転車	原付	1日	100～ 150円	200円	1か月	650～ 3,000円	1,200～ 4,500円	■手続 撤去→告示→保管 (30日)→処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分 ■撤去・保管手数料 ○自転車 5,000円 ○原付 8,000円																		
	自転車	原付																																				
1日	100～ 150円	200円																																				
1か月	650～ 3,000円	1,200～ 4,500円																																				
豊島区 東京都豊島区 立自転車等駐 車場条例	62 ・ 10 ・ 14	63 ・ 4 ・ 1	24 ・ 12 ・ 21	24 ・ 12 ・ 21																																		
北区 東京都北区 自転車の放置 防止に関する 条例	58 ・ 12 ・ 12	59 ・ 4 ・ 1			○	—	—	整理 区域	努力義務	■登録制(有料) 駅からの直線距離が800m以上の者 <table border="1"><thead><tr><th>区民</th><th>年間</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>区民</td><td></td><td>4,000円</td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td>8,000円</td></tr></tbody></table> ■有料制 学割あり、一部駐車場は下記より低額設定あり <table border="1"><thead><tr><th>区民</th><th>1か月</th><th>自転車</th><th>原付</th></tr></thead><tbody><tr><td>区民</td><td></td><td>1,500円</td><td>2,300円</td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td>2,200円</td><td>3,400円</td></tr><tr><td>1日利用</td><td></td><td>100円</td><td>150円</td></tr></tbody></table>	区民	年間		区民		4,000円	その他		8,000円	区民	1か月	自転車	原付	区民		1,500円	2,300円	その他		2,200円	3,400円	1日利用		100円	150円	■手続 移送→通知又は告示 →1ヶ月→処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分 ■移送料・手数料 ○自転車 5,000円	○	
区民	年間																																					
区民		4,000円																																				
その他		8,000円																																				
区民	1か月	自転車	原付																																			
区民		1,500円	2,300円																																			
その他		2,200円	3,400円																																			
1日利用		100円	150円																																			
北区 東京都北区 自転車等駐車 場条例	61 ・ 3 ・ 12	61 ・ 3 ・ 12			○	○	—	—	—																													

名称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																																														
					自転車	原付	自二																																																			
荒川区 荒川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	60・12・10	61・4・1	25・3・21	25・4・1	○	○	—	放置禁止区域 義務付立入検査措置命令表	<p>■登録制(自転車のみ) 駅からの直線距離が700m以上の者</p> <table border="1"> <tr> <td>区民</td> <td>年間</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>6,600円</td> </tr> </table> <p>■有料制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">区民</td> <td>一般</td> <td rowspan="2">1か月 2,000円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>一般</td> <td rowspan="2">1か月 4,000円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1日利用</td> <td>2時間以内</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>2時間超～8時間以内</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>8時間超</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">区民</td> <td>1か月</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1か月</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1日利用</td> <td>8時間以内</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>8時間超</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	区民	年間	3,300円	その他		6,600円			自転車	区民	一般	1か月 2,000円	学生	1,400円	その他	一般	1か月 4,000円	学生	2,800円	1日利用	2時間以内	無料	2時間超～8時間以内	100円	8時間超	200円			原付	区民	1か月	3,000円	その他	1か月	6,000円	1日利用	8時間以内	150円	8時間超	300円	<p>■手続 撤去→告示→2ヶ月→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分</p> <p>■移送料・手数料 ○自転車 5,000円 ○原付 7,500円</p>	○							
	区民	年間	3,300円																																																							
その他		6,600円																																																								
		自転車																																																								
区民	一般	1か月 2,000円																																																								
	学生		1,400円																																																							
その他	一般	1か月 4,000円																																																								
	学生		2,800円																																																							
1日利用	2時間以内	無料																																																								
	2時間超～8時間以内	100円																																																								
	8時間超	200円																																																								
		原付																																																								
区民	1か月	3,000円																																																								
	その他	1か月	6,000円																																																							
1日利用	8時間以内	150円																																																								
	8時間超	300円																																																								
荒川区 荒川区自転車等駐車場条例	7・12・8	8・4・1	19・12・17	20・4・1																																																						
板橋区 自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例	58・12・1	59・4・1			○	○	○	放置禁止区域 義務付立入検査措置命令表	<p>■登録制 駅からの直線距離が700m以上の者</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">区民</td> <td>6か月</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>12か月</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>6か月</td> <td>2,650円</td> </tr> <tr> <td>12か月</td> <td>5,300円</td> </tr> </table> <p>■有料制(当日利用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">自転車</th> <th colspan="2">バイク</th> </tr> <tr> <th>125cc以下</th> <th>125cc超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ コイン式自転車駐車場については、場所により、24時間80円または12時間100円の設定もあり。</p> <p>■有料制(定期利用): 駐車場により異なる</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>2,000円(ほか1,500、1,000、500円)</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>5,900円(ほか4,200、2,700、1,400円)</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>10,400円(ほか7,800、5,000、2,600円)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>原付、125cc以下の自動二輪車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>4,000円(ほか3,000、2,000、1,000円)</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>11,200円(ほか8,400、5,400、2,800円)</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>20,800円(ほか15,600、10,000、5,200円)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>125cc超の自動二輪車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>6,000円(ほか4,500、1,500円)</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>16,800円(ほか12,600、4,200円)</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>31,200円(ほか23,400、7,800円)</td> </tr> </tbody> </table>	区民	6か月	2,000円	12か月	4,000円	その他	6か月	2,650円	12か月	5,300円		自転車	バイク		125cc以下	125cc超	1日	100円	200円	300円			自転車	1か月	2,000円(ほか1,500、1,000、500円)	3か月	5,900円(ほか4,200、2,700、1,400円)	6か月	10,400円(ほか7,800、5,000、2,600円)			原付、125cc以下の自動二輪車	1か月	4,000円(ほか3,000、2,000、1,000円)	3か月	11,200円(ほか8,400、5,400、2,800円)	6か月	20,800円(ほか15,600、10,000、5,200円)			125cc超の自動二輪車	1か月	6,000円(ほか4,500、1,500円)	3か月	16,800円(ほか12,600、4,200円)	6か月	31,200円(ほか23,400、7,800円)	<p>■手続 移送→告示→1ヶ月→廃棄物とみなし処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原動機付自転車または排気量125cc以下の自動二輪車 6,000円 ○排気量125ccを超える自動二輪車 8,000円</p>	○
											区民	6か月	2,000円																																													
12か月	4,000円																																																									
その他	6か月	2,650円																																																								
	12か月	5,300円																																																								
	自転車	バイク																																																								
		125cc以下	125cc超																																																							
1日	100円	200円	300円																																																							
		自転車																																																								
1か月	2,000円(ほか1,500、1,000、500円)																																																									
3か月	5,900円(ほか4,200、2,700、1,400円)																																																									
6か月	10,400円(ほか7,800、5,000、2,600円)																																																									
		原付、125cc以下の自動二輪車																																																								
1か月	4,000円(ほか3,000、2,000、1,000円)																																																									
3か月	11,200円(ほか8,400、5,400、2,800円)																																																									
6か月	20,800円(ほか15,600、10,000、5,200円)																																																									
		125cc超の自動二輪車																																																								
1か月	6,000円(ほか4,500、1,500円)																																																									
3か月	16,800円(ほか12,600、4,200円)																																																									
6か月	31,200円(ほか23,400、7,800円)																																																									
板橋区 自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例																																																										

名称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																																											
					自転車	原付	自二																																																
練馬区	練馬区自転車 の適正利用に 関する条例	60 ・ 12 ・ 12	61 ・ 7 ・ 1	18 ・ 4 ・ 1	18 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 公表	■登録制 登録事務手数料 <table border="1"><tr><th>1登録 の料金</th><th>自転車</th><th>原付</th></tr><tr><td></td><td>3,000円</td><td>4,000円</td></tr></table>	1登録 の料金	自転車	原付		3,000円	4,000円	■手続 撤去→告示→1ヶ月→ 法令の定めるところに より処理 ■撤去手数料 ○自転車 4,000円 ○原付 7,000円																																					
	1登録 の料金	自転車	原付																																																				
		3,000円	4,000円																																																				
練馬区立わり またウンサイク ル条例	3 ・ 12 ・ 12	4 ・ 4 ・ 6	17 ・ 10 ・ 1	17 ・ 10 ・ 1	○	—	—	—	■有料制 学割あり <table border="1"><tr><th colspan="5">自転車・一般</th></tr><tr><th>半日</th><th>1日</th><th>1か月</th><th>3か月</th><th>6か月</th></tr><tr><td>100 円</td><td>200 円</td><td>2,000 円</td><td>5,700円</td><td>9,600 円</td></tr></table> ※半日は4時間以内、1日は24時間以内	自転車・一般					半日	1日	1か月	3か月	6か月	100 円	200 円	2,000 円	5,700円	9,600 円	—	—	—																												
自転車・一般																																																							
半日	1日	1か月	3か月	6か月																																																			
100 円	200 円	2,000 円	5,700円	9,600 円																																																			
練馬区立自転車 駐車場条例	4 ・ 3 ・ 19	4 ・ 7 ・ 16	25 ・ 4 ・ 1	25 ・ 4 ・ 1	○	○	—	—	■有料制 <table border="1"><tr><th colspan="2"></th><th colspan="2">自転車</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>屋根付</th><th>屋根無</th></tr><tr><th rowspan="3">一般</th><th>1か月</th><td>1,100～ 2,200円</td><td>1,000～ 1,700円</td></tr><tr><th>3か月</th><td>3,100～ 6,200円</td><td>2,800～ 4,800円</td></tr><tr><th>6か月</th><td>5,200～ 10,500円</td><td>4,800～ 8,100円</td></tr><tr><th rowspan="3">学生</th><th>1か月</th><td>600～ 1,700円</td><td>600～ 1,300円</td></tr><tr><th>3か月</th><td>1,700～ 4,800円</td><td>1,700～ 3,700円</td></tr><tr><th>6か月</th><td>2,800～ 8,100円</td><td>2,800～ 6,200円</td></tr><tr><th>1回利用</th><th>自転車</th><td>100円</td><th>原付</th><td>200円</td></tr><tr><th rowspan="3">併用 定期 ・ 一般</th><th>1か月</th><td colspan="2">2,100～ 2,500円</td></tr><tr><th>3か月</th><td colspan="2">5,900～ 7,100円</td></tr><tr><th>6か月</th><td colspan="2">10,000～ 12,000円</td></tr></table>			自転車				屋根付	屋根無	一般	1か月	1,100～ 2,200円	1,000～ 1,700円	3か月	3,100～ 6,200円	2,800～ 4,800円	6か月	5,200～ 10,500円	4,800～ 8,100円	学生	1か月	600～ 1,700円	600～ 1,300円	3か月	1,700～ 4,800円	1,700～ 3,700円	6か月	2,800～ 8,100円	2,800～ 6,200円	1回利用	自転車	100円	原付	200円	併用 定期 ・ 一般	1か月	2,100～ 2,500円		3か月	5,900～ 7,100円		6か月	10,000～ 12,000円		—	—	
		自転車																																																					
		屋根付	屋根無																																																				
一般	1か月	1,100～ 2,200円	1,000～ 1,700円																																																				
	3か月	3,100～ 6,200円	2,800～ 4,800円																																																				
	6か月	5,200～ 10,500円	4,800～ 8,100円																																																				
学生	1か月	600～ 1,700円	600～ 1,300円																																																				
	3か月	1,700～ 4,800円	1,700～ 3,700円																																																				
	6か月	2,800～ 8,100円	2,800～ 6,200円																																																				
1回利用	自転車	100円	原付	200円																																																			
併用 定期 ・ 一般	1か月	2,100～ 2,500円																																																					
	3か月	5,900～ 7,100円																																																					
	6か月	10,000～ 12,000円																																																					
足立区	足立区自転車 等の駐車秩序 及び自転車等 駐車場の整備 に関する条例	58 ・ 3 ・ 19	58 ・ 4 ・ 1	25 ・ 3 ・ 28	25 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 罰金 〔10万円〕 〔3万円〕	■承認制 駅からの直線距離が800m以上の者 ■有料制 障害者・高齢者(70歳以上)減額又は免除 学生割引や階層割引あり <table border="1"><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr><tr><th>1日</th><td>120円</td><td>200円</td></tr><tr><th>1か月</th><td>2,100円</td><td>3,500円</td></tr></table> ※自転車の1日利用は、一部で50円、100円もあり		自転車	原付	1日	120円	200円	1か月	2,100円	3,500円	■手続 移送→告示→2ヶ月 →処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円	○																																	
		自転車	原付																																																				
1日	120円	200円																																																					
1か月	2,100円	3,500円																																																					
葛飾区	葛飾区自転車 駐車場及び自 転車置場条例	57 ・ 3 ・ 11	57 ・ 5 ・ 10	25 ・ 3 ・ 27	25 ・ 8 ・ 1	○	—	—	整理 区域	義務付 立入検査 措置命令 罰金 〔10万円〕 公表	■承認制 限定駐車場は駅からの直線距離が 1,000m 又は800m以上の者 その他は制限無し ■有料制 <table border="1"><tr><th></th><th>自転車</th><th>原付</th></tr><tr><th>1か月</th><td>900～ 2,400円</td><td>3,000円</td></tr></table>		自転車	原付	1か月	900～ 2,400円	3,000円	■手続 撤去→通知又は告示→ 保管(2ヶ月)→自転車法 等により処分 ただし、 機能喪失車は廃棄物処 理法等により直ちに処分 又、程度のよいものは再 利用 告示の日から規定で定め る保管期間を経過しても なお保管自転車を返還す ることができない場合、 当該保管自転車を売却す ることができる ■撤去料 ○自転車 3,000円	○																																				
	自転車	原付																																																					
1か月	900～ 2,400円	3,000円																																																					
江戸川区	江戸川区自転車 等の駐車秩 序に関する条 例	62 ・ 3 ・ 25	62 ・ 9 ・ 1			○	○	—	放置 禁止 区域	努力義務	■有料制 <table border="1"><tr><th colspan="2"></th><th>自転車</th><th>原付</th><th>自動二</th></tr><tr><th rowspan="2">一般</th><th>1か 月</th><td>1,800円</td><td>3,600円</td><td></td></tr><tr><th>学生</th><td>1,500円</td><td>1,800円</td><td></td></tr><tr><th colspan="2">1日利用</th><td>100円</td><td>200円</td><td>300円</td></tr></table>			自転車	原付	自動二	一般	1か 月	1,800円	3,600円		学生	1,500円	1,800円		1日利用		100円	200円	300円	■手続 撤去→告示→保管 (15日)→処分 ■撤去料 自転車 2,500円 原付 3,500円																								
			自転車	原付	自動二																																																		
一般	1か 月	1,800円	3,600円																																																				
	学生	1,500円	1,800円																																																				
1日利用		100円	200円	300円																																																			
江戸川区	江戸川区自転車 駐車場条例	11 ・ 12 ・ 20	12 ・ 4 ・ 1			○	○	○	放置 禁止 区域																																														

	名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成														
						自転車	原付	自二																			
八王子市	八王子市自転車等の放置の防止に関する条例	3・4・12	3・10・1	-	-	○	○	-	自転車等放置禁止区域	義務付	-	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 通告→撤去→保管(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円 															
立川市	立川市自転車等放置防止条例	59・3・31	59・11・10	24・3・26	24・4・1	○	○	○	放置禁止区域	義務付	<ul style="list-style-type: none"> ■有料制 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>1か月</td> <td>500~2,500円</td> <td>2,500~3,000円</td> </tr> <tr> <td>1日利用</td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> 			自転車	原付	一般	1か月	500~2,500円	2,500~3,000円	1日利用	100円	200円	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 移送→保管→通知又は告示→2ヶ月→廃棄物処理法その他の法律に基づく措置 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円 ○普通二輪車 6,000円 ○大型二輪車 8,000円 				
			自転車	原付																							
一般	1か月	500~2,500円	2,500~3,000円																								
	1日利用	100円	200円																								
立川市自転車等駐車場条例	17・6・1	17・6・1	25・9・12	25・9・20	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ※自転車の1日利用は、 ・一部で最初の2時間無料、以後4時間毎に100円 ・一部で最初の2時間無料、以後16時間毎に100円 																			
武蔵野市	武蔵野市有料自転車駐車場条例	57・4・1	57・4・1			○	○	-	放置禁止区域	義務付	<ul style="list-style-type: none"> ■有料制 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td></td> <td>700~1,900円</td> <td>2000~2,500円</td> </tr> </tbody> </table> 			自転車	原付	1か月		700~1,900円	2000~2,500円	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 撤去→告示→30日→条例に基づき処分 ■撤去料 (撤去及び保管手数料) ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円 	○						
			自転車	原付																							
1か月		700~1,900円	2000~2,500円																								
	武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例	6・12・20	7・6・15			○	○	-	<ul style="list-style-type: none"> ■利用登録制 (駅から直線距離500m以上の者) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市民</td> <td>一般 6か月</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>学生 6か月</td> <td>2,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>一般 6か月</td> <td>4,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>学生 6か月</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table> 			自転車	原付	市民	一般 6か月	3,000円	4,500円	学生 6か月	2,000円	6,000円	その他	一般 6か月	4,000円	3,000円	学生 6か月	3,000円	4,500円
		自転車	原付																								
市民	一般 6か月	3,000円	4,500円																								
	学生 6か月	2,000円	6,000円																								
その他	一般 6か月	4,000円	3,000円																								
	学生 6か月	3,000円	4,500円																								
三鷹市	三鷹市自転車等の放置防止に関する条例	62・10・2	63・1・25	25・6・20	25・7・1	○	○	-	放置禁止区域	義務付	<ul style="list-style-type: none"> ※下記の種類の駐輪場あり ・定期利用駐輪場 ・一時利用駐輪場 ・無料駐輪場(サイクル・アンド・バスライドを含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 撤去→通知又は告示→保管(2ヶ月)→処分(売却含む) ■撤去料 ○自転車 2,500円 ○原付車 4,000円 	○														
青梅市	青梅市自転車等の放置防止に関する条例	4・3・31	4・10・1	24・6・28	25・4・1	○	○	-	自転車等放置禁止区域	努力義務	-	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 移動→通知(告示)→60日→売却→廃棄物処理法により処分 ■撤去料 ○自転車 1,000円 ○原付車 2,000円 															
	青梅市有料自転車等駐車場条例	24・6・28	25・4・1			○	○	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 東青梅駅北口自転車等駐車場 【定期利用】…1ヵ月単位 自転車1階:2,000円 自転車2階:1,800円 原付1階 :3,000円 【一時利用】…1日単位 自転車:150円 原付:250円 	-															
府中市	府中市自転車の放置防止に関する条例	58・6・30	58・10・1			○	-	-	放置禁止区域	義務付	<ul style="list-style-type: none"> ■有料制 割引制度あり <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自動二輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1か月(定期)</td> <td></td> <td>800~2,000円</td> <td>2,500円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>一時使用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> 			自転車	原付	自動二輪	1か月(定期)		800~2,000円	2,500円	3,000円	一時使用	100円	150円	200円	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 撤去→告示→60日→処分 ■撤去料 2,000円 ■保管料 14日まで無料 15日以降1日50円 限度1,000円 	
			自転車	原付	自動二輪																						
1か月(定期)		800~2,000円	2,500円	3,000円																							
	一時使用	100円	150円	200円																							
府中市	府中市立自転車駐車場条例	3・3・22	3・3・22			○	○	○	-	-																	

	名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																
						自転車	原付	自二																					
昭島市	昭島市自転車等の放置防止等に関する条例	3 ・ 9 ・ 24	4 ・ 4 ・ 1	19 ・ 12 ・ 21	20 ・ 1 ・ 1	○	○	—	自転車等放置禁止区域	義務付	■承認制(有料) 学生割引あり <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>1,000～ 2,000円</td> <td>1,500～ 2,500円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>1,600～ 5,000円</td> <td>3,500～ 6,500円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>3,200～ 10,000円</td> <td>7,000～ 13,000円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	1日	100円	200円	1か月	1,000～ 2,000円	1,500～ 2,500円	3か月	1,600～ 5,000円	3,500～ 6,500円	6か月	3,200～ 10,000円	7,000～ 13,000円	■手続 警告→撤去→保管→ 告示→60日→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 4,000円		
		自転車	原付																										
1日	100円	200円																											
1か月	1,000～ 2,000円	1,500～ 2,500円																											
3か月	1,600～ 5,000円	3,500～ 6,500円																											
6か月	3,200～ 10,000円	7,000～ 13,000円																											
昭島市自転車等駐車場条例	10 ・ 10 ・ 1	11 ・ 7 ・ 1	23 ・ 9 ・ 16	23 ・ 9 ・ 20	○	○	—																						
調布市	調布市自転車等の駐車対策の総合的推進に関する条例	9 ・ 12 ・ 18	10 ・ 4 ・ 1			○	○	—	放置禁止区域	義務付	■有料制 学生等割引制度あり <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自動二輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>700～ 2,200円</td> <td>2,500～ 3,200円</td> <td>4,000～ 4,200円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>1,900～ 6,300円</td> <td>7,000～ 9,100円</td> <td>11,300～ 11,900円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>3,400～ 12,000円</td> <td>13,200～ 17,400円</td> <td>21,300～ 22,500円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	自動二輪	1か月	700～ 2,200円	2,500～ 3,200円	4,000～ 4,200円	3か月	1,900～ 6,300円	7,000～ 9,100円	11,300～ 11,900円	6か月	3,400～ 12,000円	13,200～ 17,400円	21,300～ 22,500円	■手続 移送→告示→30日→ 条例により処理 ■移送料 ○自転車 2,500円 ○バイク 5,000円	○
		自転車	原付	自動二輪																									
1か月	700～ 2,200円	2,500～ 3,200円	4,000～ 4,200円																										
3か月	1,900～ 6,300円	7,000～ 9,100円	11,300～ 11,900円																										
6か月	3,400～ 12,000円	13,200～ 17,400円	21,300～ 22,500円																										
調布市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例	11 ・ 12 ・ 22	12 ・ 4 ・ 1			○	○	—																						
町田市	町田市自転車等の放置防止に関する条例	58 ・ 4 ・ 1	58 ・ 4 ・ 1	16 ・ 3 ・ 31	16 ・ 7 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査	■有料制、許可制 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>1,500円</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	1か月	1,500円	2,500円	■手続 移送→表示→2ヶ月→ 告示→自転車法により 処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 4,000円	○										
		自転車	原付																										
1か月	1,500円	2,500円																											
町田市自転車等駐車場条例	58 ・ 9 ・ 30	58 ・ 9 ・ 30	22 ・ 10 ・ 8	23 ・ 1 ・ 5	○	○	—	努力義務																					
小金井市	小金井市自転車等の駐車秩序に関する条例	58 ・ 10 ・ 8	58 ・ 12 ・ 15	10 ・ 3 ・ 30	10 ・ 3 ・ 30	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■有料制、承認制 学生割引あり <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>800～ 2,000円</td> <td>2,400～ 3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	1か月	800～ 2,000円	2,400～ 3,000円	■手続 撤去→2ヶ月→告示→ 処分 ■撤去料 ○自転車 1,500円 ○原付車 3,000円	○										
		自転車	原付																										
1か月	800～ 2,000円	2,400～ 3,000円																											
小金井市有料自転車駐車場条例	58 ・ 10 ・ 8	59 ・ 12 ・ 1	24 ・ 3 ・ 24	24 ・ 4 ・ 1	○	○	—																						
小平市	小平市自転車等の放置防止に関する条例	58 ・ 10 ・ 8	58 ・ 12 ・ 15			○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■有料制、承認制 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>500 ～2,500円</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 自転車(1か月)は学割あり 自転車(一時利用)は小平南のみ150円		自転車	原付	1か月	500 ～2,500円	2,200円	一時利用	100円	150円	■手続 撤去→告示→保管 (2ヶ月)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円	○							
	自転車	原付																											
1か月	500 ～2,500円	2,200円																											
一時利用	100円	150円																											
日野市	日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例	4 ・ 6 ・ 30	4 ・ 9 ・ 1	22 ・ 9 ・ 30	22 ・ 10 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査	■有料制(2か所)、その他は無料 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>500～ 3,000円</td> <td>3000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	1か月	500～ 3,000円	3000円	1日	100円	150円	■手続 撤去→公示→保管 (2ヶ月)→条例により 処理 ■撤去手数料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円								
	自転車	原付																											
1か月	500～ 3,000円	3000円																											
1日	100円	150円																											

	名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																			
						自転車	原付	自二																								
東村山市	東村山市有料自転車等駐輪場条例	20・12・26	21・6・1	23・3・10	23・4・1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	<p>■有料制(有料駐輪場は「年間登録制駐輪場」1か所を含め、全19か所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>1か月</td> <td>1,600～2,000円</td> <td rowspan="2">3,000円</td> </tr> <tr> <td>1日利用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■年間登録制駐輪場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td></td> <td>9,600円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td></td> <td>7,200円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	一般	1か月	1,600～2,000円	3,000円	1日利用	100円	150円			自転車	一般		9,600円	学生		7,200円	○
			自転車	原付																												
一般	1か月	1,600～2,000円	3,000円																													
	1日利用	100円		150円																												
		自転車																														
一般		9,600円																														
学生		7,200円																														
東村山市自転車等の放置防止に関する条例	2・12・13	2・12・13	7・12・8	7・12・8																												
国分寺市	国分寺市自転車等の放置防止に関する条例	60・3・30	61・7・1			○	○	—	放置規制区域	努力義務	<p>■承認制(有料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td></td> <td>1,200円～2,000円</td> <td>2,000円～3,000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>120～150円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※自転車の1か月は学割あり</p>			自転車	原付	1か月		1,200円～2,000円	2,000円～3,000円	1日	100円	120～150円	○									
			自転車	原付																												
1か月		1,200円～2,000円	2,000円～3,000円																													
	1日	100円	120～150円																													
国分寺市有料自転車等駐輪場条例	17・3・30	17・4・15																														
国立市	国立市自転車安全利用促進条例	56・3・25	56・5・20	25・10・7	25・11・1	○	—	—	整理区域	義務付	<p>■承認制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自動二輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市内居住者</td> <td>1ヶ月</td> <td>1,500円</td> <td>1,800円</td> <td rowspan="2">3,500～4,500円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>市外居住者</td> <td></td> <td>2,000円</td> <td>2,400円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※3階にある自転車駐車場、屋根のない自転車駐車場その他特別な理由により利用率が低いと市長が認めた自転車駐車場は表の額に100分の80を乗じて得た額(1ヶ月の自転車使用料にのみ適用) ※使用料の50/100減額、免除制度あり。</p>			自転車	原付	自動二輪	市内居住者	1ヶ月	1,500円	1,800円	3,500～4,500円	1日	100円	150円	市外居住者		2,000円	2,400円				
		自転車	原付	自動二輪																												
市内居住者	1ヶ月	1,500円	1,800円	3,500～4,500円																												
	1日	100円	150円																													
市外居住者		2,000円	2,400円																													
福生市	福生市自転車等の放置防止等に関する条例	6・9・30	7・4・1			○	○	—	放置禁止区域	努力義務	<p>■承認制(有料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td></td> <td>1,600～2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	1か月		1,600～2,000円	3,000円	1日	100円	150円	○									
			自転車	原付																												
1か月		1,600～2,000円	3,000円																													
	1日	100円	150円																													
福生市自転車等駐輪場条例	9・12・24	9・12・24																														
狛江市	狛江市自転車等の放置防止等に関する条例	9・10・1	9・10・1			○	○	—	放置禁止区域	努力義務	—	<p>■手続 警告→撤去→保管→告示→通知→処分</p> <p>■撤去保管料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円</p>																				
東大和市	東大和市自転車等放置防止等に関する条例	7・3・28	7・10・1			○	○	—	放置禁止区域	努力義務	<p>■無料 800m(自粛範囲)</p> <p>■手続 撤去→公示→返還→保管(6ヶ月)→処分</p> <p>■移送料・手数料 ○自転車 1,000円 ○原付 2,000円</p>																					

	名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																												
						自転車	原付	自二																																	
清瀬市	清瀬市自転車等の放置防止に関する条例	2・10・1	3・1・10			○	○	—	放置禁止区域	努力義務	<ul style="list-style-type: none"> ■無料 800m(自粛範囲) ■有料制 清瀬駅北口地下駐輪場(原付利用不可) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>1か月</td> <td>1,800～ 2,000円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>4,600～ 5,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学生</td> <td>1か月</td> <td>1,600～ 1,800円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>4,200～ 4,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1時利用</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	一般	1か月	1,800～ 2,000円	3か月	4,600～ 5,400円	学生	1か月	1,600～ 1,800円	3か月	4,200～ 4,800円	1時利用		100円	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 警告→撤去→保管 (60日)→処分・リサイクル ■移送料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円 													
			自転車																																						
一般	1か月	1,800～ 2,000円																																							
	3か月	4,600～ 5,400円																																							
学生	1か月	1,600～ 1,800円																																							
	3か月	4,200～ 4,800円																																							
1時利用		100円																																							
	清瀬市有料自転車等駐輪場条例	7・7・1	7・9・22			○	○	—			<ul style="list-style-type: none"> ■手続 警告→告示→保管 (2ヶ月)→処分・リサイクル ■撤去料 ○自転車 1,000円 ○原付 2,000円 																														
東久留米市	東久留米市自転車等の放置防止に関する条例	63・3・31	63・4・1	16・12・27	16・12・27	○	○	—	放置禁止区域	義務付	<ul style="list-style-type: none"> ■登録制(年間) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">自転車</th> <th colspan="2">原付</th> </tr> <tr> <th>屋根付</th> <th>屋根無</th> <th>屋根付</th> <th>屋根無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>24,000円</td> <td>20,400円</td> <td>30,000円</td> <td>25,200円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>14,400円</td> <td>12,240円</td> <td>18,000円</td> <td>15,120円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ■有料制(1日利用) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>バイク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>50円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車		原付		屋根付	屋根無	屋根付	屋根無	一般	24,000円	20,400円	30,000円	25,200円	学生	14,400円	12,240円	18,000円	15,120円		自転車	バイク	一般	100円	200円	学生	50円	100円	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 撤去→告示→保管 (60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円 	
		自転車		原付																																					
屋根付		屋根無	屋根付	屋根無																																					
一般	24,000円	20,400円	30,000円	25,200円																																					
学生	14,400円	12,240円	18,000円	15,120円																																					
	自転車	バイク																																							
一般	100円	200円																																							
学生	50円	100円																																							
多摩市	多摩市自転車等の放置防止に関する条例	59・12・27	60・4・1			○	○	—	放置禁止区域	義務付	<ul style="list-style-type: none"> ■有料制 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>バイク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1か月 1,800円 3か月 5,100円</td> <td>3,200円 9,300円</td> <td>4,200円 12,300円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1か月 800円 3か月 2,100円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	バイク	一般	1か月 1,800円 3か月 5,100円	3,200円 9,300円	4,200円 12,300円	学生	1か月 800円 3か月 2,100円			1日利用		100円	150円	200円	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 警告→告示→保管→告示(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円 												
		自転車	原付	バイク																																					
一般		1か月 1,800円 3か月 5,100円	3,200円 9,300円	4,200円 12,300円																																					
学生	1か月 800円 3か月 2,100円																																								
1日利用		100円	150円	200円																																					
	多摩市営駐輪場条例	8・10・14	9・4・1			○	○	○			<ul style="list-style-type: none"> ■手続 警告→撤去→保管→告示(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円 																														
稲城市	稲城市自転車等の放置防止に関する条例	60・4・1	60・4・1	24・3・29	24・6・1	○	○	—	放置禁止区域	義務付	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 警告→撤去→保管→告示(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円 	○																													
羽村市	羽村市自転車等の放置防止に関する条例	3・3・26	3・10・1	22・9・15	22・10・1	○	○	—	放置禁止区域	義務付	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 撤去→保管→告示(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円 	○																													

	名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成											
						自転車	原付	自二																
あきる野市	あきる野市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例	9・12・24	9・12・24			○	○	—	—	—	—	■手続 撤去→告示(通知)→60日 →条例に基づき処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分												
西東京市	西東京市自転車等の放置防止に関する条例	13・1・21	13・1・21			○	○	—	放置禁止区域	義務付	—	■手続 警告→撤去→保管 (60日)→告示→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円												
瑞穂町	瑞穂町自転車等の安全利用に関する条例	59・12・14	60・4・1			○	○	—	—	義務付	■有料制、許可制 それぞれ学割あり <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町 民</td> <td rowspan="2">1か月</td> <td>1,500円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,000円</td> <td>2,400円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	町 民	1か月	1,500円	1,800円	その他	2,000円	2,400円	■手続 撤去→告示(14日)→保管 ■保管手数料 ○自転車 1,000円 ○原付車 1,500円	
		自転車	原付																					
町 民	1か月	1,500円	1,800円																					
その他		2,000円	2,400円																					

5 放置禁止区域等の指定状況

平成25年6月末現在

区分	指定区域の名称	箇所(駅)数	指定区域(駅名)
総数		523	
区部		400	
千代田区	放置禁止	9	飯田橋、秋葉原、市ヶ谷、神田、水道橋、御茶ノ水、四ツ谷、九段下、岩本町
中央区	放置禁止	8	築地、新富町、月島、浜町、築地市場、勝どき、八丁堀、人形町
港区	放置禁止	10	田町(東口・西口)、品川(港南口・高輪口)、白金高輪、浜松町、青山一丁目駅周辺(南青山一丁目1番及び2番、芝浦ふ頭駅周辺(海岸三丁目19番、22番及び23番の一部)、六本木、表参道、麻布十番、赤坂見附)
新宿区	放置禁止	29	新大久保、曙橋、新宿、信濃町、高田馬場、市ヶ谷、大久保、新宿三丁目、早稲田、西新宿五丁目、神楽坂、落合南長崎、飯田橋、新宿御苑前、都庁前、中井、若松河田、牛込柳町、落合、下落合、四ツ谷、四谷三丁目、西武新宿、初台、新宿西口、東新宿、国立競技場、都電早稲田、牛込神楽坂
文京区	放置禁止	15	後楽園、東大前、根津、茗荷谷、護国寺、江戸川橋、本郷三丁目、千駄木、本駒込、春日、駒込、白山、千石、巢鴨、新大塚
台東区	放置禁止	11	鶯谷、御徒町、浅草橋、三ノ輪、浅草、入谷、上野、日暮里、新御徒町、蔵前、浅草(つくばエクスプレス)
墨田区	放置禁止	14	押上、小村井、鐘ヶ淵、菊川、錦糸町、京成曳舟、東京スカイツリー、東あずま、東向島、曳舟、本所吾妻橋、森下、八広、両国
江東区	放置禁止	19	亀戸、東陽町、西大島、辰巳、大島、東大島、住吉、潮見、新木場、南砂町、門前仲町、木場、東雲、森下、清澄白河、越中島、豊洲、東京テレポート、亀戸水神
品川区	放置禁止	23	大井町、荏原町、大崎、戸越公園、不動前、青物横町、立会川、戸越、中延、武蔵小山、新馬場、旗の台、五反田、大森、西大井、西小山、大井競馬場前、荏原中延、下神明、戸越銀座、目黒、天王洲アイル、品川シーサイド
目黒区	放置禁止	13	池尻大橋、都立大学、緑が丘、洗足、祐天寺、学芸大学、中目黒、駒場東大前、自由が丘、大岡山、西小山、武蔵小山、目黒
大田区	放置禁止	34	大森、蒲田、田園調布、大岡山、石川台、長原、平和島、京急蒲田、矢口渡、池上、千鳥町、馬込、穴守稲荷、天空橋、武蔵新田、西馬込、多摩川、下丸子、糀谷、蓮沼、久が原、大鳥居、梅屋敷、昭和島、北千束、御嶽山、雪が谷大塚、六郷土手、雑色、大森町、洗足池、沼部、鶴の木、大森海岸
世田谷区	放置禁止	34	駒沢大学、成城学園前、下北沢、桜新町、千歳烏山、豪徳寺、用賀、経堂、喜多見、等々力、池尻大橋、三軒茶屋、祖師ヶ谷大蔵、千歳船橋、梅ヶ丘、二子玉川、尾山台、八幡山、下高井戸、桜上水、九品仏、明大前、上北沢、芦花公園、上野毛、東松原、松原、池ノ上、代田橋、奥沢、新代田、自由が丘、上町、世田谷代田
渋谷区	放置禁止	15	渋谷、恵比寿、笹塚、幡ヶ谷、初台(北口・南口)、参宮橋、代々木、千駄ヶ谷、代々木上原、代々木八幡、代々木公園、原宿、広尾、新宿(南口)、新宿5丁目
中野区	放置規制	14	中野、鷺宮、富士見台、沼袋、新江古田、都立家政、東中野、中野坂上、落合、中野新橋、中野富士見町、野方、新井薬師前、新中野
杉並区	放置禁止	22	阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪、上井草、井荻、久我山、富士見ヶ丘、高井戸、西永福、東高円寺、新高円寺、南阿佐ヶ谷、高円寺、下井草、八幡山、方南町、永福町、代田橋、浜田山、桜上水、下高井戸、中野富士見町
豊島区	放置禁止	17	池袋(東口・西口)、東長崎、要町、椎名町、千川、駒込、落合南長崎、西巢鴨、巢鴨、目白、高田馬場、下板橋、東池袋、板橋、雑司が谷、大塚、新大塚
北区	整理	16	赤羽、王子、北赤羽、浮間舟渡、十条、東十条、田端、駒込、尾久、上中里、赤羽岩淵、志茂、王子神谷、板橋、西巢鴨、西ヶ原
荒川区	放置禁止	7	南千住、町屋、日暮里、西日暮里、三河島、熊野前、赤土小学校前
板橋区	放置禁止	22	板橋、ときわ台、成増、志村坂上、志村三丁目、西台、高島平、本蓮沼、蓮根、板橋本町、浮間舟渡、下赤塚、東武練馬、小竹向原、中板橋、大山、板橋区役所前、上板橋、下板橋、西高島平、新高島平、新板橋

区 分	指定区域 の名称	箇所 (駅)数	指 定 区 域 (駅 名)
練馬区	放置禁止	22	江古田、桜台、練馬、富士見台、石神井公園、大泉学園、保谷、上井草、上石神井、武蔵関、氷川台、平和台、小竹向原、新桜台、東武練馬、地下鉄赤塚、中村橋、練馬高野台、練馬春日町、新江古田、光が丘、豊島園
足立区	放置禁止	23	綾瀬、千住大橋、京成関屋、牛田、竹ノ塚、北千住、西新井、梅島、大師前、五反野、小菅、北綾瀬、青井、六町、足立小台、扇大橋、高野、江北、西新井大師西、谷在家、舎人公園、舎人、見沼代親水公園
葛飾区	整 理	12	金町、堀切菖蒲園、新小岩、青砥、お花茶屋、亀有、四ツ木、高砂、綾瀬、立石、柴又、新柴又
江戸川区	放置禁止	11	小岩、平井、京成小岩、葛西、西葛西、一之江、瑞江、船堀、篠崎、東大島、葛西臨海公園
市 部		123	
八王子市	放置禁止	11	八王子、京王八王子、西八王子、高尾、北野、南大沢、京王堀之内、長沼、片倉、めじろ台、八王子みなみ野
立川市	放置禁止	7	立川、武蔵砂川、西武立川、西立川、西国立、玉川上水、高松
武蔵野市	放置禁止	3	武蔵境、吉祥寺、三鷹
三鷹市	放置禁止	4	三鷹、井の頭公園、つつじヶ丘、三鷹台
青梅市	放置禁止	3	青梅、河辺、東青梅
府中市	放置禁止	12	東府中、府中本町、中河原、分倍河原、多磨霊園、府中、北府中、多磨、白糸台、是政、西府、武蔵野台
昭島市	放置禁止	5	拝島、昭島、中神、東中神、西立川
調布市	放置禁止	9	仙川、つつじヶ丘、柴崎、調布、西調布、飛田給、京王多摩川、布田、国領
町田市	放置禁止	8	町田、成瀬、南町田、玉川学園前、相原、すずかけ台、多摩境、鶴川
小金井市	放置禁止	3	武蔵小金井、東小金井、新小金井
小平市	放置禁止	8	小川、鷹の台、新小平、青梅街道、一橋学園、小平、花小金井、東大和市
日野市	放置禁止	6	日野、豊田、高幡不動、百草園、南平、平山城址公園
東村山市	放置禁止	5	秋津、東村山、萩山、新秋津、久米川駅北口
国分寺市	放置禁止	4	国分寺、西国分寺、恋ヶ窪、国立
国立市	整 理	3	国立、谷保、矢川
福生市	放置禁止	4	福生、牛浜、熊川、拝島
狛江市	放置禁止	3	狛江、和泉多摩川、喜多見
東大和市	放置禁止	5	東大和、玉川上水、武蔵大和、上北台、桜街道
清瀬市	放置禁止	2	秋津、清瀬
東久留米市	放置禁止	1	東久留米
多摩市	放置禁止	4	聖蹟桜ヶ丘、多摩センター、永山、唐木田
稲城市	放置禁止	6	稲城長沼、矢野口、京王よみうりランド、稲城、南多摩、若葉台
羽村市	放置禁止	2	羽村、小作
西東京市	放置禁止	5	田無、保谷、ひばりヶ丘、東伏見、柳沢

6 条例による自転車等の駐車場附置義務

遊技場、百貨店・スーパーマーケット等大規模小売店舗を新設する場合の自転車駐車場の附置義務は下表のとおり

【区 部】

平成25年6月末現在

	遊 技 場 等		百貨店、スーパーマーケット、 その他の大規模小売店舗	
	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合
	店舗面積		店舗面積	
港 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台 ※床面積が5,000㎡を超える 部分は床面積30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台 ※床面積1,200㎡を超える部分 は60㎡、5,000㎡を超える部 分は120㎡毎に1台
新 宿 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台 ※床面積が5,000㎡を超える 部分は床面積30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台 ※床面積1,200㎡を超える部分 は60㎡、5,000㎡を超える部 分は120㎡毎に1台
墨 田 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	スーパーマーケット 400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
			百貨店 1,200㎡を超えるもの	60㎡毎に1台
江 東 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
品 川 区	200㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
目 黒 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
大 田 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
世 田 谷 区	150㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
中 野 区	150㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
杉 並 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
豊 島 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	スーパーマーケット 400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
			百貨店 1,200㎡を超えるもの	60㎡毎に1台
北 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
荒 川 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
板 橋 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
練 馬 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
足 立 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
葛 飾 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台

	銀行等金融機関		スポーツ、体育、健康増進施設	学習、教養、趣味等の施設	備 考
	規制対象面積	店舗面積に対する自転車駐車場の割合			
	店舗面積				
港 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は50㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	
新 宿 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は50㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	
墨 田 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 平成25年9月30日に付置義務基準を改正
江 東 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
品 川 区	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 50㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
目 黒 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※飲食店400㎡を超えるものは20㎡毎に1台
大 田 区	200㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	200㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	200㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
世 田 谷 区	250㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	200㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
中 野 区	250㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	250㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	150㎡を超えるもの 15㎡毎に1台※	※200台を超える部分は、基準面積の2倍毎に1台 ※病院、診療所等の医療を提供する施設、150㎡を超えるものは15㎡毎に1台
杉 並 区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は算定した自転車駐車場の規模の1/2
豊 島 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
北 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	600㎡を超えるもの 30㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
荒 川 区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
板 橋 区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	
練 馬 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	900㎡を超えるもの 45㎡毎に1台	900㎡を超えるもの 45㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
足 立 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※対象は商業地域及び近隣商業地域
葛 飾 区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※対象は商業地域及び近隣商業地域

【市 部】

	遊 技 場 等		百貨店、スーパーマーケット、 その他の大規模小売店舗	
	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合
	店舗面積		店舗面積	
八王子市	300㎡を超えるもの	35㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	35㎡毎に1台
立川市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
武蔵野市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
三鷹市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
青梅市	300㎡を超えるもの	30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	40㎡毎に1台
府中市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
昭島市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
調布市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
町田市	300㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの	30㎡毎に1台
小金井市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
小平市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	500㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
日野市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
東村山市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
国分寺市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
国立市	建築延面積が 500㎡以上のもの	遊技場:延床面積15㎡毎に1台	建築延べ面積が 500㎡以上のもの	延床面積10㎡毎に1台
福生市	建築延面積が 500㎡以上のもの	15㎡毎に1台以上	建築延床面積が 500㎡以上のもの	10㎡毎に1台
清瀬市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
東久留米市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
武蔵村山市				
多摩市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
稲城市	建築延面積が 300㎡以上のもの	20㎡毎に1台	建築延べ面積が 300㎡以上のもの	10㎡毎に1台
羽村市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
西東京市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
瑞穂町	500㎡を超えるもの		500㎡を超えるもの	

	銀行等金融機関		スポーツ、体育、健康増進施設	学習、教養、趣味等の施設	備 考
	規制対象面積	店舗面積に対する自転車駐車場の割合			
	店舗面積				
八王子市	300㎡を超えるもの	35㎡毎に1台	300㎡を超えるもの、35㎡毎に1台	300㎡を超えるもの35㎡毎に1台	店舗面積5000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台、店舗面積10000㎡を超える部分は基準面積の4倍毎に1台
立川市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
武蔵野市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台		300㎡を超えるもの15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※官公署その他左記の用途に分類されないものは、延面積が900㎡を超えるもの45㎡毎に1台
三鷹市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える施設(混合用途施設を除く)は、店舗面積が5,000平方メートルまでの部分については左記の規定により算定した自転車駐車場の規模に店舗面積が5,000平方メートルを超える部分については、左記の方法で算出した自転車駐車場の規模に2分の1を乗じて得た台数とする
青梅市	500㎡を超えるもの	50㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
府中市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
昭島市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
調布市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台		300㎡を超えるもの15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
町田市	500㎡を超えるもの	40㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※左記の用途に分類されない施設は店舗面積500㎡を超えるもの40㎡毎に1台
小金井市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
小平市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
日野市	500㎡を超えるもの	50㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※左記の用途に分類されない施設は店舗面積200㎡を超えるもの20㎡毎に1台
東村山市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
国分寺市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			
国立市	建築延面積が500㎡以上のもの	延床面積20㎡毎に1台			左記の用途に分類されない施設は延床面積20㎡毎に1台
福生市	建築延床面積が500㎡以上のもの	20㎡毎に1台以上			
清瀬市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
東久留米市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
武蔵村山市					「まちづくり条例」に延べ面積500㎡以上の集客建築物の延べ面積200㎡毎に1台
多摩市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
稲城市	建築面積が300㎡以上のもの	20㎡毎に1台			左記の用途に分類されない施設は店舗面積20㎡につき1台
羽村市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする。店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
西東京市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
瑞穂町	500㎡を超えるもの				

7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)

[種別] A-建設・維持管理補助 B-低利融資 C-税の減免 D-その他

目 区	事業名	発足 年度	補助対象・補助率(額)・その他	種 別	実 績				
					発足からの累計		24年度		
					対 象 箇 所	収容予定 台数(台) 金額(千円)	対 象 箇 所	収容予定 台数(台) 金額(千円)	
目 区	民営自転車等駐車場に対する助成	平成 2年度	【補助対象】 以下の者には助成しない ・鉄道事業者 ・国又は他の公共団体から寄付又は補助を受けで設置し、又は経営している者 【補助条件】 ・駅から概ね200m以内 ・継続して3年以上運営すること ・自転車が概ね50台(原付は概ね40台)以上収容できること	A					
大 田 区	大田区民営自転車等駐車場育成補助	昭 和 63年度 平成 25年3月 に改正	【補助対象】 ●対象事業 ①駅から概ね300m以内 ②収容能力が概ね30台以上 ③平地式は5年、立体自走式(地上式)は7年、立体自走式(地下式)及び立体機械式は10年以上運営されること ④設備や構造が利用者の安全を確保できるものであること ※駐車場の設置・経営を目的とする財団法人で、国その他の公共団体から寄付・補助金を受ける者が設置・経営する駐車場、条例の附置義務の適用を受けて設置される駐車場、遊技場、百貨店、スーパーマーケットその他事業者等がその利用者及び従業員等のために設置する駐車場は対象外 ●交付対象 ・駐車場の設置者(借地権者または借家人が駐車場を設置した場合における当該土地の所有者を除く) 【補助条件】 ●建設費補助金 次のうち低い方の額 ①建設費の1/2の額 ②1台あたりの基準単価(別表)に収容台数を乗じて得た金額の1/2の額 ●維持管理補助金 初年度交付から5年間交付敷地及び立体構造で単独かつ専用施設である建物の固定資産税及び都市計画相当税額 ※鉄道事業者は対象外【補助額】	A	10	2,918 (台)	0	86,758 (千円)	0
世 田 谷 区	世田谷区民営自転車等駐車場育成事業	昭 和 59年度	【補助対象】 ・民営自転車等駐車場を設置しようとするもので、当該事業において他の補助金の交付を受けていないもの 【補助条件】 ・平置き3年又は5年、立体自走式7年、立体機械式10年以上運営。 【補助額】 ・建設費の1/3以内。ただし平置き500万円、立体自走式1,000万円を限度。 【その他】 ・対象箇所数は交付実績。収容台数は既に廃止になっているものを除く10箇所の収容可能台数。	A	19	1,456 (台)	0	38,865 (千円)	0
中 野 区	中野区民営自転車等駐車場設置補助	平成 元年度	【補助対象】 ・鉄道駅から概ね300m以内で主な利用者は通勤通学者 ・収容台数：平置き50台・立体式又は機械式100台以上で2分の1以上を自転車利用に充てるもの 【補助条件】 ・運営期間：平置き3年・立体式又は機械式5年以上	A	2	232 (台)	0	8,300 (千円)	0

杉並区	杉並区民営自転車 駐車場育成補助	昭和 61年度	<p>(1) 自転車駐車場の位置が条例で定める放置禁止区域内にあること</p> <p>(2) 自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車が有効に駐車できるものであること</p> <p>(3) 自転車の収容能力がおおむね30台以上である駐車場であること</p> <p>(4) 主として通勤又は通学等であるため、一般区民の利用する自転車を収容する施設であること</p> <p>(5) 当該自転車駐車場が継続して5年以上運営されること</p> <p>※ただし、次に掲げる自転車駐車場は、補助の対象としない。</p> <p>(1) 鉄道事業者又は財団法人が設置し、運営する自転車駐車場</p> <p>(2) 条例第21条及び第24条の規定の適用を受けて設置される自転車駐車場（附置義務）</p> <p>【建設費補助金】 補助金の交付額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 建設費 標準建設費（収容台数1台につき、単価110,000円を乗じて得た額）又は建設に要した経費のいずれか低い額の2分の1以内とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、補助金の交付限度額は1,000万円とする。</p> <p>(2) 管理費 自転車の年間駐車実績台数を供用した日数で除して得た台数又は収容台数のいずれか低い台数に単価3,000円を乗じて得た額とする。</p>	A	5	774 (台)	0	0
北区	北区民営自転車駐 車場助成	昭和 61年度	<p>【対象・条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民営自転車駐車場の設置者 ・継続して5年以上運営すること。 ・自転車駐車場の設置が自転車の放置防止に寄与すると認められること。 ・自転車駐車場の位置が鉄道駅からおおむね300メートル以内の地域にあること。 ・自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ自転車が有効に駐車できること。 ・自転車の収容能力がおおむね50台以上あり主として通勤または通学のため、住居と自転車駐車場との往復に利用する。 	A				
荒川区	民営自転車駐車場 育成補助	昭和 61年度	<p>【対象・条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の位置が鉄道駅から概ね300m以内の地域であること。 ・構造・設備が利用の安全を確保でき、自転車が有効に駐車できるものであること。 ・駐車場の収容能力が50台以上あり、通勤通学用の利用者の自転車を主に収容するものであること。 ・継続して3年以上運営すること。 <p>【補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○標準建設費または建設に要した経費のいずれか低い額の2分の1以内 ※標準建設費計算式 ①平置式駐車場 収容台数×21,000円 ②立体式駐車場 収容台数×42,000円 ○標準建設費または建設に要した経費が30万円未満の場合は、補助金の対象としない。 ○交付限度額 ①平置式駐車場 200万円 ②立体式駐車場 400万円 	A	10	1,136 (台)	0	0
板橋区	民営自転車駐車場 助成	昭和 60年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年連続して放置台数が100台を超える鉄道駅から概ね200m以内 <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①収容台数が10台以上又は通路部分を除いた駐車場の規模が20㎡以上 ②3年以上継続経営 	A				
足立区	民営自転車駐車場 設置補助	昭和 58年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場が不足している駅周辺に駐輪場の開設・拡張を希望するもの <p>【補助条件】</p> <p>「足立区民営自転車等駐車場補助金要綱」及び「足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則第22条」</p>	A				

葛飾区	葛飾区民営自転車等駐車場整備補助(要綱)	平成23年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車等駐車場の構造及び施設が利用者の安全を確保し、自転車等が有効に駐車でき、用件を備えた一般公共用自転車駐車場であること <p>【補助条件】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①駐車場の位置が鉄道駅から300m以内の地域にあること ②5年以上継続して運営されること ③自転車等駐車場の収容台数が30台以上であること ④増改築の場合は、補助金の交付を受けてから3年を経過していること 	A	9	1,438 (台)	914 (台)	27,420 (千円)	18,428 (千円)
武蔵野市	民営自転車等駐車場設置費補助金	平成22年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設費及び駐車用機械器具等整備費 <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅から500m以内、約50台以上、10年以上設置継続 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長が別に定める 	A					
三鷹市	三鷹市民営等自転車等駐車場育成補助金	昭和63年度	<p>【補助対象】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助金の交付対象となる駐車場は、新設、増設又は改築を行う、次に掲げる要件を備えている駐車場で、市長が適当と認めるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般市民の利用に供されるものであること (2) 鉄道駅から概ね300m以内にあること (3) 駐車場に供する面積が、概ね20㎡以上で、かつ、自転車等の収容能力が40台以上のものであること (4) 設置する施設が継続して5年以上運営されるものであること 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する駐車場は、補助金の交付対象としない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 鉄道事業者が設置し、経営するもの (2) 条例第4章の規定の適用を受けて設置されたもの (3) 本要綱の規定による補助金を受けてから5年を経過しないもの <p>【補助条件】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 駐車場の敷地に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額 (2) 駐車場の新設、増設又は改築のために要する経費の3分の1に相当する額。ただし、500万円を限度とする。 (3) 駐車場の整理等運営管理に要する経費で次に掲げるもの。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始の日(12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。)の整理等運営管理に要する経費を除く。 <p>ア 自転車等の収容能力が40台以上200台未満の駐車場については、1日当たり自転車等整理員1人3時間分の別に定める賃金に相当する額を限度とする。</p> <p>イ 自転車等の収容能力が200台以上の駐車場については、1日当たり自転車等整理員2人3時間分の別に定める賃金に相当する額を限度とする。</p> <p>※条例第4章 三鷹市自転車等の放置防止に関する条例第4条・・・鉄道事業者は、鉄道利用者のために自ら自転車等駐車場の設置に努めなければならない。</p>	A	3	1,646 (台)	124 (台)	9,567 (千円)	735 (千円)
調布市	民営自転車等駐車場設置費補助	昭和59年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平置式(簡易舗装、フェンス囲、屋根、ラック付) ・立体式(ラック付) <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主として通勤・通学の利用者に供するために設置されるものであること。 ・自転車を100台以上収容できるものであること。 ・自転車等の利用者が有効に駐車できる構造及び設備を有するものであること。 ・自転車等放置禁止区域内若しくはその付近又は自転車等駐車場が必要と認められる地域に位置するものであること。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置に要した費用の額が基準に満たない場合は、その額に収容台数を乗じた額の1/4を補助する。 	A		153 (台)	0		

町田市	民営自転車等駐車 場助成事業	平成 3年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅から概ね300m以内に鉄道事業者以外の者が設置する不特定多数の者の用に供されるもの。 <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収容台数がおおむね50以上で継続して5年以上運営される見込みであるもの。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置費は設置台数により1200万円を上限に経費の2分の1と比較して少ない方。 ・管理費は固定資産税と都市計画税を5年分。 	A	9	1,574 (台)	2	444 (台)	82,095 (千円)	24,605 (千円)
小金井市	小金井市民営自転車 駐車場補助金交付 要綱	昭和 63年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民営自転車駐車場の新設又は増設に係る事業で、自転車等の放置防止に寄与するもの <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自走式自転車駐車場の平面式で3年、立体式で5年、機械式で10年以上の補助事業を行うこと。 	A	1	200 (台)	0	-		
小平市	小平市民営自転車 等駐車場補助	平成 20年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設費補助金：自転車駐車場建設に係る建設費の2分の1（消費税、解体費、用地購入費を除く） ・運営費補助金：建設費補助金を受けた施設の固定資産税相当額を、最初の賦課から3年間 <p>【補助条件】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 主に通勤・通学者を対象とした自転車等駐車場を設置する場合で、自転車等の収容台数が概ね30台以上（原付は1.5台で換算）であること。 (2) 立地条件として、鉄道駅から概ね300m以内であること。 (3) 継続して5年以上運営すること。 (4) 車種は、自転車及び原動機付自転車とする。 	A ・ C			4	857 (台)		1,937 (千円)
国分寺市	民営自転車等駐車 場の育成 (国分寺市自転車等 の放置防止に関する 条例)	昭和 59年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤又は通学等の利用者を対象とした民営有料自転車等駐車場を放置禁止区域内に設置しようとする者に対し、必要に応じて、一定の助成措置を講ずることができる。 <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該自転車等駐車場用地に係る固定資産税 ・都市計画税の税額に相当する額を当該自転車等駐車場の建設費の範囲内で設置した年度から3箇年に限り行うことができる。 	C						
稲城市	民間自転車等駐車 場の育成等	昭和 59年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の設置 <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車禁止区域内に50台以上の駐車場を設置 	C						
羽村市	民営有料自転車駐 車場補助金	平成 3年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車等放置禁止区域内に設置する民営有料自転車駐車場 <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通勤、通学者の利用に供するために設置されるもの ●自転車等を100台以上収容できる規模を有するもの ●利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できる構造及び設備を有するもの 	A	0	0	0	0		0

8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況

	調査名	調査時期	調査対象	調査項目・内容
千代田区	「東京駅を中心とした大丸有地区における自転車対策の方針」の作成	平成24年11月～平成25年2月	東京駅を中心とした大丸地区	①放置自転車の現状 ②放置自転車 利用者の動向 ③自転車利用者へのアンケート ④自転車駐車場の候補地選定 ⑤将来に向けた自転車対策の方向性
墨田区	放置自転車対策の総合的な方針の策定	平成24年6月、10月	放置実態等の調査	自転車駐車場の整備計画等
江東区	駅周辺自転車台数調査	年2回(5・10月)	放置自転車禁止区域内の乗入自転車・原付・自動二輪	①放置台数 ②公営駐輪場収容台数
大田区	大田区16駅自転車等駐車実態調査	平成24年5月	東急線(矢口渡駅・武蔵新田駅・下丸子駅・鶴の木駅・沼部駅・多摩川駅・蓮沼駅・池上駅・千鳥駅・石川台駅・洗足池駅・長原駅・北千束駅・大岡山駅・田園調布駅)、都営地下鉄浅草線(馬込駅)周辺の自転車等駐車場(公営・民営)、駅周辺路上	場所別(施設別)に自転車・原付・自動二輪が何台駐車しているかを計測・場所の分類 区営自転車等駐車場、民営自転車等駐車場、施設等自転車等駐車場 ・車種の分類・自転車、原動機付自転車、自動二輪(125cc以下、125cc超)
杉並区	駅周辺自転車台数調査	年5回(4・6・9・11・2月)	区内駅及び区隣接駅周辺	①駐車場等置場内乗入台数(自転車) ②駐車場等置場外乗入台数(自転車・バイク)
練馬区	放置自転車実態調査	5月・11月	放置禁止区域内の自転車(原付含む)と大型バイク	①乗入台数 ②放置台数 ③自転車駐車場利用台数 ④自転車駐車場整備台数
葛飾区	放置自転車実態調査	毎月1回 奇数月午前 偶数月午後	放置自転車整理区域内の乗入自転車・原付車	①放置台数 ②公営駐輪場収容台数 ③民間駐輪場収容台数
江戸川区	駐輪場利用台数調査	毎年 5月・10月	自転車駐車場内の自転車や原付車	駐輪場別利用台数
	駅別放置自転車等台数調査		区内12駅の自転車や原付車	放置自転車・原付の状況調査(駅周辺の各地点毎に調査)
八王子市	自転車等台数調査	毎年 6月・10月・2月	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	①駅周辺の自転車等駐車場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
三鷹市	自転車等駐輪台数調査	5月・10月	自転車、原動機付自転車、自動二輪車	①駅周辺に設置されたの自転車等駐車場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
青梅市	各駅乗入台数調査	毎月 中旬～下旬	市内駐輪場	駐輪場ごとの自転車・バイクの駐車台数
府中市	駅周辺自転車駐車場台数調査	毎年10月	市内14駅周辺に駐車又は放置している自転車及び自動二輪車	駅周辺毎に昼間及び夜間の台数調査
狛江市	駅周辺自転車等乗入調査	毎月上旬	駅周辺の放置自転車等、民間を含め市管理の駐輪場	自転車・原付の放置台数、駐輪場の駐輪台数
多摩市	多摩市2012年度放置自転車調査	平成24年 10月	市内4駅周辺における駐輪場利用台数及び放置台数の調査	自転車・原付(50ccまで) 小型・中型・大型バイクの駐輪箇所・台数調査

9 放置自転車対策事例

(1) 亀戸緑道公園周辺(実施主体:江東区)

児童絵画を用いた自転車放置禁止路面シート

短時間の放置に対しても効果を発揮

以前からこの地域は、隣接する大型商業施設利用者の放置自転車が問題視されており、約250台もの自転車が放置されることもあった。

自転車放置禁止区域に指定されているため、区は日ごろから放置自転車撤去活動を実施していたが、放置自転車の減少には至らなかった。

商業施設利用者の放置は短時間であることが多く、撤去等の一般的な放置対策が有効ではないと考え、大阪市で導入されている路面シートがそうした短時間の放置に対しても有効に働いているという情報を得たため、調査のうえ導入に至った。

一般的な路面シートは、記号やマーク、「自転車放置禁止」などの文言を用いて自転車の放置を抑制しているが、本事業では、児童が描いた絵画を路面シートとして用いるのが最大の特徴。児童が描いた絵画を路面シートに用いることによって、自転車利用者、特に放置しようとする人の視覚・心理に強く訴えかけ、通常の路面シートより高い放置防止効果を発揮する。

実施後の効果

平日においては、放置自転車が減少し、放置防止効果と駐輪場への誘導効果を発揮している。しかし、イベントが開催されることが多い休日になると依然として駐輪場からあふれた自転車が大量に放置されてしまう。台数こそ減少しつつあるが、シートの上に放置されている状況も見受けられるため、啓発員を配置し、自転車利用者を駐輪場へ誘導する対策を取っている。

亀戸駅周辺における放置台数の推移

調査年	放置台数	都内順位
平成23年	684台 (63台)	7位
平成24年	489台 (30台)	—
平成25年	414台 (26台)	—

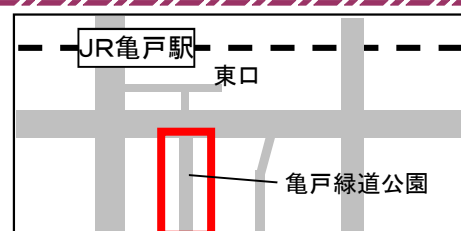
- ・ () 内は原付・自二の放置台数を内数で表示
- ・ 平成23年度調査までは、原付・自二は、あわせて50台以上のときのみ計上していた。



1. 路面シート設置前の様子 2. 路面シート設置後 3. 児童絵画を用いた自転車放置禁止路面シート 4. 路面シート設置後の亀戸緑道公園

路面シート設置場所

- ・所在地： 江東区亀戸6丁目周辺
(亀戸緑道公園周辺)
- ・設置： 平成25年9月30日
- ・仕様： 児童絵画 161枚
- ・協力： 江東区立亀戸第二小学校



(2) 池袋駅南自転車駐車場(実施主体:豊島区)

官民一体となった放置自転車対策の推進

民間事業者との連携

豊島区は、池袋駅周辺の放置自転車対策の一環として、区立南池袋公園の地下に自転車駐車場を整備し、平成26年1月6日に開業した。

この事業は、変電所用地を探していた東京電力と放置自転車削減を目指す豊島区の意向が合致し実現したものである。両者は協定を結んだうえ、地下変電所と自転車駐車場を合築し、地下一階部分に自転車駐車場を整備した。

整備に当たっては、「地下駐輪場は暗いイメージがある」といった地域の声をもとに、幅広い階段と、明かりを取り入れる窓（トップライト、ガラスブロック外壁）を設置した。また、「幼児同乗自転車から歩けない子供を降ろしてスロープ付階段を上り下りするの難しい」という声や、電動自転車の普及などにも対応し、大型エレベーターやサイクルコンベアなど特長ある設備を設置した。

豊島区は、これまでに鉄道事業者をはじめとした民間事業者と連携し、放置自転車数をピーク時の約1/14に減らすことに成功している。

今回の取組のポイント

●鉄道事業者以外の民間事業者（東京電力）の協力により放置自転車対策を推進している。

●適地を見つけることが困難な都心において、公園の地下をうまく活用した取組である。

●区民の声を反映し、様々な自転車利用者が使いやすい施設づくりを行った。

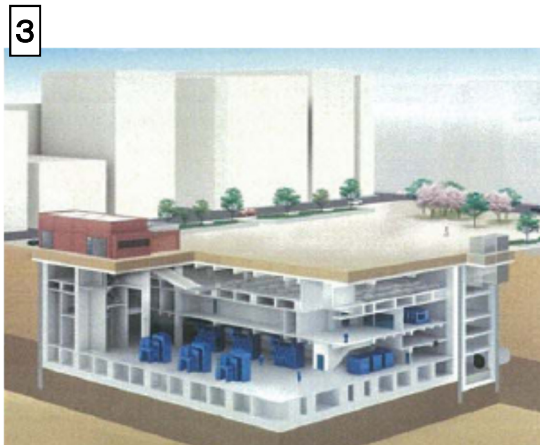


1 スロープ付階段

エレベーター



2



3



4

1. 池袋南自転車駐車場の外観（左：スロープ付階段、右：エレベーター） 2. 地域の商店街が作成したフラッグ 3. 合築施設の断面図 4. 自転車駐車場内の様子

池袋駅南自転車駐車場

- ・所在地： 豊島区南池袋2-21-6 南池袋公園地下
- ・収容能力： 自転車専用 1,084台
- ・開業： 平成26年1月6日
- ・利用時間： 午前4時から翌日の午前1時30分まで
- ・利用料金： 定期利用 区内居住者（学生） 1,250円/月（650円/月）
区外居住者（学生） 1,500円/月（750円/月）
当日利用 はじめの3時間は無料、以降1日100円
- ・施設案内： （区ホームページ） <http://www.city.toshima.lg.jp/>



(3) 赤羽スズラン通り商店街(実施主体:赤羽スズラン通り商店街振興組合)

商店街が来街者用自転車駐車を整備 ～安心して買い物ができる商店街へ～

商店街主導で、まちの課題を解消

赤羽スズラン通り商店街は、地域コミュニティの担い手として、地域と商店街のさらなる活性化を目指して計画した環境整備事業「オアシス アート ラ・ラ・ガーデン事業」※の一環として、商店街内の車道に駐輪スペースを設置した。

事業の実施にあたり、地元住民や来街者等に実施したアンケートでは、「放置自転車が乱雑に置かれており、歩道を歩きづらい」との声が多く、「取り組むべき課題」として「自転車駐車場と歩道の整備」に高いニーズがあることがわかった。

そこで、赤羽スズラン通り商店街は、区や警視庁と連携し、商店街の道路を一方通行化するなどの取組とあわせて、従来車道であった場所に約300台分の自転車駐車場を新設した。

※地域活性化法の認定、国・東京都・北区の助成を受け、平成23～27年度に実施（自転車駐車場整備は平成24年度）

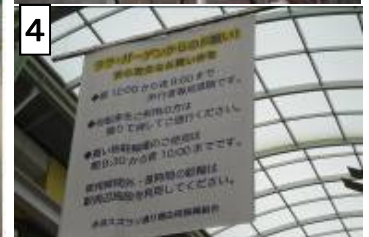
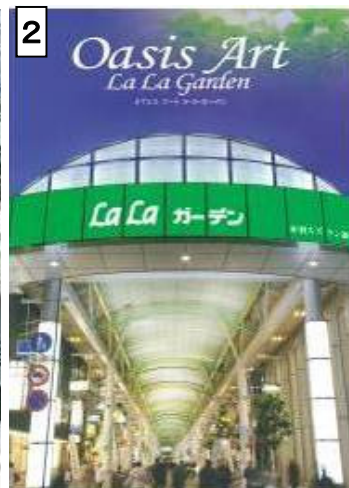
今回の取組のポイント

- 商店街が率先してまちの課題に取り組んだ。
- 設置した自転車駐車場は、商店街振興組合が区のシルバー人材センターと契約し、自主管理している。
- 利用者の利便性を優先し、駐輪ラックを設けず、利用料金も無料としている。
- 商店街の集客力が向上し、全体的に売上げも増加するなど相乗効果が発揮されている。

赤羽駅周辺における放置台数の推移

調査年	放置台数	都内順位
平成23年	838台（0台）	1位
平成24年	813台（32台）	1位
平成25年	646台（22台）	4位

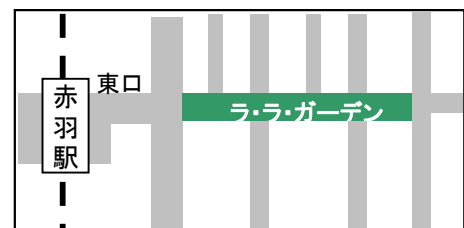
- ・（ ）内は原付・自二の放置台数を内数で表示
- ・平成23年度調査までは、原付・自二は、あわせて50台以上のときのみ計上していた。



1. 整備された自転車駐車場（上から見た様子） 2. オアシス アート ラ・ラ・ガーデン環境整備事業報告書 3. 整備された自転車駐車場（地上から見た様子） 4. ラ・ラ・ガーデンからのお願い

赤羽スズラン通り商店街

- ・所在地： 北区赤羽2-10-1
- ・収容能力： 自転車専用 約300台
- ・利用時間： 午前9時30分から午後10時00分まで
- ・利用料金： 無料
- ・ホームページ： <http://www.akabane-lala.com/>
- ・特記事項： 第9回 東京商店街グランプリ 商店街の部 準グランプリ



(4) 東村山市(実施主体:東村山市)

東村山市公式キャラクター「ひがっしー」が出演する動画制作

CM動画の制作

東村山市は放置自転車対策を目的に、市の公式マスコットキャラクター「ひがっしー」が出演する啓発動画を制作し、平成25年12月27日からホームページで公開している。

東村山市では年間約3,000台弱（平成24年度）の放置自転車が移送・撤去されている。駅周辺での巡回指導や警告、撤去等放置自転車対策を継続的に行っているものの、市内の主要駅前付近や一部集客施設付近においては時間、曜日等により未だに放置自転車が後を絶たず、苦情や意見等多く寄せられていた。こうしたことから、平成23年度から市内の小学校児童から募集したポスターのデザインを自転車等放置禁止路面ステッカーにして、歩道に貼付するという都内でも初めての取組を行い、自転車利用者の意識啓発を行っている。

これらの取組をさらに効果的に進めていくために、市が取り組んでいる放置自転車対策の一部を「CM動画」という手法で紹介し、放置自転車の問題を視覚的に訴えた。制作にあたっては、子供から大人まで幅広くこの問題に関心をもってもらうため、東村山市公式キャラクター「ひがっしー」を活用した。

今後は、今回の放置自転車対策の紹介を皮切りに市政に関する情報や取組を順次CM動画として製作・配信していく予定である。

今回の取組のポイント

●放置自転車の問題について、子供から大人まで幅広く関心を持ってもらうため、市の公式キャラクターを活用した。

●放置自転車の問題を視覚的に訴え、身近に感じてもらえることを狙い、「CM動画（CMのように短い動画）」を制作した。

●職員自らが出演するなど職員の努力により、制作費を非常に安く抑えている。

撮影秘話

動画制作にあたりその台本ともなる絵コンテは、「ひがっしー」に対するなみなみならぬ愛情をもつ女性職員が自ら何度も絵コンテ（下記写真2）をおこし、「ひがっしー」ならではのアクションとハートを活かした演出となっている。

また、制作期間は、企画、調整、納品までで約4か月程度で、経費節減のため、出演者は基本的に市職員でまかなっている。



1. 東村山市のホームページ (<http://www.city.higashimurayama.tokyo.jp>)
2. 職員の手作り絵コンテ
3. 動画撮影の様子

ひがっしーの紹介

東村山生まれのケヤキの妖精「ひがっしー」。チャームポイントはツンツンの髪型（ひがっしースタイル）、特技はじゃんけん（でも弱い）。たまに東村山弁になっちゃうけれど、みんなを笑顔にするような立派なケヤキになるのが目標です！



第3 財政制度

- 1 自転車等に関する財政制度
- 2 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)
- 3 都市計画自転車駐車場整備事業(国庫補助金)
- 4 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)
- 5 社会資本整備総合交付金(国庫補助金)
- 6 特別区都市計画交付金(都支出金)
- 7 市町村土木費補助事業(都支出金)
- 8 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業
- 9 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業

第3 財政制度

1 自転車等に関する財政制度

(1) 財 源

○は区または市町村に適用
◎は区市町村・民営に適用

使途が特定されない財源

- 地方税等 ————— 地方税、地方譲与税、地方交付税 ほか
- 特別区財政調整交付金 (普通交付金) ————— 都と区、区相互の財源均衡を図るための交付金

使途が特定されている財源

- 国庫支出金
交通安全対策特別交付金 ————— 交通安全施設（自転車駐車場を含む）の整備に
充当
- 国庫補助金
 - ①都市計画自転車駐車場整備事業 — 都市計画自転車駐車場が対象
 - ②特定交通安全施設等整備事業 — 道路の附属物として整備する自転車駐車場が対象
(都市計画事業を除く)
 - ③大規模自転車道整備事業 ————— 自転車等が対象
 - ④社会資本整備総合交付金 ————— 市町村(特別区を含む)が作成した都市再生整備計
(都市再生整備計画事業等) 画等に位置付けられている自転車駐車場が対象
 - ⑤社会資本整備総合交付金 ————— 市町村(特別区を含む)が作成した総合交通戦略な
(都市・地域交通戦略推進事業) どに位置付けられている自転車駐車場が対象
 - ⑥社会資本整備総合交付金 ————— 道路の附属物として整備する自転車駐車場が対象
(防災・安全交付金)
- 都支出金
 - ①特別区都市計画交付金 ————— 特別区の都市計画事業に対して交付
 - ②市町村土木補助 ————— 道路の附属物として整備する自転車駐車場に対し
て支給
- 地方債
- 東京都区市町村振興基金条例に
よる貸付 ————— 区市町村が整備する駐輪場
(区市町村が行う貸付に係る事業を含む) に
対して融資

他の団体からの補助等

- (一財)日本自転車普及協会による
自転車駐車場設置事業 ————— 区市町村に無償貸与(期間満了後無償譲渡)
- ◎(公財)自転車駐車場整備センターに
よる自転車駐車場設置事業 ————— センターが一定期間有料で運営
(期間満了後、区市町村に無償譲渡)

(2) 補助制度等の概要(国庫支出金を除く)

主体	事業名	条件等	補助率等	備考
国	都市計画自転車駐車場整備事業	都市計画事業として設置する自転車駐車場	用地費の1/3以内 設備費の1/2以内	昭和53年度開始 予算科目 道路整備特別会計・ 街路事業費・ 臨時交付金
	特定交通安全施設等整備事業	道路の附属物として整備する自転車駐車場	施設費及び用地費の1/2以内	昭和61年度から平成21年度まで
	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)等)	都市再生整備計画等に位置づけられている自転車駐車場(市町村が取得する場合に限り、購入を含む)	交付対象事業費の約40%	平成16年度開始 予算科目 一般会計・ 社会資本総合整備事業費・ 社会資本整備総合交付金
	社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業(旧都市交通システム整備事業))	内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画、交通結節機能高度化計画、総合交通戦略、先導的都市環境形成計画及び歴史的風致維持向上計画、並びにバリアフリー基本構想のいずれかに定められた又は定められることが確実と見込まれる区域における自転車駐車場	設計費、施設整備費の1/3 (ただし、総合交通戦略を策定し、かつ、内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に定められた地区または環境モデル都市に該当する地区は1/2)	平成19年度開始
	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)	道路の附属物として整備する自転車駐車場	施設費及び用地費の5.5/10以内	平成22年度開始
都	特別区の都市計画事業	都市計画事業として設置する自転車駐車場(国庫補助金対象箇所)	{(事業費) - (国費) - (起債その他の収入)} × 1/2以内	都費補助要綱(単年度要綱)に基づく
	市町村の土木補助事業	道路の附属物として整備する自転車駐車場	事業費の1/2以内 (ただし、補助の対象は事業費の25%とし、75%は起債充当額である)	昭和48年度から59年度まで 補助率1/2
財 団 法 人	(一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業	①区市町村からの要望による ②設置対象地は、放置自転車が約300台以上ある〔見込まれる〕駅周辺 ③建設用地は8年以上使用可能なこと ④収容規模300台以上 ⑤施設の建設事業主体は、協会とする	建設費総額(設計料を含む)の1/2を協会が負担 ※負担限度額: ①収容台数が300台以上600台未満の駐車場にあたっては、2,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ②収容台数が600台以上1,000台未満の駐車場にあたっては、3,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ③収容台数が1,000台以上1,500台未満の駐車場にあたっては、4,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ④収容台数が1,500台以上の駐車場にあたっては、5,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ※本会負担額を越える費用については、すべて当該地方公共団体が分担金として負担する ※建設費には、土地買収や整地造園等に要する経費を含まない	①完成後の施設は区市町村に6年間無償貸与し、貸与期間満了後無償譲渡 ②上記「貸与期間」中の駐輪場運営・維持管理は全て区市町村が行い、経費は当該区市町村の負担
			(公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場の設置	①区市町村等からの要請 ②500台程度以上の放置自転車があること

2 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)

(総務省自治財政局、東京都総務局行政部区政課財政係・市町村課交付税係所管)

(1) 根 拠

法律 道路交通法附則第16～20条
政令 交通安全対策特別交付金等に関する政令
省令 交通安全対策特別交付金の算定に関する省令

(2) 趣 旨

交通安全対策の一環として、道路交通安全施設（昭和49年度から自転車駐車場を含む。）の設置及び管理に要する費用に充てるため、都道府県及び市（区）町村に交付するものである。原資は、道路交通法第128条により納付された反則金等である。

(3) 発足年度

昭和43年度

(4) 交付額

①都の基準額

$$\begin{aligned} & \text{交付時期ごとの} \\ & \text{交付金の総額} \times \left\{ \frac{\text{都の交通事故発生件数}}{\text{全国の交通事故発生件数}} \times \frac{2}{4} + \frac{\text{都の人口集中地区人口}}{\text{全国の人口集中地区人口}} \times \frac{1}{4} \right. \\ & \left. + \frac{\text{都内の改良済道路の延長}}{\text{全国の改良済道路の延長}} \times \frac{1}{4} \right\} \end{aligned}$$

②都分交付額

都の基準額 - 都内区市町村交付額の合算額

③区市町村分交付額

$$\begin{aligned} & \text{都の} \\ & \text{基準額} \times \frac{1}{3} \times \left\{ \frac{\text{当該区市町村の交通事故発生件数}}{\text{都の交通事故発生件数}} \times \frac{2}{4} + \frac{\text{当該区市町村の人口集中地区人口}}{\text{都の人口集中地区人口}} \right. \\ & \left. \times \frac{1}{4} + \frac{\text{当該区市町村が管理する改良済道路の延長}}{\text{都内の区市町村が管理する改良済道路の延長}} \times \frac{1}{4} \right\} + \left(\text{都の基準額} \times \frac{5}{12} \right) \times \\ & \left\{ \frac{\text{当該区市町村の交通事故発生件数}}{\text{都の交通事故発生件数}} \times \frac{2}{4} + \frac{\text{当該区市町村の人口集中地区人口}}{\text{都の人口集中地区人口}} \times \frac{1}{4} + \right. \\ & \left. \frac{\text{当該区市町村区域内の一般国道及び都道に係る改良済道路の延長}}{\text{都内の区市町村区域内の一般国道及び都道に係る改良済道路の延長}} \times \frac{1}{4} \right\} \times \end{aligned}$$

当該区市が道路法第十七条第二項の規定により管理する一般国道及び都道に係る改良済道路

都内の区市町村区域内の一般国道及び都道に係る改良済道路の延長

【交通事故の発生件数】

当該年度の初日の属する年の前年及び前々年に発生した法第2条第1項第17号に規定する車両等の交通により人の死傷が生じた交通事故の件数を合算したものの2分の1に相当する数値をいう。

【人口集中地区人口】

最近の国勢調査の結果による人口集中地区人口をいう。

【改良済道路の延長】

当該年度の初日の属する年の前年の4月1日以前において道路法第18条第2項の規定による供用の開始があった道路（総務省令で定めるものを除く。）のうち、道路構造令（昭和45年政令第320号）の規定による基準に適合するもの又はこれに準ずるものの延長として総務省令で定めるところにより算定したものをいう。

【道路法第十七条第二項の規定により管理する一般国道及び都道】

国道の新設又は改築で工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都がその工事を施行することが適当であると認められるもの、および国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条に規定する災害復旧事業その他管理のうち政令で指定する区間以外の部分で都の区域内に存する部分のうち、都に協議し、その同意を得て、当該区市の区域内に存する国道並びに都道の管理を行っている部分をいう。

【道路法第十七条第三項の規定により管理する都道】

都に協議し、その同意を得て、当該町村の区域内に存する都道の管理を行っている部分をいう。

④最低交付限度基準額

区市町村に交付すべき9月期の交付額が、25万円に満たない場合は、その年度は交付しない。

(5) 交付時期

毎年度9月、3月に交付する。

(6) 交付状況(過去10か年の決算額)

(単位:百万円)

		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
東京都		4,863	4,647	4,584	4,787	4,684	4,141	4,103	3,854	3,724	3,663
区市町村	特別区	1,642	1,566	1,538	1,599	1,563	1,379	1,365	1,280	1,235	1,214
	市町村	789	757	754	794	778	691	686	646	625	617
	小計	2,430	2,322	2,291	2,393	2,341	2,069	2,051	1,926	1,861	1,831
合計		7,294	6,970	6,876	7,180	7,025	6,210	6,154	5,780	5,585	5,494

※ 端数整理の関係で「合計」と「内訳の合計値」は必ずしも一致しない。

3 都市計画自転車駐車場整備事業(国庫補助金)

(国土交通省都市・地域整備局、東京都建設局道路建設部街路課事業計画担当、
東京都都市整備局都市基盤部交通企画課交通施設係所管)

(1) 根 拠

法律 都市計画法第11条 (昭和53年度発足)

(2) 採択基準

都市計画自転車駐車場で、次の各号のすべてに該当し、事業費500,000千円以上のもの。
(ただし、交通連携推進事業に該当するものを除く。)

- ① 三大都市圏 (東京圏概ね50km圏、京阪神圏概ね50km圏、名古屋圏概ね40km圏) 又は人口10万以上の都市圏 (通勤圏) の市町村に存在する鉄道駅等の周辺における通勤通学目的に利用する自転車 (原動機付自転車を含む。以下同様) の駐車場であるもの。又は、人口10万人以上の都市の中心市街地における公共の用に供する自転車駐車場であるもの。
- ② 自転車の駐車需要に関する「自転車駐車施設整備計画」を策定し、その一環として整備する自転車駐車場であるもの。
- ③ 放置自転車台数 (又は、5年後の推定放置台数) が500台以上のもの。ただし、鉄道駅等の交通結節施設と合築される等一体的に整備される自転車駐車場については、本要件を適用しない。
- ④ 自転車駐車場の敷地面積が100㎡以上、駐車台数が200台以上のもの。ただし、鉄道駅等から概ね200m以内に位置する複数の自転車駐車場を一体的に整備する場合には、1箇所100台以上を限度に、その合計が100㎡以上、200台以上のもの。(道路改築と一体的に整備する場合に限る。)
- ⑤ 自転車駐車場に関する附置義務条例若しくは自転車放置禁止条例が定められた地区、又は定めることが確実な地区にあること。
なお、「都市計画自転車駐車場整備事業の取扱い」(昭和54年5月1日付街路課事務連絡)によれば、自転車駐車場は道路の附属物(道路法第2条、道路法施行令第34条の3)として行うので道路の区域決定を行うこと、とされている。

(3) 補助率

用地 1 / 3 (通勤、通学目的に利用する自転車駐車場に限る。)

施設 1 / 2

ただし、交通連携推進事業 (交通結節点改善事業) に該当するものは、用地・施設とも1 / 2

(4) 参 考 : 建設省都市局通達等

- ① 次に掲げる自転車駐車場で地上一層の構造を有し、かつ道路と一体としての機能を有すると認められるものについては、「道路」に含めて都市計画決定することができる。
 - イ 面積 100㎡以下の自転車駐車場
 - ロ 交通広場内に設ける自転車駐車場
- ② 「道路附属物」である自転車駐車場は無料公開が原則であるが、地方自治法第227条の「手数料」を徴収することができる。

自転車駐車場の都市計画決定までのフロー(例)

区市町村の駐車場状況の把握（既存資料等による）



区市町村における自転車駐車場整備についての基本的考え方の整理

- ・ 地区ごとの駐車問題の把握
- ・ 自転車駐車場整備の全体的方針
- ・ 放置駐輪対策の基本的考え方



整備する地区の選定



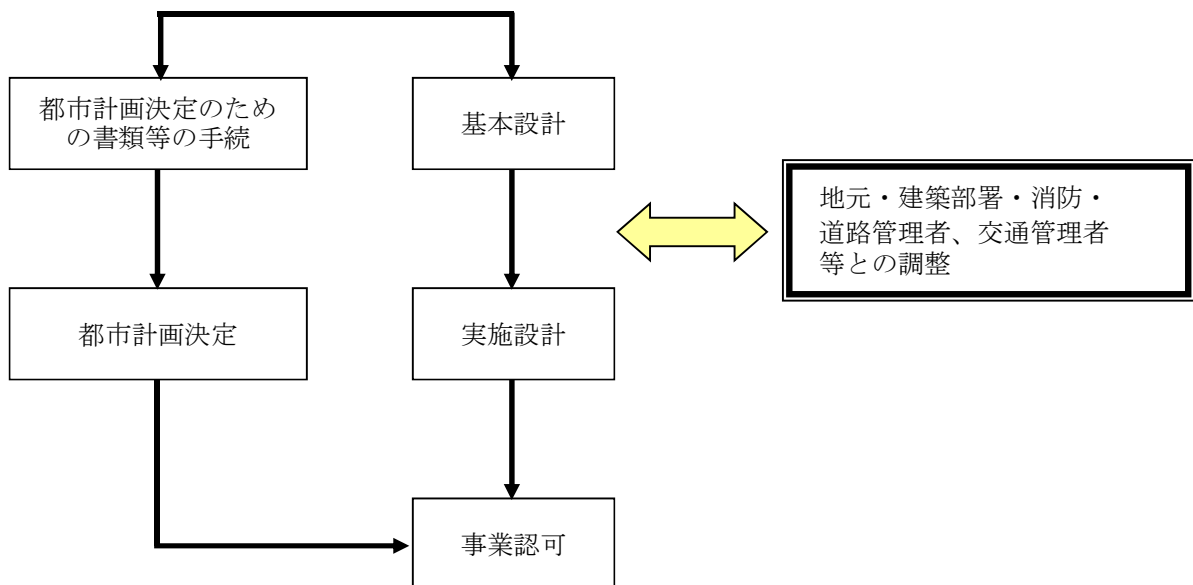
○自転車駐車施設整備計画の策定○

【盛り込むべき内容】

- ・ 自転車駐車場整備についての基本的な考え方
- ・ 自転車駐車場を整備すべき区域
- ・ 整備区域における将来自転車駐車需要台数
- ・ 今後整備すべき自転車駐車場の台数
- ・ 整備区域内道路における自転車放置の規制の方針
- ・ 地方公共団体における自転車駐車場の管理体制
- ・ 整備区域内の自転車（歩行者）道路整備の方針
- ・ 自転車駐車場が整備されるまでの自転車駐車に対する暫定処理方針

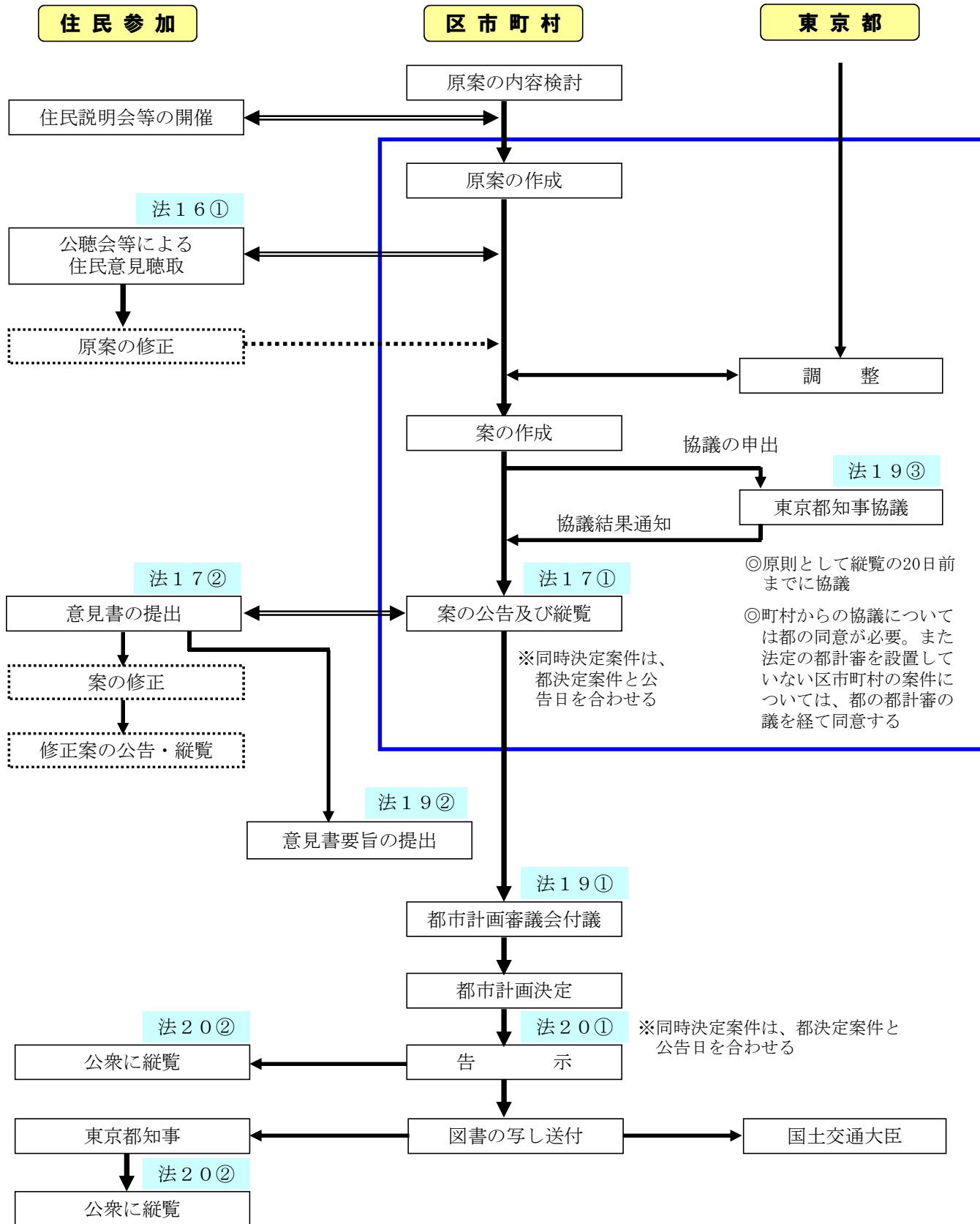
【その他】

自転車駐車場の概略設計図、資金計画



都市計画決定手続 (区市町村が定める都市計画)

[都市計画手続]



(5) 実績

都市計画自転車駐車場一覧

平成25年9月30日現在

名称		位置	計画決定年月日	面積(m ²)	構造	計画台数	管理者	事業年度	事業費 百万円 (万円/台)	供用	備考
番号	駐車場名										
板橋 1	志村	志村3	S54. 1. 16	1,840	上1	1,000	区	53~56	33(3)	○	都営三田線
国立 1	国立駅南第1	北1	S54. 3. 22	900	上3	1,700	市	54	156(9)	○	J R
多摩 1	多摩センター駅東	大字落合 字長久保	S54. 4. 2	2,560	上2	1,200	市	54~55	22(2)	○	小田急線・ 京王線
板橋 2	高島平駅第1	高島平3	S55. 1. 23	1,200	上1	900	区	56	30(2)	○	都営三田線
板橋 3	高島平駅第2	高島平3	S55. 1. 23	850	上1	600	区			○	都営三田線
足立 1	谷中	谷中4	S55. 3. 4	520	上1	450	区			未	池袋千代田線
荒川 1	南千住	南千住2	S57. 6. 30	290	上1	210	区	57	51(24)	○	J R
江戸川1	船堀	船堀2	S58. 1. 11	1,300	上2	2,300	区	58	82(4)	○	都営新宿線
江戸川2	小松川	小松川1	S58. 11. 30	1,010	上1	500	区	63~1	12(2)	○	都営新宿線
練馬 1	小竹町	小竹町2	S59. 11. 15	680	上1	510	区	59~60	55(11)	○	池袋有楽町線
板橋 4	小竹・向原	向原1	S59. 11. 27	490	上1	400	区	59~60	5(1)	○	池袋有楽町線
荒川 3	西日暮里	西日暮里5	S60. 6. 14	650	上1	790	区	60	43(5)	○	J R
北 1	王子北口	王子1	S60. 6. 13	660	上1	650	区	60	50(8)	○	J R
北 2	王子南口	栄町	S60. 6. 13	390	上2	460	区	60	48(10)	○	J R
北 3	王子・中央口	王子1	S61. 3. 18	850	上2	1,090	区	61	124(11)	○	J R
板橋 5	成増駅北口	成増3	S61. 8. 12	260	上 ² 下 ¹	440	区	61~2	88(20)	○	東武東上線
豊島 1	池袋西	西池袋3	S62. 3. 31	2,820	下1	1,900	区	62	596(31)	○	J R
杉並 1	新高円寺地下	梅里1, 松ノ木3	H2. 1. 26	2,500	下1	1,800	区	3~11	1,772(98)	○	池袋丸の内線
台東 1	隅田川公園	花川戸1	H4. 2. 1	1,400	下1	1,000	区	3~6	1,390(139)	○	東武伊勢崎線 (浅草)
大田 1	西蒲田公園	西蒲田8	H4. 3. 4	1,500	下1	1,550	区	4~5	937(60)	○	J R・ 東急線
杉並 2	井荻南	下井草5	H4. 11. 9	1,200	下1	700	区	5~9	282(40)	○	西武新宿線
杉並 3	井荻北	井草3	H4. 11. 9	600	下1	300	区	5~9	166(55)	○	西武新宿線
江戸川3	平井北	平井5	H5. 3. 1	2,800	下1	3,000	区	5~6	1,600(53)	○	J R
中央 1	浜町公園	日本橋 浜町2	H5. 10. 27	710	下1	300	区	5~7	360(120)	○	都営新宿線
清瀬 1	清瀬駅北口	元町1	H6. 3. 4	2,500	下1	2,500	市	6~7	1,230(49)	○	西武池袋線
墨田 1	錦糸町駅北口	錦糸2, 3	H6. 3. 17	3,400	下1	3,000	区	6~8	1,492(50)	○	J R・ 池袋半蔵門線
台東 2	元浅草駅	小島2, 元浅草1	H7. 3. 28	990	上 ¹ 下 ¹	680	区	7~12	1,851(272)	○	T X・ 都営大江戸線
八王子1	八王子駅北口	旭町	H7. 3. 22	1,500	下1	1,000	市	7~10	928(93)	○	J R
港 1	麻布十番	麻布十番1	H7. 3. 24	1,800	下1	450	区		600(133)	未	都営大江戸線・ 池袋南北線
世田谷1	三軒茶屋北	太子堂2	H7. 8. 10	220	上6	520	区	7~8	200(38)	○	東急田園都市線
豊島 2	駒込駅北	駒込2	H7. 8. 15	1,000	下1	850	区	7~9	730(85)	○	J R・ 池袋南北線
台東 3	新浅草第1	浅草1, 西浅草2	H7. 11. 8	1,200	下1	460	区	15~17	935(203)	○	T X
台東 4	新浅草第2	浅草2, 西浅草3	H7. 11. 8	960	下1	300	区	15~17	765(255)	○	T X
江東 1	森下駅	森下1, 2	H7. 11. 24	1,100	下1	570	区	8~11	510(89)	○	都営大江戸線・ 都営新宿線
江東 2	清澄駅	清澄3, 白河 1, 三好1	H7. 11. 24	1,200	下1	280	区	8~11	539(193)	○	都営大江戸線
中央 2	月島駅	月島1, 2, 3, 4	H8. 1. 5	2,200	下1	750	区	8~11	580(77)	○	都営大江戸線・ 池袋有楽町線
中央 3	勝どき駅	勝どき1, 2, 3, 4	H8. 1. 5	2,100	下1	500	区	8~11	642(128)	○	都営大江戸線
中央 4	築地駅	築地5	H8. 1. 5	1,400	下1	500	区	8~11	550(110)	○	都営大江戸線
中野 1	東中野駅	東中野3, 4	H8. 7. 4	1,700	下1	1,030	区	8~10	933(91)	○	都営大江戸線・ J R

名 称		位 置	計画決定 年 月 日	面 積 (㎡)	構 造	計画 台数	管 理 者	事業年度	事業費 百万円 (万円/台)	供 用	備 考
番 号	駐車場名										
中野 2	中野坂上駅	中央1, 2	H8. 7. 4	1, 700	下 1	1, 130	区	8～10	945(84)	○	都営大江戸線・ 有楽町線の内線
港 2	品川駅東口	港南2	H8. 7. 22	1, 900	下 1	1, 000	区	8～12	1, 600(160)	○	J R
足立 2	青井駅	青井3	H9. 1. 10	1, 800	下 1	2, 000	区	9～16	1, 040(52)	○	T X
江戸川 4	西葛西駅南	西葛西6	H9. 1. 14	2, 400	下 1	2, 000	区	9～11	3, 600(80)	○	有楽町線
江戸川 5	西葛西駅北	西葛西3, 5	H9. 1. 14	2, 600	下 1	2, 500	区	9～11		○	
葛飾 1	亀有駅南口公園下	亀有3	H9. 10. 31	2, 000	下 1	1, 000	区	9～11	878(88)	○	J R
豊島 3	巣鴨駅北	巣鴨2	H10. 1. 21	450	上機	1, 220	区	12～13	1, 129(93)	○	J R・ 都営三田線
豊島 4	池袋駅東	東池袋1	H10. 1. 21	800	下 1	590	区	10～11	550(93)	○	J R
調布 1	飛田給駅北	飛田給1	H10. 2. 26	2, 700	下 1	1, 300	市	10～11	896(69)	○	京王線
大田 2	大森町駅	大森西3	H11. 3. 8	300	上 2	310	未	25～26	34(11)	未	京急線
大田 3	梅屋敷駅	大森西6	H11. 3. 8	400	上 2	480	未	25～26	48(10)	未	京急線
大田 4	京急蒲田駅西口	蒲田4	H11. 3. 8	500	上 2	710	未	25～26	68(10)	未	京急線
大田 5	京急蒲田駅東口	南蒲田1	H11. 3. 8	400	上 2	540	未	25～26	51(10)	未	京急線
大田 6	雑色駅	仲六郷2, 3	H11. 3. 8	1, 000	上 2	1, 390	未	31～32	134(10)	未	京急線
大田 7	糞谷駅	西糞谷4	H11. 3. 8	600	上 2	840	未	25～26	80(10)	未	京急線
葛飾 2	お花茶屋駅北口	お花茶屋 1、白鳥2	H11. 8. 4	2, 600	下 1	1, 600	区	11～15	2, 098(131)	○	京成線
江東 3	住吉駅	住吉2	H11. 10. 27	1, 700	下 1	620	区	12～14	1, 116(180)	○	有楽町線・ 都営新宿線
江戸川 6	瑞江駅南	瑞江2	H12. 3. 1	2, 400	下 2	4, 000	区	13～17	3, 400(85)	○	都営新宿線
墨田 2	錦糸町駅南口	江東橋3, 4	H12. 7. 25	800	下 1	600	区	13～14	700(120)	○	有楽町線・ J R
杉並 4	高円寺北	高円寺北3	H12. 9. 11	1, 300	上 3	2, 500	区	13～15	1, 445(57)	○	J R
品川 1	天王洲アイル駅	東品川2	H12. 11. 20	1, 000	下 1	520	区	13～14	665(127)	○	りんかい線
荒川 4	南千住駅東口	南千住4	H12. 12. 20	1, 000	上3下1	1, 500	区	13	424(28)	○	有楽町線 (荒川2廃止)
江戸川 7	一之江駅西	春江町4	H13. 3. 1	3, 000	下 1	2, 500	区	14～16	1, 200(48)	○	都営新宿線
大田 8	大岡山駅	北千束1	H13. 3. 5	800	下 1	500	区	16～17	470(94)	○	東急目黒線
荒川 5	日暮里駅前	西日暮里2	H13. 12. 10	1, 900	下 2	1, 300	区	14～19	1, 207(95)	○	J R
東村山 1	久米川駅北口地下	久米川1	H15. 6. 16	1, 900	下 1	1, 500	市	17～20	646(43)	○	西武新宿線
江戸川 8	葛西駅	中葛西5、 東葛西6	H15. 7. 4	5, 700	下 1	9, 400	区	16～20	7, 260(77)	○	有楽町線
葛飾 3	新小岩東北	東新小岩1	H16. 4. 7	1, 100	上 2	1, 500	区	16～21	1, 492(99)	○	J R
東村山 2	東村山駅西口	野口1	H16. 10. 20	2, 200	下 1	1, 500	市	16～20	791(53)	○	西武新宿線
板橋 6	上板橋駅南口	上板橋1, 2	H16. 11. 15	2, 600	下 1	1, 500	区			未	東武東上線
江戸川 9	船堀駅地上機械式	船堀4	H17. 3. 30	500	上機	1, 500	区	17～18	384(26)	○	都営新宿線
国分寺 1	国分寺駅北口地下	本町3	H19. 3. 7	2, 600	下 1	3, 000	市			未	J R
練馬 2	平和台駅地下	平和台4、 北町6	H22. 3. 31	2, 900	下 2	1, 900	区	22～27	2, 239(118)	事	有楽町線
昭島 1	拝島駅南口	松原町4, 5	H24. 5. 22	3, 400	下 1	2, 450	市	24～26	1, 671(68)	事	J R・ 西武拝島線
北 4	十条駅西口地下	上十条2	H24. 10. 2	4, 100	下 1	1, 200	区			未	J R
中野 3	東中野駅前広場地下	東中野1	H24. 11. 26	400	下 1	220	区	25～27	413(187)	事	都営大江戸線・ J R
江東 4	豊洲駅	豊洲2	H24. 12. 27	2, 600	下 1	2, 000	区	25～27	2, 267(113)	事	有楽町線・ ゆりかもめ
合 計	7 6 箇所					98, 460					

※ 供用台数 80,990台

※ ○……供用中 事……事業中 未……事業未着工

4 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)

(国土交通省道路局・東京都建設局道路管理部安全施設課施設計画係所管)

※平成22年度より社会資本整備総合交付金に移行

(1) 根 拠

「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に基づき実施する事業（昭和51年度開始）

(2) 採択基準

自転車駐車場

道路上に自転車が多数放置されており通行の安全を阻害されている。または、阻害するおそれのある箇所に自転車駐車場（都市計画自転車駐車場を除く。）を設置することができる。

補助率 1/2（用地費・工事費とも）

(3) 実 績

年 度	補 助 事業者	駐 車 場 名	敷地面積 (㎡)	構 造	収 容 可能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成5年度	練馬区	上石神井駅北第4自転車駐車場	369	地上3階 地下2階	639	371,000	371,000
		石神井南自転車駐車場	765	地上3階 地下1階	890	1,050,600	639,000
平成5～8年度	中央区	浜町公園地下自転車駐車場	415	地上1階 地下1階	300	324,000	296,000
平成9・10年度	なし						
平成11年度	練馬区	江古田駅自転車駐車場	500	地上3階 地下4階	880	196,560	186,000
平成12年度	練馬区	江古田駅第二自転車駐車場	313	地上1階 地下1階	178	214,252	156,000
平成13年度	中央区	八丁堀駅自転車駐車場	381	地上1階 地下1階	128	11,970	10,000
	町田市	原町田四丁目自転車駐車場	362	地上2階 地下3階	656	259,247	259,000
平成14～16年度	なし						
平成17年度	三鷹市	すずかけ自転車駐車場	664	立体機械式 地上1階 地下10階	1,700	809,375	732,000
平成17・18年度	練馬区	大泉学園駅北第三自転車駐車場	850	地上3階	1,524	682,144	632,000
平成19年度	足立区	見沼代親水公園駅自転車駐車場	1,035	ラック式	791	293,266	217,000
平成19年度	足立区	谷在家駅東自転車駐車場	227	ラック式	152	172,758	51,000
平成19年度	足立区	西新井大師西駅第3自転車駐車場	57	ラック式	40	12,692	1,700
平成19年度	足立区	高野駅東自転車駐車場	180	ラック式	206	66,348	43,000
平成19年度	足立区	扇大橋駅東自転車駐車場	428	ラック式	263	382,059	131,300
平成20年度	なし						
平成21年度	目黒区	都立大学駅呑川柿の木坂支流駐輪場 (仮)	660	ラック式	140	24,675	10,000
平成21年度	港区	こうなん星の公園自転車駐車場	625	立体機械式 地下12階	1,020	753,500	460,000
平成21年度	大田区	石川台駅前自転車駐車場	142	地上2階 地下1階	250	233,500	204,000
平成21年度	練馬区	練馬春日町駅自転車駐車場	1,509	ラック式	1,004	824,118	812,000
平成21年度	立川市	立川駅南口第一タワー有料自転車駐車場	285	立体機械式 地上14階	794	378,774	366,000
平成21年度	立川市	立川駅南口第二タワー有料自転車駐車場	218	立体機械式 地上13階	414	207,327	202,000
合計		20か所	9,985		11,969	7,268,165	5,779,000

5 社会資本整備総合交付金(国庫補助金)

(①一国土交通省都市局、東京都都市整備局市街地整備部企画課補助係補助担当所管)

(1) 根 拠

法 律 都市再生特別措置法第47条
要 綱 社会資本整備総合交付金交付要綱

(2) 要 件

- ① 交付対象は、区市町村。
- ② 区市町村が作成する都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画に自転車駐車が位置付けられており、また都市再生整備計画が国土交通大臣の採択を得ていること。
- ③ 自転車駐車の施設の整備に要する費用（区市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）
- ④ 交付金は、交付対象事業費の約40%。なお、交付金を整備計画に位置付けられたどの事業にどれだけ充当するかは区市町村の自由裁量となる。

(3) 実 績

年 度	補 助 事 業 者	駐 車 場 名	敷地面積 (㎡)	構 造	収納可 能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成16年度	北区	音無親水公園自転車駐車場	100.00	地上1階1層	104	10,080	6,880
平成17年度	大田区	大岡山自転車駐車場	800.00	地下1階	500	387,846	274,139
平成18年度	目黒区	自由が丘駅南口駐輪場	175.00	機械式地下立体	288	175,823	175,823
平成18年度	稲城市	南多摩駅西自転車等駐車場	397.00	地上1階1層	400	4,182	3,000
平成19年度	足立区	足立小台駅自転車駐輪場	332.31	地上1階1層	123	30,762	5,000
平成19年度	江戸川区	篠崎駅西駐輪場	3,559.00	地下2階	2800	2,278,500	2,278,500
平成20年度	目黒区	池尻大橋駅北口駐輪場	635.60	地上1階	390	64,547	63,753
平成20年度	八王子市	八王子駅南口自転車駐車場	200.00	地下タワー型4基	816	350,000	350,000
平成20年度	調布市	国領北自転車駐車場	272.00	地上1階1層	196	39,564	39,500
平成20年度	東村山市	東村山駅西口地下自転車駐車場	2,146.36	地下1階	1500	756,513	720,500
平成21年度	目黒区	池尻大橋駅東口駐輪場	486.25	地下自走式	231	46,647	39,375
平成21年度	北区	尾久駅前自転車駐車場	412.00	地上2階	565	124,950	84,485
平成21年度	江戸川区	瑞江駅北駐輪場	775.00	鉄骨造2階2層	1200	111,596	100,000
平成22年度	北区	新田端大橋中央自転車駐車場	1,308.00	地上2階	1004	89,901	56,450
平成23年度	墨田区	押上駅前自転車駐車場	3,080.36	鉄骨造地上2階	2620	924,951	924,951
平成23年度	練馬区	石神井南自転車駐車場	133.74	地上1階	116	64,117	45,910
			14,812.62		12,853	5,459,979	5,168,266

5 社会資本整備総合交付金(国庫補助金)

(2) 国土交通省道路局・東京都建設局道路管理部安全施設課施設設計画係所管)

※平成22年度より特定交通安全施設等整備事業から移行

(1) 根 拠

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」その他の法令に基づき実施する事業（平成22年度開始）

(2) 採択基準

「特定交通安全施設等整備事業」の採択基準に準ずるものとする。

道路上に自転車が多数放置されており通行の安全を阻害されている。または、阻害するおそれのある箇所に自転車駐車場（都市計画自転車駐車場を除く。）を設置することができる。

補助率 5.5/10（用地費・工事費とも）

(3) 実 績

年 度	補 助 事業者	駐 車 場 名	敷地 面積 (㎡)	構 造	収 容 可能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成22・23年度							
平成24年度	青梅市	東青梅駅北口自転車等駐車場	497	平置き・ ラック併用	原付73 自転車372	83,611.5	80,000
	台東区	御徒町南口駅前広場自転車駐車場	916	平置き	自転車200	90,569	70,000
	足立区	高野駅西自転車駐車場	446.85	平置き・ ラック併用	原付 5 自転車155	工事費 45,453,450 用地費 57,898,000	24,000
合計			1,860			174,181	174,000

6 特別区都市計画交付金(都支出金)

(東京都総務局行政部区政課財政係所管)

(1) 対象等

特別区の都市計画事業に要する一般財源(起債財源を含む)のおおむね25%を交付する。
(昭和56年度発足)

(2) 自転車駐車場(道路附属物)交付実績

(単位：千円)

年度	区名	駐車場名	交付対象経費	交付金額
平成8年度	中央	月島駅駐輪場	22,557	2,257
		勝どき駅駐輪場	22,660	2,060
		築地駅駐輪場	27,192	2,492
	台東	元浅草駅駐輪場	2,472	372
	墨田	錦糸町駅北口駐輪場	543,840	42,140
	江東	森下駅駐輪場	85,490	6,690
		清澄駅駐輪場	20,600	1,900
	中野	東中野駅駐輪場	52,210	7,910
		中野坂上駅駐輪場	52,210	7,910
	杉並	新高円寺駐輪場	9,600	1,500
		井荻駐輪場	19,081	2,181
	豊島	駒込駅北駐輪場	400,083	44,483
江戸川	西葛西駅駐輪場	123,000	18,500	
平成9年度	中央	月島駅駐輪場	139,812	15,512
		勝どき駅駐輪場	78,620	8,720
		築地駅駐輪場	145,668	16,468
	台東	元浅草駅駐輪場	541	141
	江東	森下駅駐輪場	95,047	10,347
		清澄駅駐輪場	46,522	6,722
	中野	東中野駅駐輪場	568,515	61,615
		中野坂上駅駐輪場	711,678	77,178
	杉並	新高円寺駐輪場	89,389	11,789
		井荻駐輪場	170,000	21,900
	豊島	駒込駅北駐輪場	39,270	5,570
	足立	青井駅駐輪場	102,829	16,629
葛飾	亀有駅南口公園下駐輪場	10,099	2,099	
江戸川	西葛西駅駐輪場	568,793	67,293	
平成10年度	中央	月島駅駐輪場	186,209	24,309
		勝どき駅駐輪場	253,118	32,818
		築地駅駐輪場	156,179	20,479
	台東	元浅草駅駐輪場	27,720	4,020
	江東	森下駅駐輪場	105,533	14,133
		清澄駅駐輪場	218,183	28,083
	中野	東中野駅駐輪場	409,153	53,453
		中野坂上駅駐輪場	276,019	35,819
	杉並	新高円寺駐輪場	1,331	331
	豊島	池袋駅東駐輪場	225,430	53,530
	葛飾	亀有駅南口公園下駐輪場	238,384	32,884
	江戸川	西葛西駅駐輪場	1,081,000	186,900

年度	区名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
平成11年度	中 央	月島駅駐輪場	293,308	32,408
		勝どき駅駐輪場	344,638	38,138
		築地駅駐輪場	283,155	31,355
	台 東	元浅草駅駐輪場	100,000	10,100
	江 東	森下駅駐輪場	311,998	37,798
		清澄駅駐輪場	365,574	43,974
	豊 島	池袋駅東駐輪場	236,590	47,790
	葛 飾	亀有駅南口公園下駐輪場	548,550	90,550
江戸川	西葛西駅駐輪場	2,074,826	341,094	
平成12年度	台 東	元浅草駐輪場	301,510	43,510
	江 東	住吉駅駐輪場	26,321	6,221
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	69,825	16,325
平成13年度	墨 田	錦糸町駅南口駐輪場	160,000	35,500
	江 東	住吉駅駐輪場	439,413	65,513
	品 川	天王洲アイル駅駐輪場	398,794	64,694
	足 立	青井駅駐輪場	185,000	27,500
	葛 飾	お花茶屋駅北口駐輪場	305,900	49,000
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	435,400	83,800
		一之江駅西駐輪場	38,850	9,750
平成14年度	墨 田	錦糸町駅南口駐輪場	329,500	66,100
	江 東	住吉駅駐輪場	275,383	50,783
	品 川	天王洲アイル駅駐輪場	306,182	80,382
	足 立	青井駅駐輪場	216,300	42,300
	葛 飾	お花茶屋駅北口駐輪場	544,285	137,885
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	404,216	83,016
		一之江駅西駐輪場	76,881	15,481
平成15年度	台 東	新浅草駅駐輪場	166,450	35,550
	足 立	青井駅駐輪場	534,407	136,307
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	746,400	205,300
		一之江駅西駐輪場	687,330	180,430
		葛西駅駐輪場	84,000	29,400
平成16年度	台 東	新浅草駅駐輪場	480,000	95,800
	大 田	大岡山駅駐輪場	116,310	37,210
	荒 川	日暮里駅前駐輪場	20,000	3,500
	葛 飾	新小岩東北駐輪場	12,628	4,428
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	622,732	158,532
		一之江駅西駐輪場	785,178	201,378
		葛西駅駐輪場	286,205	100,205
平成17年度	台 東	新浅草駅駐輪場	1,034,017	265,817
	大 田	大岡山駅駐輪場	271,536	61,836
	荒 川	日暮里駅駐輪場	4,458	738
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	36,410	11,810
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	633,538	184,338
		葛西駅駐輪場	1,517,340	405,040

年度	区名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
平成18年度	荒 川	日暮里駅駐輪場	355,641	35,066
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	25,488	5,188
	江戸川	葛西駅駐輪場	2,374,750	285,750
平成19年度	荒 川	日暮里駅駐輪場	846,741	112,271
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	763,484	185,184
	江戸川	葛西駅駐輪場	2,430,249	503,649
平成20年度	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	318,414	76,614
	江戸川	葛西駅駐輪場	274,271	66,071
平成21年度	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	276,445	71,045
平成22年度	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	24,785	8,685
平成23年度	なし			
平成24年度	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	379,220	131,220
計				6,098,466

<参考> 特別区財政調整交付金

(東京都総務局行政部区政課都区財政調整係所管)

1 根 拠

法律 地方自治法第282条

条例 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例

2 趣 旨

都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、都が課税・徴収している市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税の三税の一定割合を交付金として特別区に対して交付する。

3 交付額(普通交付金)

基準財政需要額－基準財政収入額＝普通交付金

(基準財政収入額が基準財政需要額を超えるときは不交付)

基準財政需要額の中に、自転車駐車場に関する経費を算定している。

4 自転車に関する事項の基準財政需要額への算定額

	算 定 内 容	算 定 額		
		22年度	23年度	24年度
経常的経費	自転車駐車場の維持・管理(当該年度分)	2,204,617 (99.9)	2,236,417 (101.4)	2,270,018 (101.5)
	放置自転車対策(当該年度分)	1,573,728 (99.7)	1,571,090 (99.8)	1,569,129 (99.9)
投資的経費	自転車駐車場の整備(前年度実績)	1,864,853 (130.4)	681,708 (36.6)	505,026 (74.1)

[上段:需要額ベース、千円 下段:対前年比、%]

7 市町村土木費補助事業(都支出金) (建設局道路管理部安全施設課施設計画係所管)

(1) 対象等

自転車駐車場補助率 二分の一 ※ただし、補助の対象は 事業費の二十五%とする。	一. 自転車を無秩序に放置してあるため、道路通行に支障を来している箇所、特に駅周辺、公共施設付近を対象とする。 なお、原則として道路敷地内および道路敷に接する区間 二. 用地を確保するために買収する場合は、原則として多額の用地費を要しないもの 三. 施設は状況に応じて次にあげるものを設置する。 (1)金網柵等 (2)簡易な舗装 (3)置台 (サイクルパーク、サイクルラック等) (4)マーキング (5)表示版 (6)照明 (7)その他、自転車駐車場として必要な施設
--	--

東京都土木費補助 (交通安全施設等整備事業) 採択基準より (平成11年度補助率見直し)

(2) 採択基準

前年度の6月頃までに所管課へ所定の手続を行う。

(3) 実績

年 度	市町村数	箇所数	規 模		事業費 (千円)	補助金 (千円)	設 置 場 所
			面積 (㎡)	台数 (台)			
昭和48年度	5	7	1,897	1,320	33,132	16,297.5	小平市 (一ッ橋学園駅前、鷹の台駅前)、東大和市 (青梅橋駅前)、東久留米市 (東久留米駅前)、田無市 (田無駅前)、府中市 (東府中駅前、府中駅前)
昭和49年度	4	6	2,303	1,092	12,092	6,042.5	小平市 (鷹の台駅前、新小平駅前、花小金井駅前)、府中市 (分倍河原駅前)、三鷹市 (三鷹台駅前)、多摩市 (聖蹟桜ヶ丘駅前)
昭和50年度	5	5	1,348	798	6,316	3,158.0	立川市 (立川駅前)、府中市 (武蔵野台駅前)、小平市 (小平駅前)、東大和市 (青梅橋駅前)、東久留米市 (東久留米駅前)
昭和51年度	7	9	2,106	1,564	12,745	6,372.5	秋川市 (西秋留駅前)、日野市 (豊田駅前)、立川市 (立川駅前)、府中市 (中河原駅前3ヶ所)、調布市 (西調布駅前)、小平市 (小川駅前)、東久留米市 (東久留米駅前)
昭和52年度	5	8	2,843	2,506	15,290	7,645.0	青梅市 (河辺駅前)、多摩市 (聖蹟桜ヶ丘駅前2ヶ所)、府中市 (武蔵野台駅前、北多摩駅前、多磨墓地駅前)、小平市 (一ッ橋学園駅前)、国分寺市 (西国分寺駅前)
昭和53年度	1	1	178	150	2,000	1,000.0	五日市町
昭和54～58年度	0	0	0	0	0	0.0	要望なし
昭和59年度	1	1	854	700	10,000	1,250.0	新島村 (羽伏浦)
計	28	37	11,529	8,130	91,575	41,765.5	

※ 60年度以降実績なし

8 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業

本会が実施する自転車駐車場設置事業の要点は、下記のとおりである。

記

- 1 設置要望申請の資格
地方自治体で、設置対象駅の周辺に現在、概ね300台以上の放置自転車がある〔または将来にわたり見込まれる〕こと。
- 2 設置要望申請の方法
自転車駐車場の設置要望については、次に定める書類を添えて本会まで申請するものとする。
 - (1) 自転車駐車場の設置に関する要望書
 - (2) 設置予定地の登記簿謄本および地積図、借地の場合は、この他に土地の使用貸借契約書
 - (3) 設置予定の自転車駐車場の配置図、平面図（各階別）及び立面図（2方向以上）
 - (4) 工事工程表
 - (5) 関連法規等抜粋の写 —— 自転車関連条例、入札執行規則、都市計画法等
 - (6) その他の関係書類（建設予定地周辺の放置状況写真、放置状況調書ほか）
- 3 自転車駐車場の設置の条件
 - (1) 自転車駐車場設置のため確保された用地は、8年以上使用可能であり、建物を建てることについて関係機関（地域住民を含む）と合意されていること。
 - (2) 自転車駐車場の収容台数は300台以上の規模とする。
 - (3) 建設事業主体は本会とする。但し、駐車場建設に関する業務については本会から当該自治体に委託（一部）して実施する。
- 4 自転車駐車場建設費の本会負担額
 - (1) 駐車場建設費の本会負担額は原則的に総事業費の2分の1とし、収容台数に応じ下記の限度額を設ける。
 - (2) 収容台数が300台以上600台未満の駐車場にあたっては、2,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (3) 収容台数が600台以上1,000台未満の駐車場にあたっては、3,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (4) 収容台数が1,000台以上1,500台未満の駐車場にあたっては、4,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (5) 収容台数が1,500台以上の駐車場にあたっては、5,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (6) 本会負担額を上回る費用については全て当該自治体の負担とする。
 - (7) 建設費には土地買収費や整地造園・モニュメント等装飾的構築物等に要する費用を含まない。
- 5 自転車駐車場の引渡し及び貸与、譲渡
自転車駐車場は、「使用貸借契約」締結後、6年間無償で当該自治体に貸与し、貸与期間満了後は無償で当該自治体に譲渡する。
- 6 自転車駐車場の管理
貸与された自転車駐車場の管理は当該自治体が行うものとし、維持管理費は当該自治体の負担とする。
- 7 設置要望の受付期間
平成26年度設置要望の受付は行っていません。
- 8 その他
添付資料の準備等に伴う「要望書」提出期限の猶予等本会との調整事項、その他不明の点については下記まで問い合わせること。
- 9 問い合わせ先
〒141-0021 東京都品川区上大崎3丁目3番1号 自転車総合ビル
一般財団法人 日本自転車普及協会 事業課
TEL 03-4334-7952
FAX 03-4334-7957

自転車駐車場年度別設置状況(東京都内)

平成26年2月末現在

年 度	区市町村名	設 置 場 所 名	収納台数 (台)	備 考
昭和47年度	江戸川区	J R 総武線小岩駅高架下	434	
昭和49年度	足立区	J R 常磐線綾瀬駅高架下	1,424	
		東武線竹ノ塚駅前	1,138	
	町田市	東急田園都市線つくしの駅前	85	
		〃 すすかけ台駅前	149	
昭和50年度	八王子市	J R 中央線西八王子駅前	508	
	※世田谷区	世田谷区北烏山団地 A	96	東京都住宅供給公社を通じて団地に設置
		〃 B	48	
昭和53年度	小金井市	J R 中央線武蔵小金井駅前	114	
昭和54年度	練馬区	西武池袋線大泉学園駅北口	565	
昭和55年度	小平市	西武新宿線小平駅前	292	
昭和57年度	小金井市	J R 中央線武蔵小金井駅前	629	
昭和58年度	葛飾区	京成本線京成高砂駅前	363	
	世田谷区	東急新玉川線駒沢大学駅前	541	
昭和59年度	調布市	京王相模原線京王多摩川駅前	417	
昭和62年度	杉並区	西武新宿線下井草駅前	467	
平成5年度	練馬区	西武池袋線石神井公園駅前	1,289	
平成10年度	東村山市	J R 武蔵野線新秋津駅前	1,104	
		西武池袋線秋津駅前	1,051	
平成11年度	昭島市	J R 青梅線中神駅前	459	
合 計	6区・7市 1公社	20箇所	11,173	

9 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業

公益財団法人自転車駐車場整備センター（以下「センター」という。）は、昭和54年4月16日建設大臣の許可を受けて財団法人として設立され、その後、公益法人改革により、内閣総理大臣の認定を受け平成25年4月1日から公益財団法人となりました。この間、地方公共団体等の要望にこたえ、平成24年度末までに1,185か所の自転車駐車場を建設するとともに、自転車駐車場の管理運営を行っている。以下がセンターの主な事業である。

1 自転車駐車場等の建設事業

センターは、地方公共団体又は鉄道事業者等からの要望を受けて、自転車駐車場及びミニバイク駐車場等の建設を行っている。駐車場の用地は要望者から提供してもらう（借地も可）。なお、建設事業は補助金等の種別及び有無により次の三つに大別される。

(1) 補助事業

(公財)JK Aの補助金の交付を受けて、主に三大都市圏（首都・近畿・中部）内の鉄道駅周辺において、主として通勤通学用の自転車の放置が概ね500台程度以上ある箇所に自転車駐車場を建設する事業

(2) 助成事業

(財)日本宝くじ協会の助成金の交付を受けて、主としてミニバイク（50cc以下）用の駐車場を建設する事業。箇所等については、当面、(1)に準ずる。

(3) 単独事業

整備が緊急を要する場合、(1)、(2)の事業を補完する場合等において、上記(1)の補助金、(2)の助成金の交付を受けずに、自転車駐車場又はミニバイク用の駐車場を建設する事業。

前記事業を実施する場合にあっては、国の交付金等が利用できる場合がある。また、(株)日本政策投資銀行から低利の資金の貸付を受けて実施することもある。

(申込みについて)

センター事業による自転車駐車場等の整備を希望する場合は、(1)の補助事業及び(2)の宝くじ事業については前年度の8月末までに、所定の要望書をセンターに提出すること（毎年5月、センターから案内文書を送付）。(3)の単独事業については特に申込み期限はないが、できるだけ前年度の2月末までに申し出ること。

なお、(1)及び(2)の事業については、補助金等の枠などの関係で要望どおり実施できない場合もある。

(負担金について)

地方公共団体が設置を希望する場合には、当該団体は事業費の一部を負担することとなるが、その負担額は、施設の規模、構造、グレード、立地条件、駐車料金、管理運営の方法等によって異なるので、当該団体との協議によって定めることとなっている。

2 自転車駐車場の直営及び貸与事業

センターが建設した自転車駐車場及びミニバイク駐車場は、センターが一定期間直接管理運営（直営）するか、或いは当該設置要望者に有償で貸与する。

(1) 直営について

地方公共団体からの要望により設置した駐車場で補助事業により建設したものはすべてセンターの直営に助成事業と単独事業により建設したものは原則としてセンターの直営とする。直営の期間は当該施設を地方公共団体等に譲渡するまでの期間で施設の構造等によって異なる。概ね15年ないし30年の期間を予定している。

なお、利用料金及び管理運営方式については当該地方公共団体とあらかじめ協議する。

(2) 貸与について

鉄道事業者等からの要望により建設した自転車駐車場等は、原則として当該鉄道事業者等に有償貸与する。貸与の期間は、当該施設を鉄道事業者等に譲渡するまでの期間で施設の構造等によって異なるが、概ね10年である。

なお、貸与の金額は、所定の係数によって算出されるが、補助金等が導入されているので、一般のリース料金に比べかなり低廉な金額となっている。

(3) 施設の譲渡について

運営の施設については、直営期間の終了後、当該施設の事業費の一部を負担した地方公共団体に、また、貸与施設については貸与期間終了後、貸与を受けた者に無償で譲渡される。

3 調査研究

センターは公益法人として、自転車駐車場改善に関する研究及び自転車駐車場整備に関する調査研究指導を行っている。地方公共団体からの申し出があれば、自転車駐車場整備の地域プラン等の作成について協力する。

4 公営自転車駐車場の管理受託業務等

センターは、公益法人として、地方公共団体が実施する放置自転車解消のための各種施策に協力するため、地方公共団体からの委託を受けて次のような事業を行っている。

(1) 公営自転車駐車場の管理受託業務等

センターは、現在約645か所の自転車駐車場を直営で管理運営しているが、そこでの経験とノウハウを活かし、地方公共団体が設置した自転車駐車場の管理運営を当該地方公共団体の委託を受けて行っている。現在、その数は3市1特別区、12か所である。また、平成15年9月に公の施設の管理について指定管理者制度が導入されたところであるが、現在、9市1特別区137か所において指定管理者の指定を受けている。利用申し込みの受け付けから、利用料金の徴収と納入、自転車駐車場の整理整頓などの業務を行っている。

(2) 駅周辺放置自転車の保管返還業務

地方公共団体から委託を受けて駅周辺に放置された自転車の保管及び返還などの業務を行っている。現在5市から委託を受けている。

5 広報

また、地方公共団体と協力して、放置自転車解消のためのクリーンキャンペーン及び自転車等駐車場利用促進等の広報活動を行っています。

6 撤去自転車の海外供与

センターは、地方公共団体が、撤去・保管している自転車で引き取り手のないものについて、無償譲渡を受け、これを海外の発展途上国に無償で供与する事業を行っている。

以上、詳細については下記に問い合わせること。

公益財団法人自転車駐車場整備センター
 本部 東京都中央区日本橋茅場町3丁目1番11号
 TEL 03-3667-4621

自転車駐車場設置状況(東京都地域分)

平成25年12月31日現在

年度	区市町村名	設置場所	構造	収納台数(台)
昭和56年度	町田市	小田急玉川学園前	立体自走式	671
昭和57年度	八王子市	J R 西八王子駅北口第一	〃	1,599
	〃	〃 北口第二	平面式	105
	練馬区	赤塚光が丘団地内	〃	300
	町田市	J R 町田駅森野第二	〃	368
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅御殿山	立体自走式	965
昭和58年度	調布市	京王調布駅南口第一	〃	1,529
	〃	〃 南口第二、三	平面式	217
	町田市	J R 町田駅森野第一	立体自走式	1,916
	〃	〃 森野第一バイク	平面式	520
	〃	〃 南口バイク	〃	480
	大田区	J R 大森駅東口	立体自走式	1,067
	府中市	京王武蔵野台駅	〃	650
日野市	京王高幡不動駅前	平面式	262	

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
昭和59年度	八王子市	J R高尾駅前	平 面 式	515
	〃	J R西八王子駅南	〃	190
	町田市	J R町田駅森野第二バイク	〃	158
	〃	〃 森野第一バイク (増設)	〃	116
	足立区	東武竹の塚駅東A棟	立体自走式	1,636
	〃	〃 東B棟	〃	1,345
	〃	〃 西、南	平 面 式	1,379
	八王子市	京王長沼駅前	平 面 式	153
	立川市	J R立川駅前	〃	1,584
	武蔵野市	J R吉祥寺駅御殿山バイク	〃	260
	〃	J R三鷹駅北口	立体自走式	785
	府中市	J R府中本町駅	〃	848
昭和60年度	多摩市	京王聖蹟桜ヶ丘駅	〃	1,070
	府中市	京王中河原駅北	〃	900
	〃	〃 東	〃	626
	〃	〃 西一、二	平 面 式	540
	大田区	J R蒲田駅南	立体自走式	1,130
	大田区	J R蒲田駅御園	平 面 式	188
	品川区	J R大森駅	〃	116
〃	J R西大井駅	立体自走式	500	
昭和61年度	日野市	J R豊田駅前	平 面 式	452
	大田区	J R蒲田駅東	立体自走式	484
	調布市	京王調布駅北口	〃	1,315
昭和62年度	日野市	京王平山城福祉公園駅	平 面 式	301
	府中市	京王分倍河原駅北	立体自走式	791
昭和63年度	日野市	J R豊田駅北口第二	平 面 式	209
	調布市	京王つつじヶ丘駅バイク	〃	97
	品川区	東急荏原町駅	立体自走式	504
	町田市	J R町田駅森野第一バイク	〃	1,000
平成元年度	日野市	J R豊田駅第五	平 面 式	263
	調布市	京王調布駅北口 (増設)	〃	190
	大田区	J R蒲田駅生活センター横	立体自走式	311
	〃	〃 東口環八脇	〃	1,014
	田無市	西武田無駅	〃	2,157
	府中市	京王多磨霊園駅	〃	1,367
平成2年度	大田区	東急池上駅	〃	671
	品川区	J R大井駅バイク	〃	525
	町田市	J R町田駅森野第三	平 面 式	568
平成3年度	青梅市	J R青梅駅	立体自走式	1,300
	〃	〃 南バイク	平 面 式	127
	三鷹市	J R三鷹駅南口	立体自走式	654
	八王子市	京王北野駅西	平 面 式	711
	田無市	西武田無駅南	立体自走式	2,279

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
平成4年度	品川区	京浜急行青物横丁駅	平 面 式	430
	八王子市	J R 八王子駅北口旭町バイク	〃	507
	〃	〃 南口子安町	〃	1,412
	〃	〃 南口	〃	335
	〃	〃 北口旭町	立体自走式	2,606
	〃	〃 北口東	〃	1,100
	〃	京王北野駅東	〃	1,763
	府中市	京王府中駅東	〃	1,040
平成5年度	八王子市	京王南大沢駅第一	平 面 式	470
	〃	〃 第二	立体自走式	631
	〃	〃 第三	〃	512
	〃	〃 第四	平 面 式	532
	〃	J R 高尾駅北口	〃	662
	〃	J R 八王子駅南口第二	〃	373
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅南口	立体自走式	1,364
	〃	〃 御殿山	〃	1,211
	品川区	京浜急行立会川駅	平 面 式	431
	小平市	西武花小金井駅南	立体自走式	2,104
	府中市	京王府中駅東バイク	平 面 式	93
	立川市	J R 立川駅北口 (増設)	〃	90
	平成6年度	武蔵野市	J R 吉祥寺駅本町二丁目	立体自走式
小平市		西武花小金井駅北	平 面 式	2,014
〃		〃 東一、二	〃	604
〃		〃 東三	〃	398
八王子市		京王堀之内駅	〃	1,540
〃		〃 南	〃	324
〃		J R 高尾駅北口 (増設)	〃	44
〃		J R 西八王子駅北口西	立体自走式	963
平成7年度	小平市	西武小平駅北	平 面 式	1,538
	〃	〃 東	〃	961
	〃	西武鷹の台駅南	〃	998
	田無市	西武田無駅北口第二	立体自走式	999
	新宿区	J R 新大久保駅	平 面 式	500
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅西三条通り第二	〃	273
	小平市	西武花小金井駅北口駅前	〃	480
	府中市	J R 北府中駅	立体自走式	1,250
平成8年度	新宿区	J R 大久保駅北	平面式	156
	多摩市	京王永山駅 (複合施設)	立体自走式	1,733
	〃	〃 高架下	〃	1,190
	〃	〃 プラザバイク	平 面 式	90
	〃	京王多摩センター駅暫定施設	〃	500
	〃	〃 東	立体自走式	1,425
	多摩市	京王多摩センター駅西	立地自走式	1,957

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
平成8年度	八王子市	J R 高尾駅南口	立地自走式	1,109
	〃	J R 西八王子駅南	平 面 式	600
平成9年度	多摩市	京王多摩センター駅多摩そごう	〃	544
	〃	〃 東 (増設)	立体自走式	103
	八王子市	J R 高尾駅南口ミニバイク	平 面 式	195
	〃	〃 北口第二	〃	491
	〃	J R 片倉駅北口	立体自走式	1,115
	〃	〃 ミニバイク	平 面 式	230
	町田市	京王多摩境駅南側	立体自走式	603
	町田市	小田急町田駅	立体自走式	927
	福生市	J R 福生駅東口第一	平 面 式	1,105
	〃	〃 東口第二	〃	1,220
	〃	〃 西口	〃	518
	〃	J R 牛浜駅東	〃	590
	〃	〃 西	〃	558
	〃	J R 拝島駅北口	立体自走式	386
	〃	J R 熊川駅東	平 面 式	80
平成10年度	八王子市	J R 八王子駅南口	〃	809
	〃	〃 北口	立体自走式	1,080
	〃	〃 〃 南	〃	2,012
	〃	〃 〃 中央	〃	298
	〃	〃 〃 東	〃	477
	日野市	J R 豊田駅北第五	平 面 式	403
平成11年度	八王子市	J R 八王子駅北口東	立体自走式	1,382
	〃	〃 旭町バイク	〃	1,385
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅吉祥寺大通り東	〃	700
	保谷市	西武保谷駅北口バイク	平 面 式	290
	〃	西武ひばりが丘駅北口	〃	1,200
	〃	〃 北口第二	立体自走式	300
	〃	〃 南口第一	平 面 式	1,528
	〃	〃 南口第二	〃	300
	稲城市	京王若葉台駅前	立体自走式	428
	日野市	京王高幡不動駅前	平 面 式	168
	日野市	京王高幡不動駅南第二	平 面 式	246
	〃	〃 南第三	〃	90
	〃	〃 北第五	〃	426
	町田市	J R 成瀬駅南口	立体自走式	559
平成12年度	江東区	亀戸駅北口第1	平 面 式	149
	〃	〃 北口第2	〃	175
	〃	〃 北口第3	〃	425
	〃	〃 東口第1	立体自走式	1,047
	品川区	J R 大森駅水神口	平 面 式	245
	練馬区	西武練馬駅東	〃	945

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
平成12年度	練馬区	西武練馬駅西	立体自走式	846
	〃	西武桜台駅東	平 面 式	163
	〃	〃 西	立体自走式	498
	青梅市	J R 河辺駅北口	〃	2,593
	〃	〃 南口	平 面 式	899
	保谷市	西武保谷駅北口あらかしき	立体自走式	2,544
	〃	〃 北口第2	〃	2,423
	〃	西武東伏見駅北口第1	平 面 式	377
	〃	〃 北口第2	〃	415
	〃	〃 南口第1	〃	920
	〃	〃 南口第2	平 面 式	107
	田無市	西武田無駅北口第3	〃	437
	清瀬市	西武清瀬駅南口	立体自走式	860
	日野市	J R 日野駅北	〃	986
	〃	〃 北バイク	平 面 式	155
	〃	〃 東3	〃	110
	平成13年度	江東区	J R 亀戸駅東口第2	〃
〃		〃 東 (増設)	立体自走式	678
〃		〃 北3 (増設)	平 面 式	245
〃		森下駅第1	〃	69
〃		〃 第2	〃	15
大田区		J R 蒲田駅西口御園 (増設)	〃	159
調布市		京王多摩川駅	立体自走式	608
町田市		京王多摩境駅北	平 面 式	254
小平市		西武小平駅北第1	平 面 式	609
日野市		J R 豊田駅北第6	〃	403
〃		J R 日野駅東2	〃	228
〃		高幡不動南第4	〃	171
西東京市		西武東伏見駅北口第1B	〃	96
〃		西武柳沢駅北口第1	立体自走式	1,257
〃		〃 北口第1-2	平 面 式	217
〃		〃 北口第2	〃	243
練馬区		富士見台駅東	〃	501
〃		〃 西	〃	384
〃		中村橋駅西	〃	1,508
平成14年度	練馬区	練馬駅西 (増設)	〃	427
	港区	品川駅高輪口	立体自走式	489
	江東区	東大島駅	平 面 式	700
	〃	〃 前	〃	330
	〃	西大島駅	立体自走式	590
	〃	〃 第2	平 面 式	54
	〃	越中島駅	〃	300
	町田市	多摩境駅北 (増設)	〃	273

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
平成14年度	町田市	町田駅森野第3バイク	平 面 式	60
	〃	つくし野駅	立体自走式	430
	福生市	拝島駅南口(臨時)	平 面 式	168
	西東京市	西武柳沢駅南口臨時	〃	236
	〃	ひばりヶ丘駅南口谷戸	〃	500
	八王子市	西八王子駅南口第1(改築)	〃	69
	〃	〃 南口第2(改築)	〃	95
	調布市	つつじヶ丘駅南口	〃	1,500
平成15年度	練馬区	中村橋駅東	〃	808
	武蔵野市	吉祥寺駅大通り東2	〃	91
	〃	〃 東	〃	203
	武蔵野市	〃 末広通り2	平 面 式	107
	〃	武蔵境駅北口一時利用	〃	146
	〃	吉祥寺駅北	〃	366
	町田市	町田駅森野第1(増設)	〃	83
	〃	町田駅森野第1バイク(増設)	〃	168
平成16年度	小平市	東部市民センター北(仮設)	〃	583
	江東区	東大島駅東	〃	45
	〃	門前仲町駅	〃	1,196
	〃	〃 第2	〃	300
	〃	〃 黒船橋	〃	99
	〃	東陽町駅	〃	472
	〃	〃 第2	〃	448
	〃	〃 第4	〃	52
	〃	豊洲3丁目	立体自走式	1,960
	八王子市	京王八王子駅中央第2	平 面 式	76
	〃	JR八王子駅南口臨時第2	〃	329
	〃	めじろ台駅	地 下 式	828
	武蔵野市	武蔵境駅南	平 面 式	401
	府中市	府中本町駅前第2	〃	100
〃	中河原駅西口第3	〃	335	
〃	分倍河原駅南	立体自走式	756	
福生市	福生駅東口地下	地 下 式	2,351	
平成17年度	武蔵野市	吉祥寺駅御殿山第3	平 面 式	325
	八王子市	めじろ台駅バイク	〃	144
平成18年度	江東区	東陽町第3	〃	135
	練馬区	練馬駅西口仮置場	〃	559
	〃	練馬駅西口(増設)	立体自走式	747
	八王子市	南大沢駅バイク	平 面 式	27
	府中市	府中本町駅第2	〃	112
	〃	府中駅南臨時原動機付用	〃	28
	〃	分倍河原駅北第2	〃	842
	〃	多磨駅東口	〃	245

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
平成19年度	調布市	仙川駅東（仮設）	平 面 式	1,057
	町田市	鶴川駅西	立体自走式	1,200
	西東京市	保谷駅南口第1	平 面 式	180
	〃	保谷駅南口第2	〃	195
	練馬区	練馬駅西臨時	〃	260
	府中市	多磨駅西口	〃	288
	稲城市	矢野口駅西	〃	700
	武蔵野市	吉祥寺駅末広通り第3	〃	202
	〃	吉祥寺大通り東第4	〃	118
	八王子市	南大沢駅第1バイク	〃	11
	〃	八王子駅南口仮設第1	〃	450
	〃	八王子駅南口臨時第2（仮設）	〃	281
	八王子市	高尾駅北口臨時第2	平 面 式	328
	〃	八王子駅北口東（屋外バイク）他	〃	68
	〃	八王子駅北口駅前駐輪帯	〃	78
	府中市	中河原駅北口広場一時	〃	62
	江東区	豊洲二丁目	〃	417
	〃	亀戸駅北口第二	〃	67
	調布市	つつじヶ丘駅北口	〃	41
	〃	仙川駅東	立体自走式	3,098
清瀬市	清瀬駅南口第2	〃	921	
平成20年度	江東区	亀戸駅北口第1（増設）	〃	720
	練馬区	光が丘ふれあいの径	平 面 式	1,401
	〃	光が丘IMA	〃	1,937
	八王子市	西八サイクルパーク50	〃	130
	〃	八王子駅南口臨時第3（仮設）	〃	506
	武蔵野市	武蔵境駅南	立体自走式	1,050
	〃	吉祥寺大正通北	〃	460
	稲城市	稲城駅北口バイク	〃	55
	西東京市	ひばりヶ丘駅南口	〃	908
	〃	東伏見駅北口	平 面 式	129
	八王子市	八王子みなみ野駅東口	〃	292
	〃	西八王子駅北口第3	立体自走式	944
町田市	町田駅森野第1増設	平 面 式	221	
平成21年度	八王子市	八王子みなみ野駅西口駅前広場下	平 面 式	1100
	〃	八王子みなみ野駅西側（仮設）	〃	1,352
	〃	八王子みなみ野駅東臨時バイク	〃	111
	〃	南大沢駅北自転車駐輪帯	〃	133
	武蔵野市	三鷹駅武蔵野タワーズ地下	地 下 式	1500
	〃	吉祥寺パーキングプラザ	立体自走式	1271
	日野市	豊田駅北3	〃	490
	〃	豊田駅北（仮設）	平 面 式	468
足立区	綾瀬袋橋暫定	〃	916	

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
平成21年度	足立区	綾瀬ふげんじ	平 面 式	180
	〃	綾瀬西	〃	978
	八王子市	堀之内駅(増設)	〃	199
平成22年度	江東区	東大島駅(増設)	平 面 式	60
	武蔵野市	吉祥寺大通り北	立体自走式	733
	〃	三鷹駅北口2	平 面 式	320
	〃	武蔵境駅西高架下暫定	〃	1721
	〃	〃 東高架下暫定	〃	357
	西東京市	保谷駅南口	立体自走式	474
	練馬区	光が丘IMA(増設)	平 面 式	22
平成23年度	武蔵野市	三鷹駅北口3	平 面 式	242
	〃	吉祥寺駅東暫定一時利用 1	〃	294
	〃	〃 2	〃	194
	〃	武蔵境駅北口3	〃	116
	〃	武蔵境駅東	〃	465
	〃	吉祥寺駅北(増設改良)	〃	393
	〃	三鷹駅中町第1仮設	〃	289
	〃	武蔵境駅南第2	〃	985
	〃	吉祥寺駅末広通り第4	〃	303
	〃	三鷹駅北口中町第2(仮設)	〃	327
	〃	三鷹駅北口中町第2	〃	1,775
	〃	三鷹駅北口中町第2バイク	〃	83
	〃	三鷹駅北口中町第1	〃	1,514
	〃	武蔵境駅北口一時利用(増設)	〃	109
	江東区	亀戸北口第2(増設)	〃	14
	平成24年度	江東区	東大島駅前(増設)	平 面 式
〃		門前仲町駅黒船橋(増設)	〃	64
武蔵野市		三鷹駅中央大通り	〃	1,086
〃		武蔵境駅西高架下(改良)	〃	684
〃		武蔵境駅みずき通り	〃	762
〃		三鷹駅中央大通り	〃	1,086
〃		武蔵境駅西中央高架下	〃	987
〃		三鷹駅北口(増設)	〃	196
〃		武蔵境駅南第2	〃	985
調布市		調布駅北第2	立体自走式	1,616
町田市		成瀬駅南口	〃	540
〃		成瀬駅南口臨時(仮設)	平 面 式	408
〃		成瀬駅南口臨時バイク	〃	61
西東京市	保谷駅南口第1	〃	135	
合 計	7区 15市 317箇所(増設を含め)			201,169

第4 参 考

1 自転車等の保有・登録・生産状況

- (1) 自転車保有状況
- (2) 原動機付自転車保有状況
- (3) 自転車防犯登録台数
- (4) 自転車生産実績（全国）

2 自転車関係団体

- (1) (一財) 自転車産業振興協会
- (2) (一社) 自転車協会
- (3) (一財) 日本自転車普及協会
- (4) (公財) 日本サイクリング協会
- (5) (公財) 自転車駐車場整備センター
- (6) (公財) 東京都道路整備保全公社
- (7) 東京都自転車商協同組合
- (8) 全国自転車問題自治体連絡協議会（全自連）
- (9) 再生自転車海外譲与自治体連絡会（ムコーバ）

3 関係法令

- (1) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- (2) 自転車・自動車の駐車場に関する主な法規制
- (3) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

第4 参 考

1 自転車等の保有・登録・生産状況

(1) 自転車保有状況

ア 保有台数の推移(全国)

(単位：千台)

年 別	保 有 台 数	備 考	年 別	保 有 台 数	備 考	
昭和18年	8,613	内務省調査	昭和53年	48,007	通産省生産動態統計等による推算	
昭和19年	8,556		昭和54年	49,541		
昭和20年	5,686		昭和55年	51,230		
昭和21年	6,276		昭和56年	52,325		
昭和22年	6,939		昭和57年	53,630		
昭和23年	8,013		昭和58年	55,155		
昭和24年	9,192		昭和59年	56,305		
昭和25年	10,859		昭和60年	57,291		
昭和26年	11,693		昭和26年及び28年自治庁、課税台数資料による推算	昭和61年		58,178
昭和27年	12,406			昭和62年		60,664
昭和28年	13,270	昭和63年		63,465		
昭和29年	13,667	平成元年		66,385		
昭和30年	13,928	平成2年		69,002		
昭和31年	15,647	平成3年		71,124		
昭和32年	16,005	平成4年		73,200		
昭和33年	16,815	平成5年		74,962		
昭和34年	18,158	平成6年		76,637		
昭和35年	19,559	平成7年		74,935		
昭和36年	20,785	通産省生産動態統計等による推算	平成8年	77,022		
昭和37年	21,952		平成9年	78,954		
昭和38年	22,931		平成10年	80,867		
昭和39年	23,765		平成11年	82,780		
昭和40年	24,377		平成12年	84,815		
昭和41年	25,430		平成13年	85,170		
昭和42年	26,375		平成14年	85,549		
昭和43年	27,330		平成15年	85,933		
昭和44年	28,241		平成16年	86,324		
昭和45年	29,291		平成17年	86,647		
昭和46年	30,497	平成12年度自転車産業振興協会の調査による人的推算	平成18年	67,225		
昭和47年	33,542		平成19年	67,820		
昭和48年	39,087		平成20年	68,387		
昭和49年	42,151		平成21年	68,921		
昭和50年	43,930		平成22年	69,883		
昭和51年	45,555		平成23年	70,141		
昭和52年	46,855		平成24年	70,472		
					平成24年度自転車産業振興協会の調査による人的推算	

注：(一財)自転車産業振興協会資料による。

- 平成12年度の調査は全国の2人以上世帯を対象として、住民基本台帳から無作為に4,500世帯を抽出し、郵送により行い、標本数は3,053世帯である。
- 平成24年度の調査は全国の単身世帯を含む世帯を対象として、インターネット調査会社保有の160万人のモニターに対してインターネットにより行い、回収した標本数は22,931世帯であった。

イ 都道府県別保有台数の推移

(保有台数の単位:千台)

都道府県別	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成20年 (人口)	人口/ 台数
1 北海道	2,525	2,472	2,511	2,409	2,523	2,802	2,769	2,762	2,683	2,834	5,572	2.0
2 青森	632	559	557	642	713	542	616	656	618	601	1,431	2.4
3 岩手	597	591	679	560	600	542	530	564	556	541	1,367	2.5
4 宮城	989	946	976	991	1,040	958	959	1,070	1,009	791	2,335	3.0
5 秋田	585	590	546	622	582	580	547	545	472	456	1,131	2.5
6 山形	606	541	583	560	525	583	516	572	566	536	1,194	2.2
7 福島	918	920	993	766	896	851	975	893	865	794	2,076	2.6
8 茨城	1,569	1,479	1,461	1,478	1,490	1,439	1,580	1,530	1,468	1,242	2,982	2.4
9 栃木	979	1,032	1,149	981	1,079	1,039	1,066	979	1,052	928	2,007	2.2
10 群馬	837	917	1,030	1,014	908	720	837	806	882	889	2,012	2.3
11 埼玉	4,547	4,522	4,469	4,448	4,961	4,773	5,011	5,562	5,417	5,436	7,067	1.3
12 千葉	3,303	3,326	3,405	3,523	3,750	3,731	3,937	4,085	4,099	3,763	6,091	1.6
13 東京	6,944	7,073	7,332	7,406	8,358	8,178	8,362	8,789	8,648	8,999	12,462	1.4
14 神奈川	3,881	3,804	3,929	4,244	4,571	4,757	4,894	5,260	5,112	5,315	8,798	1.7
15 新潟	1,306	1,258	1,139	1,111	1,121	1,206	1,118	1,243	1,052	1,121	2,413	2.2
16 富山	516	549	544	526	513	578	524	523	540	459	1,106	2.4
17 石川	505	465	499	429	542	427	467	525	464	493	1,167	2.4
18 福井	389	407	422	348	448	388	351	374	372	394	815	2.1
19 山梨	349	336	305	274	303	291	316	398	396	374	871	2.3
20 長野	940	954	811	766	1,013	845	937	870	967	830	2,177	2.6
21 岐阜	1,109	924	984	945	1,079	906	992	1,045	988	857	2,095	2.4
22 静岡	1,644	1,736	1,834	1,738	1,954	1,790	1,916	1,746	1,835	1,709	3,775	2.2
23 愛知	3,989	3,717	4,270	4,074	4,236	4,260	4,088	4,292	4,035	4,084	7,186	1.8
24 三重	869	906	901	817	917	870	936	976	936	1,039	1,856	1.8
25 滋賀	753	736	811	760	817	858	824	750	838	817	1,378	1.7
26 京都	1,490	1,359	1,432	1,522	1,567	1,534	1,563	1,664	1,505	1,656	2,559	1.5
27 大阪	5,936	5,762	6,084	6,135	6,289	6,602	6,713	7,256	6,593	6,515	8,670	1.3
28 兵庫	2,951	2,778	2,984	3,076	3,034	3,283	3,279	3,265	3,071	3,390	5,582	1.6
29 奈良	734	658	676	701	749	808	818	827	749	772	1,420	1.8
30 和歌山	605	553	596	577	551	603	535	528	458	584	1,046	1.8
31 鳥取	3	261	276	330	309	309	322	286	274	307	602	2.0
32 島根	312	290	306	293	305	329	301	322	297	307	733	2.4
33 岡山	928	991	1,018	949	1,085	984	890	1,105	1,027	1,035	1,948	1.9
34 広島	1,511	1,332	1,308	1,433	1,474	1,412	1,209	1,452	1,465	1,404	2,864	2.0
35 山口	703	702	678	665	666	633	675	639	723	679	1,480	2.2
36 徳島	377	417	412	377	416	417	442	430	391	443	806	1.8
37 香川	641	560	632	574	576	631	598	659	633	606	1,019	1.7
38 愛媛	854	789	834	805	767	870	871	820	798	771	1,472	1.9
39 高知	381	314	365	391	387	371	388	376	415	412	784	1.9
40 福岡	2,284	2,209	2,075	2,050	2,143	2,007	1,900	2,111	1,958	1,870	5,031	2.7
41 佐賀	398	392	323	340	412	348	459	393	411	380	865	2.3
42 長崎	331	333	239	276	382	243	359	276	284	319	1,469	4.6
43 熊本	727	824	890	761	827	821	777	783	908	741	1,845	2.5
44 大分	470	450	499	480	404	483	445	577	500	523	1,215	2.3
45 宮崎	441	509	492	460	522	540	452	490	460	418	1,161	2.8
46 鹿児島	480	619	551	548	600	512	605	543	567	435	1,739	4.0
47 沖縄	176	175	222	210	187	295	212	248	226	230	1,391	6.0
計	64,014	63,037	65,032	64,385	68,591	67,949	68,881	71,865	69,583	69,100	127,066	107

- (注) ① 自転車の国内市場動向調査。〈(一社)自転車協会〉より抜粋。
 ② 保有台数を推計する基礎となる世帯数(国勢調査結果)に基づく人的推計値である。(単身世帯は除く)
 ③ 保有台数は、参考数値である。

ウ 世界の保有台数

国名	年	保有台数 (万台)	保有率 (人口/台)
日本	2012	7,047	1.8
中国	2006	40,976	3.2
韓国	1996	650	6.9
インドネシア	1996	2,000	9.6
インド	1990	3,080	24.4
フランス	2000	2,300	2.6
ベルギー	1995	520	1.9
オランダ	2008	1,800	0.9
ドイツ	2012	7,100	1.2
イタリア	1996	2,650	2.2
イギリス	2002	2,300	2.6
デンマーク	2001	420	1.3
スペイン	1995	695	5.7
ノルウェー	1995	300	1.4
スウェーデン	1995	600	1.4
フィンランド	1995	325	1.5
スイス	2001	380	1.9
オーストリア	2002	330	2.4
ロシア	1987	4,000	7.0
ハンガリー	1995	350	3.1
ルーマニア	1999	550	4.1
アメリカ	1998	12,000	2.6
カナダ	1998	1,250	2.7
メキシコ	1995	800	13.2
ブラジル	1996	4,000	4.0

注：（一財）自転車産業振興協会資料による。

(2) 原動機付自転車保有状況

ア 保有台数の推移(全国、都)

		15年	16年	17年	18年	19年	
全 国	原動機付自転車 (50cc以下)	8,739,686	8,915,037	8,566,613	8,345,225	8,134,692	
	原付二種 (50ccを超125cc以下)	1,341,088	1,329,410	1,353,732	1,378,714	1,397,085	
	計	10,244,447	10,244,447	9,920,345	9,723,939	9,531,777	
都	原動機付自転車 (50cc以下)	625,525	625,525	606,945	596,638	582,395	
	原付二種	90cc以下	78,766	71,190	71,190	69,021	76,708
		125cc以下	85,274	99,980	99,980	108,427	85,268
	計	787,501	787,501	778,115	774,086	760,517	

		20年	21年	22年	23年	24年	
全 国	原動機付自転車 (50cc以下)	8,739,686	7,694,009	7,448,862	7,448,862	6,899,459	
	原付二種 (50ccを超125cc以下)	1,341,088	1,479,588	1,511,440	1,511,440	1,582,925	
	計	10,244,447	9,173,597	8,960,302	8,960,302	8,482,384	
都	原動機付自転車 (50cc以下)	625,525	531,516	509,688	486,232	463,661	
	原付二種	90cc以下	62,783	60,651	57,578	53,515	49,878
		125cc以下	115,339	126,660	133,097	140,002	145,166
	計	787,501	718,827	700,363	679,749	658,705	

注：警視庁交通年鑑平成24年版による。
 全国の原付自転車には、ミニカーを含む。

イ 都道府県別保有台数

平成24年4月1日現在

都道府県			原付二種	原付自転車 (ミニカーを含む)	都道府県			原付二種	原付自転車 (ミニカーを含む)
総 数			1,582,925	6,899,459					
北海道			19,218	84,792					
東北	青森	7,567	52,828	近畿	滋賀	12,856	87,014		
	岩手	10,756	63,307		京都	65,747	261,669		
	宮城	17,695	103,848		大阪	145,068	639,577		
	秋田	5,101	33,500		兵庫	91,466	390,407		
	山形	7,826	47,014		奈良	18,971	142,680		
	福島	14,976	81,968		和歌山	31,724	148,233		
東京(警視庁)			194,542	449,221	中国	鳥取	3,869	19,166	
関東	茨城	22,439	137,928	島根		5,625	34,364		
	栃木	16,168	90,910	岡山		28,798	122,716		
	群馬	18,503	82,158	広島		50,855	241,188		
	埼玉	81,142	317,564	山口	14,858	74,328			
	千葉	56,925	286,417	四国	徳島	12,295	58,072		
	神奈川	171,569	515,830		香川	20,054	77,301		
	新潟	17,756	112,254		愛媛	34,879	158,127		
	山梨	山梨	9,222	77,047	高知	17,289	77,389		
		長野	20,700	115,233	九州	福岡	48,986	256,745	
静岡		58,755	259,430	佐賀		8,246	40,254		
中部		富山	5,260	27,255		長崎	28,953	100,843	
		石川	5,495	36,204		熊本	19,224	135,587	
		福井	3,159	23,913		大分	12,180	78,995	
		岐阜	11,695	66,343		宮崎	9,100	65,700	
		愛知	53,061	277,738		鹿児島	18,994	139,385	
三重	17,213	118,157	沖縄	36,145		88,860			

注：警視庁交通年鑑平成24年版による。

ウ 区市町村別保有台数

平成24年4月1日現在

区市町村	原付二種			原付自転車	区市町村	原付二種			原付自転車
	125cc以下	90cc以下	50cc以下	125cc以下		90cc以下	50cc以下		
総 数				463,661					
計				275,712					
区部	千代田区	464	329	2,958	市部	町田市	5,674	1,498	28,444
	中央区	1,112	407	4,141		小金井市	872	313	3,090
	港区	2,317	891	6,720		小平市	1,660	565	5,977
	新宿区	3,185	1,122	9,299		日野市	1,949	747	8,607
	文京区	1,765	754	5,820		東村山市	1,415	503	5,087
	台東区	1,823	749	5,087		国分寺市	797	302	2,944
	墨田区	3,024	1,003	7,983		国立市	537	238	1,940
	江東区	5,391	1,447	13,055		福生市	533	246	2,295
	品川区	4,609	1,307	11,764		狛江市	1059	290	2,870
	目黒区	2,614	840	7,160		東大和市	967	388	3,630
	大田区	9,377	2,653	21,244		清瀬市	815	238	3,428
	世田谷区	9,136	2,820	25,415		東久留米市	1,487	490	5,484
	渋谷区	2,191	966	6,336		武蔵村山市	999	451	3,993
	中野区	3,197	1,101	8,306		多摩市	1,745	484	7,896
	杉並区	4,683	1,689	12,477		稲城市	1107	243	3,989
	豊島区	2,208	1,014	6,131		羽村市	502	295	2,189
	北区	3,406	1,116	9,184		あきる野市	940	680	4,171
	荒川区	1,960	811	5,662		西東京市	1,923	652	6,392
	板橋区	7,280	2,081	17,908		計	644	452	3,282
	練馬区	7,752	2,679	23,371		瑞穂町	378	248	1,791
足立区	9,862	2,872	28,003	日の出町	182	135	947		
葛飾区	5,074	1,696	14,071	奥多摩町	60	46	398		
江戸川区	7,876	2,533	23,617	檜原村	24	23	146		
計	43,844	16,297	181,294	計	372	249	3,373		
市部	八王子市	7,155	3,095	36,633	大島町	103	76	675	
	立川市	1,585	768	5,932	利島村	1	1	26	
	武蔵野市	871	382	3,108	新島村	27	37	372	
	三鷹市	1,830	598	5,645	神津島村	67	33	700	
	青梅市	1,477	894	7,136	三宅村	28	20	193	
	府中市	2,590	749	9,189	御蔵島村	6	2	56	
	昭島市	1,045	485	3,949	八丈町	59	45	621	
	調布市	2,310	703	7,276	青ヶ島村	1	3	23	
					小笠原村	80	32	707	

注：警視庁交通年鑑平成24年版による。

(3) 自転車防犯登録台数

平成24年12月末現在

区分	登録総台数				区分	登録総台数					
	平成24年	平成23年	増減	増減率(%)		平成24年	平成23年	増減	増減率(%)		
総数	18,493,565	18,431,812	61,756	0.3							
第一方面	麴町	7,206	7,479	-273	-3.7	第十方面	滝野川	61,141	63,287	-2,146	-3.4
	丸の内	66,744	61,570	5,174	8.4		王子	92,832	94,935	-2,103	-2.2
	神田	30,846	33,695	-2,849	-8.5		赤羽	264,357	272,900	-8,543	-3.1
	万世橋	79,511	73,330	6,181	8.4		板橋	247,438	247,232	206	0.1
	中央	23,337	25,605	-2,268	-8.9		志村	213,573	212,840	733	0.3
	久松	13,170	12,540	630	5.0		高島平	254,874	244,668	10,206	4.2
	築地	41,870	39,240	2,630	6.7		練馬	279,982	281,083	-1,101	-0.4
	月島	40,680	40,227	453	1.1		光が丘	247,712	253,059	-5,347	-2.1
	愛宕	11,713	12,730	-1,017	-8.0		石神井	427,562	411,013	16,549	4.0
	三田	18,220	18,625	-405	-2.2		十方面計	2,089,471	2,081,017	8,454	0.4
	高輪	20,160	21,154	-994	-4.7	第六方面	上野	286,072	294,784	-8,712	-3.0
	麻布	39,584	36,497	3,087	8.5		下谷	30,422	30,510	-88	-0.3
	赤坂	44,166	40,178	3,988	9.9		浅草	67,322	70,176	-2,854	-4.1
	東京湾岸	48,526	45,025	3,501	7.8		蔵前	12,312	12,901	-589	-4.6
一方面計	485,733	467,895	17,838	3.8	尾久		58,781	54,663	4,118	7.5	
第二方面	品川	97,492	95,239	2,253	2.4		南千住	198,536	189,364	9,172	4.8
	大井	140,344	144,580	-4,236	-2.9		荒川	105,344	106,343	-999	-0.9
	大崎	31,341	34,537	-3,196	-9.3		千住	158,139	169,413	-11,274	-6.7
	荏原	117,346	114,042	3,304	2.9		西新井	431,365	437,351	-5,986	-1.4
	大森	262,163	257,231	4,932	1.9		竹の塚	236,392	216,931	19,461	9.0
	田園調布	158,294	161,331	-3,037	-1.9	綾瀬	263,478	260,201	3,277	1.3	
	蒲田	433,269	429,240	4,029	0.9	六方面計	1,848,163	1,842,637	5,526	0.3	
	池上	206,157	204,786	1,371	0.7	第七方面	深川	409,788	416,467	-6,679	-1.6
	東京空港	4	4	±0	±0		城東	398,146	394,020	4,126	1.0
	二方面計	1,446,410	1,440,990	5,420	0.4		本所	104,501	105,095	-594	-0.6
第三方面	世田谷	230,677	231,223	-546	-0.2		向島	230,503	234,668	-4,165	-1.8
	北沢	180,269	181,156	-887	-0.5		亀有	378,149	379,847	-1,698	-0.4
	玉川	200,263	197,338	2,925	1.5		葛飾	327,876	324,644	3,232	1.0
	成城	367,149	362,165	4,984	1.4		小松川	260,535	252,596	7,939	3.1
	目黒	110,755	109,699	1,056	1.0		葛西	564,000	571,181	-7,181	-1.3
	碑文谷	231,033	239,582	-8,549	-3.6		小岩	228,186	229,372	-1,186	-0.5
	渋谷	145,229	145,840	-611	-0.4		七方面計	2,901,684	2,907,890	-6,206	-0.2
	原宿	92,583	88,825	3,758	4.2	第八方面	昭島	190,650	188,381	2,269	1.2
	代々木	84,942	84,722	220	0.3		立川	471,219	470,683	536	0.1
	三方面計	1,642,900	1,640,550	2,350	0.1		東大和	275,705	279,063	-3,358	-1.2
第四方面	牛込	19,118	18,036	1,082	6.0		府中	451,309	445,904	5,405	1.2
	新宿	277,111	266,066	11,045	4.2		小金井	324,756	327,199	-2,443	-0.7
	戸塚	191,279	198,649	-7,370	-3.7		田無	489,866	482,565	7,301	1.5
	四谷	99,099	96,079	3,020	3.1		小平	211,669	209,320	2,349	1.1
	中野	164,924	161,600	3,324	2.1		東村山	271,163	262,581	8,582	3.3
	野方	168,529	171,623	-3,094	-1.8		武蔵野	358,161	355,220	2,941	0.8
	杉並	248,585	252,422	-3,837	-1.5		三鷹	280,243	281,572	-1,329	-0.5
	高井戸	323,595	315,039	8,556	2.7	調布	365,676	358,858	6,818	1.9	
	荻窪	213,975	217,411	-3,436	-1.6	八方面計	3,690,417	3,661,346	29,071	0.8	
	四方面計	1,706,215	1,696,925	9,290	0.5	第九方面	青梅	190,839	186,782	4,057	2.2
第五方面	富坂	29,017	27,749	1,268	4.6		五日市	20,851	18,574	2,277	12.3
	大塚	16,216	16,600	-384	-2.3		福生	260,399	271,410	-11,011	-4.1
	本富士	142,077	144,703	-2,626	-1.8		八王子	451,058	462,392	-11,334	-2.5
	駒込	12,538	12,372	166	1.3		高尾	154,884	155,294	-410	-0.3
	巢鴨	126,875	126,939	-64	-0.1		南大沢	76,012	55,187	20,825	37.7
	池袋	271,512	276,435	-4,923	-1.8		町田	427,242	427,577	-335	-0.1
	目白	102,331	102,909	-578	-0.6		日野	174,075	177,599	-3,524	-2.0
	五方面計	700,566	707,707	-7,141	-1.0		多摩中央	226,385	229,804	-3,419	-1.5
	島部							九方面計	1,981,745	1,984,619	-2,874
							大島	0	3	±0	±0
						新島	0	0	±0	±0	
						三宅島	0	0	±0	±0	
						八丈島	210	177	33	18.6	
						小笠原	51	56	-5	-8.9	
					島部計	261	236	28	11.9		

注：警視庁交通年鑑平成24年版(生活安全部生活安全総務課調べ)による。登録台数とは、警視庁の電算機に入力されている台数をいう。

(4) 自転車生産実績 (全国)

(単位：千台)

年	軽快車	電動 アシスト車	子供車・ 幼児車	ミニサイクル	マウンテン バイク	特殊車	スポーツ車	実用車	計
昭和56年	650		1,542	2,546		55	1,656	152	6,601
昭和57年	700		1,607	2,810		79	1,252	85	6,533
昭和58年	860		1,510	2,932		131	1,546	61	7,040
昭和59年	916		1,322	2,871		181	1,465	57	6,812
昭和60年	1,017		1,360	2,753		308	1,304	42	6,784
昭和61年	1,339		1,268	2,687		254	999	37	6,584
昭和62年	2,296		1,316	2,570		275	883	38	7,378
昭和63年	2,893		1,327	2,192		301	761	35	7,509
平成元年	3,486		1,290	2,065		350	562	38	7,791
平成2年	3,694		1,315	1,822		602	501	35	7,969
平成3年	3,511		1,224	1,426		855	405	27	7,448
平成4年	3,641		1,227	1,197		746	451	24	7,286
平成5年	3,544		1,099	991		773	428	23	6,858
平成6年	3,789		1,045	970		647	230	21	6,702
平成7年	3,956		967	1,022		506	108	21	6,580
平成8年	3,979		841	864	168	215	70		6,137
平成9年	3,951	230	628	840	120	151	60		5,980
平成10年	4,066	213	608	748	103	149	42		5,929
平成11年	3,822	141	619	731	93	185			5,591
平成12年	3,223	147	532	572	63	142			4,679
平成13年	3,013	207	347	474	27	115			4,183
平成14年	2,205	227	220	354	15	55			3,076
平成15年	1,786	209	180	286	11	48			2,520
平成16年	1,688	233	201	255	18	59			2,455
平成17年	1,325	224	108	177	29	65			1,926
平成18年	876	236	52	82	24	65			1,335
平成19年	720	248	39	78	5	46			1,136
平成20年	647	274	46	77	4	46			1,095
平成21年	567	311	52	66	6	47			1,049
平成22年	563	336	49	60	6	44			1,057
平成23年	553	403		145					1,102
平成24年	492	383		137					1,012

平成11年以降、実用車は、
特殊車に含まれることになった。
平成11年以降、スポーツ車は、
特殊車の内数となった。

注：(一財)自転車産業振興協会資料による
千台未満の端数については四捨五入している。

2 自転車関係団体

(1) 一般財団法人自転車産業振興協会

◇代表者 会長 野澤 隆寛
◇所在地
本部 〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-3
電話(03)(5572)6401 ファクシミリ(03)(5572)6407
技術研究所 〒590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西1丁3-3
◇設立 昭和33年9月15日(平成25年4月1日 一般財団法人に移行)
◇目的 自転車及び車いす並びにこれらの部品、附属品の生産、貿易、流通及び消費の増進並びに改善を図り、もって我が国自転車産業の振興と国民生活の向上に寄与する。

◇事業

- ①技術及び製品の開発、評価、試験、検査
- ②国内外における規格標準化の推進
- ③組立整備に係る技術の向上、普及
- ④国内外の展示会への出展支援
- ⑤国内外情報の収集及び整備並びに提供
- ⑥国内外の調査及び研究
- ⑦講演会、講習会及びイベント等の開催
- ⑧広報及び出版物の発行
- ⑨資金の融資及び助成
- ⑩前号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業
(一財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

(2) 一般社団法人自転車協会

◇代表者 理事長 渡辺 恵次
◇所在地
本部 〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-15
電話(03)(3585)5455 ファクシミリ(03)(3582)3337, (03)(3505)2280
◇設立 昭和23年2月19日(平成24年4月1日 一般社団法人に移行)
◇目的 安全・安心で環境に優しい自転車の製造、供給、販売を製販一体となって強力に推進することと相俟って、メンテナンスの重要性、交通ルールやマナーの遵守、更には自転車走行空間の確保等を広く訴えることで、自転車を持つ本源的な価値である利便性、健康性、環境性が十分に発揮できるような社会を目指す。

◇事業

- ①安全・安心で環境に優しい自転車普及に係る事業の推進
- ②自転車等に関する安全性向上のための規格の作成及び標準化
- ③自転車の安全・安心な利用促進に係る諸事業
- ④自転車等に関する資源有効活用に係る調査研究
- ⑤自転車等に関する生産、流通、貿易及び消費に係る調査研究
- ⑥自転車等に関する技術開発及び利用推進に係る調査研究
- ⑦自転車等に関する広報活動及び出版物の発行
- ⑧自転車等に関する情報の収集及び提供
- ⑨自転車等に関するデザイン保全のための審査及び登録
- ⑩会館の管理及び運営
- ⑪前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

◇会員

- ①正会員 111名(平成24年3月31日現在)
- ②賛助会員 241名
(一財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

(3) 一般財団法人日本自転車普及協会

◇代表者 会長 石黒 克己
◇所在地
〒141-0021 東京都品川区上大崎3-3-1 自転車総合ビル4階
電話 総務課(03)(4334)7951 事業課(03)(4334)7952 ファクシミリ(03)(4334)7957
自転車文化センター
〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園2-1(科学技術館)
電話 (03)(3217)1231 ファクシミリ(03)(5224)4558
◇設立 昭和46年3月26日(平成24年10月1日 一般財団法人に移行)
◇目的 自転車利用の健全な普及を図り、もって自転車産業の発展と国民生活の向上に寄与する。

◇事業

- ① 自転車の利用等に関する調査、研究及び普及の推進
 - ② 自転車競技大会、自転車月間事業及び各種行事の開催並びに出版物の編集事業
 - ③ 自転車部品等の品質性能の改善及び円滑な供給
 - ④ 自転車及び自転車競技用関係機器の普及
 - ⑤ 自転車競技の近代化促進及び自転車利用の促進に関する情報提供施設の設置及び運営
 - ⑥ 自転車に関する紛争等の解決に必要な事業
 - ⑦ 前各号に関する啓発、広報活動並びに自転車利用に関する理解促進
 - ⑧ 前各号に掲げるものの他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- (一財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

(4) 公益財団法人日本サイクリング協会

◇代表者	会長 谷 垣 禎 一
◇所在地	〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-3 電話(03)(3583)5628 ファクシミリ(03)(3583)5987
◇設立	昭和39年5月22日(平成25年4月1日 一般財団法人に移行)
◇目的	生涯スポーツとしてのサイクリングの普及と振興、サイクリング環境の整備及びサイクリングに関する総合的な事業を行い、その健全なる発達に努めるとともに、サイクリングに関連する調査研究により理論及び技術の向上を図り、我が国における質の高い余暇活動、生涯学習の場としてのサイクリングの提唱と自転車を取り巻く社会環境の整備推進にあたる。もって円滑な交通社会の実現に寄与するとともに、国民の健康増進と生活環境の向上に資する。

◇事業

- ①サイクリングの普及奨励
- ②サイクリング指導者の育成
- ③サイクリング大会及びサイクルスポーツ大会の開催
- ④サイクリングによる国民の健康維持と体力増強及び青少年の健全育成
- ⑤サイクリング、サイクリング用自転車、サイクリング関連施設、及び道路交通に関する調査研究
- ⑥サイクリングに関する刊行物の発行及び情報の発信
- ⑦サイクリング愛好者の交流と安心、安全の確保
- ⑧関係諸機関との連携や協力及び関係諸団体との交流
- ⑨その他この法人の目的を達成するために必要な事業

◇会員

- 賛助会員 17,123名(平成24年度)
(一財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

(5) 公益財団法人自転車駐車場整備センター

◇所在地	
本 部	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-1-11 日本橋ピアザビル 7階 電話(03)(3667)4621 ファクシミリ(03)(3667)4623
大阪事務所	大阪府大阪市西区京町堀 1-6-2 肥後橋ルーセントビル10階 電話(06)(6449)0991 ファクシミリ(06)(6449)0994
名古屋事務所	愛知県名古屋市中村区名駅 4-2-7 丸森パークビル 3階 電話(052)(586)6841 ファクシミリ(052)(586)6855
◇設立	昭和54年4月16日
◇目的	自転車、原動機付自転車及び自動二輪車(以下「自転車等」という。)の利用者の利便の増進並びに道路交通の安全と円滑化を図るため、自転車等駐車場の整備に関する事業等を行い、もって地域社会の健全な発展に寄与する。

◇事業

- ①自転車等駐車場の設置及び運営
- ②自転車等駐車場施設の貸与及び譲渡
- ③自転車等駐車場改善に関する研究及び指導
- ④自転車等駐車場需要に関する調査研究
- ⑤自転車等駐車場整備推進のための広報活動
- ⑥地方公共団体等の委託に基づく、自転車等駐車場の設置及び管理
- ⑦全各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

(6) 公益財団法人東京都道路整備保全公社(旧名称 財団法人東京都駐車場公社)

◇所在地 〒163-0720 東京都西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル20階
電話(03)(5381)3361 ファクシミリ(03)(5381)3355

◇設立 昭和35年3月19日

◇目的 安全快適な道路環境の創出と駐車対策の推進等を通じて都市再生及び都市機能の維持増進に貢献する。

◇事業

- ①道路及び公有地に関する整備、施設管理及び普及啓発
- ②駐車場に関する利用促進及び普及啓発
- ③その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- ④上記事業の推進に資するために行う収益事業等

(7) 東京都自転車商協同組合

◇所在地 〒101-0021 東京都千代田区外神田3-1-8
電話(03)(3251)8446-7 ファクシミリ(03)(5256)6820

◇設立 昭和30年8月24日

◇目的 組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図る。

◇事業

- ①組合員の取扱う自転車の共同購買
- ②共同売り出し、広報宣伝などの市場対策事業
- ③不要自転車回収などを柱とした自転車環境事業
- ④組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- ⑤組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- ⑥組合員の福利厚生に関する事業
- ⑦労災保険法第4章の規定による労災保険事務組合としての業務
- ⑧組合員のためにする自転車損害賠償保障法に基づく保険代理業務
- ⑨前各号の事業の付帯する事業

(8) 全国自転車問題自治体連絡協議会(略称「全自連」)

◇所在地 〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1
練馬区環境まちづくり事業本部土木部交通安全課内
電話(03)(3993)1111内線8315 ファクシミリ(03)(3993)6557

◇設立 平成4年2月13日

◇目的 総合交通体系における自転車の位置づけを明確にしながら計画的な自転車対策を推進するという理念のもと設立

◇活動 自治体相互の連携を深め、自転車に係わる諸問題の解決を図るとともに、積極的かつ円滑な自転車対策を推進する。

◇会員 (1)正会員 128団体(平成25年7月現在)
(2)賛助会員 9団体
(3)協力団体 内閣府、国土交通省、東京都ほか

(9) 再生自転車海外譲与自治体連絡会 英文表記「MCCOBA(ムコーバ)」

◇所在地 〒170-8422 東京都豊島区東池袋1-18-11
豊島区土木部交通対策課内
電話(03)(3981)4847 ファクシミリ(03)(3981)4844

◇設立 平成元年10月

◇目的 撤去された放置自転車のうち、引取り手のない良質車の有効利用対策として、これらの自転車をさらに点検整備し、再生自転車としてアジア、アフリカ、中南米等の開発途上国に無償譲与し、看護師、保健師等の交通手段として利用してもらうことにより、これらの国や地域での福祉の向上・増進を図り、国際協力に寄与する。

◇活動実績 再生自転車72,045台を91ヶ国へ譲与(平成24年度末現在)

◇加盟団体 12自治体及び公益財団法人ジョイセフ

3 関係法令

(1) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

〔 昭和55年11月25日 〕
〔 法律 第 87号 〕

改正 平成5年12月22日法律第97号

(目的)

第1条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もって自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 二 自転車等 自転車又は原動機付自転車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。
- 三 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- 四 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- 五 道路管理者 道路法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、第1条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

(良好な自転車交通網の形成)

第4条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。

- 2 都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。
- 3 道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

(自転車等の駐車対策の総合的推進)

第5条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

- 2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。
- 3 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。
- 4 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。
- 5 都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

6 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等（自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であって、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。）の撤去等に努めるものとする。

第6条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認めるところにおいて条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市町村長は、第1項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

4 第2項前段の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。

5 第1項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第3項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めるときは、その定められた額とする。

6 都道府県警察は、市町村から、第1項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

（総合計画）

第7条 市町村は、第5条第1項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合計画の対象とする区域

二 総合計画の目標及び期間

三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その他整備に関する事業の概要

四 第5条第2項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置

五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針

六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項

七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、総合計画を定めるに当たっては、第2項第3号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者（第5条第4項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。）と、第2項第4号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。

5 市町村は、総合計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。

7 総合計画において第2項第3号の主要な自転車等駐車場の設置主体となった者及び同項第4号の設置協力鉄道事業者となった者は、総合計画に従って必要な措置を講じなければならない。

（自転車等駐車対策協議会）

第8条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。

3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。

4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

(自転車等駐車場の構造及び設備の基準)

第9条 一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、周辺の土地利用状況及び自転車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。

2 国は、前項の自転車等駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関して必要な技術指針を定めることができる。

(都市計画等における配慮)

第10条 道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関連する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車等の利用状況を適切に配慮して定めなければならない。

(交通安全活動の推進)

第11条 国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

(自転車等の利用者の責務)

第12条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。

2 自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。

3 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録（以下「防犯登録」という。）を受けなければならない。

(自転車の安全性の確保)

第13条 国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備することなどにより、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

(自転車製造業者等の責務)

第14条 自転車の製造（組立を含む。以下同じ。）を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

3 国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前2項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

(国の助成措置等)

第15条 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車駐車場の設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

3 国は、前2項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。

4 国及び地方公共団体は、民営自転車等駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者が必要と認めるものに対し、資金のあっせんその他必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車等駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、国有財産法（昭和23年法律第73号）及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附 則（昭和55、11、25法87）

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成5、12、22法97）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の第12条第3項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適用し、この法律の施行の前日から利用している自転車については、なお従前の例による。

3 国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第12条第3項の規定にかかわらず、改正前の第9条第3項の規定の例による。

(2) 自転車・自動車の駐車場に関する主な法規制

ア 建築基準法関係

項 目		自転車駐車場
大規模建築物 (法21条)		①高さが13m又は軒の高さが9mを超える建築物で、主要構造部に木材等を用いる場合は、原則として耐火構造等としなければならない ②延べ面積が3,000㎡を超える建築物で、主要構造部に木材等を用いる場合は、原則として耐火構造等としなければならない
防火壁 (法26条)		耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物で延べ面積1,000㎡を超えるものは、原則として1,000㎡以内ごとに耐火上有効な構造の防火壁で区画しなくてはならない
内装制限 (法35条の2) (令128条の4)		平屋は延べ面積3,000㎡、2階建は1,000㎡、3階以上は500㎡を超える場合、原則として内装制限を受ける
接道義務 (法43条) (条例4条) (条例10条の3)		①接道長さ2m以上 ②建築物全体の延べ面積1,000㎡を超え2,000㎡以下のものは接道長さ6m以上、2,000㎡を超え3,000㎡以下のものは8m以上、3,000㎡を超えるものは10m以上
屋 根 (法22条)		法22条地域において、建築物の屋根の構造は、火の粉により火災が燃え広がらないこと及び屋根が燃えぬけないものとする。 ※法22条地域(8.4.1 都告示361)：防火地域及び準防火地域を除くほぼ東京全域
外 壁 (法23条)		法22条地域において、木造建築物等は外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁などの準防火性能を有する壁としなければならない。 ※延焼のおそれのある部分(法2条) 隣地境界線、道路中心線、建築物相互間の中心線(同一敷地内に2棟以上ある場合)から3m(1階部分)、5m(2階以上の部分)以内にある建築物の部分
用 途 地 域	第一種低層 住居専用地域 及び 第二種低層 住居専用地域	・住宅等に附属するものは規制なし ・単独建築は不可
	第一種中高層 住居専用地域	同 上
	第二種中高層 住居専用地域	・住宅等に附属するものは規制なし ・単独のものは、2階以下で床面積の合計が1,500㎡以下
	第一種 住居地域	・床面積3,000㎡以下
防火地域 (法61条)		階数が3以上又は延べ面積が100㎡を超える建築物は耐火建築物とし、その他は耐火建築物又は準耐火建築物とする。ただし、延べ面積が50㎡以内の平家建附属建築物の外壁・軒先を防火構造としたものはこの限りでない

項目	自転車駐車場
準防火地域 (法62条)	地階を除く階数が4以上又は延べ面積が1,500㎡を超える建築物は耐火建築物とし、延べ面積が500㎡を超え1,500㎡以下の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とする。地階を除く階数が3の建築物は、耐火建築物、準耐火建築物又は外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置等、防火上必要な技術的基準に適合する建築物とする
容積率制限における床面積の控除(令2条)	各階の床面積の合計の5分の1を限度として控除される

〈注〉

法：建築基準法 令：建築基準法施行令 条例：東京都建築安全条例

- 1 屋根のない駐車場については、規制対象とならない。ただし、自動車・バイク駐車場については、危険物の規制に関する政令の適用を受ける場合がある。
- 2 路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上の場合駐車場法施行令及び届出(駐車料金を徴収する場合)の適用を受ける。

〈参考〉東京都駐車場条例の一部改正について (都市整備局市街地建築部建築企画課)

新築時等における特別区の大規模事務所及び共同住宅並びに既存建築物について駐車施設の附置義務台数の見直しを行うとともに、特別区又は市が条例で、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく駐車機能集約区域における駐車施設に関する事項を定めた場合の特例を設けます。(平成26年4月1日施行)

(1) 新築時等における附置義務台数の算定基準の見直し

ア 特別区の大規模事務所(床面積6千㎡超)について附置義務台数の算定基準(面積調整率)を緩和します。

(例) 床面積の区分 6千㎡超1万㎡以下の部分

(現行) 1.0 → (改正後) 0.8

イ 特別区の共同住宅について、附置義務台数の算定基準を緩和します。

(現行) 床面積300㎡ごとに1台 → (改正後) 床面積350㎡ごとに1台

(2) 既存建築物における取扱いの見直し

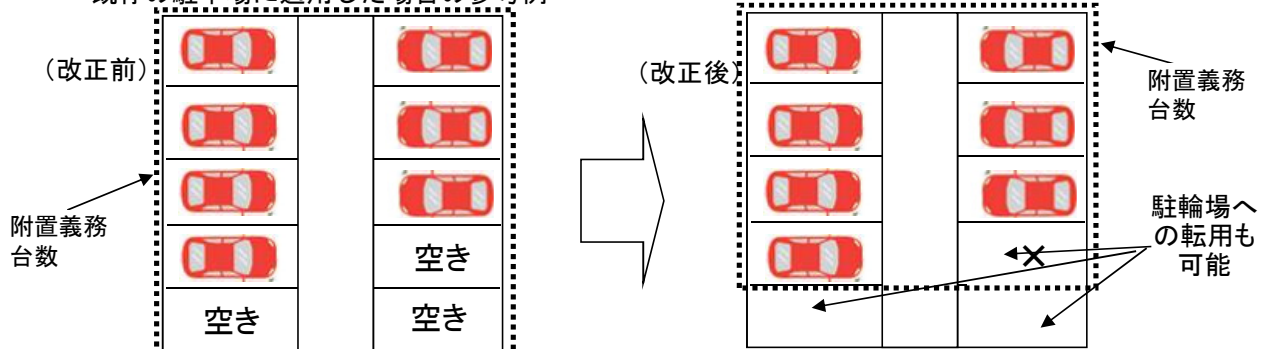
特別区及び市において、駐車施設の台数を条例で必要とされる台数まで減じ、又は条例で必要とされる台数を確保した上で駐車施設の位置の変更ができることとします。

→ 他の建築関係法令に適合する範囲で、自転車置場への転用も可能となります。

(3) 駐車機能集約区域に係る特例

特別区又は市が、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく駐車機能集約区域内において附置すべき駐車施設等に関する条例を定めた場合における本条例の適用除外に係る規定を設けます。

既存の駐車場に適用した場合の参考例



イ 主な消防法関係

項 目	自 転 車 駐 車 場	自 動 車 駐 車 場	
防火対象物の指定 (令6条)	令別表第1、15項「その他の事業場(主たる用途に機能的に従属するものを除く。)」	令別表第1、13項イ「自動車車庫又は駐車場(主たる用途に機能的に従属するものを除く。)」	
防火管理者 (法8条) (条例55条の3)	収容人員50人以上	①収容人員50人以上 ②収容台数50台以上の屋内駐車場 (条例)	
消 防 用 設 備 等	消火器 (令10条)	①延面積300㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積50㎡以上	①延面積150㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積50㎡以上
	屋内消火栓設備 (令11条) (条例38条)	①延面積1,000㎡以上(2・3倍読み規定あり) ②地階、無窓階、4階以上の階で床面積200㎡以上(2・3倍読み規定あり) ③地階を除く階数が5以上(5階以上の階の床面積合計150㎡以下又は150㎡以内ごとに防火区画された場合を除く。2倍読み規定あり-条例)	地階を除く階数が5以上(5階以上の階の床面積合計150㎡以下又は150㎡以内ごとに防火区画された場合を除く。2倍読み規定あり-条例)
	スプリンクラー設備 (令12条) (条例39条)	①11階以上の階 ②地下4階以下の階で当該地下4階以下の階の床面積合計2,000㎡以上(条例) ③地盤面からの高さ31mを超える階(条例)	同 左
	水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (令13条) (条例40条)	規制なし	※1 ①駐車のために供される部分で次に掲げるもの ア 当該部分の存する階における当該部分の床面積が(ア)地階、2階以上の階で面積200㎡以上(イ)1階で面積500㎡以上 ウ 屋上で床面積300㎡以上 イ 昇降機等の機械装置によるもので収容台数10台以上 ②延面積700㎡以上(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができるものを除く-条例) ③吹き抜け部分を共有する2以上の階で駐車のために供する部分の床面積合計200㎡以上(条例)
	自動火災報知設備 (令21条)	①延面積1,000㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積300㎡以上 ③11階以上の階	①延面積500㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積300㎡以上 ※1 ③地階、2階以上の階のうち駐車のために供する部分の存する階(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる階を除く)で当該床面積200㎡以上 ④11階以上の階
	漏電火災警報器 (令22条)	①延面積1,000㎡以上 ②契約電流50A超過 (①、②いずれも間柱、根太、野縁、下地などを準不燃材料以外で造った鉄網入り壁、床天井を有する場合に限る。)	規制なし
	消防機関へ通報する火災報知設備 (令23条)	延面積1,000㎡以上 (消防機関に常時通報することができる電話を設置した場合を除く。)	同 左

項 目		自 転 車 駐 車 場	自 動 車 駐 車 場
消 防 用 設 備 等	非常ベル、 自動式サイ レン又は 放送設備	①収容人員50人以上 ②地階、無窓階で収容人員20人以上	同 左
	非常ベル及 び放送設備 (令24条)	①地階を除く階数11以上 ②地階の階数3以上	同 左
	避難器具 (令25条) (条例44条)	①3階以上の無窓階、地階で収容人員100人 以上 ②3階以上の有窓階で収容人員150人以上 ※2 ③3階以上の階のうち直通階段が1以下で 収容人員10人以上 ④6階以上の階で収容人員30人以上 (条例)	※2 ①3階以上の階のうち直通階段が1以下で 収容人員10人以上 ②6階以上の階で収容人員30人以上 (条例)
	誘導標識 (令26条)	全 部	同 左
	誘導灯 (令26条)	地階、無窓階、11階以上の部分	同 左
	排煙設備 (令28条) (条例45条の2)	規制なし	①地階、無窓階で床面積 1,000㎡以上 ※1 ②地下4階以下の階で駐車のために供する部分 の床面積 1,000㎡以上 (条例)
	連結散水設備 (令28条の2)	地階の床面積合計 700㎡以上	同 左
	連結送水管 (令29条) (条例46条)	①地階を除く階数7以上 ②地階を除く階数5以上で延面積6,000㎡以上	①地階を除く階数7以上 ②地階を除く階数5以上で延面積6,000㎡以上 ③地階、無窓階(1、2階を除く)で床面積 1,000㎡以上(条例)※1④屋上で自動車駐 車場の用途に供するもの (条例)
	非常コンセント 設備 (令29条の2) (条例46条の2)	①地階を除く階数11以上 ②地下4階以下の階で当該地下4階以下の階 の床面積合計 1,000㎡以上 (条例)	同 左
	無線通信補助 設備 (条例46条の3)	地下の階数が4以上で、かつ、地階の床面積 合計 3,000㎡以上 (条例)	同 左

〈注〉

法：消防法 令：消防法施行令 条例：火災予防条例

- 1 主たる用途に機能的に従属するものとして、令別表第1、13項イから除かれるものに対しても適用される規制事項
- 2 当該階は、区画された部分ごとに1階段の判断を行う。
- 3 複合用途防火対象物の一部として存する場合には、16項としての規制事項が適用される場合がある。

(3) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

〔平成25年3月29日
条例第14号〕

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自転車の利用に関し、基本理念を定め、及び東京都（以下「都」という。）、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、事業者、都民その他の関係者の責務を明らかにするとともに、都の基本的な施策、関係者が講じるべき措置等を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 二 自転車道自転車道の整備等に関する法律（昭和45年法律第16号）第2条第3項に規定する自転車道をいう。
- 三 事業者事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 四 自転車使用事業者事業者のうち、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者をいう。
- 五 都民等都民、自転車利用者及び事業者をいう。
- 六 自転車貨物運送事業他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して貨物を運送する事業（請負その他の方法により当該貨物の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 七 自転車旅客運送事業他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業（請負その他の方法により当該旅客の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 八 自転車貸付事業自転車を有償で貸し付ける事業をいう。

(基本理念)

第3条 自転車は、都民及び事業者にとって高い利便性を有し、都民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たす一方で、自転車に係る交通事故の多発、道路への放置等の不適正な利用により、都民の安全な生活の妨げとなっていることに鑑み、都、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）並びに都民等の相互の連携により、その安全で適正な利用が促進されなければならない。

(都の責務)

第4条 都は、区市町村及び都民等と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策（以下「自転車安全利用促進施策」という。）を総合的に実施するものとする。

- 2 都は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、都民等に対し必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。
- 3 都は、区市町村が実施する自転車安全利用促進施策に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力を行うものとする。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、自転車が車両（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）であることを認識して同法その他の関係法令を遵守し、これを安全で適正に利用するものとする。

- 2 自転車利用者は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車使用事業者等の責務)

第6条 自転車使用事業者は、従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）、自転車の製造若しくは組立て又は整備を業とする者、自転車駐車場を利用させることを業とする者（第13条において「自転車駐車場業者」という。）その他の自転車に関する事業を行う者は、自転車が安全で適正に利用されるよう、事業の実施に関し必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

(都民及び事業者の責務)

第7条 都民及び事業者（前条に規定する事業者を除く。）は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 自転車安全利用推進計画

(自転車安全利用推進計画)

第8条 知事は、都が実施する自転車安全利用促進施策及び都民等の取組を総合的に推進するための計画（以下この条において「自転車安全利用推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 知事は、自転車安全利用推進計画の策定に当たっては、都民等の意見を反映することができるよう、適切な措置を講じるものとする。
- 3 知事は、自転車安全利用推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、自転車安全利用推進計画の変更について準用する。

第3章 自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及

(都による自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及)

第9条 都は、自転車利用者が自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得するための機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(自転車安全利用指針)

第10条 知事は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識が適切に習得され、並びにそれらの普及が効果的に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の安全で適正な利用に関する指針を作成し、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- 一 自転車の安全で適正な利用に必要な技能に関する事項
- 二 自転車の安全で適正な利用に必要な知識に関する事項
- 三 前2号に掲げるもののほか、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の効果的な普及のために必要な事項

(自転車利用者の技能及び知識の習得)

第11条 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めなければならない。

(従業者の技能及び知識の習得)

第12条 自転車使用事業者は、従業者に対し、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じることにより、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。

(自転車小売業者等による啓発)

第13条 自転車小売業者、自転車の組立てを業とする者(第23条第2項及び第37条において「自転車組立業者」という。)、自転車の整備を業とする者(第22条、第23条第2項及び第37条において「自転車整備業者」という。)及び自転車駐車場業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者 に対して、自転車の販売等の機会を通じ、自転車を安全で適正に利用するための啓発を行うよう努めなければならない。

(事業者による自転車の安全で適正な利用に係る研修の実施等)

第14条 事業者(就業規則その他これに準じるものにより従業者の自転車を利用した通勤を禁じている事業者を除く。第30条において「特定事業者」という。)は、自転車を利用して通勤する従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(児童の技能及び知識の習得)

第15条 父母その他の保護者は、その保護する児童(18歳未満の者をいう。次条において同じ。)に対し、指導、助言その他の必要な措置を講じることにより、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。

(児童の教育又は育成に携わる者による指導等)

第16条 児童の教育又は育成に携わる者は、当該児童が自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第4章 安全な自転車の普及

(安全な自転車の利用)

第17条 自転車利用者は、東京都規則(以下「規則」という。)で定める自転車の安全性に関する基準に適合する自転車(次条において「基準適合自転車」という。)を利用するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(安全な自転車の製造、販売等)

第18条 自転車の製造又は販売を業とする者は、基準適合自転車の製造又は販売及び安全性の高い自転車の開発又は普及に努めなければならない。

(安全に資する器具の利用)

第19条 自転車利用者は、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとする。

(自転車点検整備指針)

第20条 知事は、自転車の安全で適正な利用の促進のため、自転車の点検又は整備(以下この条から第22条までにおいて「点検整備」という。)が効果的かつ適切に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の点検整備に関する指針(次条及び第22条において「自転車点検整備指針」という。)を作成し、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- 一 日常的に点検すべき事項及び点検の方法
- 二 定期的に点検すべき事項及び点検の方法
- 三 整備の方法及び確保すべき性能
- 四 前3号に掲げるもののほか、点検整備を効果的かつ適切に行うために必要な事項

(点検整備の実施)

第21条 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(自転車整備業者による点検整備)

第22条 自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者の求めに応じて点検整備を行うときは、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

(違法な利用となる自転車の販売等の禁止)

第23条 自転車小売業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って自転車を販売してはならない。

2 自転車組立業者又は自転車整備業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って他人の求めに応じて自転車を組み立て、又は改造してはならない。

第5章 自転車利用環境の整備等

(自転車道の整備等)

第24条 都は、自転車道、自転車駐車場その他の自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資する事業が効果的かつ適切に実施されるよう、区市町村その他の関係者と連携して必要な措置を講じるものとする。

(自転車利用環境整備協議会)

第25条 都は、自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資すると認めるときは、規則で定めるところにより、自転車利用環境整備協議会を置くことができる。

(自転車等駐車対策協議会等に対する都の協力)

第26条 都は、区市町村が自転車等駐車対策協議会(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第8条第1項の自転車等駐車対策協議会をいう。)を置いたときは、当該区市町村の申出等により、必要な協力を行うものとする。区市町村が自転車道の整備等について関係者との協議の場を設けたときも、同様とする。

第6章 自転車利用者等による保険等への加入等

(自転車損害賠償保険等への加入等)

第27条 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、当該損害を填補するための保険又は共済(次条において「自転車損害賠償保険等」という。)への加入その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(自転車損害賠償保険等の普及等)

第28条 自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者は、自転車損害賠償保険等の普及に努めなければならない。

2 自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、前条第一項に規定する自転車損害賠償保険等への加入その他の必要な措置に関する情報の提供に努めなければならない。

第7章 自転車駐車場の利用の推進

(自転車の駐車需要を生じさせる事業者による適正な駐車場の促進)

第29条 事業の実施により自転車の駐車需要を生じさせる者は、顧客、従業者等による自転車の駐車が道路交通法の規定に違反しないよう、自転車の駐車場所の確保、自転車駐車場の利用の啓発その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(通勤に利用する自転車の駐車場所の確保又は確認)

第30条 特定事業者は、従業者の通勤における自転車の駐車について、規則で定めるところにより、当該駐場に必要箇所を確保し、又は従業者が当該駐場に必要箇所を確保していることを確認しなければならない。

第8章 自転車貨物運送事業者等の自転車の安全で適正な利用に関する登録等

(自転車貨物運送事業者の登録等)

第31条 自転車貨物運送事業を営む者は、当該自転車貨物運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の登録(以下この条から第34条までにおいて「登録」という。)を受けることができない。

一 第33条第1項(第35条第2項及び第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定により登録を抹消された日から3年を経過しない者

二 第34条(第35条第2項及び第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反したことにより第39条第1項の公表をされた日から2年を経過しない者

三 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

六 登録を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

3 登録を受けようとする者(登録の更新を受けようとする者を含む。)は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

4 知事は、前項の申請に係る事業が第1項の基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、申請者を登録簿に登録し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

5 登録の有効期間は、登録の日から3年とする。

(登録に係る事項の変更等)

- 第32条 登録を受けた者は、登録に係る事項に変更があったとき又は登録に係る事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の届出があったときは、届出があった事項について登録簿の当該事項を変更し、又は登録を抹消するとともに、その旨を同項の届出をした者に通知しなければならない。

(登録の抹消等)

- 第33条 登録を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、知事は、当該登録を受けた者の登録を抹消するものとする。
- 一 第31条第2項各号に該当することとなったとき。
- 二 不正の手段により登録を受けたとき。
- 三 正当な理由がなく登録に係る事業についての第38条の勧告に従わないとき。
- 2 登録を受けた者は、規則で定めるところにより、知事に登録の抹消を申請することができる。
- 3 前2項の規定により登録を抹消したときは、知事は、その旨を登録を抹消された者に通知しなければならない。

(表示の制限)

- 第34条 登録を受けていない者は、その営む事業について登録を受けている旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(自転車旅客運送事業の登録等)

- 第35条 自転車旅客運送事業を営む者は、当該自転車旅客運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。
- 2 第31条第2項から第5項まで及び第32条から前条までの規定は、前項の登録について準用する。

(自転車貸付事業の登録等)

- 第36条 自転車貸付事業を営む者は、当該自転車貸付事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。
- 2 第31条第2項から第5項まで及び第32条から第34条までの規定は、前項の登録について準用する。

第9章雑則

(報告及び調査)

- 第37条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、自転車小売業者、自転車組立業者、自転車整備業者、第31条第1項、第35条第1項若しくは前条第1項の登録を受けた者、第34条（第35条第2項又は前条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反しているおそれがあると認める者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員にこれらの者の事業所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。
- 2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

- 第38条 知事は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる措置その他の必要な措置を講じるよう勧告をすることができる。
- 一 第23条各項の規定に違反する行為をした者当該違反する行為を中止すること。
- 二 第31条第1項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの当該基準に適合させること。
- 三 第32条第1項（第35条第2項又は第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしていない者当該届出をすること。
- 四 第34条（第35条第2項又は第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反する行為をした者当該違反する行為を中止すること。
- 五 第35条第1項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの当該基準に適合させること。
- 六 第36条第1項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの当該基準に適合させること。

(公表)

- 第39条 知事は、前条第1号又は第4号の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨の公表をすることができる。
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

- 第40条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(4) 東京都自転車安全利用推進計画

はじめに

都内では、平成24年中に1万7千件を超える自転車に関係した交通事故（以下「自転車事故」といいます。）が発生し、自転車乗用中に交通事故で亡くなられた方は、34人に上ります。全ての交通事故に占める自転車事故の割合は約36%に達し、全国平均の約20%と比べても高い状況となっています。

また、都内の駅周辺における放置自転車は、統計上は減少傾向にあるものの、依然として歩行者等の通行の著しい妨げとなっているとともに、区市町村においては、その対策費として年間150億円以上もの予算が投じられている状況です。

こうした自転車を巡る諸課題を踏まえ、東京都は「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（平成25年東京都条例第14号。以下「東京都自転車安全利用条例」といいます。）を制定し、平成25年7月1日から施行しました。

東京都自転車安全利用条例では、自転車利用者だけでなく、行政、事業者等の自転車に関わる全ての主体に対して、その社会的責任に応じた義務等を課していますが、そうした義務等を各主体が確実に果たすためには、具体的な取組を明確にすることが必要です。そこで、東京都は、自転車に関わる様々な団体の代表者や公募で選ばれた都民等を委員とした「東京都自転車安全利用推進計画協議会」を設置し、計画案について協議するとともに、都民等からも広く意見を募集しました。

東京都は、これらの結果も踏まえ、東京都自転車安全利用条例第8条第1項の規定に基づき、自転車の安全で適正な利用（以下「安全利用」といいます。）を促進するための東京都の施策及び自転車利用者、事業者等の取組を総合的に推進するため、この計画を策定しました。

第1 理念

自転車は、高い利便性を有した乗り物であり、都民生活や事業活動に重要な役割を果たしています。一方で、先に述べたとおり、自転車事故の多発や道路への放置等の問題があり、都民の安全な生活を妨げています。

自転車が安全で適正に利用されるためには、まず自転車を利用する人自身が、自転車は車両であるとの認識の下、自転車を放置しないことも含め、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することが必要不可欠です。その一方で、自転車は、運転免許が不要であることなどから、幅広い年齢層の利用者があらゆる場面で利用しているとともに、交通ルールの遵守といった安全意識の面等では、徒歩と比べて速度が高い車両であるにもかかわらず、徒歩での移動と同じ感覚で利用される傾向にあります。したがって、その安全利用を社会全体に浸透させるためには、自転車利用者だけでなく、行政、事業者等の自転車に関わる全ての主体が一丸となって取組を推進することが必要です。

そこで、この計画では、『社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会を実現する』ことを理念として掲げ、究極的には自転車事故や放置自転車がない社会を目指します。

第2 計画期間

都内における交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、第9次東京都交通安全計画（平成23年東京都交通安全対策会議策定）があります。同計画は、平成23年度から27年度までを計画期間とし、その内容には、自転車の安全利用を推進するための様々な取組も盛り込まれています。

この計画は、第9次東京都交通安全計画に記載された自転車の安全利用に関する取組をより具体化するものであり、同計画と相互に連携するものであるため、計画期間は、第9次交通安全計画に合わせて、計画策定時から平成27年度末までとします。

なお、平成28年度以降は、新たな東京都交通安全計画の策定に合わせて、この計画も改定することとします。

第3 数値目標

自転車に関わる全ての主体が一丸となり、この計画の理念を実現するため、全ての主体の取組の総合的な結果として目指す数値目標（平成27年中）は、次のとおりとします。

- ・ 自転車乗用中死者数 25人以下
- ・ 自転車事故発生件数 13,000件以下
- ・ 駅前放置自転車台数 30,000台以下

【数値目標の考え方】

数値目標として掲げる項目は、この計画の理念として掲げた「社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会」にどの程度近づいているかを知ることができるよう、最も基本的なものであり、かつ、第9次東京都交通安全計画の目標（平成27年中の道路交通事故死者数150人未満）とも整合するものである必要があります。

そこで、まず、自転車事故によって人命が失われないようにするとともに、交通事故のない社会を目指すべく「自転車乗用中死者数」及び「自転車事故発生件数」を項目としました。また、“交通秩序の確立”の観点から「駅前放置自転車台数」も項目としました。

その上で、それぞれの目標数値は、過去3年間の減少率を踏まえ、より一層のペースで減少させる数値を設定しました。

なお、自転車乗用中死者数については、死者数1人の増減により数%の変動が生じることとなるため、具体的な数値を目標とすることは適当ではないという考えもありますが、死者数は最も重要な指標であることに鑑み、数値目標を設定しました。

（参考：平成24年の各数値）

- ・ 自転車乗用中死者数 34人
- ・ 自転車事故発生件数 17,078件
- ・ 駅前放置自転車台数 48,197台

第4 安全利用に関する各主体の役割等

第1に掲げたとおり、自転車の安全利用を推進するためには、社会全体で取り組む必要があります。

自転車に関わる主体である行政（東京都、警視庁、国及び区市町村）、自転車利用者、事業者、保護者、子供の教育・育成に携わる者その他関係者には、それぞれ次のような観点から、安全利用の推進の担い手となることが求められます。

○ 行政

行政は、自転車の安全利用を推進するために必要な施策を自ら実施するとともに、自転車に関わる様々な主体による安全利用の取組が社会全体で効果的に行われるよう必要な支援をします。

特に東京都は、この計画の策定主体として、また、広域的自治体として、自転車に関わる様々な主体によるこの計画を踏まえた取組を促進するためのけん引役となります。

○ 自転車利用者

自転車利用者は、自転車を安全で適正に利用すべきであることを自覚し、自転車を放置しないことも含め、交通ルール・マナーを習得し、実践します。

○ 事業者

事業者は、業務上の自転車の利用、従業員による通勤での自転車の利用、自転車の製造・販売等といった自らの事業活動と自転車の関わりの内容・程度に応じて、事業者自身にも自転車の安全利用に関する責任があることを自覚し、必要な取組を実施します。

○ 保護者及び子供の教育・育成に携わる者

保護者及び子供の教育・育成に携わる者は、子供が交通ルール・マナーを習得できるよう指導するとともに、子供の交通ルール・マナーに関する規範意識を醸成します。また、保護者は、子供の模範となるように自転車を安全で適正に利用します。

○ その他関係者

地域の団体、交通ボランティア等は、行政、自転車利用者等と連携しつつ、自転車の安全利用に関する自主的な取組を推進するよう努めます。

そこで、各主体がそれぞれの役割を適切に果たすとともに、互いの役割を十分理解した上で、相互に協力しながら、より効果的な取組が行われるようにするため、第5の実施事項においては、道路交通法（昭和35年法律第105号）、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「自転車法」といいます。）、東京都自転車安全利用条例等に規定された自転車の安全利用に関する事項等を踏まえ、都として、行政、自転車利用者、事業者等がそれぞれ果たすべきと考える具体的な取組を示しました。

自転車に関わる各主体は、この計画の趣旨を踏まえ、自転車の安全利用が社会全体で取り組まれるよう、不断の努力をしていくことが重要です。

第5 実施事項

自転車に関わる各主体は、次の取組を実施します。

- 1 自転車の安全利用の実践
- 2 自転車の安全利用に関する教育の推進
- 3 放置自転車の削減
- 4 安全な自転車利用環境の整備等
- 5 安全性の高い自転車の普及
- 6 自転車事故に備えた措置
- 7 悪質・危険な自転車利用者に対する対処

1 自転車の安全利用の実践

(1) 自転車の利用に関する心構え

自転車は、都市における移動手段として、コスト面を含め利便性が高い一方で、徒歩と比べて速度が高い車両であることから、ひとたび事故が起こると、被害者になるだけでなく、加害者にもなりかねないものです。

また、自転車の放置は、歩行者等の通行の著しい妨げとなるとともに、区市町村においては、放置された自転車の撤去・保管等に要する経費として年間150億円以上もの予算が投じられているなど、多大なコストを生じさせています。

したがって、自転車利用者は、交通社会の一員として、自転車を放置しないことも含めた交通ルールを遵守することはもちろん、保険の加入等の応分の経済的負担も含め、自動車と同様の車両を利用している者としての自覚と責任をもって行動しなければなりません。

(2) 自転車利用者等による安全利用の実践

ア 自転車利用者による安全利用の実践

自転車利用者は、次のような基本的な交通ルール・マナーの遵守を始めとして、安全利用を実践します。

- ・ 信号を遵守する。
- ・ 交差点で一時停止をするなど、周囲の安全を確認する。
- ・ 携帯電話での通話やスマートフォンの画面の注視、イヤホンの使用、傘差し運転、並進等の危険な運転をしない。
- ・ 車道は左側を通行する。
- ・ 道路標識等により歩道を通行することができることとされている場合、子供や高齢者等が自転車を利用する場合、車道又は交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するためやむを得ない場合において、歩道を通行する際には、歩行者優先で車道寄りを通行し、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止する。
- ・ 夜間はライトを点灯する。
- ・ 自転車を放置せず、駐輪場等を利用する。
- ・ 大人も子供もヘルメットを着用する。

- ・ こまめに点検整備をする。
- ・ 自転車事故に遭った場合は、警察への通報、被害者の救護等を行う。

イ 事業者による安全利用の実践

業務で自転車を使用する事業者は、従業者による基本的な交通ルール・マナーの遵守を始めとして、自転車の安全利用を実践します。

また、特に、自転車を利用すること自体が事業である自転車貨物運送事業者（自転車便）、自転車旅客運送事業者（自転車タクシー）及び自転車貸付事業者（レンタサイクル・コミュニティサイクル）は、東京都自転車安全利用条例に規定する登録を積極的に受け、自転車の安全利用を実践するとともに、他の自転車利用者の模範となるようにします。

2 自転車の安全利用に関する教育の推進

(1) 自転車利用者による取組

ア 主体的な学習

自転車利用者は、自転車の安全利用を実践できるよう、東京都自転車安全利用指針（以下「安全利用指針」といいます。）、東京都自転車点検整備指針（以下「点検整備指針」といいます。）、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、交通ルール・マナーを積極的に習得します。

イ 安全教室等の受講

自転車利用者は、学校、事業所、商業施設等における自転車の安全利用に関する教育（以下単に「教育」といいます。）の実施状況について、行政の広報誌やウェブサイト等を通じて把握し、積極的に自転車安全教室（以下単に「安全教室」といいます。）等を受講します。

(2) 様々な主体による教育の推進

ア 保護者による教育

(ア) 保護者による教育

保護者は、安全利用指針、点検整備指針、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、子供に対し、交通ルール・マナーを教えます。

(イ) 子供の模範となる自転車利用

保護者は、安全利用指針、点検整備指針、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、自ら正しい交通ルール・マナーを習得・実践することにより、自転車の安全利用について子供の模範となります。

(ウ) 保護者への支援

行政は、自転車の安全利用に関する保護者向けのリーフレットを配布することなどにより、保護者が子供に対して容易に教育を行うことができるようにします。

また、行政及び学校等の子供の教育・育成に携わる者は、主に子供を対象とした安

全教室等を開催する際に、保護者の参加も呼び掛けることなどにより、保護者も交通ルール・マナーを習得できる機会を提供できるようにします。

イ 学校における教育

(ア) 学校における教育

学校においては、児童・生徒が交通ルール・マナーを正しく習得し、実践できるよう、児童・生徒の発達の段階に配慮しつつ、交通安全を含む安全教育を総合的・体系的に推進することを目的とした「安全教育プログラム」（東京都教育委員会作成）を参考として、例えば次のような参加・体験・実践型の安全教室を行政と連携して開催するなど、効果的な教育を推進します。

- ・ スタントマンが自転車事故の現場を再現することで、事故の恐怖を体感させるスケアード・ストレイト方式による安全教室
- ・ 街中での自転車の運転を模擬的に体験できる自転車シミュレータを活用した安全教室
- ・ 基本的な交通ルール等を学ぶ座学と実技指導を受講する自転車免許証交通安全教室

(イ) 学校への支援

行政は、学校における教育が推進されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、交通事故の発生状況等の情報提供、学校と連携した安全教室の開催等を行います。

ウ 事業者による教育

(ア) 事業者による教育

事業者は、従業者が自転車を安全で適正に利用できるよう、教育担当者の選任、人事異動期等に合わせた定期的な教育機会の確保、安全利用指針を踏まえた教育マニュアルの作成等を行い、従業者の自転車の利用形態に応じた適切な教育を行います。

また、業務で自転車を利用する従業者や自転車通勤をする従業者に対して、朝礼、会社の電子掲示板等を活用して、自転車の安全利用や交通事故に関する情報を速やかに共有できるようにします。

(イ) 事業者への支援

行政は、事業者による従業者への教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、交通事故の発生状況等の情報提供、事業者と連携した安全教室の開催等を行います。

警視庁は、自転車の安全利用に積極的に取り組む企業を「自転車安全利用モデル企業」に指定することにより、従業者の交通安全意識の高揚と自転車の安全管理に努める事業者の拡大を図ります。

各業界団体は、傘下事業者における効果的な教育の実施事例や自転車事故の事例等を広報誌や機関誌で取り上げるなどして、傘下事業者における取組を促すよう努めま

す。

エ 地域の団体等による教育

(ア) 地域の団体等による教育

町会・自治会、PTA、老人クラブ、交通ボランティア等は、団体の加入者等が自転車を安全で適正に利用できるよう、教育の実施、団体の広報誌や機関誌への交通ルール・マナーの掲載等に努めます。

(イ) 地域の団体等への支援

行政は、地域の団体等による教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、地域の団体等と連携した安全教室の開催等を行います。

オ 自転車関連事業者による教育

(ア) 自転車関連事業者による教育

自転車小売業者、駐輪場の運営等を行う事業者を始めとした自転車関連事業者による顧客に対する自転車の販売等の機会を捉えた教育は、正に自転車を利用しようとしている者に働き掛けるものであり、教育の効果を大きくすることが期待できます。

このため、自転車関連事業者は、自転車の安全利用に関するリーフレットの配布やポスターの掲示等により、交通ルール・マナーを周知します。また、自転車製造業者は、自転車の取扱説明書に交通ルール・マナーを記載するなどし、交通ルール・マナーを周知します。

(イ) 自転車関連事業者への支援

行政は、自転車関連事業者による顧客等に対する教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットの提供、自転車関連事業者と連携した安全教室の開催等を行います。

カ 行政による取組

(ア) 様々な主体と連携した取組

行政は、安全利用指針により教育の方法等を示すほか、保護者、事業者、地域の団体等と連携し、自転車シミュレータを活用した安全教室、スケアード・ストレイト方式による安全教室、自転車免許証交通安全教室等を行います。また、業務で自転車を利用する職員は、他の自転車利用者の模範となるように自転車を安全で適正に利用します。

警視庁は、自動車運転免許の更新時講習や処分者講習、安全運転管理者講習等の機会を捉え、自転車に関する交通ルール・マナーを併せて教えます。

(イ) 都内一斉での啓発の実施

行政は、全国交通安全運動、駅前放置自転車クリーンキャンペーン、TOKYO交通安全

キャンペーン等の中で、交通ルール・マナーの周知を都内一斉に行うことにより、効果的な啓発活動を行います。

(3) 対象に応じた適切な教育の推進

ア 保護者の監督下で自転車を利用する者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

保護者の監督下で自転車を利用する子供に対しては、座学だけでなく、実際に自転車を利用しながら、保護者が交通ルール・マナー、自転車の利用に潜む危険とその回避方法等を具体的に指導します。

(イ) 保護者の監督下で自転車を利用する者に対する教育の実施への支援

行政は、保護者向けの自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、保護者も対象とした安全教室の開催等により保護者の交通ルール・マナーの知識の向上を図ることで、保護者による家庭での教育を支援します。

イ 自転車を一人で利用する者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

成人を含め、保護者の監督下を離れて自転車を一人で利用する者に対しては、行政、家庭、学校、事業者、地域の団体等が、様々な機会に、自身の身を守る方法だけでなく、他者に配慮した自転車の利用方法も含めた教育を行います。

行政は、自転車関連のイベント等に合わせて、自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、自転車シミュレータ教室の開催等により、幅広い年齢層が教育を受けられるようにします。

(イ) 自転車を一人で利用する者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、商業施設等における安全教室の開催等により、自転車を一人で利用する者に対する教育を支援します。

ウ 高齢者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

高齢者に対しては、身近にいる家族等が、日常生活の中で視聴覚、認知機能、バランス感覚等の身体機能の変化を察知し、高齢者自身にその変化を自覚させることにより、より安全な自転車利用を促します。

また、行政は、老人クラブ等と連携するなどし、高齢者向けの安全教室を開催して高齢者の積極的な参加を求め、加齢による身体機能の変化を自覚させるとともに、自転車の安全利用に関する知識・技能を身に付けさせます。

(イ) 高齢者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、老人クラブ等と連携した安全教室の開催等により、高齢者に対する教育を支援します。

エ 従業者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

業務で自転車を利用する従業者に対しては、事業者が、その業務の特性、自転車を利用する地域の状況等を踏まえ、自転車利用に伴う危険とその回避方法を具体的に教育します。また、自転車通勤をする従業者に対しては、事業者が、自転車の安全利用に関するリーフレット、ウェブサイト等を紹介するなどして、従業者が安全に自転車通勤をするとともに、自転車を放置しないように教育します。

行政は、交通ボランティア、地域の団体等と連携し、自転車の走行が多い通勤時間帯を中心に、自転車利用者に対する街頭指導及び広報啓発を推進します。

(イ) 従業者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、事業者と連携した安全教室の開催等により、従業者に対する教育を支援します。

各種業界団体は、傘下事業者における効果的な教育の実施事例や自転車事故の事例等を広報誌や機関誌で取り上げるなどして、傘下事業者における取組を促すよう努めます。

オ 安全教室等の受講を促進するための創意工夫

教育を行う各主体は、次のようなインセンティブを付与するなどして、自転車利用者が自ら積極的に安全教室等を受講するよう、創意工夫します。

- ・ 受講者に対する駐輪場の優先利用
- ・ 会場における自転車の無料の点検整備
- ・ 様々な年齢層に合わせたイベント（各種アトラクション、歌謡ショー、落語等）との同時開催
- ・ 安全教室の受講成績が優秀な者や他の自転車利用者の模範となる者に対する表彰

3 放置自転車の削減

(1) 自転車利用者による取組

自転車利用者は、道路における自転車の放置が基本的に道路交通法に違反する違法行為であること、また、放置自転車は歩行者等の通行の著しい妨げとなるとともに、その撤去・保管等に多大なコストが生じていることを認識し、自転車を決して放置せず、あらかじめ目的地周辺の駐輪場をインターネット等で確認するなどして、駐輪場等を利用します。

(2) 駐輪場等の整備の推進

ア 行政による整備等

(ア) 駐輪場の整備

行政は、地域の実情を踏まえ、自転車の駐輪需要に応じた駐輪場の整備を推進します。また、状況に応じて、駐輪場用地の提供、道路占用許可、補助金の交付といった適切な手法も活用します。

(イ) 駐輪場の整備に関する支援・協力

東京都は、駐輪場の用地確保に関し、鉄道事業者や道路管理者等との連絡調整をするなど、区市町村に対する支援・協力を行います。

また、鉄道事業者は、行政から駐輪場の設置に協力を求められたときは、自転車法に基づき積極的に協力します。

イ 小売業者、鉄道事業者等による整備等

(ア) 駐輪場の整備

区市町村が定めた駐輪場の附置義務条例や大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の適用を受ける小売業者等は、それらの法令に基づき、顧客等の駐輪需要を満たす適正な規模の駐輪場を整備します。その際、商店街の各店舗など、個々の店舗の敷地内に駐輪場所を確保することが難しい場合は、共同での駐輪場の設置、休業日を設けている店舗の敷地の活用等、創意工夫を凝らして駐輪場所の確保に努めます。

また、小売業者、鉄道事業者等は、東京都自転車安全利用条例に基づき、土地の利用状況等を踏まえ、可能な限り、顧客等の駐輪需要を満たす適正な規模の駐輪場を整備します。

(イ) 駐輪場の整備に関する支援

東京都は、各種業界団体等を通じて、東京都自転車安全利用条例を始めとした関係法令の周知、駐輪場の整備に関する助言、効果的な事例の紹介等を行い、小売業者、鉄道事業者等による駐輪場の整備を促します。

ウ 一般事業者による整備等

(ア) 駐輪場所の確保

事業者は、敷地内における駐輪場所の確保のほか、自動車駐車場の転用、ビルの屋上や荷物置き場等のデッドスペースの活用、業務用スペースへの自転車の持込み等の創意工夫を凝らしつつ、東京都自転車安全利用条例に基づき、自転車通勤をする従業員等のための駐輪場所の確保を推進します。

(イ) ビル所有者等による協力

オフィスビル、商業ビル等の所有者は、テナント事業者が東京都自転車安全利用条例の駐輪場所の確認等の義務を果たすことができるよう、敷地内における駐輪場所の確保、オフィスフロアへの自転車の持込み許可等の協力を努めます。

(ウ) 行政による働き掛け

東京都は、業界団体を通じるなどして、事業者に対し、東京都自転車安全利用条例に基づく事業者の義務を周知し、事業者による主体的な駐輪場所の確保が推進されるようにします。

(3) 適正な駐輪の啓発

ア 行政による啓発

(ア) 駐輪場情報の提供

東京都は、インターネット等で地図情報を提供している事業者により、都内の駐輪場の情報を提供することにより、自転車利用者による駐輪場の利用を促進します。

(イ) キャンペーン等の実施

行政、鉄道事業者及び関係機関・団体は、一体となって「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を広域的に実施するなど、自転車の放置が道路交通法に違反する行為であることやその撤去・保管等に多大なコストが生じていることの周知を含めて、自転車の放置防止と駐輪場利用促進の啓発活動を行い、自転車の駐輪秩序の確立を図ります。

(ウ) 関係者による連携の促進

行政は、鉄道事業者、地元商工会等の関係者による協議会を設置するなどして、関係者による取組を促し、放置自転車対策を推進します。

(エ) 放置自転車、駐輪場の整備等に関する情報提供

東京都は、区市町村、駐輪場整備業者等に対して、放置自転車に関する規制、撤去、処分や駐輪場の整備等について情報提供します。

イ 小売業者、鉄道事業者等における啓発

(ア) 分かりやすい駐輪場の案内

自転車での来客が多い小売業者、鉄道事業者等は、顧客や鉄道利用者等による駐輪場所の利用を促進するため、看板、ホームページ等を活用して、駐輪場を分かりやすく案内します。

(イ) 他の交通手段の利用案内

自転車での来客が多い小売業者、鉄道事業者等は、駐輪場所の収容能力以上の自転車利用者の来客が見込まれる場合は、公共交通機関の利用や徒歩での来店を案内するなど、顧客や鉄道利用者等の自転車が違法に放置されないように案内を行います。

ウ 一般事業者による啓発

(ア) 自転車通勤をする従業員に対する駐輪場所の確保・確認

事業者は、東京都自転車安全利用条例に基づき、自転車通勤をする従業員のための駐輪場所を確保し、又は従業員が駐輪場所を確保していることを確認することにより、通勤途中の駅周辺等も含めて従業員が通勤自転車を違法に放置しないようにします。また、通勤自転車が放置されていることが分かった場合は、従業員に対して違法に放置しないように指導します。

(イ) 自転車での来客等への啓発

事業者は、顧客等が自転車を違法に放置しないよう、事業所の周辺の駐輪場や公共交通機関の利用等を案内します。

(4) 放置自転車の撤去等

ア より効果的・効率的な放置自転車の撤去

区市町村は、自転車法に基づき、次のような方法によるなどして、より効果的かつ効

率的に放置自転車を撤去することにより、放置自転車を抑止し、安全な通行環境を確保します。

- ・ 放置自転車が歩行者の通行に著しい支障を生じさせている地区等を、駐輪場の整備状況にかかわらず、直ちに放置自転車を撤去できる区域として指定すること。
- ・ 撤去する地区や時間帯をランダムに変えること。
- ・ 撤去自転車の所有者に対する通知を省略すること。
- ・ 撤去自転車の保管場所の確保等のため、撤去自転車の売却までの期間を短縮すること。

イ 撤去に要した費用の確実な徴収等による放置自転車の抑止

区市町村は、放置自転車の撤去・保管等に実際に要した費用に見合う額の手数料を設定した上で、撤去自転車の引取りの有無にかかわらず、その手数料を徴収するよう努め、自転車利用者に対し、自らの放置について確実に経済的負担をさせることにより、放置自転車を抑止します。

ウ 区市町村による撤去に対する支援

東京都は、放置自転車の撤去がより効果的かつ効率的に行われるよう、区市町村に対して、放置自転車対策の効果的な事例等の情報提供を行います。

(5) 各主体が連携した放置自転車の削減

行政、鉄道事業者、小売業者等は、放置自転車の解消に向け、それぞれの役割や取組内容を具体的に協議・決定する会議を設置することなどにより、連携して駐輪場の整備、近隣の駐輪場の利用啓発等を推進します。

4 安全な自転車利用環境の整備等

(1) 自転車利用環境の整備

ア 適切な整備手法の選定による自転車利用環境の整備

道路管理者及び交通管理者は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成24年11月国土交通省道路局・警察庁交通局。以下「ガイドライン」といいます。）も参考にして、道路の構造や利用状況等を踏まえ、自転車道、自転車レーン（自転車専用通行帯）、自転車ナビマーク等の適切な手法を選定した上で、歩行者、自転車、自動車それぞれが安全に通行できる環境を整備します。特に、バス停留所、タクシー乗り場、横断歩道橋の昇降口、地下横断歩道の地上出入口、パーキング・メーターの周辺等、自転車と他の交通主体との交錯の危険性の高い箇所においては、歩行者、バスやタクシーの乗降客、自転車、自動車等のそれぞれの安全確保に一層配慮して整備します。

イ 生活道路における自動車の流入抑止等のための幹線道路の整備

道路管理者は、生活道路に入り込む自動車を排除し、自転車利用者等の安全を確保するため、幹線道路の整備を推進します。

ウ 効果的な交通規制の実施

交通管理者及び道路管理者は、道路の構造や利用状況等を踏まえ、生活道路における自動車の最高速度30km/hの区域規制等を前提とした“ゾーン30”の整備、交差点における自動車による自転車の巻き込みを防止するための信号制御や自転車の停止位置の前出し等の適切な手法を選定した上で、歩行者、自転車、自動車それぞれが安全に通行できる環境を整備します。

エ 関係者の連携促進

東京都は、道路管理者や交通管理者、バスやタクシー事業者を始めとした運送事業者、沿道の小売業者等による協議会を設置するなどして、関係者の連携を促し、安全な自転車利用環境が整備されるように促します。

(2) 自転車利用環境のネットワーク化の推進

ア 自転車利用環境の連続性・統一性の確保

道路管理者及び交通管理者は、ガイドラインも参考にして、自転車利用環境を整備する際に関係する道路管理者と路面表示の色や形状等について協議することなどにより、都内における自転車利用環境が、歩行者、自転車、自動車それぞれにとって安全で分かりやすく、連続性・統一性のあるものとなるように検討します。

イ 複数の区市町村にまたがる自転車利用環境の整備における調整

東京都は、道路管理者や交通管理者を始めとした関係者による協議会を設置し、複数の区市町村等の連携を促すなどして、連続した安全な自転車利用環境が確保されるように促します。

(3) 自転車の車道通行に対する自動車利用者の理解の促進

ア 自動車運転者に対する説明

行政は、自動車運転者を参加者に含む交通安全教室等において、自転車の通行ルールや自転車の特性等について説明するなどして、自転車が車両の一つであり、車道においてはお互いの安全に配慮した運転をしなければならないことを理解させます。

イ 自動車運転免許に関する講習、教習所等での指導

警視庁は、自動車運転免許の更新時講習や処分者講習、安全運転管理者講習等の機会を捉え、自動車等の運転者が車道を走行する自転車の安全に配慮した運転を心掛けるよう、運転者が遵守すべき事項の教育を行います。

ウ 違法駐車車両の排除

警視庁は、自転車の車道走行を妨害する駐車違反に対し、取締りを強化します。また、駐車監視員等が重点的に活動する場所、時間帯等を定めた「取締り活動ガイドライン」を見直す際には、自転車レーン等を設置した路線を重点路線等に指定するなど、自転車の安全な車道走行の確保を視野に入れて行います。

5 安全性の高い自転車の普及

(1) 自転車の点検整備の推進

ア 自転車利用者等による日常的な点検整備の実施

(ア) 自転車利用者等による点検整備

自転車利用者及び業務で自転車を使用する事業者は、点検整備指針を踏まえ、日常的な点検整備の方法を習得し、自分自身で日常的な点検を行います。また、年に一回程度は、自転車店を活用するなどして、定期的な点検整備を行います。

(イ) 点検整備の普及・啓発

東京都は、自転車利用者等による点検整備が行われるよう、点検整備指針で示した日常的な点検整備の方法等を分かりやすく示した教材を公表します。また、定期的な点検整備について、関係団体等と連携し、普及啓発を図ります。

イ 自転車関連事業者による定期的な点検整備の啓発・実施

(ア) 自転車小売業者等による啓発

自転車小売業者は、自転車を販売する際に点検整備の必要性について購入者に説明し、適切に点検整備を行うように啓発します。また、行政等が行う安全教室に参加するなどして、点検整備の方法等の周知に努めます。

自転車の点検整備を行っている自転車小売業者等は、その旨を分かりやすく表示するとともに、点検整備を求められたときは、点検整備指針を踏まえて点検整備を実施します。

(イ) 自転車の取扱説明書への記載

自転車製造業者は、製造する自転車の取扱説明書に日常的な点検整備のポイント及び定期的な点検整備を受ける必要があることなどを記載し、自転車利用者による点検整備を促します。

(2) 安定性の高い自転車の開発・普及

ア 自転車製造業者による取組

自転車製造業者は、幼児二人同乗用自転車、高齢者向けの三輪自転車等の自転車利用者の利用形態、特性等に配慮したより安定性が高く、転倒しにくい自転車の開発や普及を図ります。

イ 自転車小売業者による取組

自転車小売業者は、自転車利用者の特性、自転車の利用形態等に配慮し、適切な自転車を紹介するなど、自転車利用者がより安全に自転車を利用できるようにします。

(3) ウィンカー等の開発・普及

自転車製造事業者等は、電池の高性能化やLED電球による省電力化等を踏まえ、ウィンカー、テールランプ、オートライト、サイドミラー等の自転車の安全利用に役立つ器具を備えた自転車の開発や普及を図ります。

東京都、自転車小売業者等は、ウィンカー、テールランプ、オートライト、サイドミラー等が普及するよう、広報啓発等を行います。

6 自転車事故に備えた措置

(1) 反射材、ヘルメット等の普及

行政、自転車小売業者等は、自転車利用者に対して、反射材や自転車乗車用ヘルメット等の利用効果を分かりやすく説明するほか、安全教室等における反射材等の配布、自らの率先した利用等により、反射材、ヘルメット等の普及を図ります。

(2) 自転車損害賠償保険への加入

ア 自転車利用者等による保険加入

自転車利用者及び業務で自転車を使用する事業者は、自らが加入している各種保険（火災保険や自動車保険、それらの特約や付帯保険等）が、自転車事故により他人に与えた損害の賠償を補償する保険（以下「自転車損害賠償保険」といいます。）であるか確認し、加入していない場合には、加入します。

イ 自転車損害賠償保険への加入啓発

(ア) 自転車利用者に対する説明

各種保険の特約、付帯保険等として自転車損害賠償保険を販売している保険会社は、保険加入者に対し、補償内容に自転車損害賠償保険が含まれているか説明します。

(イ) 保険加入に関する情報提供等

行政、保険会社、自転車小売業者等は、自転車利用者等に対し、自転車損害賠償保険に関する情報提供等を行います。

(3) 自転車事故に遭った場合の対処方法や応急手当に関する知識の普及

行政、自転車小売業者等は、自転車事故が起きた場合の基本的な対処手順（他の交通の妨げにならない場所への自転車の移動、被害者の救護、警察への通報等）や応急手当の方法を記載したリーフレットを配布するなどして、自転車利用者が自転車事故に遭った際に適切な対処を行える知識を普及します。

7 悪質・危険な自転車利用者に対する対処

(1) 自転車利用者による悪質・危険な行為の指導・取締り

ア 効果的な街頭指導の実施

警視庁は、各警察署において、自転車の通行実態、自転車事故の発生状況、自転車利用環境の整備状況等を勘案した上で、自転車に対する街頭指導活動を重点的に実施する地区・路線（自転車対策重点地区・路線）を選定し、その地区・路線において、通勤・通学時間帯に指導を行うなど、指導の効果が上がる街頭指導を行います。

イ 指導警告カードの活用

警視庁は、交通ルール・マナーを守らない自転車走行に対しては自転車指導警告カードを活用した街頭指導を強化します。

ウ 悪質・危険な違反者に対する取締りの実施

警視庁は、信号無視やブレーキのない自転車の運転を始めとする悪質・危険な違反者に対しては交通切符による取締りを実施します。

(2) 悪質・危険な行為を繰り返す自転車利用者に対する講習の実施

警視庁は、道路交通法の改正により、平成27年12月までに導入される悪質・危険な行為を繰り返す自転車利用者に対する講習制度を円滑に運用し、自転車の安全利用を促進します。

第6 総括

1 各主体の連携による取組

第5で示した実施事項において主体として明示された行政機関、事業者等は、自転車の安全利用に関する自らの社会的責任を自覚した上で、その役割を適切に果たす必要があります。その上で、各主体による取組の効果をより一層高めるため、例えば次のように各主体が相互に連携して必要な取組を実施することが重要です。

- ・ 交通ルール・マナー、自転車の車体、自転車損害賠償保険等に関する専門的な知識を有する主体が連携した安全教室を開催するなどして、教育内容の充実を図る。
- ・ 区市町村が行う放置自転車の撤去活動と併せて、周辺の小売業者、鉄道事業者、一般事業者等が、自ら管理・運営している駐輪場の利用を啓発したり、駐輪場を利用している間に不良箇所の整備を受けられるようにしたりするなど、自転車利用者による駐輪場の利用を一層促進する。
- ・ 行政が、安全教室を受講した者に対して受講証を発行し、事業者は、その受講証を提示した自転車利用者に対し、駐輪場の優先利用や利用料金の割引、安全性の高い自転車の販売価格の割引を行うことなどにより、積極的な安全教室の受講を促進する。

2 民間活力の有効利用

自転車の安全利用に関する事業者の取組は、その事業者に直接経済的利益をもたらすものでないものであっても、それぞれの社会的責任に鑑み実施すべきものです。しかし、例えば事業者による安全教室や駐輪場の整備、安全性の高い自転車の製造等が採算に合う事業として成立する場合には、事業者の創意工夫や競争が促進され、一層効果的な取組になることが期待できます。

一方で、こうした取組が採算に合う事業として成立するためには、自転車利用者や事業で自転車を使用する事業者等が、「自転車の利用により利便性等のメリットを享受するためには、自転車を利用する際に安全教室等の受講による交通ルール・マナーの習得や駐輪場の利用といった一定の手間やコストを負担しなければならない」といった認識を持つ必要があります。

そこで、行政は、自転車利用者や事業で自転車を使用する事業者等に対して、自転車利用に伴う社会的責任やコスト負担の必要性を含め、この計画に記載された取組を求めるなど、民間活力が有効に利用されるための意識を醸成します。また、自転車に関する物・サービス

を提供する側の自転車製造業者、自転車小売業者、駐輪場事業者等は、提供している物・サービスについて創意工夫をすることで、物・サービスの利用を促し、安全利用に関する取組の拡大につなげます。

3 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて

2020年にオリンピック・パラリンピック競技大会が東京で開催されることに伴い、国内外から多くの観客が東京を訪れることとなります。そのため、こうした観客や都民等が、安全で安心して通行できる環境を整備することが必要です。

第5で示した実施事項は、自転車の安全利用を推進するための基礎的かつ普遍的なものです。そのため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を一つの目標として捉え、歩行者の円滑な通行や首都東京にふさわしい都市景観の創出を図るための駐輪場の整備、外国人旅行者等でも自転車の通行場所や通行方法が一目で分かる地図や道路上の絵文字（ピクトグラム）の普及等を含め、自転車に関わる全ての主体が、第5で示した実施事項に一体となって取り組むことで、東京が世界に誇る“誰もが安全で安心できる道路交通”を実現することができます。

おわりに

自転車は、高い利便性を有した乗り物であり、都民生活や事業活動に重要な役割を果たしています。しかし、運転免許が不要であり容易に利用できることなどから、自転車は徒歩と比べて速度が高い車両であるにもかかわらず、交通ルールの遵守といった安全意識の面等では、徒歩での移動と同じ感覚で利用される傾向にあります。

そこで、自転車に対する意識を抜本的に転換し、「自転車は車両であり、その利用には車両の利用者としての責任が伴う」という意識を社会全体に浸透させ、全ての者に適切な行動を促すことが重要です。

現在は、自転車の安全利用に対する社会的関心が高まっており、安全教育の推進、安全な自転車利用環境の整備等によって自転車の安全利用に対する意識を広く浸透させる絶好の機会です。

この計画の理念である「社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会を実現する」ため、自転車に関わる全ての者には、自らの責任を認識し、期待される役割を果たしていくことが強く求められています。

平成26年4月発行

登録番号(26)1

駅前放置自転車の現況と対策 平成25年度調査

編集・発行 東京都青少年・治安対策本部
総合対策部交通安全課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5388)3124

印刷所 昭和商事株式会社
東京都豊島区巣鴨三丁目24番11号
電話 03(3910)5921

